平成25年度

集団指導資料

介護老人福祉施設(介護予防)短期入所生活介護

平成26年2月18日(火)

岡山県保健福祉部 長寿社会課

平成25年度 集団指導

指定介護老人福祉施設・(介護予防) 短期入所生活介護

目 次

		負
1	平成26年度介護報酬改定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事業実施にあたっての留意事項について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3	介護報酬算定上の留意事項について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
4	その他の費用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
5	参考資料	
	●指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等を定める条例・・・・・・・・	44
	(平成24年岡山県条例第63号)	
	●介護保険法に基づく指定居宅サービス等の人員、設備及び運	
	営の基準等を定める条例(※関係部分抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	(平成24年岡山県条例第62号)	
	●介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の人員、設備及	
	び運営並びに指定介護サービス等に係る介護予防のための効	
	果的な支援の方法の基準等を定める条例(※関係部分抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
	(平成24年岡山県条例第65号)	
	●介護保険法に基づき条例で規定された指定介護老人福祉施設	
	の人員、設備及び運営の基準等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
	(平成25年1月15日付け長寿第1869号 県課長通知)	
	●介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及	
	び指定介護予防サービス等の基準等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
	(平成25年1月15日付け長寿第1868号 県課長通知)

根拠となる法令・通知等	略表記
(指定介護老人福祉施設)	
・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年 厚生省令第39	39号省令
号)	
・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17	43号通知
日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知))	
指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年 厚生省告示第	21号告示
21号)	
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特	40号通知
定施設入居者生活介護に係る部分) 及び指定施設サービス等に要する費用の額の算	
定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40	
号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)	
・介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第63号) ※平成25年4月1日施行	県条例 (介福
(指定短期入所生活介護)	
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚	37号省令
生省令第37号)	
指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9	25号通知
月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)	
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19	19号告示
号) ・介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第62号) ※平成25年4月1日施行	県条例(居宅
(指定介護予防短期入所生活介護)	
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス	35号省令
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省	
令第35号)	
・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省	127号告示
告示第127号)	
・介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第65号) ※平成25年4月1日施行	県条例(予防

根拠となる法令・通知等	略表記
(共通)	
・介護保険法(平成9年法律第123号)	法律
・介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)	規則
・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成24年厚生省告示 <u>第95号</u>)	95号告示
・厚生労働大臣が定める基準(平成24年厚生省告示第 <u>96号</u>)	96号告示
・厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年厚生省告示 <u>第</u> 97号)	97号告示
・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所	27号告示
介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)	
・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告	29号告示
示第29号)	
・居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生	419号告示
労働省告示第419号)	
・厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成1	123号告示
2年厚生省告示第123号)	
・介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限	413号告示
度額(平成17年厚生労働省告示第413号)	
・介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3	414号告示
第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額(平成17年厚生労働省告示第414号)	
・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企	54号通知
第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)	
・介護保険施設等における日常生活費等の受領について(平成12年11月16日老振第75	75・122号通知
号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知)	
(Q&A)	
・厚生労働省の発出している「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に	Q&A
関するQ&A	
※Q&Aは削除や変更されている場合があるので、最新の情報を確認すること	
<厚生労働省のQ&Aが掲載されているホームページ>	
nttp://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/	
ndex. html	

1 平成26年度介護報酬改定について

平成26年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

別紙1:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙2:指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

別紙3:指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

別紙4:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙5:指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙6:指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する 基準

別紙7:指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

別紙1:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

# J =	
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表	
8 短期入所生活介護費(1日につき)	
イ 短期入所生活介護費	
	8 短期入所生活介護費(1日につき)

- 33 -

─ 単独型短期入所生活介護費(I)	i
a 要介護 1	645単位
b 要介護 2	715単位
c 要介護 3	787単位
d 要介護 4	857単位
e 要介護 5	926単位
□ 単独型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	718単位
b 要介護 2	787単位
c 要介護 3	858単位
d 要介護 4	927単位
e 要介護 5	995単位
(2) 併設型短期入所生活介護費	
─ 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	609単位
b 要介護 2	679単位
c 要介護 3	751単位
d 要介護 4	821単位
e 要介護 5	890単位
□ 併設型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	682単位
b 要介護 2	751単位
c 要介護 3	822単位
d 要介護 4	891単位
e 要介護 5	959単位
ロ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
→ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
_a 要介護 1	747単位
b 要介護 2	817単位
c 要介護 3	890単位
d 要介護 4	960単位
e 要介護 5	1,029単位
□ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	747単位

(→) 単独型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	648単位
b 要介護 2	719単位
c 要介護 3	791単位
d 要介護 4	862単位
e 要介護 5	931単位
□ 単独型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	722単位
b 要介護 2	791単位
c 要介護 3	863単位
d 要介護 4	932単位
e 要介護 5	1,000単位
(2) 併設型短期入所生活介護費	
─ 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	612単位
b 要介護 2	683単位
c 要介護 3	755単位
d 要介護 4	825単位
e 要介護 5	895単位
□ 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	686単位
b 要介護 2	755単位
c 要介護 3	826単位
d 要介護 4	896単位
e 要介護 5	964単位
ロ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
→ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	751単位
<u>b 要介護 2</u>	821単位
c 要介護3	895単位
d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,034単位
□ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	751単位

b	要介護 2		817単位
С	要介護3		890単位
d	要介護 4		960単位
е	要介護 5		1,029単位
) 併	ト設型ユニッ	ト型短期入所生活介護費	
(-)	併設型ユニ	ット型短期入所生活介護費(1)	
a	要介護 1		711単位
b	要介護 2		781単位
С	要介護3		854単位
d	要介護4		924単位
e	要介護 5		993単位
(\Box)	併設型ユニ	ット型短期入所生活介護費(II)	
a	要介護 1		711単位
b	要介護 2	<u>-</u>	781単位

(2)

要介護3

- 要介護4 924単位 要介護5 993単位 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、 別に厚生 労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満た すものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業 所(指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入 所生活介護事業所をいう。以下同じ。)(同条第2項の規定の適用 を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を含む。)にお いて、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス基準第120条に 規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合 に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基 準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それ ぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務
 - 2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない 場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を 算定する.

条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97

に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若

しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当す る場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 要介護2 821単位 895単位 要介護3 d 要介護4 965単位 要介護5 1,034単位
- (2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費
- (→) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)

a	要介護1	715単位
b	要介護2	785単位
С	要介護3	859単位
d	要介護4	929単位
е	要介護5	998単位

□ 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ

a	要介護1	715単位
b	要介護2	785単位
С	要介護3	859単位
d	要介護4	929単位
е	要介護 5	998単位

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生 労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満た すものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業 所(指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入 所生活介護事業所をいう。以下同じ。)(同条第2項の規定の適用 を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を含む。)にお いて、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス基準第120条に 規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合 に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基 準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それ ぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務 条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97 に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若 しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当す る場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
 - 口について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない 場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を 算定する.

- 3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業 療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサー ジ指圧師(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名 以上配置しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第12 1条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又 は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護 事業所にあっては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受 ける特別養護老人ホーム(老人福祉法第20条の5に規定する特別 養護老人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第124条第4 項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下 この注3において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事 業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理 学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者 を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第 2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活 介護費の注4において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上 配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所 生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加 算する
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、 当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数 を所定単位数に加算する。
 - 看護体制加算(I) 看護体制加算(II)

4単位 8 単位

854単位

- 35 -

- 5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する 基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生 活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日に つき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
 - (1) 夜勤職員配置加算(I)

13単位

- (2) 夜勤職員配置加算(I) 18単位
- 6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での 生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用すること が適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行っ た場合は、利用を開始した目から起算して7日を限度として、1

- 3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業 療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサー ジ指圧師 (以下この注において「理学療法士等」という。)を1名 以上配置しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第12 1条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又 は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護 事業所にあっては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受 ける特別養護老人ホーム(老人福祉法第20条の5に規定する特別 養護老人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第124条第4 項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下 この注3において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事 業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理 学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者 を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第 2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活 介護費の注4において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上 配置しているもの) として都道府県知事に届け出た指定短期入所 生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加 算する.
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、 当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数 を所定単位数に加算する。

看護体制加算(I) (1)

4 単位 8 単位

(2) 看護体制加算(II)

5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する 基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生 活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日に つき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 夜勤職員配置加算(I)

13単位

(2) 夜勤職員配置加算(II)

18単位

6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での 生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用すること が適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行っ た場合は、利用を開始した目から起算して7日を限度として、1 日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年 性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、 若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単 位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しな
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うこと が必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を 所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護 曹又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、 単独型短期入所生活介護費(II)又は併設型短期入所生活介護費(II)を 算定する。
 - 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判 断した者
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用 する者
 - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に 重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の 必要があると医師が判断した者
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県 知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し指 定短期入所生活介護を行った場合は、緊急短期入所体制確保加算 として、1日につき40単位を所定単位数に加算し、当該指定短期 入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居 宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短 期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算と して当該指定短期入所生活介護を行った目から起算して7日(利 用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情が ある場合は、14日)を限度として、1日につき60単位を所定単位 数に加算する。ただし、緊急短期入所受入加算については、注6 を算定している場合は、算定しない。また、当該事業所において、 連続する3月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場

日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年 性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、 若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単 位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しな
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うこと が必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生 活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を 所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護 曹又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、 単独型短期入所生活介護費(II)又は併設型短期入所生活介護費(II)を 算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判 断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用 する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に 重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の 必要があると医師が判断した者
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県 知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し指 定短期入所生活介護を行った場合は、緊急短期入所体制確保加算 として、1日につき40単位を所定単位数に加算し、当該指定短期 入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居 宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短 期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算と して当該指定短期入所生活介護を行った目から起算して7日(利 用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情が ある場合は、14日)を限度として、1日につき60単位を所定単位 数に加算する。ただし、緊急短期入所受入加算については、注6 を算定している場合は、算定しない。また、当該事業所において、 連続する3月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場

- 37 -

- 合は、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り緊急 短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算は、算定しない。
- 11 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指 定短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出について は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平 成12年厚生省告示第21号) 別表指定施設サービス等介護給付費単 位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。) の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サ ービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があっ たものとみなす。
- 12 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けて いる場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所 生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない
- 23単位 ハ 療養食加算
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事 に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介 護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、 1日につき所定単位数を加算する。
 - イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている
 - ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の 食事の提供が行われていること。
 - ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指 定短期入所生活介護事業所において行われていること。
- 二 在字中重度者受入加算
 - 注 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用して いた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理 等を行わせた場合は、1目につき次に掲げる区分に応じ、それぞ れ所定単位数を加算する。
 - 看護体制加算(1)を算定している場合(看護体制加算(11)を算定 していない場合に限る。) 421単位
 - ロ 看護体制加算(II)を算定している場合 (看護体制加算(I)を算定 していない場合に限る。) 417単位
 - 413単位 ハ 看護体制加算(I)及び(II)をいずれも算定している場合
 - ニ 看護体制加算を算定していない場合 425単位

- 合は、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り緊急 短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算は、算定しない。
- 11 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指 定短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出について は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平 成12年厚生省告示第21号) 別表指定施設サービス等介護給付費単 位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。) の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サ ービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があっ たものとみなす。
- 12 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けて いる場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所 生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。
- 、 療養食加算
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事 に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介 護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、 1日につき所定単位数を加算する。
 - イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている こと。
 - ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の 食事の提供が行われていること。
 - ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指 定短期入所生活介護事業所において行われていること。
- 二 在宅中重度者受入加算
 - 注 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用して いた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理 等を行わせた場合は、1目につき次に掲げる区分に応じ、それぞ れ所定単位数を加算する。
 - 看護体制加算(1)を算定している場合(看護体制加算(1)を算定 していない場合に限る。)
 - ロ 看護体制加算(II)を算定している場合 (看護体制加算(I)を算定 していない場合に限る。) 417単位
 - ハ 看護体制加算(I)及び(II)をいずれも算定している場合 413単位
 - ニ 看護体制加算を算定していない場合

425単位

ホ サービス提供体制強化加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対 し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区 分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、 次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に 掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) サービス提供体制強化加算(1)
- 6 単位 6単位
- (2) サービス提供体制強化加算(II) (3) サービス提供体制強化加算(11)

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

ホ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算(1) (2) サービス提供体制強化加算(II)

掲げるその他の加算は算定しない。

- 6単位
- 6 単位

介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定 短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介 護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月 31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただ し、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、 次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位 数の1000分の25に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(I) (1)により算定した単位数の100分の 90に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)により算定した単位数の100分の 80に相当する単位数

介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定 短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介 護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月 31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただ し、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、 次に掲げるその他の加算は算定しない。

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道

府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対

し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区 分に従い、1目につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、

次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位 数の1000分の25に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(I) (1)により算定した単位数の100分の 90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の 80に相当する単位数

別紙3:指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(変更点は下線部)

現 行	改 正 案
別表	別表
指定施設サービス等介護給付費単位数表	指定施設サービス等介護給付費単位数表
1 介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設サービス
イ 介護福祉施設サービス	イ 介護福祉施設サービス
(1) 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)
→ 介護福祉施設サービス費	→ 介護福祉施設サービス費
a 介護福祉施設サービス費([)	a 介護福祉施設サービス費(I)
<u>i 要介護1 577</u> 单	位 _ i 要介護 1 580単位
ii 要介護 2 647 単	位
iii 要介護 3 719 ji	位 iii 要介護 3 723単位
<u>iv</u> 要介護 4 789 単	位 <u>iv</u> 要介護 4 794単位
<u>v 要介護 5 858単</u>	<u>v 要介護 5 863単位</u>
b 介護福祉施設サービス費(I)	b 介護福祉施設サービス費(II)
_i 要介護 1 630 単	位 i 要介護 1 634単位
<u>ii 要介護 2 699単</u>	位 <u>ii 要介護 2 703単位</u>
<u>iii</u> 要介護 3 770 単	位 <u>iii 要介護 3 775単位</u>
<u>iv</u> 要介護 4 839 単	<u>iv</u> 要介護 4 844単位
v 要介護 5 907単	
c 介護福祉施設サービス費(III)	c 介護福祉施設サービス費(Ⅲ)
i 要介護 1 623単	位 _ i 要介護 1 627単位
<u>ii 要介護 2 691</u> 単	位 <u>ii 要介護 2</u> 695単位
<u>iii 要介護 3 762</u> 單	位 <u>iii 要介護 3 767単位</u>
<u>iv</u> 要介護 4 831単	<u>iv</u> 要介護 4 836単位
v 要介護 5 898単	位 _ v 要介護 5 903単位
二 小規模介護福祉施設サービス費	二 小規模介護福祉施設サービス費
a 小規模介護福祉施設サービス費(I)	a 小規模介護福祉施設サービス費(I)
i 要介護 1 738単	<u>i 要介護 1 742単位</u>
<u>ii</u> 要介護 2 804 単	
<u>iii 要介護 3 875</u> 單	位 <u>iii 要介護 3</u> 880単位
iv 要介護 4 941単	<u>iv</u> 要介護 4 947単位

- 1 -

v 要介護 5	1,007単位
b 小規模介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	789単位
ii 要介護 2	853単位
ii 要介護 3	924単位
iv 要介護 4	989単位
v 要介護 5	1,054単位
c 小規模介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	780単位
ii 要介護 2	845単位
ii 要介護 3	914単位
iv 要介護 4	979単位
v 要介護 5	1,043単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
_i 要介護 1	577単位
ii 要介護2又は要介護3	689単位
iii 要介護4又は要介護5	823単位
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	630単位
ii 要介護2又は要介護3	740単位
iii 要介護4又は要介護5	873単位
c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
i 要介護 1	623単位
ii 要介護2又は要介護3	733単位
iii 要介護4又は要介護5	864単位
二 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(!)	
i 要介護 1	738単位
<u>ii 要介護2又は要介護3</u>	844単位
iii 要介護4又は要介護5	973単位
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	789単位
ii 要介護2又は要介護3	894単位

v 要介護 5	1,013単位
b 小規模介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	794単位
ii 要介護 2	858単位
iii 要介護 3	930単位
iv 要介護 4	995単位
v 要介護 5	1,060単位
c 小規模介護福祉施設サービス費(II)	
<u>i 要介護 1</u>	785単位
ii 要介護 2	850単位
iii 要介護 3	919単位
<u>iv</u> 要介護 4	985単位
v 要介護 5	1,049単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
→ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	580単位
ii 要介護2又は要介護3	693単位
iii 要介護4又は要介護5	828単位
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	634単位
ii 要介護2又は要介護3	744単位
iii 要介護4又は要介護5	878単位
c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	627単位
ii 要介護2又は要介護3	737単位
<u>iii 要介護 4 又は要介護 5</u>	869単位
二 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
<u>i 要介護 1</u>	742単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	849単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	979単位
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	=0.43V.44
i 要介護 1	794単位
ii 要介護2又は要介護3	899単位

iii 要介護4又は要介護5	1,021単位
c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	780単位
ii 要介護2又は要介護3	885単位
iii 要介護4又は要介護5	1,011単位
ロ ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設	设サービス
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	
一 ユニット型介護福祉施設サービス費	
a ユニット型介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	659単位
ii 要介護 2	729単位
iii 要介護 3	802単位
iv 要介護 4	872単位
v 要介護 5	941単位
b ユニット型介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	659単位
ii 要介護 2	729単位
<u>iii 要介護 3</u>	802単位
iv 要介護 4	872単位
v 要介護 5	941単位
□ ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	
a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	808単位
<u>ii 要介護 2</u>	874単位
<u>iii 要介護 3</u>	945単位
<u>iv 要介護 4</u>	1,012単位
v 要介護 5	1,078単位
b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i 要介護 1	808単位
<u>ii 要介護 2</u>	874単位
<u>iii 要介護 3</u>	945単位
<u>iv 要介護 4</u>	1,012単位
v 要介護 5	1,078単位
(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1	日につき)
→ ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	

iii 要介護4又は要介護5	1,027単位
c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
i 要介護 1	785単位
ii 要介護2又は要介護3	890単位
iii 要介護4又は要介護5	1,017単位
コ ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施	設サービス
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	
→ ユニット型介護福祉施設サービス費	
a ユニット型介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	663単位
ii 要介護 2	733単位
ii 要介護 3	807単位
iv 要介護 4	877単位
v 要介護 5	947単位
b ユニット型介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	663単位
ii 要介護 2	733単位
iii 要介護 3	807単位
iv 要介護 4	877単位
v 要介護 5	947単位
□ ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	
a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(!)	
i 要介護 1	813単位
ii 要介護 2	879単位
ⅲ 要介護 3	951単位
iv 要介護 4	1,018単位
▽ 要介護 5	1,084単位
b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	813単位
<u>ii 要介護 2</u>	879単位
ⅲ 要介護 3	951単位
<u>iv 要介護 4</u>	1,018単位
v 要介護 5	1,084単位
(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1 日につき)
(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	

- 3 -

a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービ	ス費(1)
i 要介護 1	659単位
ii 要介護2又は要介護3	761単位
ii 要介護4又は要介護5	897単位
b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービ	ス費(I)
i 要介護 1	659単位
ii 要介護2又は要介護3	761単位
iii 要介護4又は要介護5	897単位
二 ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サ	ービス費
a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設	サービス費(I)
i 要介護 1	808単位
ii 要介護2又は要介護3	915単位
iii 要介護4又は要介護5	1,044単位
b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設	せービス費(Ⅱ)
i 要介護 1	808単位
ii 要介護2又は要介護3	915単位
iii 要介護4又は要介護5	1,044単位
注1 イ(1)及びロ(1)については、別に厚生労働大臣が	『定める施設基
準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜	
の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道	直府県知事(地
方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1	7 . The . — Mil. 1
(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の2	71. 7. 1. 1. 1.
市(以下「中核市」という。)においては、指定都	
の市長。以下同じ。)に届け出た指定介護老人福祉	
険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。	
第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。	
おいて、指定介護福祉施設サービス(同号に規定	/ - 11111 - 211 1000
福祉施設サービスをいう。以下同じ)(介護保険	
成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧指	
下「旧措置入所者」という。)に対して行われるも	
行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別	
臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要	
に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。たた	
を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない	
単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。	なお、入所者

a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	·(I)
i 要介護 1	663単位
i 要介護2又は要介護3	766単位
ii 要介護4又は要介護5	902単位
b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	·(II)
i 要介護 1	663単位
<u>ii 要介護2又は要介護3</u>	766単位
iii 要介護4又は要介護5	902単位
□ ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービ	
a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サー	-ビス費(I)
i 要介護 1	813単位
ii 要介護2又は要介護3	921単位
iii 要介護4又は要介護5	1,050単位
b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サー	
i 要介護 1	813単位
ii 要介護2又は要介護3	921単位
iii 要介護4又は要介護5	1,050単位
注1 イ(1)及びロ(1)については、別に厚生労働大臣が定と	
準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を	
の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府り	
方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の	
(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第	
市(以下「中核市」という。)においては、指定都市フ	
の市長。以下同じ。)に届け出た指定介護老人福祉施設	
険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。)第4	
第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以 ⁻	
おいて、指定介護福祉施設サービス(同号に規定する	
福祉施設サービスをいう。以下同じ)(介護保険法)	
成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置	
下「旧措置入所者」という。)に対して行われるもので	
行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に見	
臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介記	
に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、	
を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合	
単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なる	お、入所者

- の数又は介護職員、看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 イ(2)及びロ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス(旧措置入所者に対して行われるものに限る。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を寛定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減量する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、 日常生活継続支援加算として、1日につき23単位を所定単位数 に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、 当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位 数を所定単位数に加算する。

(1)	看護体制加算(1)イ	6 単位
(2)	看護体制加算(I)口	4 単位
(3)	看護体制加算(I)イ	13単位
(4)	看護体制加簋(Ⅱ)口	8 単位

- の数又は介護職員、看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が 定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 イ(2)及びロ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス(旧措置入所者に対して行われるものに限る。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満定さない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を寛定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘 束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から 減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、 日常生活継続支援加算として、1日につき23単位を所定単位数 に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、 当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位 数を所定単位数に加算する。

(1)	看護体制加算(1)イ	6 単位
(2)	看護体制加算(I)口	4 単位
(3)	看護体制加算(I)イ	13単位
(4)	看護体制加算(Ⅱ)口	8 単位

- 5 -
- 7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老 人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

	2(1-14)) D E M C // / L E M (-// / D)	
(1)	夜勤職員配置加算(I)イ	22単位
(2)	夜勤職員配置加算(I)口	13単位
(3)	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	27単位
(4)	夜勤職員配置加算(I)□	18単位

- 8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設 については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を 所定単位数に加算する。
- 9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作 業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッ サージ指圧師(以下この注において「理学療法士等」という。) を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介 護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事 する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士 等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介 護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年 厚生省令第39号) 第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。 注11及び注13において同じ。)で入所者の数を100で除した数以上 配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老 人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、 生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機 能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を 行っている場合は、個別機能訓練加算として、1目につき12単 位を所定単位数に加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性 認知症入所者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2 条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者と なった入所者をいう。以下同じ。)に対して指定介護福祉施設サ ービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、 1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ヨを算定

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老 人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日に つき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 夜勤職員配置加算(I)イ 22単位 (2) 夜勤職員配置加算(I)ロ 13単位 (3) 夜勤職員配置加算(I)イ 27単位 (4) 夜勤職員配置加算(I)口 18単位

- 8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して いるものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設 については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を 所定単位数に加算する。
- 9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作 業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッ サージ指圧師(以下この注において「理学療法士等」という。) を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介 護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事 する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士 等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介 護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年 厚生省令第39号) 第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。 注11及び注13において同じ。)で入所者の数を100で除した数以上 配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老 人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、 生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機 能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を 行っている場合は、個別機能訓練加算として、1目につき12単 位を所定単位数に加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。)に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ヨを算定

している場合は、算定しない。

- 11 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師 を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介 護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の 職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常 勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているも の) として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設につ いては、1日につき25単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。) である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人 福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養 指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を 所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しく は言語機能に障害のある者又は知的障害者(以下「視覚障害者 等」という。)である入所者の数が15以上である指定介護老人福 祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性 を有する者として別に厚生労働大臣が定める者(以下「障害者 生活支援員」という。)であって専ら障害者生活支援員としての 職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置している もの(視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護者 人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者 生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤 換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上 配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老 人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日 につき26単位を所定単位数に加算する。
- 14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に 対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度と して所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、 入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室 (以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平 成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に 厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、介護福祉施設サ

- している場合は、算定しない。
- 11 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師 を1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介 護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の 職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常 勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているも の)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設につ いては、1日につき25単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。) である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人 福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養 指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を 所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しく は言語機能に障害のある者又は知的障害者(以下「視覚障害者 等」という。)である入所者の数が15以上である指定介護老人福 祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性 を有する者として別に厚生労働大臣が定める者(以下「障害者 生活支援員」という。)であって専ら障害者生活支援員としての 職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置している もの(視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老 人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者 生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤 換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上 配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老 人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日 につき26単位を所定単位数に加算する。
- 14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に 対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度と して所定単位数に代えて1目につき246単位を算定する。ただし、 入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室 (以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平 成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に 厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、介護福祉施設サ

ービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護 福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サー ビス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設 サービス費(II)若しくは介護福祉施設サービス費(II)、小規模介護 福祉施設サービス費(I)若しくは小規模介護福祉施設サービス費 (II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)若しくは旧措置入 所者介護福祉施設サービス費(三)又は小規模旧措置入所者介護福 祉施設サービス費(II)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設

- サービス費(II)を算定する。 16 次のいずれかに該当する者に対して、介護福祉施設サービス 費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施 設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費(II)若し くは介護福祉施設サービス費団、小規模介護福祉施設サービス 費団若しくは小規模介護福祉施設サービス費団、旧措置入所者 介護福祉施設サービス費(II)若しくは旧措置入所者介護福祉施設 サービス費(11)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算 定する
 - 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師 が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30目以内 であるもの
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入 所する者
 - 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況 に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への 入所が必要であると医師が判断した者
- ハ 初期加算
 - 注 入所した目から起算して30日以内の期間については、初期加算 として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又 は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合 も、同様とする。
- 退所時等相談援助加算
- (1) 退所前訪問相談援助加算

(2) 退所後訪問相談援助加算

460単位

460単位

- ービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護 福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サー ビス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設 サービス費(II)若しくは介護福祉施設サービス費(II)、小規模介護 福祉施設サービス費(II)若しくは小規模介護福祉施設サービス費 (Ⅲ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは旧措置入 所者介護福祉施設サービス費(三)又は小規模旧措置入所者介護福 祉施設サービス費(II)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設 サービス費(II)を算定する。
- 16 次のいずれかに該当する者に対して、介護福祉施設サービス 費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施 設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費(II)若し くは介護福祉施設サービス費団、小規模介護福祉施設サービス 費団若しくは小規模介護福祉施設サービス費団、旧措置入所者 介護福祉施設サービス費団若しくは旧措置入所者介護福祉施設 サービス費(11)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算 定する
 - 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師 が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内 であるもの
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入 所する者
 - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況 に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への 入所が必要であると医師が判断した者
- 初期加算
- 注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算 として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又 は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合 も、同様とする。
- 二 退所時等相談援助加算
 - (1) 退所前訪問相談援助加算

460単位

(2) 退所後訪問相談援助加算 460単位

- 7 -

単位 (3) 退所時相談援助加算

500単位

400単位 500単位

(4) 退所前連携加算

(4) 退所前連携加算

注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあっては、2回)を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。)に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (2)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅 を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行っ た場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者 の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機 能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が 退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対 して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健 医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合 に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があ ると認められる入所者にあっては、2回)を限度として算定す る。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。)に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (2)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅 を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行っ た場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入 所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉 施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様 に質定する。

3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支程センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

- 9 -

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入 所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉 施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該 入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

4 (4)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス文は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として寛定する。

ホ 栄養マネジメント加算

14単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事 に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位 数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

- ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、 歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同し て、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養 ケア計画を作成していること。
- ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉 施設であること。

へ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉 施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄 養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、 現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入 所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉 施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該 入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

4 (4)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の所護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算でする。

ホ 栄養マネジメント加算

14単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事 に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位 数を加算する。
 - イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、 歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同し て、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養 ケア計画を作成していること。
 - ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
 - 二 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
 - ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉 施設であること。

へ 経口移行加算

98畄位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉 施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄 養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、 現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画 を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ト 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)

28単位

(2) 経口維持加算(II)

5 単位

- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は算定せず、経口維持加算(II)を算定している場合は経口維持加算(II)を算定しない
 - イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であって、 著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤 嚥が認められるものを対象としていること。
 - ロ 経口維持加算(II) 経口により食事を摂取する者であって、 摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としている

- を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ト 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)

28単位

(2) 経口維持加算(II)

5 単位

- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。)を受けた管理栄養士又、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起類を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は算定せず、経口維持加算(I)を算定している場合は経口維持加算(I)と算定しない。
 - イ 経口維持加算(i) 経口により食事を摂取する者であって、 著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤 嚥が認められるものを対象としていること。
 - ロ 経口維持加算(II) 経口により食事を摂取する者であって、 摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としている

- 11 -

こと。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- チ 口腔機能維持管理体制加算

30単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- リロ腔機能維持管理加算

110単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ヌ 療養食加算

23単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事 に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める 療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。た だし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定 している場合は、算定しない。
 - イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている こと
 - ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の 食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指 定介護老人福祉施設において行われていること。
- ル 看取り介護加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚 生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を

こと。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- チ 口腔機能維持管理体制加算

30単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- リロ腔機能維持管理加算

110単位

23単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
- ヌ療養食加算
 - 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事 に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める 療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。た だし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定 している場合は、算定しない。
 - イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること.
 - ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の 食事の提供が行われていること。
 - ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指 定介護老人福祉施設において行われていること。
- ル 看取り介護加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚 生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を

行った場合においては、死亡目以前4日以上30日以下については 1日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については1日に つき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月 に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、 算定しない。

ヲ 在字復帰支援機能加算

10単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施 設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあ っては、1目につき所定単位数を加算する。
 - イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。
 - 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、 入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅 サービスの利用に関する調整を行っていること。
- ワ 在宅・入所相互利用加算

30単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定 める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う場合におい ては、1目につき所定単位数を加算する。
- カ 認知症専門ケア加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣 が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基 準に掲げる区分に従い、1目につき次に掲げる所定単位数を加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 認知症専門ケア加算(I)

3 単位

(2) 認知症専門ケア加算(II)

4 単位 200単位

- ョ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での 生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した 者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、入所した 日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算 する
- タ サービス提供体制強化加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定

行った場合においては、死亡目以前4日以上30日以下については 1日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については1日に つき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月 に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、 算定しない。

ヲ 在字復帰支援機能加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施 設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあ っては、1目につき所定単位数を加算する。
 - イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること
 - 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、 入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅 サービスの利用に関する調整を行っていること。
- ワ 在宅・入所相互利用加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定 める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う場合におい ては 1日につき所定単位数を加算する。
- カ 認知症専門ケア加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣 が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基 準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I)

3単位

(2) 認知症専門ケア加算(II)

200単位

- ョ 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- 注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での 生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した 者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、入所した 日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算 する。
- タ サービス提供体制強化加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定

- 13 -

介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に 従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲 げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を 算定している場合は、算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)

(2) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

(3) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

レ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定 介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サー ビスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3 月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、 次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位 数の1000分の25に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の 90に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の 80に相当する単位数
- 2 介護保健施設サービス
 - 介護保健施設サービス費(1日につき)
 - (1) 介護保健施設サービス費(I)

要介護3

(一) 介護保健施設サービス費(i)

(10単位
757単位
820単位
872単位
925単位
739単位
311単位

介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に 従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次 に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲 げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を 算定している場合は、算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)

6 単位

(2) サービス提供体制強化加算(II) (3) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定 介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サー ビスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3 月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、 次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからタまでにより算定した単位 数の1000分の25に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(I) (1)により算定した単位数の100分の 90に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の 80に相当する単位数
- 2 介護保健施設サービス
- 介護保健施設サービス費(1日につき)
- (1) 介護保健施設サービス費(I)
 - ←) 介護保健施設サービス費(i)

	a	要介護1	716単位
	b	要介護2	763単位
	С	要介護3	826単位
	d	要介護 4	879単位
	е	要介護 5	932単位
٠,		A 5# /D 6# 46 50 1)	

(*) 介護保健施設サービス費(ii)

_	//	IX PI VENERA / X (=)	
	a	要介護1	745単位
	b	要介護 2	817単位
	С	要介護 3	880単位

873単位

<u>別紙5:指5</u>	定介護予防サー	<u>- ビスに要す</u>	る費用の額 <i>の</i>)算定に関する基準

(変更点は下線部)

現 行	改正案
別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表	別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表
8 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき) イ 介護予防短期入所生活介護費	8 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき) イ 介護予防短期入所生活介護費

- 25 -

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	ĺ
(→) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	483単位
b 要支援 2	600単位
□ 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要支援 1	521単位
b 要支援 2	648単位
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	
(→) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	455単位
b 要支援 2	566単位
□ 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	499単位
b 要支援 2	614単位
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	564単位
b 要支援 2	686単位
(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a 要支援 1	564単位
b 要支援 2	686単位
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(→) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
<u>a 要支援 1</u>	533単位
b 要支援 2	662単位
□ 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	=00.0V/ //-
<u>a 要支援 1</u>	533単位
b 要支援 2	662単位
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ	
生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関す	
満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予	
所生活介護事業所(指定介護予防サービス基準第129条	
規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう	

じ。) (同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	1
単独型介護予防短期入所生活介護費(I)	
_a 要支援 1	486単位
b 要支援2	603単位
□ 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	
_a 要支援 1	524単位
b 要支援 2	652単位
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	
─ 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	458単位
<u>b 要支援 2</u>	569単位
□ 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)	
<u>a 要支援 1</u>	502単位
b 要支援 2	617単位
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(-) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	567単位
b 要支援 2	690単位
□ 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	>////
<u>a 要支援 1</u>	567単位
b 要支援 2	690単位
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(→) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	536単位
b 要支援 2	666単位
□ 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a 要支援 1	536単位
b 要支援 2	666単位
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ	
生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関す	
満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予	

所生活介護事業所(指定介護予防サービス基準第129条第1項に 規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同 じ。) (同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に

規定する併設事業所を含む。)において、指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員者とは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさな い場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数 を算定する。
- 3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1名以上配置しているもの(利用者の数(指定介護予防サービ ス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入 所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である 指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用者の数 及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護者人ホーム又は 指定介護予防サービス基準第132条第4項に規定する併設本体施 設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。) が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所にあって は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等 を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓 練指導員として常勤換算方法(指定介護予防サービス基準第2 条第7号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入 居者生活介護費の注2において同じ。)で利用者の数を100で除し た数以上配置しているもの) として都道府県知事に届け出た指 定介護予防短期入所生活介護事業所について、1目につき12単 位を所定単位数に加算する。
- 4 医師が、認知症 (法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が 困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用する ことが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所

- 規定する併設事業所を含む。)において、指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員者しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数 を算定する。
- 3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1名以上配置しているもの(利用者の数(指定介護予防サービ ス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入 所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である 指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用者の数 及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護者人ホーム又は 指定介護予防サービス基準第132条第4項に規定する併設本体施 設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。) が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所にあって は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等 を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓 練指導員として常勤換算方法(指定介護予防サービス基準第2 条第7号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入 居者生活介護費の注2において同じ。)で利用者の数を100で除し た数以上配置しているもの) として都道府県知事に届け出た指 定介護予防短期入所生活介護事業所について、1目につき12単 位を所定単位数に加算する。
- 4 医師が、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所

生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。
- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入 所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費を支給す る場合は、それぞれ、単独型介護予防短期入所生活介護費(II)又 は併設型介護予防短期入所生活介護費(II)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が 判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室 を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況 に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利 用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介 護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた 指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所 生活介護費は、算定しない。

- 生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都 道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所に おいて、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生 活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1 日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定 している場合は、算定しない。
- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入 所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費を支給す る場合は、それぞれ、単独型介護予防短期入所生活介護費(II)又 は併設型介護予防短期入所生活介護費(II)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が 判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室 を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況 に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利 用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介 護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた 指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所 生活介護費は、算定しない。

- 27 -

こと。

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県 知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短 期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提 供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
 - イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている こと
 - ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の 食事の提供が行われていること。
 - 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指 定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。
- ニ サービス提供体制強化加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道 府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利 用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当 該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を 加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場 合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) サービス提供体制強化加算(I)

23単位

(2) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

(3) サービス提供体制強化加算(II)

6 単位

- - 6単位
- (3) サービス提供体制強化加算(II)

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県

供したときは、1目につき所定単位数を加算する。

食事の提供が行われていること

サービス提供体制強化加算

知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短

期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道

府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利

用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当

該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を

加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場

定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。

- 介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定 介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予 防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従 い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数 に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している 場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位 数の1000分の25に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の 90に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)により算定した単位数の100分 の80に相当する単位数

- 合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算(I)
- (2) サービス提供体制強化加算(II)

6単位

- ホ 介護職員処遇改善加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定 介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予 防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従 い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数 に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している 場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(1) イからニまでにより算定した単位 数の1000分の25に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1)により算定した単位数の100分の 90に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)により算定した単位数の100分 の80に相当する単位数

- 2 事業実施にあたっての留意事項について
- 1 空床利用型(介護予防)短期入所生活介護事業所に係る届出について

【(介護予防) 短期入所生活介護】

不適切事例

● 特養の併設事業所において、空床型を行う旨を記載した指定申請書を提出せず、又 は変更の届出を行わずに空床型事業を行っている。

<ポイント>

 空床利用型の(介護予防)短期入所生活介護を行う場合は、県に対し所定の届出を行う こと。

- (1) 事業開始当初から実施する場合(指定申請) 事業開始当初から空床利用型の事業を行う場合は、指定申請に係る書類にその旨を
- (2) 事業開始後実施する場合(変更の届出) 事業開始後、新たに空床利用型の事業を行う場合は、「変更の届出」によりその旨 を県(県民局)へ届け出ること。
 - ・介護保険法施行規則第121条第1項(予防:第140条の10第1項)
 - ・介護保険法法施行規則第131条第1項(予防:第140条の22第1項))

2 人員に関する基準

(1) 従業者の員数

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

① 入所者(利用者)数の算定方法

記載し、県へ提出すること。

不適切事例

●特養・短期生活事業の<u>新規指定(事業の再開を含む)の</u>際の人員配置に係る入所者(利用者)数の「推定数」 の考え方を誤っている。

<ポイント>

人員配置における入所者数は、当該施設の「前年度の平均値」による。(※前年度の実績が1年未満の場合、増床、減床部分を除く。)

特養:39号省令2条2項(短期:37号省令121条3項。予防:35号省令129条3項)

◆「推定数」の考え方

「推定数」とは、新設又は増床部分に係る前年度の実績が1年未満の場合に用いるもの。

- ①新設又は増床時点から6月未満
 - 推定数=新設ベッド数(又は増床ベッド数)×90%
- ②新設又は増床時点から6月以上1年未満の場合 推定数=直近の6月における「新設(又は増床部分の)入所者(利用者) 延べ数」÷6月間の日数
- ③新設又は増床時点から1年以上経過 推定数=直近1年間における「新設(又は増床部分の)入所(利用)者延数」 ÷1年間の日数

- 例)「入所者の前年度の平均値:40人」の施設が20床の増床をした場合について 増床の時点から6月未満における人員配置上の入所者数は 40人+(20床×90%)=58人 となり、入所者数「58人」に応じた人員の配置が必要となる。
- ※上記取扱いについては短期入所生活介護も同様
- (2) 勤務形態 (常勤・非常勤、専従・兼務 等)

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

不適切事例

●「非常勤」の従業者を「従業者の勤務形態一覧表」に「常勤」として記載している。

<ポイント>

(「常勤」・「非常勤」)

- ・人員基準上の「常勤」とは、「当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本)に達していることをいうもの」であることから、たとえ法人としての雇用形態が「常勤雇用」であっても他の事業所等での勤務がある場合は、一部例外を除き、介護保険の事業所の従業者としては「常勤」ではなく「非常勤」となる。
- <「常勤」「非常勤」に関する事例 その1>
 - ・A法人の従業者(看護職員)のKさんが、月曜~水曜はY特養で勤務し、木曜か ら土曜は、Zデイで勤務している場合において、Y特養とZデイでの勤務時間数が 「常勤」としての勤務時間数に達していても、Y特養、Zデイそれぞれにおける 「勤務形態」は「常勤」ではなく「非常勤」となる(当然、Y特養、Zデイそれぞれ における常勤換算上の員数は、「1」ではなく「O.*」となる。)
- <「常勤」「非常勤」に関する事例 その2>
 - ・A法人の従業者(生活相談員)のMさんが、月曜~水曜はY特養の生活相談員として勤務し、木曜から土曜は、同じY特養の介護職員として勤務している場合において、生活相談員と介護職員での勤務時間数が「常勤」としての勤務時間数に達していても、生活相談員、介護職員ともに「勤務形態」は「常勤」ではなく「非常勤」となり、この生活相談員は「常勤要件」を欠くことになる。

◆解釈通知:25号通知第2の2用語の定義 ◆解釈通知:43号通知第2の6用語の定義

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

不適切事例

●「管理者」や「(施設の)介護支援専門員」による複数の業務の過重な「兼務」により、運営管理や入所者の処遇に支障をきたしている。

<ポイント>

◆施設・事業所の従業者は、原則として基準上「兼務」できる旨の規定がない場合は、複数の業務の「兼務」はできないが、施設・事業所の「管理者」や特養の「介護支援専門員」は一定の条件を満たせば、例外的に他の業務を「兼務」することができるとされている。

しかしながら、当該職種において「兼務」が認められるのは、あくまで「施設(事業所)の管理上支障がない場合」(管理者)、「入所者(利用者)の処遇に影響がない場合」(介護支援専門員)であることから、過重な業務の兼務は「兼務」の要件を満たさないことになる。適正な業務が遂行できる範囲で「兼務」を行うこと。

特養: 39号省令 21条 県条例(介福) 24条 短期: 37号省令122条 県条例(居宅)149条 予防短期: 35号省令130条 県条例(予防)131条

3 設備に関する基準

(1) 設備等の用途変更に伴う届出

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

不適切事例

● 届出されている平面図と実際の設備の利用状況が異なっている。又は区画が変更されている。

例)介護材料室の一部を改修して相談室としている。

<ポイント>

- ・指定を受けた後に設備の利用状況が変更されていたり、増改築により施設・事業所の区 画が変更されているにもかかわらず、変更の届出がなされていない。
- ・施設整備補助金を受けて整備している場合は、補助金返還等に係る手続が必要な場合が あるので、変更前に関係部局へ協議すること。
- ・<u>増床(減床)等の場合は、「建物の構造概要」の変更だけでなく定員増(減)に伴い</u> <u>「運営規程」の変更届も必要になる</u>など、変更の内容によっては、複数の「変更届出事 項」に該当することがあるので留意すること。
- 「変更の届出」が必要なる事項については、「申請の手引」等を参照のこと

<介護保険法>

第七十五条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第八十九条 <u>指定介護老人福祉施設</u>の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第百十五条の五 <u>指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び</u> 所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介 護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以 内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 (2) 設備・備品等の適切な配置

不適切事例

●非常口付近や通路部分に机やストレッチャー等の備品を置いている。

<ポイント>

・ 廊下等通行に供する箇所に備品等があると、通行の妨げになるだけでなく、災害時等の速やかな避難の支障になる恐れもあることから、備品等は倉庫等適切な場所に保管すること(消防関係法令に抵触する恐れあり)

4 運営に関する基準

- (1)サービスの取扱方針
- 〇施設サービス計画等

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

不適切事例

- ●適切に施設サービス計画(短期入所生活介護計画)が作成されていない。
- ●施設サービス計画原案に係る入所者等の同意が、サービス提供後になっている。

<ポイント>

- 入所者(利用者)等への適切なサービス提供に資するため、施設サービス計画(短期 入所生活介護計画)については、入所者等の意向や心身の状況等に配慮したものでなければならない。
- ・ 施設サービス計画(短期入所生活介護計画)については、サービス提供前に入所者(利用者)又はその 家族に当該内容を説明し、文書により入所者(利用者)の同意を得ておく必要がある。
- 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、<u>相当期間以上(概ね4日以上)にわたり継続して入所することが予定される利用者については</u>、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用する<u>サービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を</u>記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

特養: 39号省令 12条 県条例(介福) 15条 短期: 37号省令129条 県条例(居宅) 155条 予防短期: 35号省令144条 県条例(予防) 145条

〇高齢者虐待の防止及び身体的拘束の廃止

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

不適切事例

- ●身体的拘束等に係る記録が不十分
- ●高齢者虐待防止・身体的拘束等の廃止に向けた取り組みが不十分

<ポイント>

・ 「身体拘束」については、所定の要件(切迫性・非代替性・一時性)を満たす場合 にやむを得ず認められるものであり、あくまで一時的な対応である。

やむを得ず身体的拘束を行う場合においても、<u>継続的に状態を把握するとともに</u>、 廃止に向け、継続的に取り組むことが必要である。

- やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、必ず当該入所者等に係る必要な事項(その 態様及び時間、その際の入所者等の状況、緊急やむを得ない理由 等)を記録しなければならない。
- 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従業者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に業務上関係のある者は、 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

また、施設・事業所の従業者については、不適切な言葉遣いや介護方法が、場合によっては<u>「高齢者虐待」となる恐れもある</u>ため、研修等を通じ、「高齢者虐待」に関する正しい知識を持つことが重要である。

特養:39号省令11条4項 県条例(介福)46条、28条第4項(※研修 県独自基準) (ユニット型、短期、予防にも同様の規定及び準用規定あり)

・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第5条第1項

(2)非常災害対策

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

不適切事例

●消防法令に基づく避難訓練及び消火訓練が年2回以上実施されていない。また、実施にあたって、あらかじめ地元の消防機関に訓練実施の通報がされていない。

<ポイント>

- ・ 非常災害に関する具体的計画(「非常災害に対する具体的な計画」とは、消防法施 行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等 の災害に対処するための計画)を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制 を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること
- ・ 定期的に避難、救出その他必要な訓練(年2回以上)を行うこと。また、実効性の ある訓練とするために地元消防等関係機関と連携して実施すること。
- 避難経路とされている箇所に通行の障害となるようなものがないか、避難に要した時間、情報伝達設備の不具合の有無等、避難訓練の結果を踏まえて様々な角度から検証・評価を行い、次回の訓練に活かすことが望ましい。

特養 : 39号省令26条 県条例(介福)30条(※県独自基準)

(ユニット型等は同条準用)

短期 : 37号省令103条 ※準用 県条例(短期)110条 ※準用 予防短期:35号省令104条 ※準用 県条例(予防)105条 ※準用

·消防法施行令第4条3項

・消防法施行令別表第1(6)口

·消防法施行規則第3条(第10項、第11項)

☆ 防災情報について、県では危機管理課がメール配信サービスを行っているので活用してください。また、当課HPに、地震想定をはじめ、防災に役立つ各種資料等が掲載されていますので、是非活用してください。

県危機管理課HP(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=12)

(3) 衛生管理等

〇 感染症・食中毒に対する措置 【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

不適切事例

- ●特養において、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す。 る委員会」を概ね3月に1回以上開催していない。
- ●特養において、整備された指針に基づき「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防 止のための研修」を年2回以上実施していない。

<ポイント>

- 施設・事業所において、感染症又は食中毒の発生を防止するための適切な措置を日 常的に行うよう従業者に徹底し、万一発生した場合は、関係機関に連絡の上、速やか な対処により、まん延を防止するとともに、その原因を究明し、再発防止のための改 善を行うよう留意すること。
- 指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための 対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 指定定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため の指針を整備すること。
- 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染 症及 び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること
- 感染規模や症状等により、行政(保健所)への報告が必要となるので留意すること

特養 : 39号省令 27条 県条例(介福) 31条

(ユニット型等は同条準用)

短期 : 37号省令104条(準用) 県条例(短期)111条(準用) 県条例(予防)106条(準用)

解釈通知:43号通知第4の25(2)③

介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止 のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発す るともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励 行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修 プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採 用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃など の業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知 されるようにする必要がある。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

参照:高齢者介護施設における感染対策マニュアル

厚生労働省HP(http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html) 保健福祉施設等におけるノロウイルス感染防止チェックリスト

県健康推進課HP(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=19376) 腸管出血性大腸菌(O157等)感染症警報 インフルエンザ施設内感染予防の手引き

(4)秘密保持のための対応

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

不適切事例

- 入所者(利用者)の個人情報の管理が不十分
- ・ ケースファイルに記載された入所者(利用者)の名前が、廊下から見える状態になっている、ケース記録用のパソコンが誰でも閲覧できる状態になっている。
- ・ 短期入所生活介護事業所がサービス担当者会議等で使用する個人情報について、利 用者等から事前に同意を得ていない。

<ポイント>

- ・ 個人情報保護の観点から、入所者(利用者)の個人情報が含まれる書類やデータなどについては、施錠できるロッカーへの保管やパスワードの設定等により適切な情報管理が必要である。
- ・ 指定短期入所生活介護事業者は、<u>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</u>

特養 : 39号省令30条 県条例(介福)34条

短期 : 37号省令33条 ※準用 県条例(居宅)35条 ※準用 予防短期:35号省令31条 ※準用 県条例(予防)32条 ※準用

(5) 苦情処理

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

不適切事例

- ●受け付けた苦情に係る内容や対応等を記録していない。
- ●苦情の内容の記録のみで、「その後の経過の記録」、「原因の分析」、「再発防止のための取組み」などが行われていない。

<ポイント>

- その提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(苦情処理マニュアル等により、窓口や処理のフロー等を明確にしておくことが望ましい。)
- ・ 苦情を受け付けた場合には、<u>当該苦情の内容等(受付日や苦情の内容等)を記録</u>しな ければならない。
- ・ 苦情については、「サービスの質の向上を図る上での重要な情報」であるとの認識に 立ち、業務改善に役立てる等の取組が求められる。

特養: 39号省令第33条 県条例(介福)37条

短期 : 37号省令第36条 ※準用 県条例(短期)38条 ※準用 予防短期:35号省令第34条 ※準用 県条例(予防)35条 ※準用

(6) 事故発生の防止及び発生時の対応

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

不適切事例

- ●特養において、整備された指針に基づき「事故防止のための従業者に対する研修」 を年2回以上実施していない。
- ●事故発生時に県民局及び市町村に連絡・報告をしていない。また、第2報(事故後の対応、事故原因の追求、再発防止に関する今後の対応・方針)の送付がないか、その内容が不十分である。

<ポイント>

高齢者の事故は重大な結果につながることも多いことから、事故防止のための適切な 知識を身につけておくことが大切である。

そのためには、<u>実効性のある研修を定期的(年2回以上)に開催し</u>、関係者へ、事故の予防及び発生時の適切な対応に係る知識の周知を図る必要がある。

- 事故の事例を集計・分析するなどにより再発防止策も併せて検討すること
- ・ 事故発生時には速<u>やかに関係各所へ連絡・報告すること</u>。 また、第1報のみの報告で以降の報告がないケースが散見されるが、<u>事故対応の終結</u> まで適宜報告すること。
- ・ 食中毒、感染症(インフルエンザ等)の集団発生も報告が必要なので留意すること。

特養: 39号省令35条 県条例(介福)39条

(ユニット型等は同条準用)

短期 : 37号省令37条 ※準用 県条例(居宅)40条 ※準用 予防短期: 35号省令35条 ※準用 県条例(予防)37条 ※準用

◆解釈通知:43号通知第4の31(4)

・介護職員その他の従業者に対する事故発生防止のための研修の内容としては、 事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するともに、当該指定介 護老人福祉施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、

職員研修施設内での研修で差し支えない。

◆所管県民局への報告:

H20. 3. 31長寿社会対策課通知「介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針」報告事項:

・県(所管県民局健康福祉部)への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の各項目が明記されている書式がある場合には、これによっても差し支えない。 (別紙省略)

(7) 運営規程・重要事項説明書について

【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

不適切事例

・
丁運営規程や重要事項説明書の内容が実態と異なっている。

<ポイント>

- ・従業者数や費用その他サービスの内容等に係る記載が変更されているにもかかわらず、 改定されていない。
- 運営規程や重要事項説明書の内容は契約内容の一部であることから、体制や運営内容等 が変更された場合は必ず運営規程等も見直しをすること。

〈県条例(介福)〉 第五条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、 あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十七条の運営規程の概要、従業者の 勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記し た文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければ ならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

!※第百五十二条(短期)、第百三十四条(予防)も同様の規定

(8)ユニットケア

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

不適切事例

- <u>)ユニット施設であるにもかかわらず適切な「ユニットケア」が行われていない。</u>
 - ・食事の時間、おむつ交換、入浴の機会等について、個別の要望を踏まえることなく、
 - 一律の時間等に行っている。(介護側の都合を優先している。)
 - ・ユニットリーダーをはじめとする直接処遇職員が、複数のユニットを兼務している。

<ポイント>

ユニットケアとは、「居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生 活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位を一致させたケア」のことで

そしてその「ユニットケア」を適切に実施するに当たっては、「**入居前の居宅におけ** <u>る生活と入居後の生活が連続したものになるように配慮</u>しながら、各ユニットにおいて 入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援しなければなら ない。

- ユニットケアにおいては、入居者、利用者各々の個別の事情を考慮し、例えば食事は 入居者等の起床時間に合わせたり、おむつ交換は各々の排泄サイクルを踏まえたタイミ ングとするなど、<u>適切な個別ケアを行うこと</u>。 ユニットケアにおける従業者の勤務体制については、継続性を重視したサービスの提
- 供に配慮しなければならないことから、いわゆる「馴染みの関係」が求められる。 よって**職員配置は「ユニットごとの固定配置」が基本**となる。

特養 : 39号省令39条 県条例(介福) 43条 : 37号省令140条の3 県条例(居宅)170条 短期 予防短期:35号省令152条 県条例(予防)153条

解釈通知:43号通知第5の7食事(1)、10勤務体制の確保等(1)

3 介護報酬算定上の留意事項について

1 従来型個室入所者に係る介護サービス費算定

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

不適切事例

●従来型個室の入所者・利用者に対して、医師の判断によらず(施設の判断で)、多床室に係る介護サービス費を算定している。

<ポイント>

- ・ 介護老人福祉施設の従来型個室に入所している者で、多床室の介護福祉施設サービス 費の算定ができる者は下記①~④のとおり。
 - ※(介護予防)短期入所生活介護は、下記②~④のとおり。
- ① 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室(以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(ただし、平成17年9月1日から同月30日までの間において、特別な室料を支払っていない者に限る。)
 - ※当該従来型個室を一旦退所後、再度、当該従来型個室に入所した場合は対象外
- ② <u>感染症等により、従来型個室への入所が必要であると**医師が判断**した者であって</u>、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの
- ③ 居室の面積が10.65㎡以下の従来型個室に入所する者
- ④ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると**医師が判断**した者

※経過措置等により介護報酬が多床室扱いとなる従来型個室の居住費(滞在費)も多床室 と同様になる。

算定告示: 21号告示別表1イロ注15、注16

別掲告示:95号告示第51号

別掲告示: 26号告示第16号、80号

不適切事例

- ●特養において、病院への入院期間中(病院からの施設への試験外泊を含む)について入退院日以外に係る介護福祉施設サービス費(基本単位等)を算定している。
- ●短期入所生活介護の利用者がそのまま同一敷地内の指定介護老人福祉施設に入所した際に、当該入所日に短期入所生活介護費を算定している。

<ポイント>

- ・ 短期入所、入所の日数については、原則として、<u>入所等した日及び退所等した日の両</u> 方を含むものとする。
- ・ <u>同一敷地内の</u>短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設又は介護保険施設(以下「介護保険施設等」という。)の間で、<u>利用者等が介護保険施設等から退所等したその日に他の介護保険施設等に入所等する場合</u>は、<u>入所等の日は含み、退所等の日は含ま</u>ない。

※隣接・近接する介護保険施設等の間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合も同様。

H15Q&A 問13

Q: 施設入所(入院)者が外泊した場合の居宅サービスの算定について

A: 介護保険施設及び医療機関の入所(入院)者が外泊時に利用した居宅サービスについては、外泊時費用の算定の有無にかかわらず、介護保険において算定できない。

留意事項通知:	40号通知第2の1(2)		ļ
		 	 !

3 届出 • 加算 • 減算関係

体制 届

介護老人福祉施設】((介護予防)短期入所生活介護】

不適切事例

●加算等が算定されなくなる場合にあって、速やかにその旨の届出がなされていない。

<ポイント>

- ・ 特養の空床型短期入所生活介護に係る届出については、特養の届出と重複するため一部を除き不要とされているが、併設型短期生活介護費を併せて算定する場合で本体施設 (空床型)と併設型(専用床)の加算内容が相違する場合は、その内容を事業所において把握し利用者にその違いを説明する必要があるので留意すること。
- ・ 地域密着型特養における空床型短期入所生活介護については、本体施設の届出が県に 提出されないことから、加算内容が相違する場合は、併設型(専用床)と別に届出が必 要であるので留意すること。
- ・ <u>加算の算定、取り下げだけでなく「人員基準欠如」になった場合も体制の届出が必要</u> となるので留意すること。
- また、「人員基準欠如」の「非該当」が算定要件となっている場合(日常生活継続支援加算、栄養マネジメント加算、療養食加算、サービス提供体制強化加算 等)があるので、「人員基準欠如」の届出を行う場合は、算定中の加算も必ず併せて確認すること。

留意事項通知:40号通知第1の2(36号通知第1の5を準用)

・事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等がされなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

体制等に関する届出における留意点について:41号通知第5の9個

- ・介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで及び⑥から⑫※については内容が重複するので、届出は不要とすること。 介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入 所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、 「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要が ある。なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば 足りるものである。
- (※ ②ユニットケア体制、③機能訓練指導体制、④夜勤勤務条件基準、⑥職員の欠員による減算の状況、⑦緊急受入体制及び看護体制加算、⑧夜勤職員配置加算、 ⑨若年性認知症利用者受入加算、⑩療養食加算、⑪サービス提供体制強化加算) ⑫介護職員処遇改善加算

H21Q&A 問35

- Q: 短期入所生活介護における看護体制加算・サービス提供体制加算等において、人員配置の状況によっては、<u>当該短期入所生活介護の空床部分と併設部分で加算の算定の状況が異なることがあり得るが</u>、その場合、どちらを利用するについては施設が決めてよいか。
- A: 利用者に対して空床利用部分と併設部分の利用料の違いと体制の違いについて説明した上で、利用者の選択に基づく適切な契約によるべきである。

減算関係

- ①夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が「夜勤職員基準(下表参照)」に定める員数に満たない事態が**2日以上連続して発生した場合**
- ②夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が「夜勤職員基準(下表参照)」に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

【夜勤時間帯】: 午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間 をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。(※1 日のうち当該夜勤時間帯を除いた時間帯が「日中」の時間帯となる。)

夜勤職員配置基準				
	ユニット部分			
入所者等の数※1	D数※1 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数※2			
25以下	1以上			
26~60	2以上	07 - w L - LI- 1 N		
61~80	3以上	2ユニットごとに1以 上		
81~100	4以上			
101以上	4+(入所者等の数※-100)÷25人以上 ※小数点以下を切り上げ			

- ※1・【短期入所(単独型)】は、短期入所の利用者数とする。
 - ・【特護及び短期入所(併設型・空床型)】は、<u>特養の入所者と短期入所の利用者の合</u>計とする。
 - ・【特養<u>以外</u>に併設する短期入所(併設型)】は、短期入所の利用者数とする。 入所者等の数は「前年度平均」を用いること。(小数点以下切り上げ)
- ※2 【特養<u>以外</u>に併設する短期入所(併設型)】の場合は、本体施設として必要とされ

スと 【特後<u>めが</u>に所設する短期人所(所設主)】の場合は、本体施設として必要とで る夜勤職員(介護又は看護職員)に**加えて**上記の数とする。

i別掲告示:29号告示

(2) 人員基準欠如による減算 【介護老人福祉施設】【(介護予防)短期入所生活介護】

介護老人福祉施設及び(介護予防)短期入所生活介護において、<u>介護職員、看護職員</u> (介護老人福祉施設にあっては<u>介護支援専門員</u>)の配置が、暦月において<u>基準上満たすべき員数を下回っている場合</u>に、入所者等の全員について、<u>所定単位数が70%</u>に減算となる。

- ・人員基準欠如が1割を超える場合は、当該月の翌月から解消月まで減算となる。
- ・人員基準欠如が<u>1割以下</u>である場合は、<u>当該月の翌々月から解消月まで</u>減算となる(ただし、**翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く**。)。
 - ※入所者数及び利用者数は「前年度平均」を用いること。(小数点第2位以下切上げ) ※併設・空床利用の短期入所生活介護は、特別養護老人ホームと一体的に減算となる。

別掲告示:短期:27号告示第3号口~ホ

特養:27号告示第12号ロ、ハラ防:27号告示第17号ロ~ホ

(3) ユニットにおける職員に係る減算

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

ユニット型の介護老人福祉施設及び(介護予防)短期入所生活介護について、ある月(暦月)において下記①②いずれかの基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者(及び利用者)の全員について、所定単位数が97%に減算となる。(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)

- ① <u>日中</u>については、ユニットごとに<u>常時1人以上の介護職員又は看護職員</u>を配置すること。
- ②ユニットごとに、**常勤のユニットリーダーを配置**すること。

別掲告示 特養: 26号告示第50号

短期:26号告示第14号 予防:26号告示第79号

(4) 定員超過利用の減算

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

1) **介護老人福祉施設・短期入所生活介護(空床型)の場合** ア. 減算の対象

原則として、<u>1月間(暦月)の入所者数</u>(空床利用の短期入所を含む)<u>の平均</u>が運営規程に定める入所定員を超える場合は、該当月の翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、<u>すべての入所者(空床利用の短期入所利用者を含む)</u>について、**所定単位数が70%に減算**となる。

※入所者等の数の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日を含まない。 ※1月間の入所者等の数の平均は、当該月の全入所者等の延数を当該月の日数で除 して得た数(小数点以下を切り上げ)とする。

※空床利用の短期入所生活介護は、特別養護老人ホームと一体的に減算となる。

イ. やむを得ない措置等による定員の超過

介護老人福祉施設は下記①~③のいずれか、短期入所生活介護(<u>空床型</u>)は下記①②のいずれかによりやむを得ず定員を超過する場合は、減算とはならない。

①市町村が行った措置より、やむを得ず入所(利用)定員を超える場合 ②入院中の入所者が当初の予定より早期に再入所が可能となったときであって、その時点で当該施設が満床だった場合(当初の再入所予定日までの間に限る)	定員の数に100分の105 を乗じて得た数以内 (定員が40を超える場合は、 定員に2を加えて得た数以内) ※小数点以下切り捨て
③入所申込者の家族の急な入院等、事情を勘案して施設に入	定員の数に100分の105
所することが適当と認められる者に対し、併設の短期入所生	を乗じて得た数以内
活介護の空床を利用してサービスを提供する場合	※小数点以下切り捨て

※<u>上記については、あくまでも一時的かつ特例的なものであるため、速やかに定員超過</u>利用を解消する必要があること。

ウ. 災害、虐待の受入等やむを得ない理由による定員超過 定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用 が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月 から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々 月から所定単位数の減算を行うものとする。

2) 短期入所生活介護(併設型)(単独型)の場合

(1) 減算の対象

原則として、<u>1月間(暦月)の利用者数の平均が運営規程に定める定員を超える</u>場合は、当該月の翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、すべての利用者について、**所定単位数が70%に減算**となる。

- (2) やむを得ない措置等による定員の超過 ※上記イの①と同様
- (3) 災害、虐待の受入等やむを得ない理由による定員超過 ※上記ウと同様

別掲告示:特養:27号告示第12号イ 短期:27号告示第3号イ 予防:27号告示第17号イ

~ ≯ モ	
1 1 1	1 1
1 1 1	
1 1 1	
	 ز۔۔۔۔

不適切事例

- ●加算(Ⅱ)の算定にあたって、実態として特養本体と併設型(専用床)短期事業所を 兼務する看護職員について、いずれか一方のみにカウントして算出している。
- ●看護職員が機能訓練指導員を兼務している場合にあって、機能訓練指導業務に係る 勤務時間を含めて算出している。

<ポイント>

- 本体施設と併設のショートステイ双方で当該加算を算定する場合は、<u>それぞれについて別個に加算算定の可否を判断する</u>必要がある。(全体としての看護職員の配置数をもって本体施設及び併設ショートステイの加算の算定可否を判断するものではない。)
- ・ 本体施設と併設のショートステイを兼務している看護職員は、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき**按分するなどの方法により**当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて加算の算定の可否を判断することになる。
 - (例) 本体施設(定員:50人)、短期入所(定員10人)において、看護職員(常勤換算方法で0.6人)を定員(=ベッド数)で按分する場合
 - → 本体施設:0.6人×50/(50+10)=<u>0.5人</u> 短期入所:0.6人×10/(50+10)=<u>0.1人</u>
- ・ 看護体制加算Ⅱについて、機能訓練指導員を兼務している看護職員は、たとえ常勤職 員であっても加算算定上は、<u>「看護職員」として勤務する時間数**のみ**を常勤換算の看護</u> 職員の中に含めることができる。

H21Q&A 問78、問83

Q: 本体施設である介護老人福祉施設と併設のショートステイについて、一体的 に加算を算定できるのか。

A: 本体施設と併設のショートステイそれぞれについて別個に加算算定の可否を判断する。すなわち、看護体制加算(I)では本体施設と併設のショートステイでそれぞれ常勤の看護師を 1 人づつ配置している場合、看護体制加算(I)では本体施設と併設のショートステイでそれぞれ常勤換算で25:1以上、かつ本体施設では最低基準に加えて 1 以上の看護職員を配置している場合に、算定可能となる。

その際、看護体制加算(II)については、本体施設と併設のショートステイを兼務している看護職員は、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて加算の算定の可否を判断することになる。

なお、空床利用型ショートステイについては、加算(I)、(II)とも、本体施設において加算の算定基準を満たしていれば空床利用型ショートステイの利用者についても加算を算定することができる。

Q:機能訓練指導員が看護師である場合、看護体制加算(Ⅱ)の看護職員配置に含められるか。看護体制加算(I)についてはどうか。

A: 看護体制加算(Ⅱ)については、当該機能訓練指導員が<u>看護職員としての業務</u>に従事している実態があれば、<u>当該業務に係る勤務時間を常勤換算の看護職員の</u>中に含めることは可能である。

<u>看護体制加算(I)</u>については、<u>看護職員としての業務以外の業務に従事する看</u> 護師によって同加算を算定することは望ましくない。

(2) 夜勤職員配置加算 【介護老人福祉施設】【短期入所生活介護】

不適切事例

- ●夜勤時間の算定に係る「夜勤時間帯」の設定が不適切
 - (例:17時から翌日10時で16時間を超える設定となっているなど)
- ●加算算定にあたり、1日平均夜勤職員数の要件は満たしているが、夜勤職員の基準 を満たしていない。(勤務形態一覧表に歴月で夜勤基準を満たさない日がある。)
- ●加算要件を満たす人員配置ができなくなったにもかかわらず加算を算定している。

<ポイント>

・ 夜勤時間帯は、「**午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間」**とされているので、夜勤時間帯の設定には留意すること。

なお、夜勤時間帯における「休憩時間等」の考え方については関連Q&Aを参照のこと。

ħ	m算に必要な夜勤職員の人数(人員基準上の必要配置数	牧十1)
	ユニット以外の部分	ユニット部分
入所者等の数※	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数(加算算	定が可能な場合)
25以下	2以上	
26~60	3以上	[0] = -
61~80	4以上	「2ユニットごとに1」 ・を満たし、更に1以上
81~100	5以上	
101以上	5+(入所者等の数※-100) ÷25人以上 ※小数点以下を切り上げ	加配

- ※短期入所(単独型)の場合は、短期入所の利用者数とする。
- ※特養及び短期入所(併設型・空床型)の場合は、特養の入所者と短期入所の利用者の合計数とする。
- ※特養以外に併設する短期入所(併設型)の場合は、短期入所の利用者数とする。
- ※入所者等の数は「前年度平均」を用いること。(小数点以下切り上げ)
- ・夜勤を行う職員(介護職員又は看護職員)は、「1日平均夜勤職員」とする。
- ※空床利用の短期入所生活介護は、特別養護老人ホームと一体的に減算となる。
- 毎月、加算要件を満たしているか確認の上、確認の結果を記録し、算定要件を満たさなくなった場合は、速やかに加算の取り下げの手続を行うこと。
- <「1日平均夜勤職員」の考え方等>

暦月ごとに夜勤時間帯(<u>午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する</u> 16時間をいう。) における<u>延夜勤時間数</u>を、<u>当該月の日数に16を乗じて得た数</u>で除 することによって算定(小数点第3位以下切り捨て)した値

当該加算算定のためには、「1日平均夜勤職員数」が「夜勤職員基準」を**1以上**上回っている必要がある。

(計算例) 月の日数:30日、夜勤職員基準:3人、暦月の延夜勤時間数:2,000時間の場合

2,000時間 ÷ (30日 ×16) = 4. 166··· ≒ 4. 16 > 3+1 となり算定可能

・特養及び短期入所生活介護(併設型)の場合又は短期入所生活介護(空床型)の場合は、特養の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した人数で算定。

別掲告示:29号告示第5号ハ 短期:同告示1号ハ

留意事項通知:40号通知第2の5(8)(短期:同通知第2の2(8))

H21 問90

Q:1日平均夜勤職員数を算出するための延夜勤時間数には、早出・遅出や日勤 帯勤務の職員の勤務時間も含められるか。

A: 本加算は、深夜の時間帯のみならず、特に介護量が増加する朝食、夕食及びその前後の時間帯を含む夜勤時間帯全体における手厚い職員配置を評価するものであり、その施設が設定した夜勤時間帯において勤務した時間帯であれば、早出・遅出及び日勤帯勤務の職員の勤務時間も延夜勤時間帯に含めることが可能である。ただし、加算を算定可能とすることを目的として、例えば「22時から翌日14時まで」のような極端な夜勤時間帯の設定を行うべきではなく、夜勤時間帯の設定は、例えば「17時から翌朝9時まで」のような朝食介助・夕食介助の両方を含む設定を基本としつつ、勤務実態等から見て合理的と考えられる設定とすべきである。

ただし、夜勤職員配置の最低基準が1人以上とされている入所者が25人以下の施設については、いわゆる「1人夜勤」の負担を緩和する観点から、深夜の時間帯において職員を加配する(夜勤職員を2人以上とする)ことにより加算の算定要件を満たすことが望ましい。

H21 問91

Q:延夜勤時間数には純粋な実働時間しか算入できないのか。休憩時間はどのように取り扱えばいいのか。

A:通常の休憩時間は、勤務時間に含まれるものとして延夜勤時間数に含めて差し支えない。ただし、大半の時間において仮眠をとっているなど、実態として宿直に近い状態にあるような場合についてまで含めることは認められない。

(3)個別機能訓練体制加算

【介護老人福祉施設】

不適切事例

- ●専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置していない(配置された常勤の機能訓練指導員(資格:看護職員)が看護業務を兼務し機能訓練指導員の職務に専従していない。)
- ●個別機能訓練計画が、多職種共同で作成されていない。
- ●利用者に定期的に個別機能訓練計画の内容を説明・記録していない。

<ポイント>

- ・ 機能訓練指導員が、<u>他の業務を兼務する場合は、算定要件である「専ら</u>機能訓練指導 <u>員の職務に従事する」の「専ら(専従)」要件を満たさないことになる</u>ため、当該加算 は算定できない。
- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入

所者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行うこと。

・ 個別機能訓練を行う場合は、**開始時及びその3月ごとに1回以上**入所者に対して<u>個別</u> 機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。

算定告示:21号告示別表1イロ注9 留意事項通知:老企第40号第2の5(11)

(4)機能訓練指導員の加算

【(介護予防) 短期入所生活介護】

不適切事例

- ●専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置していない(配置された常勤の機能訓練指導員(資格:看護職員)が看護業務を兼務し機能訓練指導員の職務に専従していない。)
- ●旧一部ユニット型施設・事業所を従来型とユニット型に分離し「専従」であった「機能訓練指導員」が双方の施設・事業所を「兼務」することとなったにもかかわらず当該加算を算定している。

<ポイント>

- 機能訓練指導員が、<u>他の業務を兼務する場合は、算定要件である「専ら</u>機能訓練指導 <u>員の職務に従事する」の「専ら(専従)」要件を満たさないことになる</u>ため、当該加算 は算定できない。

算定告示:19号告示(予防:127号告示)別表8イロ注3

(5) 日常生活継続支援加算

【介護老人福祉施設】

不適切事例

- ●入所者総数に係る「要介護状態区分が要介護4若しくは要介護5の者の占める割合」 について、届出を行って以降の記録がなされていない。
- ●当該加算算定後に介護福祉士の員数が算定要件を満たさなくなったにもかかわらず 加算取り下げの届出がなされていない。

<ポイント>

 「入所者総数に占める要介護状態区分要介護4、5の者の割合」(100分の70以上であること)については、当該加算の届出後以降も毎月当該割合を記録する必要がある。 毎月、算定要件に適合しているかを継続して確認すること。

留意事項通知:老企第40号通知第2の5(6)

(参考) 算定要件の変更

平成24年4月の報酬改定により、算定要件が変更されているので留意すること

< 入所者総数に対する該当者の割合>

- ①要介護4、5の者の占める割合 60/100以上 ⇒ <u>70/100以上</u>
- ②日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を 必要とする認知症の入所者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の 占める割合

60/100以上 ⇒ 65/100以上

③社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(※)を必要とする者の占める割合 15/100以上(新設)

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条に掲げる行為は、次のとおり。 「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、 「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」、「経鼻経管栄養」
- 「介護福祉士」の員数については、届出を行った月以降においても「毎月において直近3月 間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要」とされていることから、算定 要件については、継続的に確認する必要がある。

【併設又は空床利用の場合の算定】 H21 問73

Q:入所者に対する介護福祉士の配置割合を算出する際の入所者数や、要介護度や日常生活自立度の 割合を算出する際の人所者には、併設のショートステイの利用者を含め計算すべきか。空床利用型の ショートステイではどうか。

A: **当該加算は介護老人福祉施設独自の加算であるため**、併設・空床利用型の別を問わず、ショ-ステイの利用者は含まず、本体施設である介護老人福祉施設の入所者のみに着目して算出すべきであ る。

H21 問74 【兼務職員の考え方】

Q:介護福祉士の配置割合を算定する際に、ショートステイを兼務している介護福祉士はどのような 取扱いとするか。

A:併設型のショートステイと兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基 づき按分するなどの方法により、当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り 振った上で(例:前年度の入所者数平均が40人の本体施設と10人のショートステ イの間で均等に兼務している場合は常勤換算でそれぞれ0.8人と0.2人とするなど)、**本体施設での勤務**

に係る部分のみを加算算定のための計算の対象とする。

その際、実態として本体施設と併設のショートステイにおける勤務時間が1:1程度の割合

で兼務している介護福祉士を本体施設のみにおいてカウントするなど、勤務実態と著しく乖離した処 理を行うことは認められない。

空床利用型のショートステイについては、ショートステイに係る業務を本体施設における業務と分 離して考えることは困難であるため、特に按分を行わず、本体施設に勤務する職員として数えて差し 支えない。

【ショートステイでサービス提供体制強化加算を算定している場合】H21 問75

Q:本体施設である<u>介護老人福祉施設において日常生活継続支援加算を算定</u>している場合、併設する ショートステイにおいてサービス提供体制強化加算の算定は可能か。空床利用型ショートステイでは どうか。

A:可能である。具体的には、併設型ショートステイについては、本体施設と兼務する職員について、 勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振った上で、ショートステイに係る職員についてサービス提供体制強化加算の算定基準を満たす場合、空床利用型ショートステイについては、本体施設がサービス提供体制加算の算定要件を満たす場合に、それぞれ同加算を算定することができる。 なお、このような処理をすることにより、空床利用型のショートステイと併設型のショートステイで加算算定の有無や算定する加算の種類が異なる場合も生じうることになる。さらに、本体施設と異なる場合は、空床利用型ショートステイであっても、本体施設とは別途、体制の居出

なる加算を算定する場合は、空床利用型ショートステイであっても、本体施設とは別途、体制の届出 が必要となるので留意されたい。

【たんの吸引等の行為を必要とする者の判断基準】 H24 問196

Q:(日常生活継続支援加算の算定要件に係る)「たんの吸引等の行為を必要とする者」の判断基準は どのようなものなのか。

A:「たんの吸引等の行為を必要とする者」とは、たんの吸引等の行為を介護老人福祉施設の介護職員 又は看護職員が行うことにつき**医師の指示を受けている者**をいう。

不適切事例

- ●療養食の提供に当たり、医師による食事せんが発行されていなかった。
- ●ショートを複数回利用する際に、初回分の食事せんしか発行されていなかった。

<ポイント>

- ・ 療養食の加算については、利用者の病状等に応じて、<u>主治の医師により</u>利用者に対し、 疾患治療の直接的手段として発行された「食事せん」に基づき療養食を提供することと なっている。
- ・ ショートステイで当該加算を算定する場合は、ショートステイの利用毎に「食事せん」 の発行が必要となる。

1H7Q&A 問89

Q: ショートステイを数回利用する場合、療養食加算の食事せんはその都度発行となるのか。

A: 短期入所生活 (療養) 介護の利用毎に食事せんを発行することになる。

算定告示:21号告示別表1ヌ、19号告示(予防:127号告示)別表8ハ

留意事項通知:40号通知第2の5(23)(短期:同通知第2の2(11) ※予防も同様

(7) 栄養マネジメント加算 【介護老人福祉施設】

不適切事例

- ●低栄養状態の高リスク者について実施するモニタリングが適切な間隔で実施されていなかった。
- ●栄養ケア計画に係る本人又は家族への<u>説明・同意前に当該加算の算定を開始</u>していた。

<ポイント>

・ 低栄養状態のリスクの高い者に対しては、概ね2週間毎にモニタリングを行わなくてはならない。※低栄養状態のリスクの低い者については、概ね3月毎に行う。

また、リスク状態にかかわらず、<u>少なくとも月1回は、体重を測定するなど、入所者の栄養状</u> <u>態の把握を行う</u>こと。

当該加算は「栄養ケア計画」を入所者又はその家族に説明し、その同意が得られた日から算定 を開始できる。

算定告示: 21号告示別表1ホ

留意事項通知:40号通知第2の5(18)

不適切事例

●入所者又はその家族等への<u>看取りに関する指針</u>の内容の説明をしていない、同意を 得ていない、又は同意を<u>看取り介護開始後</u>に得ている。

<ポイント>

- 看取り介護加算の算定にあたっては、<u>常勤の看護師を1名以上配置</u>し、当該指定介護 老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看 護職員との連携により、24時間の連絡体制(オンコール等)を確保していること。
- ・ 看取り介護加算の算定にあたっては、<u>看取りに関する指針を定め</u>、**入所の際に**入所者 又はその家族等に対して、<u>当該指針の内容を説明し、説明を適切に受けた旨の同意を得</u> ておく必要がある。
- 看取り介護加算の算定にあたっては、看取りに関する職員研修を行っていること。
- 看取り介護加算の算定にあたっては、<u>看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能</u>となるよう配慮を行うこと。

<看取りに関する指針に盛り込むべき項目の例>【老企第40号第2の5(24)】

- ・看取りに関する考え方
- ・終末期の経過(時期、プロセス毎)の考え方
- ・看取りに際して行いうる医療行為の選択肢
- ・医師や医療機関との連携体制
- 本人及び家族との話し合いや同意、意思確認の方法
- 職員の具体的対応

※当該指針は、<u>管理者を中心として</u>、生活相談員、介護職員、看護職員介護支援専門員等による協議の上で策定すること。

別掲告示:97号告示第55号

【看取りのために個室に移った場合の居住費】 H18Q&A 問5

Q:看取り介護で入所者が多床室から<u>看取りのための個室(静養室)に入った場合、個室の居住費の取扱いは</u>どうなるのか。また、看取りのための個室が従来型個室であった場合はどうか。

A:看取りのための個室が静養室の場合は、看取りのための個室に入る前の多床室に 係る報酬を算定することとなる。また、看取りのための個室が従来型個室である場合 は、「感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、 当該居室への入所期間が30日以内であるもの」に該当する場合には、多床室に係る介 護報酬を適用する。この場合、居住費については、多床室扱いとなり、光熱水費のみ が自己負担となる。

4 その他の費用について

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

1 特別な居室(食事)に係る費用

不適切事例

- ●「特別な居室」の提供に係る基準を満たしていない。
 - 定員数の100分の50を大幅に超える「特別な居室」の設定をしている。
 - ・ 当該費用の額が「運営規程」に定められていない。 等

(1)入所者(利用者)が選定する【特別な居室】の提供に係る基準

【特別な居室】に係る費用を徴収する場合は次の①~⑦のすべてを満たすこと。

- ① 特別な居室の定員が1人又は2人であること。
- ② 特別な居室の定員数が施設等の定員の概ね100分の50を超えないこと。
- ③ 特別な居室の入所者等 1 人当たりの床面積が 1 O. 6 5 ㎡以上であること。
- ④ 特別な居室の施設、設備等が当該費用の<u>支払いを受けるのにふさわしいもの</u>であること。
- ⑤ 特別な居室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に 基づいておこなわれるものであり、サービスの提供上の必要性から行われるも のでないこと。
- ⑥ 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。
- ⑦ 特別な居室の提供に当たって、居住費(滞在費)に係る利用料の<u>追加的費用</u>であることを入所者等又はその家族に対し、<u>明確に説明した上で契約</u>を締結すること。

※P11の<u>「1. 従来型個室入所者に係る介護サービス費算定」に記載するも</u>に該当する場合は、特別な居室に係る費用を徴収できない。

(2)入所者(利用者)が選定する【特別な<u>食事</u>】の提供に係る基準

不適切事例

- ●「特別な食事」の提供に係る基準を満たしていない。
 - 通常の利用料とは別に特別な食事の提供に係る費用を全額請求している。
 - ・ 特別な食事を提供する際に、当該入所者等の身体状況等に関して、支障がないことについて、**医師の確認を得ていない**。

【特別な食事】に係る費用を徴収する場合は次の①~⑦のすべてを満たすこと。

① 特別な食事が、通常の食事に係る費用(食材料費及び調理費に相当する額)

では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行うなど、通常の食事に係る利用料の額を超えて必要な費用が、<u>支払いを受けるのにふさわしいもの</u>であること。

- ② 次に掲げる配慮がなされていること。
- (i) 医師との連携の下に管理栄養士(栄養士)による入所者等ごとの**医学的及 び栄養学的な管理**が行われていること。
- (ii)食堂、食器等の食事の提供を行う環境についての**衛生管理**がなされていること。
- (iii) 特別な食事を提供することによって特別な食事以外の食事の質を損なわないこと。
- ③ 特別な食事の提供は、予め入所者等又はその家族に対し十分な情報提供を行い、入所者等の自由な選択と同意に基づき、特定の日に予め特別な食事を選択できるようにすること。(意に反して特別な食事が提供されることのないようにすること。)
- ④ 入所者等又はその家族への情報提供に資するために、施設等の見やすい場所に次に掲げる事項について**掲示すること**。
 - (i)事業所等において、毎日(又は予め定められた日に)、予め希望した入所 者等に対して、**入所者等が選定する特別な食事の提供を行えること**。
 - (ii)特別な食事の内容及び料金
- ⑤ 特別な食事を提供する場合は、当該入所者等の身体状況にかんがみ支障がないことについて、**医師の確認を得ること**。
- ⑥ 特別な食事の提供に係る契約に当たっては、通常の食事に係る利用料の<u>追加</u> <u>的費用</u>であることを入所者等又はその家族に対し、<u>明確に説明した上で契約</u>を 締結すること。
- ※特別な食事に係る利用料は、特別な食事を提供することに要した費用から通常の食事の提供に係る利用料を控除した額とすること。

「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供にかかる利用料等に関する指針」 (H17告示419号)

「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」 (H12告示123号)

(3) 短期入所生活介護に係る食費の設定について

【介護老人福祉施設】【(介護予防) 短期入所生活介護】

不適切事例

●食費の設定が、朝食、昼食、夕食を分けて設定していない。(1日当たりの総額の設定になっている。)

食費は利用者と施設の契約により設定するものであり、朝食、昼食、夕食に分けて設定することも可能である。特にショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)については、入所の期間も短いことから、原則として一食ごとに分けて設定する。

「ショートステイ (短期入所生活介護、短期入所療養介護) における食費の設定に ついて」(H24.9.5付け 厚生労働省老健局事務連絡)

5 参考資料

〇介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	(证法一十一年十月五日 图中国 冬烟 第十二日]
〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	(形件十一年二日二十一日日外 同子次今第二十十日)

次

次 Ш

6 一二三四五第第第側章章章章 策策策策

に設備及び運営 十九条) -十七条) 役の基本方針並びに、ペ条・第三十 趣旨及び基本方針(第一条・第一条・ 人員に関する基準(第二条) 設備に関する基準(第三条) 運営に関する基準(第四条一第三十・ ュニット型指定介護老人福祉施設の第 の一章の趣旨及び基本方針(第三 節 記備に関する基準(第四十条)

関し

第四十九条

旨及び基本方針 趣 柵

觗

回 翹

第め)定 . i) いらる。 と該 「茶」がおり 以下によれれば、 十二年。行下で、 11票 百基 策る (平成九年法律) 次の各号に掲げ 険法は、 保筆 護基 介る 10 E 保定を定 設令 插着 社働 5人福 1生労働 する。 老厚と 定介護元 三項の厚 る基準 と 第一条 指次 (十八条第三 (規定による) $\leq \kappa$

沿法 ・第三項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治学二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあっては、指うの中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指う)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第一、が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条、第一、年期する場合を含む。)、第四十三条第八項並びに第[同五第じお準条十一。い 、百二同に基 記により、 (4) 第二音 (4) 第二音 (4) 第二音 (4) 第二音 (5) 第二章 (5) 第二 (5) 第 (5 一 法第八十八条第一項の規定 (昭和二十二年法律第六十七号 う。) 及び同法第二百五十二条 都市又は中核市。以下この条に 三条第七項、第二十一条(第四十七条第二項及び第三項の規定

定十四

- め部 ;二号に掲げる事項について都道府県が条例を定。 第四十条第一項第一号イ (3) (床面積に係る) ;一号ロに係る部分に限る。)の規定による基準 ; 三項第二 | 号口、 | 一項第一 紙一 無
- に頂第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めに十九条において準用する場合を含む。)、第四条の二、第十一条第四項及び第五項、第十三条第八項、第十九、第三十条(第四十九条において準用する場合を含する場合を含む。)、第四十二条第六項及び第七項並び 箫箫 □ 法第八十八条第二項の規定により、同条第るに当たって従うべき基準 第三条第一項第一分に限る。)及び附則第四条第一項 (第三条第三 法第八十八条第二項の規定により、同条第るに当たって従うべき基準 第四条第一項 (第四十九条において準用する場合を含む。)条 (第四十九条において準用する場合を含む。)、第三十五条 (第四十九条において準用する場合を含む。)、第三十五条 (第四十九条において準用する場合を含む。)、第三十五条 (第四十九条において準用する場合を含む。)、第三十五条 (第四十九条において準用さる)、第三十五条 (第四十九条において準月で第四十三条第九項の規定による基準

しいた。 に定 事項以外の事項 うち、前三号に、 10 G げ準 に勘さる基準 号的 各定 東で 1114 雅油 条の 回り り、準 よ基 にき 定べ .項の規/ :参酌す 114 策つ ばた 文当 画での 十座以 ■ 法第八寸1所県が条6・よる基準じ

:サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活へのの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応にすることを目指すものでなければならない。 (基本方針)
「一条の二 指定介護老人福祉施設は、施設・ 帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の 生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療利 自立した日常生活を営むことができるよう 第復常じ

- て指定介護福祉 立り ij の立場(その者(IJ 垩 1 雪 び人格を見いられい。 調子、調子、
- 有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を 支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。 を行う者をいう。以下同じ。)、他の介護保険施 ・る者との密接な連携に努めなければならない。 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及、サービスを提供するように努めなければな指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的など、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、「同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サーの他の保健医療サービス又は福祉サービス 的な iv、市町村 (下同じ。) 、 どその他の保 猫 2施 3行以設

第第第第第 年二三四五第第第則章章章章章

-条) 施設の基本方針並び ・(第四十二条・第四 趣旨及び基本方針(第一条・第二人員の基準(第三条) 設備の基準(第四条) 運営の基準(第四条) ユニット型指定介護老人福祉施設 節 この章の趣旨及び基本方針(第 節 設備の基準(第四十四条)

及び運営の基準

(こ設備) |十二条)

一第五十

Ш

旨及び基本方針 趣

胀

Ú (海)

3八十八条第一とともに、※ 策る ~ ある 。定す 以下「法」という。 &び運営の基準を定 員を定めるものとす 以及員 。體定 号設所 注(平成九年法律第百二十三 3定介護老人福祉施設の人員、 1、指定介護老人福祉施設の入身 保険、指が、おいい。 護き基 介づに (例は、) (別に基 (の規定) にの条(頭の規) 第一項(**第一条** 及び第二型 八十六条 第及

都定

帰生自 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常でが療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じまうにすることを目指すものでなければならない。 旨定介護老人福祉施設は、施置いて、入浴、排せつ、食事話いて、人格、健せつ、食事話、機能訓練、健康管理及び常生活を営むことができるよ (基本方針) 二条 指定分 念頭に置いて 上の世話、機 した日常生活 第を活立

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。
 3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、他の介護保険施設(法第八条第二十四項の介護失済施設及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定によらな正前の法第四十八条第一項第三号の指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

る基準 þ 関し 人同

꽶

(従業者の員

- くのとおり 上施設等の さきる場合 次祉で 業者の員数は、? よ、他の社会福和 1待することがて ゞできる。 業は期が 従てをと 介護老人福祉施設に置くべき従 指定介護老人福祉施設にあって 老人福祉施設の効果的な運営を 第四号の栄養士を置かないこと 介指老第 二条 法第八十八条第一項の規定による指定する。ただし、入所定員が四十人を超えない、養士との連携を図ることにより当該指定介護、あって、入所者の処遇に支障がないときは、
 - めに必要な数 入所者に対し健康管理及び療養 医部
 - 一以上 1 11 11
- - رک ĵ.J 严 W 数 の雑 いう。) の数が三又はそ Eの指導を行うために必 端数を増すごとに一以上 (以下「看護職員」とv 動換算方法で、入所者の 生活相談員 入所者の数が百又はその端、介護職員又は看護師若しくは権看護師(イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤以上とすること。
 - رلـ
- 力法, 輝
- 以上 算方法 勤換 で常 ばと 常勤換 におっ、 誤 っては、福祉施設 おおがれて |祉施設| |定介護| こと。 近護老人福祉 超えない指別 看護職員の数は、次のとおりとするこ 1) 入所者の数が三十を超えない指定/ 2) 入所者の数が三十を超えて五十をi 二以上 **38**%
 - 輝 勤換 驰 人福祉施設にあっては えない指定介護老 超 111 て国 入所者の数が五十を超え
 - ij 111 rí 算方法~ 数以上 教 類 N 괲 命 んな、 もってに、を加え、 17 18 싪 i 社施設 すごとに 神 を描述 भ 介護表)端数 (4) 入所者の数が百三十を超える指定/ 所者の数が百三十を超えて五十又はその 1 **8**第
 - 栄養士
- 4 IJ 定数(る推 p に 神とす かけ、 標場 きる 1 $\stackrel{\sim}{\sim}$ に要 W L ご定 又はその端数を増す 。ただし、新規に指 国る 一以上 一以上(入所者の数が百 は、前年度の平均値とする の数は、 機能訓練指導員 介護支援専門員 前項の入所者 四五六
- 大福祉施 方法をい :介護老, (算する) るる。原則 数者 |数の総対 |の従業| 間勤 発売の 廃よ)それぞれの勤務 (除することに。 に、当該従業者の らすべき時間数で は落 第一項の常勤換算方法と において常勤の従業者が勤 多談ろ
- 4 (ユニット型指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければな (ユニット型指定介護老人福祉施設(第三十八条に規定するコ 以下この頃において同じ。)を除く。以下この頃において同 6設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指 政密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平 「指定地域密着型サービス基準」という。)第百五十八条に規定 留社施設をいう。)を併設する場合の介護職員及び看護職員(第 該看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合 4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該 らない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニッニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設を付定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型介護者人福祉施設(指定地域密着型成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地するユニット型指定地域密着型介護者人福祉施制である、この限りでない。 0
- の減退 又はそ کہ 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、 めの訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

4

HU がが ريـ IJ に従事する 人福祉施設の他の職務 栁 定介護者 該指 汌 訓練指導員は、 -の機能 五号(無 紙

100

₩

- ただ」 る。 #10 なければならない。 従事することができ PR ;勤の者で 1の職務(事する常 施設の他の 往社 職務に後者人権 の護 る定 ;一項第六号の介護支援専門員は、専 :の処遇に支障がない場合は、当該指 摇拖 上 $\sigma \prec$
- 粣 卜及 博門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密ライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設、ある指定介護老人福祉施設であって、当該サテライ合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数5を基礎として算出しなければならない。 一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援 ビス基準第百三十一条第四項に規定するサテデ に規定する本体施設をいう。以下同じ。)で 施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合 サテライト型居住施設の入所者の数の合計数2 10 第-型サート (同項): 型居住財 び当該サ

る基 に関す 設備 Ш 紙

の基準 呱 脚川

の員

- 十りが がに支援を 員とに 入所定 図るこ の処遇に 、多者 し携所 ただの単し、人 ر بآب る土 5 す養 第三条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりと、人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄労当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合でないときは、第四号の栄養土を置かないことができる。
 - 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三
 - 1 11 111
- 싰 41 ا رُ を描 - の端数: N 対 ス は 介護職員及(· 以上、 人 7

П

N

- 书 一大文章 で常 算方法、 勤換 常に あっては、「 大福祉施設」 である。 護職員の数は、次のとおりとすること。 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設! 入所者の数が三十を超えない指定介護?
 - 勤換 ては、 5 **₩**
- 輝 勤換 괲 人福祉施設にあっては 超えない指定介護老、 て百三十を 入所者の数が五十を超え **58**公留法
 - 111 ŕ 浜 五 輝 数以一 教 っては、m. ゴマて得た参 類 加入 ≦社施設にあって セバンに 一を加 W 7 ĵJ st定介護老人福を その端数を増す p える指定 FXはその イエナ 超 4 西三十名 が百 二十名 所者の数 (4) 入所者の 所者の数が百三 4
 - 栄養士 四五六

 \prec

機能訓練指導員 介護支援専門員 襚

*1*0

- M. Ŋ 定数 to てなば、は 準合 檃 蝪 一けるる ご実 W 14 ご定 はその端数を増すただし、新規に指 (入所者の数が百又はその端 度の平均値とする。ただし、 一以上一以上一次上。" "当年度" せ 頭の入所者の数 温 S
- 人福祉施 方法をい 老る 達す 介算 定換 指に 当員 49 G 数者 |数の総 |の従業[|] |延時間| |り常勤 れぞれの勤務をはなっています。 さ者の 名が という (従業)
 時間 該き ど無 ,6 は落 方法と1者が勤 第一項の常勤換算 において常勤の従業 3談
- な指 型生地定 でなければなコージト型は 4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなけれらない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第四十二条のユニット型定介護老人福祉施設をいう。以下この頃において同じ。)を除く。以下この頃において同じ。)及びニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この頃において同じ。)を除く。以下この頃において同じ。)及びニット型指定介護老人福祉施設。以下での項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)及びニット型指定外護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年月労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第百五十八条のユニット型指対密着型介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合の介護職員及び看護職員(第五十一条第二項の対応名者護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 6 5
- その減退 · は と は と 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善しための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に須 100

1

- $\overset{\circ}{\mathcal{N}}$ HU がん ريـ IJ 3 事 に従 ∞
- たる でなければならない。 に従事することができ らその職務に従事する常勤の者 定介護老人福祉施設の他の職務 等専門員は、専 場合は、当該指5a 第六号の介護支援 遇に支障がない場 一項の処理 0 摇拖 形 თ ≺
- 着本援の S. (指定地域密端 S.施設(同項の4 S.師又は介護支援 S. ト型居住施設の 一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設ビス基準第百三十一条第四項のサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体がをいう。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医育をいう。)であるにあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライを置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライの数の合計数を基礎として算出しなければならない。 9 型体専入

基 6 籗 毁 Ш 無

とおり ※ の 指定介護老人福祉施設の設備の基準

- 귔칫 ビスの提供 定介護福祉施設サ くの猫 入所者、 だが、いっかっ、 たで 72 とと |室の定員は、一人とするこれる場合は、二人とすることすることしたとすることを表して、二人とすることし人当たりの床面積は、十 一の居室の定員は、 と認められる場合は、 **~**要
 - IJ かる رلـ 4 トル以] (五平方人 **∴** . 人所者-
 - ىر ブザー又はこれに代わる設備を設ける 養室 介護職員室又は看護職員室に近 静養室 □ <
- NO Y 設けるころに 接していのとす となっ 浴室 要介護者が入浴するのに適 洗面設備

 $\Delta \cup$

IJ

- 二三四四
- ~ □
- IJ 10 p 3 居室のある階ごとに設けること。 要介護者が使用するのに適した
 - 便所 田
- Щ
- 576 要介護者が使用する યું હું N D 100けと さして設定がける ごとに居室に近接 れに代わる設備を言 居室のある階、 ブザースはに 7
- 医務 ĸ
- IJ 10 診療所 16 に規定す 河河 紙 無 Ш 11 (昭和二十三年法律第 5務室 医療法 7
- **本**殼 て臨床検 1 に下 必要(法办、 10 叉 靊 び医療機器を 及 □ 入所者を診療するために必要な医薬品 設けること。
- 7メートルに入所定員を乗 いたおいて、当該食事の提 3所とすることができる。 二平方がら場合は一つ場別 は、谷谷、一回、一回・一回・ 面積は 訓練を きは、 計した同け機能調ける機能調けるといいまるといいま ン、その合語 等の提供又は Sことができ ✔ それぞれ必要な広さを有するものとして得た面積以上とすること。ただし、食事又は機能訓練に支障がない広さを確保する 七 食堂及び機能訓練室
- ートル以上 ・七メ 1 1 Ħ 中原下の幅 ただし IJ 品を備えること。 ・八メートル以上とする 必要な備品を備え 廊下幅
- ものでなければならない。 供する Ü S要な設備を設けること。 定介護老人福祉施設の用い この限りでない。 消火設備その他の非常災害に際して必ず前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定、入所者の処遇に支障がない場合は、こ るだ

る基 運営に関す 第四章

- しては、あらかじめ、入 勤務の体制その他の入所 党明を行い、当該提供の ・ レビスの提供の開始に際し 営規程の概要、従業者の勤 を記した文書を交付して説 晶祉施設サー 見たする運動を重要事項を でいる。 (内容及び手続の説明及び同意) 四条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福 「申込者又はその家族に対し、第二十三条に規 い込者のサービスの選択に資すると認められる 1始について入所申込者の同意を得なければな 第所申開
- よ該あのる文つ場 に当でご 定 、法 tその家族からの申出があった場合には、前項の規?こより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、5月する方法その他の情報通信の技術を利用する方注的方法という。)により提供することができる。i該文書を交付したものとみなす。 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又は二書の交付に代えて、第五項で定めるところにいた記すべき重要事項を電子情報処理組織を使、次に掲げるもの(以下この条において「電磁いたおいて、当該指定介護老人福祉施設は、当 る文書で合
- ¥ 10 に掲げ、 П X CT \checkmark
- 算ル ₩ / 神子アングラグ gの使用に係る &に備えられたこ 族機 の終計 又はその。 入所申込者〕 ・の使用に係る 上が 機信 11111111 電子情報処理組織を使用する方法のうち指定介護老人福祉施設の使用に係る電話とを接続する電気通信回線を通じて送信記録する方法 お指定分割機とを接続するに記録する

رک 2 77 35 茶の 福祉施設の設備の基準は、 指定介護老 第四线

- 入所者への指定介護福祉施設サービスの提供_ rすること。ただし、プ tすることができる。 貴は、十・六五平方メー 一人とする二人とする 画は、 ーの居室の定員 と認められる場合 イ要ロハ
 - IJ 10 p ک 4 トル以] 一人当たりの床面積 入所者-
 - 3 ブザー又はこれに代わる設備を設ける 養室 介護職員室又は看護職員室に近

ئد

IJ

- ∧→ けること。 ≦に近接して設 ∵すること したもの の入浴に適 要介護者 静養: M)
 - 洗面設備
- IJ κ p 2) 2) 、とに設けること に適したものと り田 居室のある階、 要介護者の使用 居室の
- ∠ □

41

- 便所 田
- 7
- した 週に 要介護者の使用 されるが、 100けと 設る 設け、 に近接 | 設備を言 設備 ゴンとに居室にれて代わる部 と に 第のある デザー又は、 開始/ブボゲ ∠ □

رلہ

Ŋ

3

ريد 0

¥

嵡 闲

IJ

10

رذ

0

W.

 $_{\sim}$

興

- 回 以 項の診療所を 紙 -条の五 紙 $\widehat{\mathbb{A}}$ 田 Ш 11 三年法律第 11 (昭和. 診療所 (医療法) とすること。 \checkmark
- て臨床検査設備 $\stackrel{\sim}{\sim}$ 要に応 苅 ほか、 10 $^{\mathcal{N}}$ 及び医療機器を備ぶ 要な医薬品 あい必要 入所者を診療するた ■人員製ける、製まする、
 - 食堂及び機能訓練室

じ供

W

靊

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗て得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提し又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ħ

じ供

₩

中廊下の幅は、 کہ ただ」 ئد IJ 242 ること。トア以上の \mathcal{N} 記を備える ・・ハメート 1 必要な備品 原下幅 一

IJ

1

f

ريـ

- ものでなければならない **1** に供す **الد** 116 3備を設けるご 3人福祉施設の 1でない。 **エ際して必要な設備** ≤当該指定介護老♪ 易合は、この限りで 1の非常災害に腎 5設備は、専ら当 7支障がない場合 消火設備その他の 前項各号に掲げる計 入所者の処遇に支 前項各号に掲げ、 、入所者の処遇い **2**2 だし、 4

Ł

JJ

3

to

رک

トル以上

・
ナメー

1 |

運営の基 四章 紙

- 入のつ得 (内容及び手続の説明及び同意) 第五条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、、 所申込者又はその家族に対し、第二十七条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者。 サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始に いて入所申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により るものとする。
- る文つ場 よ該あの に当でこ で方ろ。法。 定 |頃の規(|を得て、 |する方が |できる。 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前手の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用・次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することが・いたおいて、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。 る文書で合
 - 電フ るた いながってかられている。 (族の使用) (機に備え) :その家! :子計算相 又以間の £0 1以者/17条 る申用 に掲げ、 と入所 者の使月 5方法のうちイ又はロに 技用に係る電子計算機と P通じて送信し、受信者 電子情報処理組織を使用する方 指定介護老人福祉施設の使用 とを接続する電気通信回線を通 記録する方法
- 4 1 と記 イ機に

計イ

- と前項に規定す 可込者又はその 電磁的方法によ 留祉施設の使用 7ァイルに記録された前覧に供し、当該入所申込質を記録する方法(電源では、指述の指述で記録である方法のでは、指定のでは、指定介護を人福祉 計算機に備えられたファイ/ 者又はその家族の閲覧に供し ァイルに当該重要事項を記鏡 出をする場合にあっては、指 の旨を記録する方法) 計者で出の 子込フ申そ □ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電る重要事項を電気通信回線を通じて入所申家族の使用に係る電子計算機に備えられたる提供を受ける旨の承諾又は受けない旨のに係る電子計算機に備えられたファイルに
 - て方 しる 交付す IJ [を確実]. ものをろ :の事項: !録した³ 定記 1 *1*H : により-:要事項³ 力法にる重 に準ずる」に規定する これられて前側に 他儿 /ー・ロムその/ 調製するファイ/ ・・ゲイー・「 Ð y 49 、核 クる K tu 級気 ディンコント アングラン 二お法
- 作成 16 大書次 10 4 IJ $\Delta \cup$ IJ を出力する への記録 \vec{z} \checkmark 1 族がフ **1** w ∤
- 入所 縁という。 算を [子計] |組織| る電-処理) 用に係る 、福祉施設の使月 ほで接続した電子 した 人線 多回 指定介護? :電気通信IP ₩ 項に掲げる方法は、入所申込者又はそのとができるものでなければならない。 二項第一号の「電子情報処理組織」とは 又はその家族の使用に係る電子計算機と 前項に掲げる いことができる 第二項第一号 と者又はその多 K 4 ⊞
- ことは、び内谷 る及 す類 豊供しようと⁻ 数的方法の種類 提廢 を電 重要事項ない に掲げる る次 ぎにより第一項に規定する を族に対し、その用いるか 导なければならない。 5 指定介護老人福祉施設は、第二項の規定は、あらかじめ、当該入所申込者又はその家」を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得
- **₩** 10 人福祉施設が使用す भ 二項各号に規定する方法のうち指定介 紙
- に書又は電でその家族 (入所申込) 文は該 (族から) (以者又) (1) (1) (1) (1) 所申込者又はその家勝ときは、当該入所申込とさは、当該入所申込てはならない。 ただしりでない。 そは、当該入所申 a出があったとき stによってしてた さは、この限りて 、福祉施設にない旨の申に はい旨の申に は一般的方法に さした場合に ■ ファイルへの記録の方式前項の規定による承諾を得た指定介護老人 的方法により電磁的方法による提供を受けない、第一項に規定する重要事項の提供を電 マスはその家族が再び前項の規定による承諾を る綴にを

はな の提供を拒んで K لدٌ] 介護福祉施設サ 定 X3 \boxplus 当な 띰 **(提供柜否の禁止)** 四条の二 指定介護老人福祉施設は、 ない。 紙

に対施設を を健 込保 # ₹ - の他入所には介護老/ そ又 場合、療所、 するには影響 <u>غ</u> ٧ 要し 分批 を院 、院治療 |切な病| - な - が - が らない 以者が、合は、、ばない、はなら、 (サービス提供困難時の対応) 第四条の三 指定介護老人福祉施設は、入所申 自ら適切な便宜を提供することが困難である場 紹介する等の適切な措置を連やかに講じなけれ

(受給資格等の確認)

見が記載 に努めな は、その者の提示 を確かめなければ 心間 羅羅 られた の有効 は 会 は が 護認定 , スの提 及び要 が無 有 富祉施設サー 「護認定の4 指定介護 |資格、要/ **五条** 指定介護老人福祉施設は、 - る被保険者証によって、被保険者 らない。 第すな

]

意う \$ 46 査る 番や 歪坐 認提 るを 定ビオス に規(サー) 項設 条第二3 福祉施調 七十三紀定分離 に決第って、指が 、前項の被保険者 審査会意見に配慮 指定介護老人福祉施設は、 れているときは、当該認定署 ればならない。 るさけ

- 分離を認 要思 幯 込者については、人所申込者の近 らげ、 # 币 護認定を受けていない入別 申請が行われていない場合 を行わなければならない。 らない。 要介護認7 し、申請7 ₩ . し、 接助が (要介護認定の申請に係る援助) 第六条 指定介護老人福祉施設は、入所の際は 認定の申請が既に行われているかどうかを確請まえて速やかに当該申請が行われるよう必要が
 - 定 介護認 翢 ている 1 者が受けらない。 くとも当該入所行わなければな が遅りを 申請な援 巻の一を表して 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更 効期間の満了日の三十日前には行われるよう 2有

紙 ζ より 寒でも 込る \$ for 針時の介護 ゴスを提供す 2名ために第1指数サービン 替しい障害がある 指定介護福祉別 计 کہ 神女 身体上又は が困難な者 第七条 指定介護老人福祉施設は、 つ、居宅においてこれを受けること る。 (入退所)

- 事使を電 要の供る 重族提係 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家庭の電気事子の書子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法によるる旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に貨機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) をにけ計 □項用受子
- Ŋ 7 記録、法 に方 実る を確定する ·定の事項を さのを交付 1 * 5 (7.7.7.) 記録 | った準ずる方法に 钉の重要事項を記 におられて前項の 角をイグル NX ススクレン 光ディ、調製すど クク スも $\angle \%$ 気をデを 磁き E 11%
- 16 卌 3 IJ رک λJ 3 出力す *1*E ルへの記録 \nearrow 1 族がフ :その家! 方法は、入所申込者又はそ ものでなければならない。 10 NO 前項に掲げ、 **1 m** ∻

入別

- か文 Ś Ð ,1长 綴いった。 はを - ると 歩 こび 内谷 算を 子計(組織) 電理 ず及 と類 る処 に に と い 注 の 種 係報 用に手に [を提供] | 一般的方法 人福祉施設の使 線で接続した電 事項る電 要げ の重! に掲! 3定介護老/ 3気通信回約 :介護老人福祉施設は、第二項の規定により第一項 該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次は 級的方法による承諾を得なければならない。 指觸 分 トは、 臓をを 対 子情報処理組織」 用に係る電子計算 第一号の「電子の家族の使) 二項第-又はそ0 5 にあ、指定 書文は電配 雅布 $\langle \rangle$ 4 ⊞
 - 0 ر پ 10 to 匣 人福祉施設が使 桝 介護 に規定する方法のうち指定 二項各引
 - アイルへの記録の方式 7
- らたた この家族から H H どらない。 た そのは、中なけ 前項の承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該承諾を得た後に、当該入所申込者又以書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨さば、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してい、当該入所申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。 る文とだ

徒

 Ω

ではな の提供を K لدٌ 1 指定介護福祉施設步、 \checkmark 由な 当な理 띰 ť |祉施設| 庙 \prec |**供拒否の禁止|** | 指定介護老/ 第六条

ら以な 所申込者に対し自身 買の病院をいう。以 難じなければなられ 5場合その他入所目 第一条の五第一項の 普置を速やかに講し る策措 必要とすべ (医療法) 等適切なす り込者が入院治療を必要 場合は、適切な病院 (医 R健施設を紹介する等道 入所申込 ある場合 を入保 **ビス提供困難時の対応)** 指定介護老人福祉施設は、入 宜を提供することが困難であ ・若しくは診療所又は介護老 **第七条** 適切な便 下回じ。 J 46

- 示ば 者の提っなければ そのか 、海 はを 心間 解解 られた で有効 、スの提供を求めら ほ及び要介護認定の 質福祉施設サービン 資介護認定の有無及 |定介護な |格、要ク 指資 き人福祉施設は、‡ こって、被保険者覧 第十
- 浥 当数 ť きい とな が記載されている努めなければなら 見に 意う 생 나 査る 番や 定供 に認っを提供 証ス 海ブ 巡」 [の被保] :施設サー 前項 福祉 人福祉施設は、 して、指定介護 小護老/ に配慮 [定見 遊幯 1 る査

- 要思 こついては、「申込者の意 、所申込者に、 3合は、入所 入所の際に要介護認定を受けていない人 うかを確認し、申請が行われていない場。 よう必要な援助を行わなければならない。 (要介護認定の申請に係る援助) 第九条 指定介護老人福祉施設は、入 認定の申請が既に行われているかどうがまえて速やかに当該申請が行われる
 - 定 隘 要介護 ている 者が受いったい。 くとも当該入所 行わなければな が遅りを必 fの申請が要な援助 潛必 東う 人福祉施設は、要介護認定の. 日の三十日前には行われるよ 参户 の離 描成。邁問 效 2有

严 八過

ζÇ رکہ کے 700 がる めに常時の介護 サービスを提供 た設 る施 上著しい障害があ し、指定介護福祉 S上又は精神」 I難な者に対し 少体が函数 (人福祉施設は、 れを受けること 粉以 指定介護されないて、 $\widetilde{\mathbb{H}}$ 条声

- ている場 性が高い え要 超心 をる 数け アンた。 $\frac{1}{2}$ K ىد ئ 差し をサ に、指定介護福祉施設が 努めなければならない。 の数語、 (から入所) 1定介護福1 鼠結 (が入所定員: 勘案し、打)よう努めた 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の3.は、介護の必要の程度及び家族等の状況、なられる入所申込者を優先的に入所させ に認
- に対す、に対抗に関係し で接事業者≀ 5二十三項≀ ては、その者に係る居宅介護支援事 近居宅サービス等(法第八条第二十 、等の把握に努めなければならない。 、所に際しず 病歴、指3 0利用状況 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入 等により、その者の心身の状況、生活歴、 定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の 似茄 **る**合と **の**照る
 - \mathcal{H} が居 その者が ている環境等に照らし、 けしなければならない。 介護支援専門員等の従 ک ک いる環境 flかれてい Jに検討し 期的(の置 ψ 定 ンこう 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身のおいて日常生活を営むことができるかどうかに5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介しなければならない。
- で翻り .の間, 等の従業者 ш́(職
- 、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生た、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれ、退所のために必要な援助を行わなければならない。 定介護老人福祉施設は、その心身の状況、 むことができると認められる人所者に対 となる環境等を勘案し、その者の円滑なご 指述と 多り る活る
- -るただ提供す Ja 4 資ス $\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}$ 到一 の海谷中、 幸 徳 iの作成。 ススはね 原 河 量」 スサ ビ療 一天 サ関 货麻 迎 は ほ Y 10 $\neg \mathcal{E}$ 聚絮 だだ 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に 居宅介護支援事業者に対する情報の提供に さの密接な連携に努めなければならない。 、神 **~** 8 €

- の種 影 入所の年月日並びに入所している介護保険施設者の被保険者証に記載しなければならない。 一ビスを提供した際には、提供した具体的なサ は該 下当 (サービスの提供の記録) 第八条 指定介護老人福祉施設は、入所に際し及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、 2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施の内容等を記録しなければならない。
 -]

لدٌ

- 理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護 護サービス費をいう。以下同じ。)が入所者に代わり当該指定 サ 施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。 る サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サー をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護福祉施設 生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現し 費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービス ビス費用基準額」という。)から当該指定介護福祉施設に だる存むを受けるものとする。 (利用料等の受債) 第九条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受信 サービス費(同条第一項に規定する施設介護サー 介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設分 以下同じ。)に該当する指定介護福祉施設サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をい サービスについて同条第二項に規定する厚生労働 に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の に要した費用の額とする。以下「施設サービス費 た数われる施設介護サービスを 設
- したない 設サービスを提供 合理な差額が生じ; 福祉施設に、不会 介護行の間 定と .ない指 |基準額。 当實 該ス للاً لِيَا K 1 ブ 护 設 領サ 指定介護老人福祉施設は、法定代理受に入所者から支払を受ける利用料の額と、 うにしなければならない。 る際よるが、これである。
 - IJ \mathcal{N}_0 5 区 *1*E の額の支払 Щ 貴 10 に掲げ 次 額のほか、 10 受けけ 前二項の支払を 指定介護老人福祉施設は、 きる。
- 、貴 次 入 所 : より 当 該 回 条 第 二 スに り特定入所者介護サービブ 用額 (同条第四項の規定は 施設に支払われた場合は、 よ實祉 所に 基準 子舗社 ;一項の規2 -る食費の3 :定介護老/ る定る食介。 三定該と 6 規当度 食事の提供に要する費用(法第五十一条に支給された場合は、同条第二項第一号に定入所者介護サービス費が入所者に代わり第一号に規定する食費の負担限度額)を限 一者特項
 - 支定第 慢が入所者 により当該 、 同条第二 E入所者介護サービス費 買(同条第四項の規定に Sに支払われた場合は、 り特定/ |費用額 |社施設(よ準福 定に。の基準を表れ 一項の規 る居住費の 指定介護 とする。) る指 ■ 居住に要する費用(法第五十一条の三第給された場合は、同条第二項第二号に規定す入所者が予護サービス費が入所者に代わり当該二号に規定する居住費の負担限度額)を限度
 - 翢 À に徐い J IJ った 特別な居室の提供を行 3 が選定す 人所 に基づき、 厚生労働大臣の定める基準(費用 る貴
 - 瞅 に年い必 J ったに 特別な食事の提供を行 κ が選定す 労働大臣の定める基準に基づき入所 生用 厚實 \mathcal{N} 三な四な五
 - 容代

- 驷 ている 性が高い え要 数け アンが多 引ス ىد ئ 粗」 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数をには、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サ認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。 **N** (11 -)
 - に対す、独めない 者だ 接事業をの把握(定等 |完介護] |用状況 る用の割り にスス等等 色し そか イは、、、流産居宅、 ご結 に蘇瀬 入所、海 、者の、活歴、 这生 ⊞ 、入所の状況、 き人福祉施設は、 その者の心身の 3 指定介護老 照会等により、 ればならない。
 - 1 Щ -の者が) V ک .所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、 るかどうかについて定期的に検討しなければならない。 **4** 売ごな
 - の従業が 糠 専門員 支援 介護 看護職員 介護職員 生活相關 ては、 指定介護老人福祉施設は、入所者 いて日常生活を営むことができるか 前項の規定による検討に当たって 間で協議しなければならない。 噩 Ŋ
- 部件が光 四膻 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において : 営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に - ととなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。 冬こ る活る
- 謃 たを るス F JJ [] 男に、神子、 (等の接) 又は福 [の作成∮ ・「 ビス] 画中 ス計医療 ど健 発り子に、色の保証 辿 74 はほ Y 10 78 設は、入所者の退所に際Uに対する情報の提供に努めに努めなければならない。 福祉施事業者(事業者) 5介護老人権 5介護支援 うる密接が である。 定宅者 指居る 8 余 で **►** \$

- が護保険が ならない。 、所している介記 なければならい、提供した具体 日並びに入所 は者証に記載した 祭しては入所の年月日 を、当該者の被保険者 を設サービスを提供し (サービスの提供の記録) (サービスの提供の記録) (第十一条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入 類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者 2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サート
- لدٌ 1 ばに した際

- 護係にの定に当す 介に際)算現らと (利用料等の受債) 第十二条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設、 サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費 る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した は、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。) 一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項の厚生労働大臣が定める基準により した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した要した費用の額を超えるときは、当該 指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。)から 該指定介護福祉施設の支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるもの。 る。
- しな 供じ を提び7年 アが新数] 25 語社施設サー に、不合理プ |定介護な ||との間|| 法定代理受領サービスに該当しない指が 用料の額と、施設サービス費用基準額 指定介護老人福祉施設は、 に入所者から支払を受ける利 うにしなければならない。 る際
 - IJ 3 $\stackrel{\sim}{\sim}$ 赵 費用の額の支払を 10 次に掲げ る額のほか、 受けけ *1*E 前二項の支払 人福祉施設は、 指定介護老、きる。 r თ %
- が入所にたる人所の負担 費特費 ス該食 ど当の り号 少よ同 浄には、 ごにより特定入所者介質(同条第四項の規定 とに支払われた場合に :十一条の三第一項の規定/ ;一号の食費の基準費用額 該指定介護老人福祉施設/ 費用(法第五十一9 引条第二項第一号の 旨に代わり当該指5 き事の提供に要する費用 5給された場合は、同条 雙サービス費が入所者に 到)を限度とする。) 食文護額 (銀行) 一者者限
- 支介限 に参担 :ス費が入所者()当該特定入所 :の居住費の負担 定により特定入所者介護サービ 州額 (同条第四項の規定により 施設に支払われた場合は、同号 第一項の規2 費の基準費月 養老人福祉財 月 (法第五十一条の三第-を第二項第二号の居住費の 登に代わり当該指定介護者 用条档 居住に要する費用 された場合は、同条 ゲービス費が入所者 額)を限度とする。 || 結選類とも 第十年 第十年 第一 ()
 - 涃 に伴い必 ل)ـ IJ ったっ 居室の提供を行 特別な 入所者が選定する に基づき の定める基準([生労働大目 引用 悝 實 *M*
 - Δ 圉 とに年い必 IJ 特別な食事の提供を行った 入所者が選定する に基づき の定める基準 田 $\overline{\mathsf{K}}$ 労働 生用 厚實 \mathcal{N} 三な四な五
 - 容不

生れ 定場 $\mathbb{Z} \overset{\otimes}{\sim}$: 監 V- 24 う当 <u>(</u>直の が適 関と るこ れる させ ・ レビスにおいて提供 その入所者に負担さ 施設サックト、 祉あ 1定介護4 3.る費用、 もののほか、指となるものに係 - 掲げる。 |消心要。 ある画 ★ 割谷型 においても もの

0 **₩** 3 4 IJ \mathcal{N} IJ $\Delta \cup$ \mathcal{N}_0 S が定 大田田 氷 \mathbb{H} 世 詔 ついては Щ る費 に掲げ、 F 专来 から第四 亭 İ 前項第-V₀

、もらな 行い、 たついて はを意 て明同 つ説る たで係 当しに に付用 供交費 の書げるる ス文に 76 サ記ま るを号 條用回 |の額に(|及び費| |から第[用容号 費内 るの第 第三項各号に掲げる けし、当該サービス*0* ない。ただし、同項第 獲老人福祉施設は、第三項者又はその家族に対し、当を得なければならない。 たるものとする。 5 指定介護者 ごめ、入所者又 所者の同意を得 が、文書による らじ所

NO 8 係認 12 J ス要 戸が 中の一角 設を が の 額 福用なった。 介、な護費ら ない指定介記 スの内容、 なければなり ر ہد ک ドスに該当し 比施設サート けして交付し ど独対 一幅に サ護者 領介所 受定人 (保険給付の請求のための証明書の交付) 「十条 指定介護老人福祉施設は、法定代理が用の支払を受けた場合は、その提供した指が れる事項を記載したサービス提供証明書を 第費ら

t悪化の ない。 はら 介護状態の軽減又 に行わなければな 要切 の適 1 字 严妥 入卷 ,魍 き処 70 基者 76 計が まて ك لدُ (指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第十一条 指定介護老人福祉施設は、施設サー 防止に資するよう、その者の心身の状況等に応

ر ا らないよ となり 60 一的な、 然かつ画 嬱 #1 7 革 IJ 画温 K 施設计、

懇切丁寧を旨と 行わなければれ ·M は、問 て説 っだ たら 治し、 の提供につかず ·ビス 理解 社施設サバコのこと 福軍 護事 、指定介 |上必要な 指定介護福祉施設サービスは、施記して行われなければならない。 指定介護老人福祉施設の従業者は、 入所者又はその家族に対し、処遇、 ない。 2億3しら

の入る 他動 · スは の行 事 架 入別が一次 該他 当の ·W は東 たった。体的物質 倉票 供きば、 の提供に を祭み、 らない。 とサービスの 身ない場合を すってはなら 設得行 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施等の生命又は身体を保護するため緊急やむを、3行為(以下「身体的拘束等」という。)を 4 若 字 ら

97 の際 N び時間、 及 蒸 淵 4 **杖等を行う場合には、そ**(录しなければならない。 5指定介護福祉施設サー 束錄 5 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記 指定介護老人福祉施設は、自らその提供す 改善を図らなければならない。

8 싢 괲 の評価を行い、 の質 Ĭ K] 10

業務 10 の作成に関す , ス計画(لدٌ] 4 施設、 IJ 昰 雪 大勝 (施設サービス計画の作成) 第十二条 指定介護老人福祉施設の管理者は 担当させるものとする。

い 活 めな と該努 し、黒り 接車門員」に表から、は付けるよう 支観置 護る位 介すに 当餐山 担支面 「計画社 全般をご スタポー 下海〕 以 等談 専門員番の日常 支入を選所合 灩 \leftarrow 2 施設サービス計画に関する業務を担当するう。)は、施設サービス計画の作成に当たっての住民による自発的な活動によるサービス等のければならない。

、所者につ Boかに なければ 入明し り点記を翻る よ題を に問題 法る課 は者で で所 4 ってる たてす 当じ接 に通支 | 画の作成| | 宇の評価を近 | ちように| 計等き ス境で t、施設サービン 置かれている環境 fを営むことがて は置活 頃の生 門全常 3計画担当介護支いて、その有する能し、入所者が自立しならない。

- 画祖いなな 2スメント」とい 3合において、計画 8を得なければなら 、「アセントの場合、 理解が 決すべき課題の把握(以下 て行わなければならない。 家族に対して十分に説明し、 解しの る接そ 員は、前項に規定する 各及びその家族に面打 2趣旨を入所者及びご 1当介護文援専門員は 5たっては、入所者及 5専門員は、面接の超 4 ら ៕

34、入所 :活全般の :スの内 :を作成し 基、一原グ生ど案 来が、本本・ サー 1の原 の結果(野の方針) (対施設・ス計画の rセスメント*0* 総合的な援助 指定介護福祉 た施設サービン 07 fについての7 z対する意向、 rの達成時期、 〔等を記載し7 者にそ項 (び入所者) (の生活) 標及び、 標及び、 及族目の 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望の家族の希望を勘案して、入所者及びその家、決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの、、指定介護福祉施設サービスを提供する上でいればならない。

常る \square 、脳 ら当 <u>(</u>直の が適 便と 11 W れる 供されて 提担 - ビスにおいて】 - の入所者に負担 1 % 施設サンプライン 値社 であ、 ,定介護 る費用, 架 孫 Ŵ もののほか、 る要 げが 揭常 に通 中心 大 記さいても もの 活る

活る

Ð 10 4 IJ 2 IJ Δ 10 が定め 田 +靊 汨 \mathbb{H} 世 Ŋ 別 については、 Щ 實 10 (こね) E 146 导 曰 紙 2 \$ 亭 無 軍 温 ю́ 4

、もらか 行い、入 について はを意 て明同 つ影る たて係 当しに に付用 :スの提供(- 文書を交付 :掲げる費) どたに リンド サ記ま るを号 除用四 |の額に(|及び費| |から第[用容号 費内一 三項各号に掲げる費当該サービスの内ただし、同項第一 第し、三、 111 は、第三 に対し、 らない。 5人福祉施設は (はその家族に 身なければなら うものとする。 老又得る 5 指定介護者 じめ、入所者 所者の同意を得 は、文書による

12 21 ス要 戸が 1 街 サの 設を 祵額 福祉加田の総用の名ない。 護費ら z該当しない指定介部 &サービスの内容、費 で交付しなければなら に設て - 一 ビ ス [管福祉施言 行 (対 し ・ 金 子 一 一 一 一 一 一 一 一 受定人 理指を (保険給付の請求のための証明書の交付) :十三条 指定介護老人福祉施設は、法定代3費用の支払を受けた場合は、その提供したすられる事項を記載したサービス提供証明書き 第るめ

ْ تَكِ 悪化 ない はら 滅ぼ の転げけれ 、護状態 :行わな! 要切 の適 半洲 肝妥 $\prec \%$ が、必に、 70 基布 73.0 ك للأ **の取扱方針)** 設は、施設サーE Yの状況等に応じ **サード** 大福² - の者(設をそり人の **旨定介護福祉施副 19条** 指定介護者 2資するよう、そ **(結) 第一部** (以上区)

2 らないよ ZZ لك 40 -的な 1 漫然かつ画 HU 基グ N 三世 K لدٌ] 施設サ スは、 \Box

屈

とな

とな 懇切丁寧、 行わなけれ · H は明 て説 っだ たら この提供に当びました。 ドバスは理解 福祉施設サ、運について、 介護な事1 定要 世 遊 は週 業者。 指定介護福祉施設サービスは、 して行われなければならない。 指定介護老人福祉施設の従業者、 入所者又はその家族に対し、4、 2慮るしら

人所制限 6 3 スは他の行動 神 神 所所 \prec 当の一部の一部で ·W は東 たった 倉票 IJ の提供に を祭み、 らない。 , 介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供1 命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 (以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。 介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 介護老人福祉施設は、<u>その提供する指定介護福祉施設サ</u> 審売 等の生 ら行為 所限

の心身 艸 刑 6 ・0一際(H び時間、 皮 態様 4 指定介護老人福祉施設は、身体大況並びに緊急やむを得ない理由指定介護老人福祉施設は、<u>その</u>図らなければならない。 指於沒能 の決 Ŋ .所者

괲 質の評価 X لَدٌ إ \boxtimes **७**₺ 0

솪 Ġ

嵡 貅 10 計画の作成に関す K لدٌ] 施設サ 車間 大振 介護 者は、 畑 人福祉施設の管 **ナービス計画の** 指定介護老/ 5ものとする。 (**施設サール条)** 日当な中の κ 第担

域な 地め と該努 則、より当ら 接専門点から、 支観置 西 大 海 上 (上) 画を計 上金ど階級ス (以下 常生活 設サー 雙支援専門員 入所者の日常 目も含めて施設 - る介護- イは、 イは、 の利用。 当た、 か、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 をに一哲当ど サービス計画に関する業務を、施設サービス計画の作成による自発的な活動によるサービなサー **0** 10 6

一円者についた。 入明し り点記を落る よ題を に問題 法る課 なが、おが、 切にす は、適当者が現り者が現りて解決して解決し で所 ってる たてす 当じ援 回の作成に当 り評価を通り 5ように支払 画のる 計等き ス境で ビ環が 製サーリストンの表 がなる。 超れず は置活 員の生 博、日間を常 援力た 対能し |当介護| |有する| |が自立| 計画担: 、その4 入所者な に、 以次、 (Vな)、 ない、 ო

担な 計画がなった。 (メント」とい いたおいて、計画 :得なければなり ス合を 「イセントの場合は、単解が、 N, 解決すべき課題の把握(以下 こて行わなければならない。、 の家族に対して十分に説明し、 (定する) (に面接) (及びそ) 規族者 t、前項に対 tびその家材 x目を入所す は及趣 1当介護支援専門員は 1たっては、入所者及 5専門員は、面接の超 担当援 面に支 。) 分養三 4 ら当

6 占 人般の作りを内は き活スを に基づい 幹、生活 サービン の原 果方設面 治の地社スを加計 ト援福ビ スメン 治的な指 記定介護枠 七翁茄茗 の何、 &び入所者についてのア 案の生活に対する意向、 国標及びその達成時期、 り留意事項等を記載した 、所者の希望及でながその家族のななでそのでその家族のそからながらない。またの目標をサービスの目標をサービスの目標をはする上での名 要専門員は、入房者及として、入所者及三介護福祉施設2サービスを提供 1分離 1留を 2間、 4個、 4個で 指 | 計画担当/ | の家族の希望 | (ひ家族の希望 | (投すべき課題 | で、指定介護権 | でければならな ら 者解容な の 決、 け

スの提供 下同二二当者か ビ以担 (入所者に対する指定介護福祉施設サー という。)を召集して行う会議をいう。2サービス計画の原案の内容について、 -」とい :施設サ 会 機 一 超 を当当る。発生を 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当に当たる他の担当者(以下この条において「担じ。)の開催、担当者に対する照会等により、ら、専門的な見地からの意見を求めるものとす

で関 計画の原案の内容について入所者又はその家族に対し らない。 計画担当介護支援専門員は、施設サービス し、文書により入所者の同意を得なければな

入所者(ビス計画を J 当該施設サ 計画を作成した際には、 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービ 交付しなければならない。

(入所うもの 77 計画の実施状況の把握 一ビス計画の変更を行 、施設サーに応じて加 、計画の作成後、 を行い、必要は 計画担当介護支援専門員は、施設サービ、 についての継続的なアセスメントを含む。) する。 の者と

汌 リング」という。) に当 特段の事情のない限り、 に多い 上と ・る実施状況の把握(以下 の連絡を継続的に行うこ 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定すたっては、入所者及びその家族並びに担当者と次に定めるところにより行わなければならない

対を予まま に見 **岩**草 当の 備、担当地からの ・会議の開([門的な見] **岩** 、ス担当さから、国 が 神 一川 サ担 がおいては、 こ合要 ・定期的に入所者に面接すること。 ・定期的にモニタリングの結果を記録する 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場 は会等により、施設サービス計画の変更の必 ものとする。 るる。 | | =

ю́. 用す 票 ぎを受けた場合 変更について 要介護更新認定を受けた場合 要介護状態区分の変更の認定を受い 規定する施設サービス計画の変更(入所者が法第二十八条第二項に規定する 入所者が法第二十九条第一項に規定する 三項から第八項までの規定は、第九項に 紙

入所者の心身の状況に応 rΩ 4 常生活の充実に資する (**介護)** 第十三条 介護は、入所者の自立の支援及び日、 て、適切な技術をもって行われなければならな、 ...--^**** / 塩祉施設は、一週間に二回以

 \angle 又は清し せる 入所者を入浴 適切な方法により、 2 指定介護老人福祉施設は、 なければならない。

排せつの Š 適切な方法によ ŕ その心身の状況に応じ 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し立について必要な援助を行わなければならな

るを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければな

IJ ~ ₩ ل) Δ が発生しないよう適切な介護を行う

容等の介 幺 に規定するもののほか、離床、着替え、 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、 を適切に行わなければならない。

常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。 その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、 1による介護を受けさせてはならない。 **6 謹 7 8 €**

食事を 慮した 好を考 2 の状況及び嗜 ゆいゆ に入所者 栄養並び (食事) 第十四条 指定介護老人福祉施設は、労 適切な時間に提供しなければならない。

しなければな を支援 رک IJ 10 で食事を摂 宝 食 離床 9 贤 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な ない。 2x ا

の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わな (相談及び援助) 第十五条 指定介護老人福祉施設は、常に入所努め、入所者又はその家族に対し、その相談にければならない。

の提(回者 下当 K ビ以担 に対する指定介護福祉施設サ)を招集して行う会議をいう 、ス計画の原案の内容について 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議 (入所者) たる他の担当者 (以下この条において「担当者」という。)) の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービ、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 洲 \mathbf{o} にじる \mathbb{H} 、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対し を得なければならない。 計画担当介護支援専門員は、 、文書により入所者の同意は 田 /

入所者(ス計画を لدٌ 当該施設サ 施設サービス計画を作成した際には、 計画担当介護支援専門員は、 しなければならない。 交付 ∞

(入所)でもの 7 、施設サービス計画の実施状況の把握 に応じて施設サービス計画の変更を行 施設サービス計画の作成後 トを含む。)を行い、必要 計画担当介護支援専門員は、1 についての継続的なアセスメンする。 **の**神之

てに っ次 当たって、 タリング」という。)に し、特段の事情のない限 計画担当介護支援専門員は、前項の実施状況の把握(以下「モニ 入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うことと ところにより行わなければならない。 □ 1∅∅∅</li

ئ に面接するこ 定期的に入所者

対をする に見 **老**意 編、担当 地からの記 4者会議の開(専門的な見) 汌 ス担当から、 サービガ目 こと。 おたおいんは、 資本にしいん、 正期的にモニタリングの結果を記録するこ。 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合に 会等により、施設サービス計画の変更の必要 ものとする。 **1** るめ 照 る

N₀ 用す にしいて海 ス計画の変更 調している。 入所者が要介護更新認定を受けた場合 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場;二項から第八項までの規定は、第九項の施設サー 紙

 \angle

HU

Щ

入所者の心身の状況に応 'nΩ 4 **第十六条** 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するて、適切な技術をもって行われなければならない。

_ 排せつの #1 又は清 Þ 適切な方法によ 40 入所者を入浴 の心身の状況に応じて、 九岁、 適切な方法に 一週間に二回以上、 ψ 指定介護老人福祉施設は、 なければならない。 S

るを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければな Š 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざ 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、そ について必要な援助を行わなければならない。 ຫ ∯

の発 4 があ $\Delta \cup$ ىر 棒(じょく)瘴(そう)が発生しないよう適切な介護を行う |しなければならない。 5 指定介護老人福祉施設は、 生を予防するための体制を整備 **4** 指定 らない。 8

指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、 を適切に行わなければならない。 ら護

容等

幺

着替、

艸 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。 入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、 による介護を受けさせてはならない。 以外

栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮した食事を (食事) 第十七条 指定介護老人福祉施設は、 切な時間に提供しなければならない。

行事等に応じた食事を提供す 季節、 指定介護老人福祉施設は、<u>地域で生産された旬の食材を活用し、</u> <u>う</u>努めなければならない。

しなければな とを支援 IJ とる 食堂で食事を 入所者が可能な限り離床して、 指定介護老人福祉施設は、 3 指述 らない。

(相談及び援助)

にな **第十八条** 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わらければならない。

Н \equiv 1 宜入所者のためのレ 嬹 るほか、 νĶ を舗 搬 設備 教養娯楽 (社会生活上の便宜の提供等) 第十六条 指定介護老人福祉施設は、 ン行事を行わなければならない。

いい必要な行政機関等に対する手続について、そ その者の同意を得て、代わって行わなければな 河河 を場 活る 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生の者又はその家族において行うことが困難であらない。

の校流 ريـ 챛 その家は ن 入所者 Ñ **₩** ريد 4 10 X *1*E との連携 9条 3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家の機会を確保するよう努めなければならない。

努めなければならない。 rΩ 4 かる を確保。 41 鰲 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の

4

常生活を営むのに必 Щ 、対し、その心身の状況等に応じて、 めの訓練を行わなければならない。 (機能訓練) 第十七条 指定介護老人福祉施設は、入所者に 要な機能を改善し、又はその減退を防止するた

に応じ 小要[کہ に入所者の健康の状況に注意 延 観しは、いっない。 薄な (健康管理) 第十八条 指定介護老人福祉施設の医師又は看て健康保持のための適切な措置を採らなければ

場合で 3族の希 3、退院 (人所者の入院期間中の取扱い) 第十九条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場。 あって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家 望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、 後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

民 幯 遅滞なく、 る場合は、 宗 号のいずれかに該 (人所者に関する市町村への通知) 第二十条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各当付してその旨を市町村に通知しなければならない。

要介護状 Š 4 $\stackrel{\sim}{\sim}$ ل) る指示に従わないこ の利用に関す لدٌ 正当な理由なしに指定介護福祉施設サー 態の程度を増進させたと認められるとき。

HU Δ した رلـ たろ 又は残け 気け、 1 偽りその他不正の行為によって保険給付

、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の 該老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にあ 指権施設のサテライト型居住施設の職務に従事することがで (管理者による管理) 第二十一条 指定介護老人福祉施設の管理者は、者でなければならない。ただし、当該指定介護老ろ他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉」きる。 第者るき

業務の実施

Ð 'nΩ 次に掲げる業務を行 第十二条に規定する業務のほか、 (計画担当介護支援専門員の責務) 第二十二条の二 計画担当介護支援専門員は、 のとする。

その者の心身 Š 4 Ŋ 居宅介護支援事業者に対する照会等。 の利用状況等を把握すること。 一 入所申込者の入所に際し、その者に係るの状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等

日常生活を営む その者が居宅において ر ر)環境等に照り - ること。 二 入所者の心身の状況、その置かれている とができるかどうかについて定期的に検討す

(社会生活上の便宜の提供等)

ζ,

入所者 入所者からの要望を考慮 3祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、入所者からの要 教養又は娯楽に係る活動の機会を提供しなければならない。 指定介護老人福祉施設は、 第十九条

1等に対する手続について 代わって行わなければな に対す 関等(を営むために必要な行政機関 には、その者の同意を得て、 |常生活 指定介護老人福祉施設は、入所者が日の者又はその家族が行うことが困難であ 01 N

|乙配慮| とができ 入所者が成年後見制度を活用する 必要に応 指定介護老人福祉施設は、 3 指定介護老人 なければならない。

との交流 の家族。 かん 入所者 ź ,,) 4) ىر 10 4 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図の機会を確保するよう努めなければならない。

努めなければならない 년 ♡ 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保する

Ŋ

生活を営むために 垩 Ш に対し、その心身の状況等に応じて、I るための訓練を行わなければならない。 : 指定介護老人福祉施設は、入所者 能を改善し、又はその減退を防止す (機能訓練) 第二十条 指定 公要な機能を改 黑点

で希院 , た場合, 家族の乳 き、退 じの除 がなる。 (人所者の入院期間中の取扱い) 第二十二条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が4 あって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びそ 望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を 後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。 育護職員は、 ばならない。 (健康管理) |二十一条 指定介護老人福祉施設の医師又は看| |で健康保持のための適切な措置をとらなければ| 策じ

に形

翢

爻

常に入所者の健康の状況に注意

民 幯 る場合は、 入所者が次の各号のいずれかに該当す (入所者に関する市町村への通知) 第二十三条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次のを付してその旨を市町村に通知しなければならない。

2 4 N ريد エ当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないこ 態の程度を増進させたと認められるとき。

要介護状

HU Δ W. $_{\sim}$ ىر 又は受けよう 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、

のあで 連 だ だ が が が る地こ **(管理者による管理) 「二十四条** 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事す、 でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷 他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事するころ。 第者るき

業務の実施 人福祉施設の従業者の管理 紙

行 K ために必要な指揮命令 指定介護老人福祉施設の管: とする。 6 N 🔑

4) 0 Ð る業務を行う 次に掲げ 第十五条に規定する業務のほか、 ť 計画担当介護支援専門員 **(計画担当介護支援専門員の責務)** [**ニ十六条** 計画担当介護支援専門員 ³る。 紙

その者の心身 Š 4 ij

を当む、 日常生活 が居宅において 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等しの状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅におしとができるかどうかについて定期的に検討すること。

J W 意る ができ、ろ類境 とな NJJ むと 哲生活を営む 置かれるこ に照らし、居宅において日常 の希望、その者が退所後に置 助を行うこと。 5等に照り 1族の希望 接助を行 ■ その心身の状況、その置かれている環境 認められる入所者に対し、その者及びその家 勘案し、その者の円滑な退所のために必要な

対に 者と 継り 分護支援事 に連携する、 伤蔽 丽密 , 2 の作成等の援助に資するため は福祉サービスを提供する者 入所者の退所に際し、居宅サービス計画 情報を提供するほか、保健医療サービス又 EIÈ

⑩ 獈 その際の入所者の心身の状況並びに の態様及び時間、 五 第十一条第五項に規定する身体的拘束等 やむを得ない理由を記録すること。六 第三十三条第二項に規定する苦情の内容七 第三十五条第三項に規定する事故の状況

にしいて記録す を記録すること。 び事故に際して採った処置

 Δ

IJ

10

次に掲げ

(以下 、る施設の運営についての重要事項に関する規程 らない。 (運営規程) 第二十三条 指定介護老人福祉施設は、次に掲 「運営規程」という。)を定めておかなければ

施設の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

入所定員

用の額 スの内容及び利用料その他の費 لدٌ 入所者に対する指定介護福祉施設サー施設の利用に当たっての留意事項非常災害対策

一二三四五六七

その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

IJ 3 ビスを提供す に対し、適切な指定介護福祉施設サかなければならない。 **第二十四条** 指定介護老人福祉施設は、入所者! ができるよう、従業者の勤務の体制を定めておז

ズでをなな 福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービ に直接影響を及ぼさない業務については、この限り 2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老提供しなければならない。ただし、入所者の処

の資質の向上のための研修の機会を確保しなければなら 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、 ო

たた て入所させてはならない。 iを超えてy ioでない。 tび居室の定員を 引合は、この限り 及影 $\mathbb{Z}_{\mathcal{N}}$ (定員の遵守) 第二十五条 指定介護老人福祉施設は、入所定し、災害、虐待その他のやむを得ない事情があ 紙

立て、非常災害時の関係機関への に、定期的に避難、救出その他必 関する具体的計画を立て 者に周知するとともに、 害従 (非常災害対策) |二十六条 指定介護老人福祉施設は、非常災|報及び連携体制を整備し、それらを定期的に|なかで行わなければならない。 第軍軍

St. CF 寿ら き境 ことが となる 環 なり しば 4年活を行かれる。 ■ その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において目常認められる人所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置勤案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。■ 人所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、て情報を提供するほか、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する。

_

題り

ぎる

支援事業に連携する

今 養 密 核

子が 、一番の、一番の

その際の入所者の心身の状況並びに緊

;十四条第五項の規定により身体的拘束等の態様及び時間、そを得ない理由を記録すること。 :三十七条第二項の規定により苦情の内容等を記録すること。 :三十九条第三項の規定により事故の状況及び事故に際してと

鮰 ŔŢ. ったり ىر

رک 3 (運営規程)

呼 (以下 る規程 要事項に関す 次に掲げる施設の運営に係る重 ならない。 ・株 指定介護老人福祉施設は、次いう。)を定めておかなければな il 程 第規

目的及び運営の方針 従業者の職種、員数] 入所定員

員数及び職務の内容

スの内容及び利用料その他の費用の額 لدٌ] 入所者に対する指定介護福祉施設サー 利用に当たっての留意事項

一二三四五六七

災害対策 光序

要事項 に関する重 の他運営

رلـ

4) IJ 3 を提供す デ ス (勤務体制の確保等) |二十八条 | 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サーできるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 紙

をな KE の限 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サ・ しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この| **28** 提供

その研修の機会を確保しなければならな 従業者の資質の向上のために、 指定介護老人福祉施設は、 ო

とがた IJ 前項の研修には、入所者の尊厳を守り、入所者及びその家族が共に健やかな生活を送る 、入所者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。 75 **4** 4

三十人以上とす 指定介護老人福祉施設の入所定 (定員) 5二十九条 꽶

删 ただし を超えて入所させてはならない。 でない。 の定員、の限り、 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室 待その他のやむを得ない事情がある場合は、こ ດ 💯

非策に るを員 ミえ、想定される 5具体的な計画を 5を定期的に職員 (非常災害対策) 第三十条 指定介護老人福祉施設は、入所者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏ま、 常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する。 定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容。 周知しなければならない。

避難又は救出に係る訓練その 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、選必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。 2他

市福 3 指定介護老人福祉施設は、非常災害時における入所者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、同时、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は社社サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

乳幼児等特に配慮を要する者の受 障害者、 高齢者、 非常災害時において、 指定介護老人福祉施設は、 に努めるものとする。

(衛生管理等

(衛生管理等)

の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水につい置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正 **第二十七条** 指定介護老人福祉施設は、入所者て、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な指行わなければならない。

又はま کہ :人福祉施設において感染症又は食中毒が発生なければならない。 2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護 延しないように、次の各号に掲げる措置を講

症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者 一当該指定介護老人福祉施設における感染する委員会をおおむね三月に一回以上開催す に周知徹底を図ること。

翷 二当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針をすること。

感染症及び食中毒の予防及 護職員その他の従業者に対し、 10 ■ 当該指定介護老人福祉施設において、介 びまん延の防止のための研修を定期的に実施

働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対 **四** 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労 処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

協力病院 あらかじめ、 のために、 る入所者 かか **必**要 (協力病院等) 第二十八条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を 定めておかなければならない。

努めなければならない。 れがぴん 歯科医療機関を定めておく 協 あらかじめ、 指定介護老人福祉施設は、

S

運営規程の概要 重要事項を掲示 (掲示) 第二十九条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、 従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる なければならない。

上知り得た入所者又はその家 その業務 由がなく、 正当な理

上知り得た入所者 その業務 正当な理由がなく、その業 を講じなければならない。 者が、な措置が存 (秘密保持等) 第三十条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定介護老人福祉施設の従業者は、正その家権ので変を入福祉を言い、 指定介護老人福祉施設は、従業者であった の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要 **છ** 4€

業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際にはなければならない。 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事らかじめ文書により入所者の同意を得ておか

その内容 る場合は、 広告をす にしいて 人福祉施設 定介護老 (広告) 第三十一条 指定介護老人福祉施設は、当ま が虚偽又は誇大なものであってはならない。

の禁止)

汌 護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に [として、金品その他の財産上の利益を供与してはならな (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の 第三十二条 指定介護老人福祉施設は、居宅介 該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償

当該指定介護老人福祉施設から してはならない。 業者又はその従業者から、 の他の財産上の利益を収受 居宅介護支援事 賞として、金品そ6 2 指定介護老人福祉施設は、) の退所者を紹介することの対償

(苦情処理)

定介護福祉施設サービスに関する入所者及びそのを受け付けるための窓口を設置する等の必要な措 した指分 、 苦情を 第三十三条 指定介護老人福祉施設は、その提家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために置を講じなければならない。

当該苦情の内容等を記録しなければな 合には、 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場 ない。 **Q** \(\mathcal{O}

第三十一条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正り行わなければならない。 IJ

又はま、 又は食中毒が発生 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症」 しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 る選

検業 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策をる委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の徒 周知徹底を図ること。 一を買

当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整(ること。 ■ 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延すること。■ 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。■ 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

感染症及び食中毒の予防

前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対に関する手順に沿った対応を行うこと。

Ð

協力病院 Ś あらかじ とする入所者のために、 必要。 入院治療を (協力病院等) 第三十二条 指定介護老人福祉施設は、 定めておかなければならない。

よう努めなければならない。 協力歯科医療機関を定めておく あらかじめ、 指定介護老人福祉施設は、 S

の概める .規程の相 .事項を担 酒屋 運軍 (掲示) 第三十三条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、 従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる」 なければならない。

上知り得た入所者又はそ その業務 正当な理由がな 指定介護老人福祉施設の従業者は、 (秘密保持等) 第三十四条 指定介護老人福祉施言 家族の秘密を漏らしてはならない。

上知り得た入所者又は 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 01 N

ばに 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際い かじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。 2 **⊕**

の内容 4 合は、 る場 to 広告を、 にしいて 当該指定介護老人福祉施設。 (**広告)** 第三十五条 指定介護老人福祉施設は、当計 が虚偽又は誇大なものであってはならない。

者ら (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止) 第三十六条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険
該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなら

当該指定介護老人福祉施設から してはならない。 居宅介護支援事業者又はその従業者から、 として、金品その他の財産上の利益を収受 2 指定介護老人福祉施設は、、 の退所者を紹介することの対償

(苦情処理)

の置 バベイ でな指 ,入所者及(No fo **第三十七条** 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関す家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置を講じなければならない。

しなければな 当該苦情の内容等を記録 前項の苦情を受け付けた場合には、 指定介護老人福祉施設は、 **Q** \(\mathcal{O}

- 「福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市の水め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に1査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受ける行わなければならない。 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介 村が行う文書その他の物件の提出若しくは提 じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う。 場合は、当該指導又は助言に従って必要な改
- 前項の改善の内容を市町村に報告 った場合には、 めがあ 市町村からの求
- ・ービスに関する入所者からの苦情に関して国 (第百九十二号) 第四十五条第五項に規定する ・七十六条第一項第三号の規定による調査に協 よる指導又は助言を受けた場合は、当該指導 1設サー1 法律第 2 3第百七-1定により ↑護福祉施記 □三十三年沿 が行う法等 ○同号の規(2) 指定介護老人福祉施設は、提供した指定分 健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 1民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。) 7するとともに、国民健康保険団体連合会から パカ言に従って必要な改善を行わなければな 4 指定介護老人福祉施設は、市なければならない。 5 指定介護老人福祉施設は、提民健康保険団体連合会(国民健康 国民健康保険団体連合会をいう。 力するとともに、国民健康保険可 又は助言に従って必要な改善を行
- 善の内容 前項の改 だけ、 $\triangleleft \Box$ 合会からの求めがあった場 体連合金のない。 国民健康保険団 告しなければな 指定介護老人福祉施設は、| |民健康保険団体連合会に報[・] 141 **७** ₩

- の運 رک 発的な活動等 地域住民又はその自 なばて ない。 5
- 下事 下業 祉施設サービスに関する の他の市町村が実施する :介護福 事業そ(/た指定/ 1を行う≟ 提供した 度営に当たっ ければなられ こっては、計 らが相談及び (地域との連携等) 第三十四条 指定介護老人福祉施設は、その運営 携及び協力を行う等の地域との交流を図らなけれ 2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっ 者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者がに協力するよう努めなければならない。 第携2者に

- に定める措 次の各号 発生又はその再発を防止するため、 事故の (事故発生の防止及び発生時の対応) [三十五条 指定介護老人福祉施設は、 講じなければならない。
- れた事故発生の防止のための指 HU る報告の方法等が記載
 - 当該事実が報告され、 Ú $\widetilde{\mathbb{Q}}$ 事態が生じた場 備すること。 ■ 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告。 針を整備すること。 ■ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある 分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備

8

- N :者に対する研修を定期的に行うこと。 指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 指定介護老人福祉施設は、入所者に対するは、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡
- について記録しなければな て採った処置 に察し、 況及び事故 前項の事故の状 指定介護老人福祉施設は、 ない。 **က** 🗘
 - り賠償すべき事故が 4 ービスの提供に 福祉施設サ 72 が指定介護が おばならた 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する 生した場合は、損害賠償を速やかに行わなけ \mathbb{H} 4 涨

(会計の区分)

ريـ の他の事業の会計 W 罪答 41 の事業の K لدٌ 祉施設サ 価 攤 指定介 ニーニング三十六条 指定介護老人福祉施設は、分しなければならない。 第区

(記録の整備)

- しておかなければな を整備 関する諸記録 設備及び会計に 蒞 従業者 指定介護老人福祉施設は、 第二十七条 がない。 第ら
 - 定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げなければならない。 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する: 記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存 **0**1 **10**

 - の状況並びに 一句心身 所者 の際の入 容等の記録 N 施設サービス計画
 第八条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内
 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、やむを得ない理由の記録
 第二十条に規定する市町村への通知に係る記録
 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 第三十五条第三項に規定する苦情の内容等の記録
 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際し
- て採った処置

- 市にけ る全英 .条の規定に 間若しくに は算又は助言 3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質にじ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指定場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 前項の改善の内容を市町村に報告 市町村からの求めがあった場合には、 4 指定介護老人福祉施設は、 なければならない。
- 国康国を 情に関して 質の国民健 にともに、 に要な改善 ビスに関する入所者からの苦情に 百九十二号)第四十五条第五項。 一項第三号の調査に協力すると、 ・当該指導又は助言に従って必 5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サー 民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第一保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、行わなければならない。
- 善の内容 前項の改 には、 $\widetilde{\mathbb{Q}}$ た場合 会からの求めがあっ 連合会ない。 |民健康保険団体連 |-しなければなられ 国告 人福祉施設は、 団体連合会に報 介護老, 康保險[指定(円) H ω ₩

の連携 رک 糠 K \checkmark 1 \mathcal{Y} ボラ 地域住民、 なびと \mathcal{C} (地域との連携等) :三十八条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当た,力を行う等地域との交流を図らなければならない。 第協

皮

人 事 所業 200 関する 福祉施設サービスに その他の市町村が実 √た指定介護√ 1を行う事業√ 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供しいらの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助・協力するよう努めなければならない。 る者に

- 2 쾚 に定め 次 事故の発生又はその再発を防止するため、 (事故発生の防止及び発生時の対応) 三十九条 指定介護老人福祉施設は、 賉
- W 生の防止のた なれ、 当該事実が報告 された事故発 よる報告の方法等が記載 IJ 次号の規定
 - ئ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、 fを通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した、、連やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 **⊘** ∢□

た場

- しなければな について記録 処置(った 7 及び事故に際し 前項の事故の状況 指定介護老人福祉施設は、 **m** 40
 - HU 賠償す ر ا ビスの提供に] き福祉施設サー っない。 院介護t ばなら⁷ 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指: こた場合は、損害賠償を速やかに行わなければ \mathbb{H} 4 涨
- $|\times|$ ريـ 松平 の事業の をその他 業の会 スの事 لدٌ 1 福祉施設サ 指定介護 老人福祉施設は、 (会計の区分) 第四十条 指定介護老人 うしなければならない。 第分

- ておかなければな ·整備 る諸記録を
- 3 ビスの提供に関する次に掲げ、

⑩

の心身の の際の入所者

の状況並びに

設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 ニット型指定介護老人福祉施 Ц 第五章

この章の趣旨及び基本方針 第一節

(この章の趣旨)

第三十八条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第三十九条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

安宝 を行い、市町村、居 ス又は福祉サービス 没家庭との結び付きを重視した運営 護保険施設その他の保健医療サービ 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域 介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介 提供する者との密接な連携に努めなければなら

設備に関する基準 第二節

(設備)

設備の基準は、次のとおりとす 第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の

- エニット
- 居室 7
- ビスの提供 j 入居者への指定介護福祉施設サ .と。ただし、入局 ることができる。 (1) 一の居室の定員は、一人とすること 上必要と認められる場合は、二人とする $\widehat{\Xi}$
 - (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければなら
- 一の居室の床面積等は、次のいず ල
- 11 れかを満たすこと。 うこと。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、 (i) +・六五平方メートル以上とす 三平方メートル以上とすること。
- (11) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えな
- Δ けるこ ブザー又はこれに代わる設備を設り 3

共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- の入居定 __ 二平方メートルに当該共同生活室が属するユニッ (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること

ハ 洗面設備

- رک 10 .とに適当数設け? -ること。
- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ご(2) 要介護者が使用するのに適したものとす。

便所

- ごとに適当数とともに、 $\widehat{\Xi}$
- fo 数設けること。 要介護者が使用するのに適したもの 居室ごとに設けるか、又は共同生活室 ブザー又はこれに代わる設備を設ける رر ارد (7)

IJ

のとする 要介護者が入浴するのに適したも 医務室 浴室 H H

ト型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営の基準 3 П Ч 五章

の章の趣旨及び基本方針 ١J 焐

全同と (この章の趣旨) 第四十二条 第二条、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営の基準については、この章に定めるところによる。

 $\mathbf{7} \in \mathbf{4}$ (基本方針) 第四十三条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サース計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

居ス を行い、 市町村 ス又は福祉サー flした運営を と療サービン 視医 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

設備の基準 二郎

(設備)

رک 次のとおり ト型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、 コニジ 第四十四条

10

ユニット

屈率 7

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。 (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければ

ならない。

(i) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、三平方メートル以上とすること。

保を削えない えない :ものについては、入居者同士の視線の遮断の確(天井との間に一定の隙間が生じていても差し支; (!!) ユニットに属さない居室を改修した。提にした上で、居室を隔てる壁について、うこと。

ブザー又はこれに代わる設備を設ける

IJ

共同生活室 П

- トの入居者が交流 (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニッ同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - トの入居定 > 1] 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユ ごて得た面積以上を標準とすること。 (2) 一の共同生活室の床面積を乗じて得た面積以上を標準
 - (3) 必要な設備及び備品を備えること

- لَد IJ 数設ける に適当 居室ごとに設けるか、又は共同生活室 要介護者の使用に適したものとするこ <

便所

10

- ئد IJ 10 fo £0 ごとに適当数設けること。 とともに、要介護者の使用に適した 居室ごとに設けるか、又は共同生活室、 ブザー又はこれに代わる設備を設ける Θ

Ŋ 要介護者の入浴に適したものとする 浴室

医務室

- 靊 **本**設 検 长 腷 7 1 泛 圉 苅 ほか 10 水 。靊 JU W リ嘂 る機 す療 と医 所が 療及 第一条の五第二項に規定する診 を診療するために必要な医薬品 イ 医療法第-ロ 入居者を記設けること。
- こい支 るなし すじ差 以上とて 障が生し として トに対して対 一来以 ナななが、水谷と • 樂] 11日 🔨 は等・ 温 押し の業 下従は 中をつ 、居あ しへに 光、下 たり廊 トル以上とすること。た 届を拡張することにより ・五メートル以上(中原 ■ 耐下幅 ー・八メートルと。なお、廊下の一部の価を認められる場合には、一・五ない。 。 1
- M M to に供するは、 晶祉施設の用い で障がない場合 福支 ~に 粉釈 定介護スタの提供 指ブ 副 とが掛けてか るご福 設該介は二選 を当定 備ら指 ンて必要な設値 5設備は、専 5者に対する# f災害に際し :でに掲げる :だし、入居¹ 五 消火設備その他の非常災 2 前項第二号から第五号までものでなければならない。ただの限りでない。 **₩**

基 10 に関す、 阿阿阿 川 洲

- 4 雙福祉施設 1該ユニッ 1ろものとす 1定介護41から当間なりの当間なりの当間なりの当時にある。 指額対 る筆支 当時額の 該費だ スピアスプラル ر الأ 上 於 姓 領施を 受、額 流代理学として、スサールを関する 法部プ (利用料等の受領) 四十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、 一ビスを提供した際には、入居者から利用料の一 指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サー サ型る
- ス額 深ら 1 25 中型 設合 施不 社 確に 次の護問 定と 指額 薫い な基 し用 单票 該ス \mathbb{N} K] 万中 一談 少插 闿 英と 代理の額 ば、法グ ・る利用* - ユニット型指定介護老人福祉施設に提供した際に入居者から支払を受ける

 はじないようにしなければならない。 るをが
 - $^{\cancel{1}}$ の額の支 Щ 實 10 Ħ に描り 次 のほか、 緻 \mathcal{N}_0 受け W の支払
- 吊該 が入場の当時の 費よた アドンが行れていた。 一規払 サの支 海回盟 (三) 所条社 定。 人同福 脊額老 り用護 よ費介る 定基指とに準定す 規の型度 の費ト限 項食ッを 11011 第ずユ額ーるニ 三定該废 の規当限
- に幹 者該は 居当合 が入りより る場ができた。 一の支援払 サ頃に 護四設 介第拖 者条祉 人所(司) 定額老 特用護 り費介る よ準定す に基指と 定の型度 規費卜限 の住ッを 項用二 一ろ 1 額田 () 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前二項受けることができる。
 ■ 食事の提供に要する費用(法第五十一条の者に支給された場合は、同条第二項第一号に規等体定入所者介護サービス費が入居者に代わり当間は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限及、同条第二項等十一条の三第一部をれた場合は、同条第二項第二号に規定する場合が表れた場合は、同条第二項第二号に規定する場が表れた場合は、同条第二項第二号に規定する場合が新者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニスの音の第二項第二項第二項第二号に規定する場合が表する。

支定同

- 翢 À N Δ IJ * \mathcal{C} 行 16 の提供を 删 別な居 が選べ 种 入居 に基づき
- 翢 爻 \aleph $\Delta \cup$ IJ ったっ 介 の提供を # 食 別なり 李 10 浥 選 に基づき
- 宝れ 常る $\square \mathcal{L}$, 監 U- 24 ら当 <u>〔</u>宜の が適 関と 110 れる させ 供さ 提担 において 居者に負 どのス人] W 4 施設、フィ 祉あ 定介護なる費用 厚生労働大臣の定める基準に基づさる費用
 国 厚生労働大臣の定める基準に基づなる費用
 五 理美容代
 大 前各号に掲げるもののほか、指定においても通常必要となるものに係る引きの
- て明同 っ點る 0 **₩** たて除 当しび 10 に付用 4 供交費 N 場が書がるが \mathcal{N} IJ Δ ス文掲 どだに *K*0 1 2 ゃ \mathscr{L} サ記ま が定 るを号 田 孫用四 $^{\mathsf{K}}$ に實策 靊 額びら 郑 の及か \mathbb{H} 用容号 世 費内一 IJ るの第 げス項 別 掲ど同 ついては、 以, 号サし 各該だ 頃当た N ュニット型指定介護老人福祉施設は、第三、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、行い、入居者の同意を得なければならない。 (たついては、文書によるものとする。 Щ る費 でに掲げ 导 から第四 中 前項第ν_ο らはを意

- 森共及になった。 生にる活基も の画す ら計援 自ス支 て一活、どる じか生 が が が が が が し の も るた居 する人 をにった。 そうよ , 4 년 がると 者きこ 居でう (指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第四十二条 指定介護福祉施設サービスは、入、 活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことが、 者の日常生活上の活動について必要な援助を行 われなければならない。
- J 気む 安 汨 $\overline{\mathbb{H}}$ 7 Ç 华 W 役割 がそれぞれの 艸 Щ K おいて __ 設サービスは、各ユニッ て行われなければならな 定介護福祉施設サるよう配慮して行 Ø %

IJ る療 ず参 をる

*16*4

とえ

- B 靊 設 查 臨床檢 7 1 に不 翢 芍 ほか、 10 水 靊 ψ, 機器 漸 以医 及 ᄪ 揪 闲 25 翢 苅 IJ B 2 とる 診療用。 入居者。 めいた。 活品。 **~**□談
- とえ こい支 るなし すじ差 上がして生た。 以障と トに上が、大工 一张以 メ往ル ・流してでいる。 11日× は等け、一分で、 温 を し J.F 严 中をつ 、居あ し入に K K たり原 ッド いよ 手 11214 るこ以 とすらか 山黒一 以拡メ 小を玉 · 벨· 16 メ部 0 ř (I 唇驰 下が、神神、 廊なら . € 四と認な
- M N 年ずば、 に合 設の用にない場合 福祉 支障 $\angle \mathbb{M}$ 粉紙 :介護:の提 定ス 海河 。酬」 こが社という るご確 設該介は一番 を当定 備ら指 な設へ事を与するよ 要ななが、なななが、なが、なが、なが、なが、なが、なが、ながながらなった。 必備に で設者 しる居 際げ入 # に あ が、 し、 災でだ 1の非常 5五号ま い。 たが 他第な 620 五 消火設備その2 前項第二号から ものでなければならの限りでない。

6 浬 鲗 紜 Ш

- 4 設ッと **軽福祉施** | 該ユニン a定介護が jから当 えを受ける を準技技能を対 す基の 当用額 該費だ にス得 KIIP ا لدّ \rightarrow (領サー) 施設サー (を控除) 受、額 定代理会として、スサースを関うという。 浜部ブ |設は、 | 料の一 | 罐サー 1 5人福祉施言 行から利用* いる施設介護 出指定介護老 は、入居者な に支払われる 型に設 用玉ス介 **新田** 一番 十万所 第サ型る
- ス額 学業 25 サ理 設合 插下 海に 護問 介の 下手 指額 載い な基 し用 当實 該ス \mathbb{N} K | デ キ 一談 サ施 衙 , 英と 理額 £6 海教 法用 び、公割の対 L施設は、 吸げる ない。 祉をら E介護老人福祉 B者から支払を プなければなら E介護老人福祉 定居し ィニット型 キした際い かないよう ユ供じ 提生 るをが
 - A 支 6 |の額(Щ 曹 3 H (7掲) 阦 額のほか、 10 1 冥 ₩ 支払 6 严 温 「祉施設は、 定。る **B** 英
- が入居(定入所)回号の 實特 ス該は 与当合 12郭 野介護サー 見定によい なわれたサ 者規払 入所が通りがいた。 定四設 特策施 ク然泊 よ同海 定額老 規用護 の費介 上 基 油 流 流 第の型 三數卜 の食ツ 条のニ 一声儿 - 1 | | | | | | | 五第当) 引 (法第三条第二項等 1条第二項等 行に代わり当 だとする。) - 要する費月 場合は、同 費が入居者(到) を限度 3 に場費額 ッと事給サ負 ユる に介恵ニこ 食支護の
 - 支介住 にを居 者所の 居入号 寛該は ス当合 河り端 一よた 職子が行ったがながら 介規払 入所者/四項の対別である 定策施 特条社 により4 (額) (同) (老人福社 定用護 両を関する。 第費卜 三年》 の居こ 条のユ 亭蒸) 十二二 五第りる (法第二世 第二世 に代わっ to 4) 第に度 用条者限 費同居を 要する 合は、 情が入 度が入 度額)。 住たビ担張ス盟 居れ一負 さかの け一者者食 二給護費 三な四な五大にも
 - Δ 圉 こ 込 IJ Δ IJ 4 \mathcal{C} 允 *1*E 出 の提 删 辿 72 別 李 10 原子 が選び 神 辿 \prec 40 \mathcal{T} 基 票 10 定 0 田 K 靊 氷 10
 - 涃 Δ IJ た 5 を介 事の提 |な食 冠 李 3 定 選 12/2 种 辿 \prec HU 7 基 N 票 基 10 B 定 0 田 K 働 汨 生用 生用 写實官實 κ

活る

- 活る 宝れ 常ら 日め 、腦 427 う当 の適 宜が 便と 1011 れる 机型 供も 提担 において 居者に負 ス入 JI C 1 4 数で 超っ 祉あ 循で 護用 介實 定る ののほか、まなものに J) る要 げが 福芾 谷子もには産り 選 第 ま い の
- 0 **₩** \mathcal{N}_{0} 4 \aleph 2 IJ \rightarrow 10 B が定 田 +靊 生光 世 Ŋ 別 については、 Щ 曹 10 に掲げる E # 阜 田 紙 2 号办 i 無 严 温 ю° 4
 - て明同 つ話る たて除 当しに に付用 供交費 の書げるる ズ大児に入水掲 リンド サ記ま るを号 條用四 に費第 額で記る の及か 用容号 費内一 るの第 げス項 趨ど同 ませし、し、 各該だ 頃当た は、第三に対し、いない。 設族なる。 大福祉施設はその家族はよっています。 はなければなったかばなったっとっています。 老又得る 護者をよ 住人 同書 住 声 意 に 単 に ご き ご き ご き ご き ご き に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま れ に ま 5 ユニット型指定は、あらかじめ、入せ、あらかじめ、入 と行い、入居者の同 ぎたついては、文書 らはを意

- び入て生居行 及 練りるが、 生にる。 活基も の画す ら計援 自ス支 、戸巻 ビサ生て一活 応設常 に施日 能力! | 後、 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 するた氏 南す、 6770 そうよ , 내 긴 がると まきこ 居でう 入が行 **双板方針)** - ビスは、 一部むこと な援助を、 **吸**一分函 **トーボメの** 雪祉施設サー に日常生活 について必要 (指定介護福祉施設サー 第四十六条 指定介護福祉 活習慣に沿って自律的な日 者の日常生活上の活動につ われなければならない。
 - ť 哑 W 4 5 华 ₩ がそれぞれの役割 艸 曲 K おいて IJ __ $\stackrel{>}{>}$ ロ は い に び サービスは、各、行われなければ、 設で 施し 福祉配配應 金銭である。 定る 指き E S N

IJ

て行われなければならない _ の確保に配慮 N. 11 入居者のプ ビスは、 指定介護福祉施設サ ო

て、入居者の要介護 、適切に行われなけ 7.0 基本としながに おを指権を NE E活を支援する、 Vの状況等を常り : した生活の心身の $\hat{\mathcal{L}}$ 学字 スは、入居者の自 資するよう、その 4 指定介護福祉施設サービ 状態の軽減又は悪化の防止に ればならない。

'は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者 :ついて、理解しやすいように説明を行わなければならな 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者 又はその家族に対し、サービスの提供方法等に

、当該入居者又等を行ってはな áたっては、 r体的拘束≜ にずず 護福祉施設サービスの提供 急やむを得ない場合を除き、 个緊 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定は他の入居者等の生命又は身体を保護するためらない。

6 \$ の態様及び時間、 W 等を行う場合には、そ しなければならない。 (の身体的拘束等い)理由を記録し 前項 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前7際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得38 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自い、常にその改善を図らなければならない。

その提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行 2

域むに

その心身の状況

・者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むこと、浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得な機会の提供に代えることができる。 (小護) 第四十三条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を背とを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむ者い場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せて立について必要な支援を行わなければならない。

排せつの

排せつの自 sつを使用せざるを得ない入居者については、 tればならない。 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむ 図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなけ

77 う適切な介護を行 (じょく) 瘡 (そう) が発生しないよ (しなければならない。 ユニット型指定介護老人福祉施設は、棒(もに、その発生を予防するための体制を整備 なるるるるを

幺 着替之、 入居者が行う離床、 .項に規定するもののほか、 ばならない。 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各等の日常生活上の行為を適切に支援しなけれ

に従事させなければな を介護 一人以上の常勤の介護職 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時 **8** 当該ユニット型指定介護老人 Š その負担によ 行対し、その値になない。 者せ 福祉施設は、入居 よる介護を受けさ ~に 9 ユニット型指定介護老、 福祉施設の従業者以外の者の

靊 が施 好 $\widehat{\mathbb{C}}$ いる の状況及 居者の心身 まびに入 米米 ť 老人福祉施設。 (**食事)** |四十四条 ユニット型指定介護老/ |た食事を提供しなければならない。 第し

寸 食事の自 5 4 適切な方法に、 ŕ 1 の心身の状況に応 भ ュニット型指定介護老人福祉施設は、入居 ついて必要な支援を行わなければならない。 O W

とを 切な時間に食事を提供する とができるよう必要な時間 : 尊重した適切 :事を摂るこ。 習慣を見てて食 -の生活 !り自立 者限 ュニット型指定介護老人福祉施設は、入居に、入居者がその心身の状況に応じてできる:しなければならない。 $\omega \approx \mathfrak{R}$

その部 rΩ 4 10 #1 に社会的関係を築くことがで 支援しなければならない。 -が相互(ことを) 者る コニット型指定介護老人福祉施設は、入居尊しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂 4 %

庥 IJ た趣味、教養又は娯楽(しなければならない。 の嗜(し)好に応じた これらの活動を支援し どは、入居者の |律的に行うに (社会生活上の便宜の提供等) |四十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設| 活動の機会を提供するとともに、入居者が自 第る

て行われなければならない 靊 一の確保に配 イベジ ・のプラ 入居者(スは、 لدٌ 指定介護福祉施設サ ო 基本として、プロながら、適切 を握 と記 リだ した生活を支援する の心身の状況等を常 入居者の自立 [)よう、その者の ズは、 資する。 4 指定介護福祉施設サービ 状態の軽減又は悪化の防止に ればならない

居な ュニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならに ₩ W

指定介護福祉施設サービスの提供に当たってはため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、 は他の入居者等の生命又は身体を保護する。 らない。

その際の人 の態様及び時間 N 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、そ居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

ービスの質の評価を行い、 その提供する指定介護福祉施設サ ユニット型指定介護老人福祉施設は、 その改善を図らなければならない。 o N

(分護)

覚む 常生活をいっていない。 **第四十七条** 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日とを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければな

とな こ得 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身のお等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを行い場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

排仓 2 だれ ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法| について必要な支援を行わなければならない。 **4** ∯

1 排せつの自 図りつう、 ω 寸

ريـ رلـ rΩ ュニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せ-1りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 ユニット型指定介護老人福祉施設は、棒(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行その発生を予防するための体制を整備しなければならない。 に規定するもののほか、入居者が行う離床、 o ٽِ $\Delta \cup$

Ð

着替之、

 Ω 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければな フ ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定する容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 ュニット型指定介護老人福祉施設は、 ∞ Ω

当該ユニット型指定介護老 に対し、その負担により、 てはならない。 話を行う 人福祉施設は、入、 による介護を受け 9 ユニット型指定介護老、 福祉施設の従業者以外の者と

(食事)

ない。

靊 妣 (し)好を の状況及び嗜 栄養並びに入居者の心身 第四十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、 た食事を提供しなければならない。

1 行事等に応じた 季節、 ک 地域で生産された旬の食材を活用 ユニット型指定介護老人福祉施設は、 を提供するよう努めなければならない。 ₩ 10

食事の自 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法によ ュニット型指定介護老人福祉施設は、入居 ついて必要な支援を行わなければならない。 ო

と確 とを る間 に食事を提供するよう必要な時 類切な時間 とができる ュニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適 に、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとるこしなければならない。 4 党踩

(分) ψ 77 4 10 HU とができ にとかない。 が相互に社会的関係を築く ことを支援しなければなら、 用さる $\prec \approx$ ユニット型指定介護老人福祉施設は、 重しつつ、入居者が共同生活室で食事 酃

(社会生活上の便宜の提供等)

ന ∻⁄∂

眨

に解 以は娯楽いらない。 ·ト型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜(し)好に応じた趣味、教養 ・るとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければな 第四十九条 ユニッ活動の機会を提供す

で必要な行政機関等に対する手続に の同意を得て、代わって行わなけれ :生活を営む上7 3合は、その者0 海場 $\square \mathcal{N}$ \$ \$ 者で t、入居 が困難 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、 ついて、その者又はその家族が行うことが ばならない。

챛 入居者とその家 £17, ريد ريد との連携を図る - 入居者の家族と ばならない。 ュニット型指定介護老人福祉施設は、常に入、 の交流等の機会を確保するよう努めなければな ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者 $\omega \sim 4$

う努めなければならない。 者の外出の機会を確保するよ

(運営規程)

斯 る施設の運営についての重要事項に関する。 に掲げる X ť **第四十六条** ユニット型指定介護老人福祉施設 程を定めておかなければならない。

施設の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 入居定員

員 スの内容及び利用料その他の費用の額 ユニットの数及びユニットごとの入居定 入居者に対する指定介護福祉施設サービ 施設の利用に当たっての留意事項 | 二三四五六七八

非常災害対策

その他施設の運営に関する重要事項

スを提 لَا إ は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サーを定めておかなければならない。

っては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよる観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければな (勤務体制の確保等) 第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設/ 供することができるよう、従業者の勤務の体制を 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっ う、継続性を重視したサービスの提供に配慮する

人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 とに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤

「本配置すること。シュント型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提 の限りでない。 ■ 昼間については、ユニットごとに常時一人
■ 夜間及び深夜については、ニュニットごとと 務に従事する職員として配置すること。
■ ユニットごとに、常勤のユニットリーダー。
3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型接受サービスを提供しなければならない。、 供に直接影響を及ぼさない業務については、この目供に直接影響を及ぼさない業務については、この目

しな 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保ければならない。

(準用)

て入居 でない。 ットごとの入居定員及び居室の定員を超え、 得ない事情がある場合は、この限りでない。 以は、コニン10やむを行 (定員の遵守) 第四十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設(させてはならない。ただし、災害、虐待その他の

にけ 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続いついて、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の同意を得て、代わって行わないればならない。

とその家族 ことができ 入居者。 必要に応じ、入居者が成年後見制度を活用する ともに、 ريد ユニット型指定介護老人福祉施設は、必要に応じ、入居者が成年後見制に配慮しなければならない。 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るの交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 **ω** ∼ **4** → **Φ**

ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

規程を 重要事項に関する 10 に条 る施設の運営 次に掲げ 第五十条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、 めておかなければならない。

定

目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 入居定員

| 二三四五六七八

ユニットの数及びユニットごとの入居定員 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 利用に当たっての留意事項

災害対策 非常

の他運営に関する重要事項 W

を結 K لَدٌ (勤務体制の確保等) 第五十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サ供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

よな 25 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができ継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員の配置を行わなければな N 2 3

昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 夜間及び深夜については、ニユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及 に従事する職員として配置すること。

び深夜の勤

こって指定介・一ビスの提 ■ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。3 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によび福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サイビ直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

しなけれ 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保 ユニット型指定介護老人福祉施設は、 ばならない。 4

前項の研修には、入居者の尊厳を守り、入居者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができ、、入居者の<u>人権の擁護及び</u>虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。 入居 ν. . மு 4

(定員) 5五十二条

ريد 三十人以上 ト型指定介護老人福祉施設の入居定員は、 コニショ 紙

はて て入居させ でない。 ュニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えらない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 **N** ∜

(準用)

での重第条び第び第四及場要二の第四第二十 こ。す七十号二号三げまこる条二及項及条第 四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二条の二 ら第三十七条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。 四条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第四十六条に規定す程」と、第二十二条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十七人条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第十二条」と、第二十二条の二第五号第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第四十九条において準用する第十二条第七項」と、第三十七条第二第1とあるのは「第四十九条において準用する第二十条第二年、第二十二条の二第十号条の二第七号及び第三十七条第二項」とあるのは「第四十二条第二項」とあるのは「第四十二条第三項」とあるのは「第四十二条第二項」とあるのは「第四十二条第三項」とあるのは「第四十二条第三項」とあるのは「第二十三条第三項」とあるのは「第二十五条第三項」と読み替えるものとする。 のる定十二五第六十は 第四十九条 第四十九条 第四十十六条 第二十十六条から第三 時间だいて、第四条 三年 三十七条第二届第一と 三十七条第二届第二名 三十七条第二届第二名 三十七条第二届第二名 五十二条)と多 五十二条)と多 五十二条)と多 び合事項ニ三号三項九

画 玄

25 C Ш Щ 年四 平成十二 (**栖行期日**) | 一条 いの金 紙

値設であって小規 没でないもの又は こおいては、同項 本人を付着する。 護老用 介拠を記憶 指定分 等一項の規定を打 其生活単位型指 は部分以外の部分 第模卜 第二条部分規格では、1000円で 6 はは設と 日施老」表設人四 この (**経過措置)** (**条** 平成十七年 ・ 単位型指定介護を で単位型指定介護を で一直 カー

- 頃の規 (は介護 におおい) (条3) 一文合じ 第員場供 全事する。 上矮用護 &び第九項並びに第十 とあるのは「介護支援 K第二項の規定を適用 雙支援専門員又は介護 及と条護 号 一 回 介 1< | , vo 第門 から 選入 園 園 田 世 田 田 二 t、第二条 14 「介護才 14 任活相談員 15 を 20 は 16 とする。 は定ると - 日までの間に これらの規 引し経験のある 接専門員」 経本門員」 第二条 下成十七年三月三十一日 模生活単位型指定介護老人福祉施一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施第三号イ中「三」とあるのは、「第三条 平成十五年三月三十一日定を適用する場合においては、この提供に係る計画等の作成に関しては、同項中「担当する介護支援」画等の作成に関し経験のある生活

二規の条同 恒度之间, 保険法施行法(平成九年法律第百律第百三十三号)第二十条の五に備が完成しているものを含み、こ条において同じ。)について第三数るのは「原則として四人」と、も五平方メートル」とする。 養護老人ホーム(介護保険 趾法(昭和三十八年法律第 かの建物(基本的な設備が された部分を除く。次条に で同号イ中「四人」とある 又納設備等を除き、四・九 第四条 この省令の施行の際現に存する特別養置四号)第二十条の規定による改正前の老人福祉する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の令の施行の後に増築され、又は全面的に改築され一項第一号の規定を適用する場合においては、「ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収続 第四す令

改護二に正老十お 部の)場を養策合 基よ令を弾る第個 低に省定 最定生規 指袖施設 |四条の規2 |十一年厚4 |、前項の対 2 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、児童福子する省令(昭和六十二年厚生省令第十二号)附則第四条第二項(同令第四月六十二ム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについて、Fいては、同項中「原則として四人」とあるのは、「八人」とする。

ند 一項第一 .条第一項 しない。 111 == 策適 は、の間の こついてに、当分の 物定 建規 0 0 ホる 人限 参近 灩 憲部 別る 群 庥 るに . 存す. . 面積(だた)察現(計し) <u>e</u> 4 1 合の施行 は訓練室の この省で、一の名 皮 条章 耳魚

険措準 保旧基 (今護/ | 東小護| | E& & 5 ,用の額() |定する要/ |大臣が定⁸ 費規働 たに労 定三厚丁頂 算策る 巛 气压 は十規 の第に る)項 ₩ ᆼᄪ コママ の額」「ないについ - 費用の 近行法」 - ビスに し、サた猫一 - 「算定」 - 以下 |社施設サ を第一項中 訂二十四号。 音定介護福祉 とする。 当分の間、第九条第 4位九年法律第百二5っては、当該指定 た費用の額)」と 当平めし 大行所り条法者算 第施入よ

及合 と中を中七十 十一字と字第三 第五十三条 第五条から第十一条まで、第十三条、第十五条、第十八条、第二十条から第三十条から第四十一条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用ではおいて、第五条第一項中「第二十七条の運営規程」とあるのは「第五十条の重要事項に得と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十一条第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第十一条第二項」と、第二十六条第二項」と、第二十六条第二項」と、第二十六条第二項」と、第二十六条第二項」と、第二十六条第二項。四十一条第一、第二十二条において準用する第十一三条。、第四十一条第二項第四号中「第二条十四条第二項」とあるのは「第四十六条第七項」と、第四十一条第二項第四号中「第二条三十七条第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第二十三条において準用する第三十三条において準用する第三年、第二十六条第二項(第二十二条において準用する第二十二条において準用する第二十三条において準用する第二十三条において準用する第二十三条において準用する第二十三条において準用する第三十二条において連用する第三項第六号中「第三十九条第三項」とあるのは「第五十三条において当九条第三項」と読み替えるものとする。

施行する 一日から 二十五年四 例は、平成 **湖田)** ドの条 (**施介期**) | ※ | | 無

(松過措)

律の後の一す 法条日号サント 「成十二年四月一日において現に存する特別養護老人ホーム(介護保険法施行法(平成九年) 1号)第二十条の規定による改正前の老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十 13 護老人ホームをいう。以下同じ。)の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同 2、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。)について第四条第一項第一 1する場合においては、同号イ中「一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設・ 1上必要と認められる場合は、二人とすることができる」とあるのは「原則として四人以下、 2、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メー 7年上 十定省第号

後 準る策を 質福祉施設事 第四条の規2 3十一年厚全 パイ、前項の , NO - ムであって、 19条第二項(同 19する基準(昭 けていたものに は、「八人以下 年四月一日において現に存する特別養省令(昭和六十二年厚生省令第十二号一ム及び特別養護老人ホームの設備及の規定に係る部分に限る。)の規定のては、同項中「原則として四人以下」 ナイナーを大くなる。大きの本で、大きの本人・大きの本人・大きの本人・ない。

|条第一項 |しない。 四用 策適 については、 、当分の間、 - ムの建物! の規定は、 长 $\prec \kappa$ 職者に限め 養分 野智 特る る孫 存す着に に固 観だ ار ار が付 万 ¢ 日室 回船 が一般が 十支 成堂 平食 朱 / III III 無

は置定 の指算 $\mathcal{M} \equiv \mathcal{D}$ あ護よ || 医準 額の基 用しるのである。 費策定 た条が **~川田** 定十大 算策働 中号生 () <u>11</u>图 間百回 当分の『法律第三 (ついて) 箇用については、当分の 値行法 (平成九年法律第 止施設サービスについて の従属通知は 定険護 第一項の規2 関 (介護保M 1該指定介請 条の、と第額当ず 第十二条 た費用の つっては、 の(額)」と、 7480 条定に用 第「所た四算者費」 法置に

カー部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第 力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第 系るものに限る。以下この条及び附則第九条において同 精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間 養養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を 記法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定 か他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させる 智定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当 第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平 第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平 第二条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平 発育し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有し 影能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練 きは、同一の場所とすることができるものとする。 第七条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部三十条の二第一項の規定によりなおその効力を可三十条の二第一項の規定によりなおその効力を可可十二号)第四条第二項に規定する病床に係るで、)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養りが養老人保健施設、軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他ための施設の用に供することをいう。)し、指定方めの施設の用に供することをいう。)し、指定方が一トルに入所定員を乗じて得た面積以上を有りなければならない。ただし、食事の提供又は機能調に支障がない広さを確保することができるときは、 をる精養法他定第有能不予なな。 第百四じに介すた該方なに

療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの 病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護 が護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設 注入福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係 第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準の 第人条 一般病床又は療養病床を有する診療所 間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病 老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介 の用に供することをいう。)し、指定介護老 る食堂及び機能訓練室については、第三条第 いずれかに適合するものとする。

オオントながってまれて 下 空 压 i積は、三型 iを行う場合 同一の場所 た訓は一種様は し能き こ、その合計し 事の提供又は機能 ことができるとき - ろものと に、食事(保するに すだ確 有たを W. W 広こいなどな 要すがなるな #室は、それぞれ必要 ごて得た面積以上とす 7は機能訓練に支障か 食堂及び機能訓練室トルに入所定員を乗じてて、当該食事の提供又はてとができること。食堂は、一平方メール以上の面積を有するには機能訓練に支障がないは機能訓練に支障がない

能訓練室は、四十平方メー において、当該食事の提供 とすることができること。 :有し、機能: :行う場合!]一の場所? 乗じて得た面積以上を4 2提供又は機能訓練を行 とができるときは、同一 を事と 、一平方メートルに入所定員; 積を有すること。ただし、食! に支障がない広さを確保する.

たを有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までのしくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他へ居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定3いて、第三条第一項第八号及び第四十条第一項第四号の規ついては、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅 \prec \bowtie 第九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を 一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般別 間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しく の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診りの要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居 介護老人福祉施設を開設しようとする場合においてにたかかわらず、当該転換に係る廊下の幅につい、 は、一・六メートル以上とする。

紙

(平成十三 の施行の日 年法律第八十八号) (平成十 **K** 則 [平成一二年一○月二○日厚生省 (施行期日)この省令は、内閣法の一部を改正する法律 た日)から施行する。 1< - \square

川六号抄 分籍. 急 二六日厚生労 町 111 [平成-

めの関係法律の整備に関する法律の 02 の技術の利用 111111 - る情報通f i行する。 詳に関する情報 から施行する 書面の交付等() 三年四月一日) カ **略 則**〔平成 (施行期日) この省令は、書 の日〔平成十三年 行の

[平成 改正する法律 無 ÝF. ₩ 海 3二二日厚生労働/ 帚看護婦法の一部? から施行する。 |年二月| |助産婦乳 |一日) | 四年 **則**〔平成一四年 皆令は、保健婦財 2成十四年三月一 圣

(学) リロ 0

· 回 〇 1

無

副

玄

の落

争

111 用一

法律第-

Щ

111

| 「平成一四年八月七日厚生労働省 公布の日から施行する。 今は、 9金

0 **小**雞 急 一四日厚生労働 町 一五年三 [平成-≕

(施行期日) 玄

第第療該健護人一能行の 5五条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第1百十二号)第四条第二項の病床に係るものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。)又は羽1百十二号)第四条第二項の病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該15%の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保護15%、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六の軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介記、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六の軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介記、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定介護老人3社施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第一線会におかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機間練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を有場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の3所とすることができるものとする。 第百四養病施者福項訓う場

を平成三十年三月三十一日までのともに、当該診療所の施設を介護をもに、当該診療所の施設を介護を入所又は入居させるための施設する場合において、当該転換に係すらず、次の各号に掲げる基準の 第大条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床をご問に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるととされ人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者をごの用に供することをいう。)し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする食堂及び機能訓練室については、第四条第一項第七号イの規定にかかわいずれかに適合するものとする。

オメーにおい 计包压 i積は、三z fを行う場を 同一の場所 面練 た訓は百瀬、 し能き こ、その合計し 写の提供又は機能 ことができるとき と事り るなので、今後の人の一般を必要を必要を必要を 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するトルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただして、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確停ことができること。
食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積ル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能計練に支障がない広さを確保することができると言は機能訓練に支障がない広さを確保することができると言い機能訓練に支障がない広さを確保することができると言い機能訓練に支障がない広さを確保することができると言言 すだ確

一無 ند 能訓練室は、四十平方メ において、当該食事の提 とすることができること。 機合所 ·有し、 ·行う場(|一の場) 貴以上を有「 言訓練を行う は、同一の 面機と観告を

は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの7神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定・3場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第四条第一項・の規定にかかわらず、一・ニメートル以上とする。ただし、中廊下の #七条 一般病床、精神病床若しくは 一般病床若しくは療養病床を有する診 間に転換(当該病院の一般病床、精神 の病床数を減少させるとともに、当該 の要介護者、要支援者その他の者を入 介護老人福祉施設を開設しようとする 第八号及び第四十四条第一項第四号の 幅は、一・六メートル以上とする。

施行す

3省令による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及で受けて介護支援専門員を置かない指定介護老人福祉施設の 2模施設」という。)については、平成十八年三月三十一日 2老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下 2にかかわらず、新基準第十二条及び第二十二条の二第一号 2支援事業者(当該小規模施設の開設者を除く。次項におい 第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施 (経過措置) 第二条 平成十五年三月三十一日においてこの省 び運営に関する基準附則第三条の規定の適用を受け うち入所定員が十九人以下のもの(以下「小規模」 までの間は、この省令による改正後の指定介護老 「新基準」という。)第二十四条第二項の規定に から第四号までに規定する業務を指定居宅介護支打 第びうま「かて二運ちで新ら同

2 前項の規定の適用を受けて新基準第十二条及び第二十二条の二第一号から第四号までに規定する業務を指定居宅介護支援事業者に委託する小規模施設については、新基準第二条第一項第六号に規定する介護支援専業者に委託する小規模施設については、新基準第二条第一項第六号に規定する介護支援専門員を置かないことができる。
3 前項の規定の適用を受けて新基準第二条第一項第六号に規定する介護支援専門員を置かない小規模施設にあっては、当該小規模施設の従業者が新基準第二十二条の二第五号から第七号までに規定する業務を行うものとする。
第三条 この省令の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(この省令の施行の後に増築され、八条第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(この省令の施行の後に増築され、フに対策された部分を除く。次項において同じ。)に規定すると、新基準第五章(第四十条第一号イ(3)の規定を適用する場合において同じ。)に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号イ(3)の規定を適用する場合においては、同号イ(3)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上を標準」とする。 2を支 3設行 第八又び一あ一

-項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施 指たすものについて、新基準第四十条第一号ロ(2)の規定 「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居 「「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営む -八条第一1 基準を満打 (2) 中 [1 あるのは 当令の施行の際現に法第て、新基準第五章に規定で、新基準第五章に規定5場合においては、同号にて得た面積以上を標準は広さ」とする。 で適員に 2段を定の

油 第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同いト型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。

一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た ·頃第-・30基注 第四条 この省令の施行の際現に法第四十八条第 社施設 (この省令の施行の後に建物の規模又は構 じ。)は、指定介護老人福祉施設であってユニッ 2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項 設であって、新基準第二章及び第五章に規定する 場合には、前項の規定は適用しない。

1 1 分解 厚生労働

つせん業取締法の一部を改正する法律 [平成一四年七月行の日 (平成十七年四月一日) から施行する。 1あつせん∮) 插行の日 会血及び供血
いう。)の
 略 則
 取成一六年七月九日厚

 (施行期日)
 第一条
 この省令は、薬事法及び採血

 注律第九六号
 以下「改正法」とい

一三九号抄 分解-

施行する

、福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正している指定介護老人福祉施設について、この省令による改い運営に関する基準(以下「指定介護老人福祉施設新基準」)の規定を適用する場合においては、同号イ(3)(i)のは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方・ゴ方メートル以上」と、「二十一・三平方・ゴカメートル以上」とする。 に関する基準の一部改正に伴う経過措置) № 則 [平成一七年九月七日厚生労働省令第一(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行す(指定小護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関策三条 この省令の施行の際現に指定介護老人福祉施する省令附則第三条第一項の規定の適用を受けている正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営にという。) 第四十条第一項第一号イ(3)(i)の規中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートルジーを高のは「二十一・三平方メートルジーを高かるのは「二十一・三平方メートルジーを高かるのは「二十一・三平方メートルジーを高かるのは「二十一・三平方メートルジーを高かるのは「二十一・三平方メートルジーを高かるのは「二十一・三平方メートルジーを高かるのは「二十一・三平方メートルブーを高かるのは「二十一・三平方メートルブーを高かるのは「二十一・三平方メートルブーを通過 第す正と中メ

第八条 平成十五年四月一日において現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている 護老人福祉施設 (同日後に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、第五章 (第四十四条第-項第一号ロ(2)を除く。)の基準を満たすものについて、同号ロ(3)の規定を適用する場合においては、| 号ロ(3)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標 準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。

新基準第九条第三項第一号中「食費の基準費用額(同条第四 要介護旧措置入所者(施行法第十三条第五項に規定する特定要 あっては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額)(法 いては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額)(法 いては、同項第一号に規定する食費の特定 の存置」とあるのは「食費の負担限度額」と、指定介護と 一号に規定する食費の特定負担限度額)」と、指定介護と 一号に規定する食費の特定負担限度額)」と、指定介護と 一十一条第三項第二号中「居住費の基準費用額(同条第四項」と 特 十一条の三第四項」と、「居住費の負担限度額」とあるのは 人福祉施設新基準第四十一条第三項第一号中「食費の基準費用 費用額(特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第十三条 費用額(特定要介護日措置入所者にあっては、施行法第十三条 額 種目措置入所者にあっては、施行法第十三条第五項第一号に規 費用額(特定要介護日指置入所者にあっては、施行法第十三条 種目指置入所者にあっては、施行法第十三条 小護老人福祉施設新基 基準費用額 (特定要介 と、「食費の負担限度 等十三条第五項第一号 資料二多及び第四十一 計用額 (特定要介護日十一 活度要介護日十一 は、指定力強田計画人所 は「食費の基準費用 は「食費の基準費用額) 関)」とする。 第四条 当分の間、指定介護老人 項」とあるのは「食費の基準費月 第五十一条の三第四項」と、「賃 新者にあっては、施行法第十三 計量にあっては、施行法第十三 があるのは「居住費の基準費用額 たする居住費の特定基準費用額 にする居住費の特定基準費用額 にする居住費の特定基準費用額 にする居住費の特定基準費用額 にする居住費の特定基準費用額 にする保護の特定負担限度額(特定要分 額(同条第四項」とあるのは「賃 第五項第一号に規定する食費の特 等五のは「食費の負担限度額)」と、計 第五項第一号に規定する食費の特 定する食費の特定負担限度額 第項介第所祉あ定「住額第と定

と費二費、第リ十同項の項いの項の同五と三条第は第

額第(五る五二十同項の項

111 -分第三 經 生労(一四日屋 1 一八年三月 [平成-副 玄

(施行期日)

施行する 日から 1 町 この省合は平成十八年四 紙

省令第七九号抄、 厚生労働 Щ 111 [平成一八年三月]

紙

[後略] 施行する。 日から 平成十八年四月· **S 門** [平成一、 (**祐行期日)** 一条 この省令は、

令第八五号. 海 厚生労働 ≕ 歪

10 ■ [平成一九年五月三-公布の日から施行す の省令は、

厚生労働省令第七七号抄] ш 111 [平成二〇年三月] 所 則 (施行期日)

施行する 24C Ш 1 平成二十年四月一 この省合は、

七毛 111 分解-「平成二○年九月一日厚生労働省 込布の日から施行する。 公布の日から施行すど 副 の省令は、 銮

١J

二十二年法律第十六号)の施行の日 ≦令第五○号〕 5法律(平成二 省る - 日厚生労働 -部を改正す **訓** [平成二二年三月三-介護保険法施行法の---日] から施行する。 #111 三 **老**令页 の年 J]]

令第一○八号 〜 生労(恒 | 「平成二二年九月三○ 公布の日から施行する。 副

発 題: の省令は、 Ŋ

一〇六忠抄 分籍. 無 生労 世 TH TH 二三年八月 [平成] 画 宏

(施行期日) 一条 にの省²

後法第四十八条第一項第一号の規定による指定を受けている介 のであって、同月二日以降に同号の規定による指定を受けている介 ん福祉施設」という。)であって、この省令による改正前の指 に関する基準(以下「指定介護老人福祉施設旧基準」とい 指定介護老人福祉施設であるもの(この省令の施行の際現に改 養老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営 下型指定介護老人福祉施設を除く。)であって、この省令の施 条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当する 中型指定介護老人福祉施設」という。)については、この省令 お従前の例によることができる。 **松過措置** 10 一部改正に伴 基準の・ **覧営に関する** 第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から打 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営 第三条 平成十五年四月一日以前に介護保険法第1 護老人福祉施設(同日において建築中のものであっ のを含む。以下「平成十五年前指定介護老人福祉 定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関す う。)第五十条に規定する一部ユニット型指定介 修、改築又は増築中の平成十五年前指定介護老人 に関する基準第三十八条に規定するユニット型指定 行後に指定介護老人福祉施設日基準第五十条に規 こととなるものを含む。以下「一部ユニット型指 ことなるものを含む。以下「一部ユニット型指 の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の 第護の定う修に行この

62

2指定介護老人福祉施設であるもののうち、当該一部ユニッいのその所在する場所に住所を変更したと認められる入所者。2位施設に入所した際他の市町村(特別区を含む。以下こので介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいるものが入所しているものについては、当該入所者が当該して入所している間に限り、平成二十四年三月三十一日まで 2 前項の規定にかかわらず、一部ユニット型指 ト型指定介護老人福祉施設に入所することにより、 であって、当該一部ユニット型指定介護老人福祉 頃において同じ。)(当該一部ユニット型指定介 う。)の区域内に住所を有していたと認められる。 一部ユニット型指定介護老人福祉施設に継続して の間は、なお従前の例による。

(検討)
「十七条 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム (特別養護老人ホーム基賃押工条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。)、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいった。)、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいった。)、特別養護老人ホーム (老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホームをいい、ユニットは特別養護者人ホームをいい、ユニットは特別養護者人ホームをいい、ユニットは特別養護者人ホームを除く。)及び地域密着型特別養護老人ホーム (特別養護者人ホーム基準第十二条当特別養護者人ホームを除く。)及び地域密着型特別養護者人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護者人ホームを除きて、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるも、の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるも 第準ホう型第くの

二七号抄 小無一 〜 生労 世 月七日月 三年一〇 11 [平成] 副 宏

(施行期日)

間内において、介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 3道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道 3護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下 第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)
第三条 施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法(平成九年法律第第八十八条第一項又は第二項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間にお府県に係る第六条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関す。
「新介護老人福祉施設基準」という。)第三条第一項第一号イの規定の適用については、同人以下」とする。

もづく指定を受けている 余く。)について、新介 ライ中「一人」とあるの |四十八条第一項第一号の規定に基・ |築され、又は改築された部分を除すを適用する場合においては、同号・ 策增定 前項の条例の制定施行の際現に介護保険法老人福祉施設(当該条例の制定施行の後に 人福祉施設基準第三条第一項第一号イの規 「四人以下」とする。 護老 る介護は

第十条 この条例の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(この条例の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。)について、第四条第一項第一号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる」とあるのは、「四人以下とすること

\$ 5°

小雞-***** 生労働 壍 Щ 四年一 「平成」

是 (格介地田) -%

觗

いる施行する Ш 町 二十四年四 平成一 かび、 この省

[平成二四年三月 亖 玄

厚生労働省令第三○号抄]

П

111

から施行する Ш 町 平成二十四年四、 合は、 (施行期日) |-条 にの省²

淝

当分の間、同号イ中「二人」とあるのは、 第四条第一項第一号イの規定の適用については、 下」とする。 **第十一条** 第 「四人以下」

63

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋) 「平成十一年三月三十一日号外厚生省令第三十七号〕	〇介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(抜 〔平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十二号〕
目次	目次
第一章総則(第一条一第三条)第二章 訪問介護	第一章 総則(第一条—第四条) 第二章 訪問介護
<中略> 第四節 運営に関する基準(第八条一第三十九条)	く中略〉第四節 運営の基準(第九条―第四十二条)
第三章 訪問入浴介護 大中略 人口略 人口略 人口略 人	第三章 訪問入浴介護 人口略
節 運営に関する基準(第四十八条―第	第四節 運営の基準(第五十二条―第五十九条) く中略〉 く中略〉
通所介護 "二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	通所介護
701	
朝入所生活介護 基本方針(第百二十条) 』 昌 「 間 才	第九章 短期入所生活介護第二十七条)第一節 基本方針(第百四十七条)第一節 基本方針(第百四十七条)
ヘ袋軍	一郎 へ属い番牛、おロローハ来・邪ニ節 設備の基準(第百五十条・第百四節 運営の基準(第百五十二条一第
() 对于一十一十一	プロットでは、アンドン・アンドン・アンドン・アンドン・アンドン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン
3型 地	第二款 連呂の牽牟(第日で「二米──第日ペヿ ̄米 <i>)</i> 第六節 基準該当居宅サービスの基準(第百八十二条──第百八十八条)
くをとしています。	────────────────────────────────────
第一章総則	第一章 総則
(趣旨) 第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第 三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	(趣旨) 第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項 第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス の事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第七十条第二項第一号の規定に基づき、指定居 宅サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。
◇哈里	
(定義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
■ 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。■ 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。■ 利用料 決第四十一条第一項に規定する居字介護サービス書の支給の対象とたる費用に係る対価を	■ 利用約 決第四十一条第一項の居字介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
いう。 日宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定。 ユギギン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	■ 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準 (1) 19 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19
める基準により算定した費用の額(その額が現に当談指定居宅サービスに要した費用の額を超えるとき は、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。	により算定した費用の額(その額か現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該 現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。

沠 に代わり≧ -ビスをい 1 굨 、費が利用記 記を居宅サー どるが指 記名介護サー] - ビス費に係る 迎し により、介護サ 定定 :六項の規) の当該居3 6 紙 法第四十一条第1 1支払われる場合 \mathbb{Z} ス者 河業 :領サー] :ビス事<u>学</u> ★ 法定代理受領サー談指定居宅サービス事う。★ 基準該当居宅サーイン・★ 財動換算方法・当さ時間数で除することう。

.号に規定する基準該当居宅サービスをいう。 数を当該事業所において常勤の従業者が勤務す 員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をい 一項第二⁴ 務延時間 従業者の員 赘従 サービス 法第四十二条第一 当該事業所の従業者の勤務 ことにより、当該事業所の役

ったサ に仕 者の立場 に利用さ 验 ŕ \angle 圕 雪 W 思及び人格 6 (指定居宅サービスの事業の一般原則) 三条 指定居宅サービス事業者は、利用者、スの提供に努めなければならない。

でをび き及 なとの結び付き を療サービスJ たっては、地域・その他の保健医 半手 に業 ゴサク(アンサン) 刪」 -ビスの事業を追 、他の居宅サー !ればならない。 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サー 、視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。) 、社サービスを提供する者との連携に努めなけ 第ビる重領

訪問介護 押 紙

<中閣

基 16 に関す 阿買 第四節

(提供拒否の禁止)

ではならない。 介護の提供を拒ん 指定訪問 由な 正当な理 指定訪問介護事業者は、 第九条

ヘ田路

(サービス提供困難時の対応) 5十条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、過去な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 第に介適

(受給資格等の確認)

護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者 以び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載 に、指定訪問介護を提供するように努めなければならな 第十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介証によって、被保険者資格、要介護認定の有無7 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証2 おているときは、当該認定審査会意見に配慮

護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申れているかどうかを確認し、申請が行われていない場合当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならな (要介護認定の申請に係る援助) トニ条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介 皆については、要介護認定の申請が既に行わ 当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに 第近は十者、

沠 行代わり、 - ビスをい 居宅介護サービス費が利用者 ービス費に係る指定居宅サー 第六項の規定により 合の当該居宅介護サ 法第四十一条 に支払われる場 - 一 ビス・事業者(※定代理受領サービス

務を が一巻、おり、 業する 動の従うに換算して 常数 当該事業所において を常勤の従業者の員 業所の従業者の勤務延時間数をり、当該事業所の従業者の員数 当該事業とによっている。 IJ ;勤換算方法]数で除するご 中間 四きら

に利用者の立場 骓 Ý _ 圕 思及び人格を尊 (指定居宅サービスの事業の一般原則) 第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意 ビスの提供に努めなければならない。

に立ったサ

49 C $HU \rightarrow U$ 地域との結び付、 スを提供する者 T T I らかかか : 当た、 び補 に及 κ 下河 一直 運步 業を対策を 指定居宅サービスの事 ス事業者その他の保健 指定居宅サービス事業者は、 1し、市町村、他の居宅サービ 続に努めなければならない。 は 画 連 海 海 海 海

病院(医療法所(同条第二項の第二条第十一項の第二条第十一項のより行われる訪問 系ら指定の申請者 (指定居宅サービス事業者の指定の要件) 第四条 指定居宅サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、判 (昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。)、診療所 診療所をいう。以下同じ。)若しくは薬局(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三 薬局をいう。以下同じ。)により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により 看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係 にあっては、この限りでない。

四个 計 洲

留 8

基準 6

写真

第四節

中器

く指定訪問介護の提供を拒んではならない。 正当な理由な 事業者は、 定訪問介護 猫 十条

(提供拒否の禁止)

紙

常訪 (サービス提供困難時の対応) 第十一条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通行時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定間介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

被保險 第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 15 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認

当該認定審査 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている 、見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。 極 O A

要介護認定を受けていない利用、 し、申請が行われていない場合 必要な援助を行わなければなら (要介護認定の申請に係る援助) ト三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、 いては、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認 当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう。 第込は十者、

が利用者に対して 暑くとも当該利用者 力を行わなければむ するサービスを含む。)、 認定の更新の申請が、遅 されるよう、必要な援助 :れに相当っ は、要介護! !前にはなざ いれば、は、いいい。 よ、居宅介護支援(こ で必要と認めるときば 朝間が終了する三十日 はで期 事業者につめるのものものをある。 護合定 指定訪問介記 いない等の場合いる要介護認定

、利用者に係る居宅介護支援事業者 び運営に関する基準(平成十一年厚いう。以下同じ。)等を通じて、利は福祉サービスの利用状況等の把握 7当たっては、利用 事業の人員及び運達 3当者会議をいう。 寮サービス又は福祉 度の提供にきて接等の事業で接等の事業としてス担当の保健医療は | 護の提| |支援等(|サービ| (心身の状況等の把握) 第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護 が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支封 生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサー 用者の心身の状況、その置かれている環境、他の に努めなければならない。

の搬

雙の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 見則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しない 言宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する 言訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるこ 著に関する情報を提供することその他の法定代理受領 えならない。 護の提供の開始 (法定代理受領サービスの提供を受けるための 第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護 (平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規」 ときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居 旨を市町村に対して届け出ること等により、指定 とができる旨を説明すること、居宅介護支援事業 サービスを行うために必要な援助を行わなければ、

計ら 「施行規則第六十四条第一号へ及び二に規定する 該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければな 画温温 Fービス計画に沿ったサービスの提供) 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計 以下同じ。)が作成されている場合は、 (**RRサー** 第十六条 指 画を含む。以 ない。

<中窓

(公内) (名分) 書画に 及居る には、当該指定訪問介護の提供日 り利用者に代わって支払を受ける、 一面を記載した書面又はこれに準ず し定ど 、護を提供 「 第を提供 「 第六項の規類)居宅サー F 指定訪問分 第四十一条第 7、利用者の (サービスの提供の記録) 第十九条 指定訪問介護事業者は、指容、当該指定訪問介護について法第四サービス費の額その他必要な事項を、記載しなければならない。

スの内容等を記録 り、その情報をF ۲ı ہے .具体的なサー! 1適切な方法に。 (年した) には、提修: :書の交付も 際文 余したいない。 N 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提っとともに、利用者からの申出があった場合に対して提供しなければならない。 る者 るず用

錄利

中器

支 5利用料の3 3載したサー ない指定訪問介護に係る利 要と認められる事項を記載 スに該当し、 額その他必要 を領サービス! ド、費用の額が だならない。 受験がばれなが (保険給付の請求のための証明書の交付) |二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理 な受けた場合は、提供した指定訪問介護の内 マス提供証明書を利用者に対して交付しなけれ 第払ビ

盤 一下

- \mathcal{N}_0 三半 のいずれかに該 亭 が次の各 介護を受けている利用者が次o 村に通知しなければならない。 # (利用者に関する市町村への通知) に二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問 い合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に 進させたと認められるとき。 黑黑
 - を革 座 介護状態の程 阙 2 4 N <u>ئر</u> に従わないこ る指示に | | | | | | |
 - HU ل)ـ た \Box ريـ 7 4 又は受け によって保険給付 偽りその他不正な行為し

、行むれたが残り がら、受なら て者な '含む。)が利用者に対し、 |請が、遅くとも当該利用3、 |要な援助を行わなければ、 っに相当するサービスを信要介護認定の更新の申請前にはなされるよう、必要 (にたいながれば、は、は、は、は、は、は、は、、は、、」、 ・ 日前に 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(いない等の場合であって必要と認めるとき(いる要介護認定の有効期間が終了する三十 9 YY

業年のめ
者厚心な (心身の状況等の把握) 第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支持が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成-生省令第三十八号)第十三条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利野の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握いければならない。

田

な。お定業ない以間をなら (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 (平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しない ときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(同条第一号へ及び二の計画を含む。」 下同じ。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪別 介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者/ 関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければなら7

の提供)

当該計画に沿った指定訪 t <Π 計画が作成されている場 K لدٌ 1 スカササ **山** 画 **-ビス計画に沿ったサー**| 旨定訪問介護事業者は、帰 もしなければならない。 (**居宅サーL** 第**十七条** 指対 第个護を提供し 第問

以内 及居る 質の提供日人 いを受ける見れて準ずれて準ずる。 当該指定訪問介護の 日者に代わって支払を 2載した書面又はこれ い利用である記事を記事を記事を記事 際よ計 だにス 引介護を提供した ミ第六項の規定は 行の居宅サービス 指定訪問分 第四十一条第二十二条第二、利用者の (サービスの提供の記録) 第二十条 指定訪問介護事業者は、指 資本、当該指定訪問介護について法第四 サービス費の額その他必要な事項を、 記載しなければならない。

錄利 を報 | 容等|| の情 スの内がり、その人が ٦٦ ٦٩ 1 2 【体的なサー [切な方法] には、提供した具 書の交付その他適 際文 したには、は、は、 施金に 事業者は、指定訪問介護を記 用者からの申出があった場 しなければならない。 指定訪問介護事 うとともに、利用 行に対して提供し る者 るず用

中

定訪問介護に係る利用料の められる事項を記載したサ したサ (保険給付の請求のための証明書の交付) 第二十二条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指う 払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認か ビス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

罂

号のいずれかに該当す (利用者に関する市町村への通知) に二十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各当合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、進させたと認められるとき。 紙

10

- 承 :介護状態の程, 翢
- #10 Ł \angle رير 77 又は受け て保険給付を受け、 규 , 긴 その他不正な行為 2 臧

(揭示)

訪問介護 なければ 指程の概要、 は事項を掲示[河東 運運 · 10 にざる 形で 見す 所の に 浴~ 介護事業 スの選択(**三十二条** 指定訪問介護事業者は、指定訪問等の勤務の体制その他の利用申込者のサービらない。 第員な

0 又はそ 神 た利用 命 2 上知 の業務 W がな # な単 汌 (秘密保持等) 第三十三条 指定訪問介護事業所の従業者は、 族の秘密を漏らしてはならない。

な理由がなく、その夢 じなければならない。 当 離 正参 ,鮰 者が、な指 た要 ング Ð 80 fの従業者 がないよ 所と 難け 事す 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護 :知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら 單 る落

場合は利用者の)得ておかなけ 多る いるずれた 甲軸 国人情報をJohにめ文書 - 0値 めの7 艸 用を 利意 , [[において、 1該家族の| IR 载 議は バス担当者(:用いる場合 3 指定訪問介護事業者は、サービ 同意を、利用者の家族の個人情報を ればならない。

その内容 合においては、 . る場(各 業所について広告 # 指定訪問 (**広告)** 第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定記 が虚偽又は誇大なものであってはならない。

0 4年のなな でな イギレンなど 有中 世 世 利を 、相 に対し上の利 者 産 くはその従業が よの他の財産 Ñ ₩ 支援事業者」として、金品 (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) |三十五条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援 |業者によるサービスを利用させることの対償とし 第事

(苦情処理)

速ら 族からの苦情に迅 を講じなければな 溪ാ びその演奏を指記 及必 者の 東海 - 係る利) : 暦 する⁴ に設 間窓 定部の名 指た 提供しばけ付けが 第三十六条 指定訪問介護事業者は、かつ適切に対応するために、苦情を受

S 苦情の内容等を記録しなければな 崧 汌 には、 ďП 付けた場 前項の苦情を受 指定訪問介護事業者は、

プラ文書 たび利用 場合にお 見定により市町村が行う ノくは照会に応じ、及び 算又は助言を受けた場合 問介護に関し、法第二十三条の規定当該市町村の職員からの質問若しく力するとともに、市町村から指導又度を行わなければならない。 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力いては、当該指導又は助言に従って必要な改善 るそ者

しな 市町村に報告 前項の改善の内容を ふには、 た場 \mathcal{C} があ 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めればならない。

が護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連 '九十二号) 第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体 '六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保 '場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問合会 (国民健康保健法 (昭和三十三年法律第百連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた行わなければならない。

伱 前項の改善の内 ふには、 った場合 合会からの求めがあ 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体 民健康保険団体連合会に報告しなければなら

(地域との連携)

る事 関する。 に施 は、提供した指定訪問介護 う事業その他の市町村が実) ったを 質賞に当た。 及び援助な 兵業の運行が相談] 事布 |**三十六条の二** 指定訪問介護事業者は、そ |用者からの苦情に関して市町村等が派遣す |に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応

(形 聖

訪問介言 なけれい 要示 概略 ,規程の材 (事項を打 河東 運運 · 10 デデッジング 」やすい場所 - ると認め() 見す 所の見に答う 引介護事業B 、スの選択(A 問ど 請 (、指定): :者のサ は、は、自然は 者申 ≦訪問介護事業ネ リその他の利用ฅ **第三十四条** 指定制 3等の勤務の体制そ 2らない。 第員な

0 \$ 者又は 得た利用 2 上知 ・の業務. W \checkmark 正当な理由がな 者は、 (秘密保持等) 第三十五条 指定訪問介護事業所の従業ラ 族の秘密を漏らしてはならない。

な理由がなく、 になければなり **淵 臑** 正参 ,鮰 が措 者な た要 ング ₩, 3 ;業所の従業者--ことがないよ # 10 護ら 介牖 問念 |定計||秘密 t、当該指 での家族の和 智事業者は、 日本文はその記 指定訪問介護事 :知り得た利用者 る落

らは利用者の 得ておかな! 湯り ·用いる! :書によ □人情報を月 ○かじめ文書 色めいの ≁ 用答 利意 Ē 等において、 1該家族のI 正機 議は ⟨¼ ⟨□ **~** 專 ,ス担当; .用いる技: 万多 、サート情報が 業者は、 様の個) 事 ※ 護の 3 指定訪問介記 同意を、利用者の ればならない。

の内 Y る場合においては、 各 事業所について広告 灩 問介言 定訪 らない。 猫 指定訪問介護事業者は、 大なものであってはなら (**広告**) 第三十六条 指定計 が虚偽又は誇大なも

定な 特ら てな しば 対で バジン 有字 用供 利を に対し、万日の利益を (はその従業者に,その他の財産1 事業者に、金品に、金品に **宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)** ・七条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援 でよるサービスを利用させることの対償とし、 (**居宅介護** 第三十七条 野業者による 無事

(苦情処理)

速な 迅ら 家族からの苦情に を講じなければな の置 ダルな指記 及要 者が 無事 利る 10 to 孫置 に設 |介護| |定訪問/ |めの窓| 指た たる 提供してけられていますが お、は、なる一名を 布青 業扣 # 薄に 条 指定訪問介 に対応するため 第二十八条から適切に対

しなければな 記録 W 当該苦情の内容等 ふには、 前項の苦情を受け付けた場 指定訪問介護事業者は、 S

書用お うび付入利に こり市町村が行い 開会に応じ、及0 カ言を受けた場合 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定によの他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照言からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、 市町村から指導又は助言ては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 **る**を 着

に報告 前項の改善の内容を市町村に には、 $\widetilde{\mathbb{Q}}$ の求めがあった場 市町村から 指定訪問介護事業者は、 ればならない。 4 7

体会体な連を連け 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体で、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会さい以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体がから同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなけならならにない。

前項の改善の内容 には、 $\widetilde{\mathbb{Q}}$ 驰 合会からの求めがあった ない。 民健康保険団体連 しなければならな 国书 中 海会 事業 指定訪問介護皇 提康保險団体連 此 ဖ 🖽

(地域との連携)

₩

用に 刺業 る事 する に陥 こと指定訪問介護の他の市町村が実 提供1業その は、は、 て行 6 49 道に当た 及び援助 f業の運行 -が相談】 - つ事 : 指定訪問介護事業者は、そ 情に関して市町村等が派遣す う努めなければならない。 **、これを 5二十九条 5からの苦情 3カするよう** 第者協

件耶の対応 (事故発

対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、 居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置 第三十七条 指定訪問介護事業者は、利用者に 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る を講じなければならない。

及び事故に際して採った処置について記録しなければなら 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況 **な**な。こ。 本。こ。

定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合 3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指は、損害賠償を速やかに行わなければならない

指定訪問介護 ₹ [7, ىل ىل (会計の区分) 第三十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分する。 の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

く中略と

訪問入浴介護

꽶

岬

へ中配く

運営に関する基準 第四節

(**管理者の責務)** 第五十二条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問 入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

へ中配く

指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守さ 2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該せるため必要な指揮命令を行うものとする。

へ 中隔

通所介護 第七章

運営に関する基準 第四節

へ中略へ

へ中配く

(勤務体制の確保等)

指定通所介護事 77 8 4 HU 適切な指定通所介護を提供で **第百一条** 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通別 業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

i所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、こ 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業 通所介護を提供しなければならない。ただし、 の限りでない。 その研修の機会を確保しなければな 質の向上のために、 資 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の ない。

<中略>

(非常災害対策)

市を **第四十条** 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、 町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置 講じなければならない。

前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければなら 指定訪問介護事業者は、 **2** ない。

指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合 損害賠償を速やかに行わなければならない。 က ည်

指定訪問介護 ともに、 ريـ (会計の区分) 第四十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分する。 の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

〈中愿〉

訪問入浴介護 岬川

ヘ中隔

運営の基準 第四節

<中配

(管理者の責務)

第五十六条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問 入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

HU 当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、 ため必要な指揮命令を行うものとする。 **1** N ±

中器

護

通所介

第七章

<中略>

運営の基準 第四節

(勤務体制の確保等)

へ中配、

第百八条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、こ の限りでない。

その研修の機会を確保しなければな 通所介護従業者の資質の向上のために、 指定通所介護事業者は、 **3** 指述 らない。

前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

<中配

(非常災害対策)

て、非常災害時の関係機関への通報 、定期的に避難、救出その他必要な iを立て もに、)具体的計画 約 到知するとと § 関する 者に周5 |**百三条** 指定通所介護事業者は、非常災害| |び連携体制を整備し、それらを定期的に従う |練を行わなければならない。 第及訓

用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水につい 置を講じなければならない。 (衛生管理等) 第百四条 指定通所介護事業者は、利用者の使て、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

どに 又はまん延しないよ 事業所において感染症が発生し、

<中略

短期入所生活介 第九章

基本方針 第一節

、所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)その利用者が可能な限りその居宅において、その有するよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上いら身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神 期入所 第五二十条 指定居宅サービスに該当する短期入 の事業は、要介護状態となった場合においても、 能力に応じ自立した日常生活を営むことができる。 の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の, 的負担の軽減を図るものでなければならない。 (基本方針) 百二十条 排

基準 人員に関する 第二節

(従業者の員数) 第国二十一条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。) 第1二十一条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所が当該事業を行う事業が(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所に指定の関から第五節までにおいて「短期入所生活介護徒業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時)で、100員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時)で指定が規入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予)に指定短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予財短期入所生活介護事業者(指定介護予防中・ビス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護予防を持つ。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にをいて同じ。)が四十人を超えない指定短期入所生活介護又は指定が護すびは近いをいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士人との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合とになって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

勤換算方 驰 数が百又はその端数を増すごとに一人以上 以下この章において「看護職員」という。) とに一人以上 ~ j 医師 一人以上 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の 介護職員又は看護師若しくは准看護師 で、利用者の数が三又はその端数を増すご | | | | | | | | | | | | | | |

一人以上 米米

常定に 非策者 るを業 と、想定される 具体的な計画を ご定期的に従業 利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ 害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具 関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を 旨定通所介護事業者は、利 ごとに、その規模及び被害 こ、非常災害時の関係機関 らない。 **第百十条** 指定通列 災害の種類ごとに、 するとともに、非常 周知しなければなら

訓練その他 避難又は救出に係る 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、過要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。 U 🖄

SX 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじ。 地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス・ ビスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。 る村子

の支援 を要する者 乳幼児等特に配慮 害者、 非常災害時において、高齢者、 指定通所介護事業者は、 めるものとする。 に絡め 4

又は飲用に供する水 .用する施設、食器その他の設備. 置を講じなければならない。 (衛生管理等) 第百十一条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備: いて、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、 必要な措置を講するよう努めなければならない。

7 又はまん延

活介 ₩ 压 短期入疗

基本方針 第一節

(基本方針)

の常及 第百四十七条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、そ有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的了び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

の基準 一一 第二節

の員数) 業者(従

 第五四十八条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)
 入所 が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護事業を行う事業所(以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護等者」といる。)の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業者」といる事業でにおいて同時に指定短期入所生活介護事業者(は定し、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業者がお定かて同時で、)の自数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生活介護事業者がお定がなきる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護手等)の事業を行うの事業が成立して一体的に運営されている場合にありては、当該事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業のにおいて同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が変と、以下この数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が数とは指す業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図るこ場合とにより当該指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図るこめに遇たない指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養土を置かないことができる。 時介入定護事並四こ者

一人以上 医師

掣 勤換 驰 という。 と貝に 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すご 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上

力

特をのと要 る室者者必 にた規定する いない居 合介護従業者 - ムの入所者 いるためた。 当のれ生かさ数五て活一れ た十用人老確強条さ所人保 じ二利期譲が 所三部号を要 業百一各者必 第は項用て 護律又前利し 十そ置にホ に者 (昭和 ての業老 当該指定短期 老人ホーム(老人福祉法(昭和をいう。以下同じ。)であって入所生活介護の事業を行うもの定にかかわらず、これらの従業ける同法に規定する特別養護者 その他の従業者 作別養護老/ (2者人ホームを1) (7指定短期入) (1、同項の規定に (2) (2) (1上とする。 a 護しはし以 老で、た上

Ŋ 羧 摧 76 ďΠ 鄵 10 1 区 *1*H 定 Т IJ 莊 摐 کہ 4 ν_ο p 前年度の平均値 一項の利用者の数は、 紙 $\omega \kappa_0$

」運律各 。神。 う居等に法項 を設一体三第八人の生命の生命の **一定人と二てム超ホーナ**、 **小特老等和え** 老着養」 護密別ホ法者 る地「老医従養域特人療業 下羻 規介、別祉る定譲以養法数 提行設準確分別があれ 四生施該人さ 条居い、要の者る当老と 条臣 ه ا ش 養護老人ホーム 所、介護老人保優 他設入居者生活が に短期入所生活が 件設事業所」とい する特別養護老人 養従業者を確保対 4 特別養護老人ホーム、養護以下同じ。)、病院、診療所、 生活介護又は介護予防特定施設という。)に併設される指定短さいう。)に併設される指定短営が行われるもの(以下「併設等記解ニーの第二百五号)又は法に規定する号に掲げる短期入所生活介護従 4以生と営第号

勤な 常で 2, は限 30 1 1 24 うは だらって されが、いちか、 そ合 の場 員の 職所 護業 审事 び設 及併 \square 職あ 護で **仁**揠 の 未] |項第 ||次| 匝皿 に定 武法で利利利利用 کہ -の生活相談員い。ただし、 号の生ない。 第一項第二号なければなられる n 🏷

なかず 隣と 訓の 6 3 80 たき NP 下するが、 防こ そる 退す 減事 の従 能に な機構験務別 要の である さの[業] 鲁原 を護 活介 常生 、河流 導員は、 定短期) 訓練指導当該指為 -の機能: 中有 玉る -項第三 - 有す 杨 第七 **७** √ √ €

、伝定が から、 (本的) に規続 、ドやか - て例け、 おいて-5 大頃ま-せに第の 5の指定を併せ 同一の事業所は 5第一項から第 こしているもの 者同条た 業が九満 護業二準事と十名 介事百基 生護準する第の第ろ 所介基定 入活等規 期生スに 短所ど項 防入一各 音が指定介護子M E介護予防短期プ Eに介護予防サー ごをもって、前行 渚定指と 旨定短期入所生活介護事業者 別入所生活介護の事業と指定 れている場合については、指 員に関する基準を満たすこと 短さ人る指期れ員。 7定営るき

k務に従事 fiがない場 f、施設等 め職業本職が 今上事 ら理の 車管他 にのる と所あ ご業に 所事内 事 養 養 遇 出 護活一 介生同 年出入アステスト |入所 短期 期定事 短指従 定 ン。然に、ど 、だ職 定短期入所生活介護事業者は、 を置かなければならない。たた 期入所生活介護事業所の他の ことができるものとする。 定を期こ **御** 二 部 第す合の

基 10 ሎ い 汇 設 第三節

活分割人 生老 所護 人養 期別 阻幹 定る 指け 、原文 $\neg \%$ $20 \pm$ 山澚 以の 人項 +11 1.| 無 冬条 1 压十 **無**11 の利用を関する ψ 業所。ただ ν_ο° 빠 F生活介護事 うものとする きりでない。 短期入所 を設ける 、この限 **R** 指定短 日の居室を ろっては、 (利用定員等) 第四二十三条 打 の事業の専用のほなの場合にあって 4

策をれる)そ頃 活な合 生に場ず 地入所にの頃になれるがなから、 短下営か ・ 本本・ 本を・ 大の ニ所れ本 つ 議 な 頂 事設前 業介がは、活動供、 事活とて 護生所っ 活入事に介所業あ 事業所の場合又は指定短期入所生活四に規定するユニット型指定短期入ユニット型指定短期入所生活介護事員の総数が二十人以上である場合にとすることができる。 $\mathbf{0} \boxtimes \mathbf{0} \bigcirc$

指運利が にだると か体定すつ的すこ 、一規な - て受け、 おいて-1 一項に対 のとみが せに第も 併所びる を業及い 指の一し定事項で 指の の一策た **岩回**条瓶 業が一を 事と十票 選業 三基 介事百る 活の第す 生護準定 所介基規 入活等に 期生ス項 倒所どこ 防入一前 終者が指定介護∃ 旨定介護予防短其 指定介護予防サ けことをもって、 事とはた業指、す 活介護 の事業 ついて(入活場す 期生る関 海近人と単一部に 指期れ員る 短さ定き 3定営用で

(設備及び備品

以 翀

 \prec \vdash 老しはし人て、た 護用数な 養利員み 別をのとる 特室者者す - 適当数 - 条の五の4 - たいない田3 - よの入業者 - よの入所者 - は数以上とも 情号利期護めに)用入老に 用入老に 実三に短養た 所に所がまた。 一番が別を記る 業 角がに当保証を設める 介法一名者が、選律部号を確 生八又前利る活年は項用数 に短期入所分間を開入所分別を対して、 その全部以 できる 全部 おおに は かいん かいん かいん かまま かん いいん が み りょかん 、行者必 定 払い 法 で り ま で の 業 で の 業 で 業者 粉 華 ~ 人 ムじ事 6 同のず老 調量その他の 調整人人でいる。 で、以下 に任活介護で かかわら、 特別養護 い所にる 理養 別を入定け 20 本定項合 養用数な数 別利員みな

架回船

M 数 浥 76 ÍΠ 驰 10 7 区区 ₩ 定 に指げ 型 擀 * 16 fo رک 画 松 の平 座 **手** 温 Ħ 数 0 艸 Щ の利 声 紙 **m** κ_0

が数 同活い営る 下生と運れ 以者 一だせ 。居等的と う入ム体要 い設] | | | | | | | | を施ホとて ム定人等しる 一 特 老 ム と す よ 理 護 ご 等 と 老密別人」も人着養ホムの 養地」護人すり、 , 下養老保 6 四簿以別議権を1 条活設該別者の介)特養を 十生超当特業 、福祉法第二-施設入居者 受けている であって、 こりいては、 作任活か護従達 人定を所に所 (の指定 権事業) **宏特定** ム設 木健介活とげ] 尼插指一 網 J養護老人ホー 病院、診療団 *護予防特定加 - 併設される指 - 6 もの(以下 - 6 に加えて、第 、介にるを 旧 ス い い が が が が が が 影 华 °× 4じ護う行の

勤な 常で 2, 人は、の限が 1 1 24 うは おっている がればあれ そ合 職員の予所の場合 護業 び看暇事 及併 員る 職あ 達で **仁**握 あり、大米ジ 111+ 無11 項が 回皿 に定 が用 並利 談し 相だ 活た \mathbb{H} 0 号な 112 策な 第一項領けれれば 75 io 🏷

4 P 練と 酬の 6 3 \mathcal{S} \mathcal{W} たき るで まずががが 防ご \$ 10° 退す 減事 の従 能に 機務 な職 要の が色 73. C め所 た業 む事 営護 を介 活活 生生 能形 $\square \prec$ 羅、 は短 員定 辦架 指裰 練当 諞 語し 機と の者 号る 五か 粥有 頃を 雑品一七 7

指運る かり、 体的に 規定する まる。 だや 受いまとけてでが 併せて 別におい 第六項 なすい。 定事かとを業らみ 者同策る 業が条い 事と十と 護業三し 介事百た 活の策満 **広介条準生態例を** 入活等基 期生スる 短所ビす 防入一定 海海が一般をある。 介防予項 定予護各 お作法を行う。指護介証 渚定指で 事とはも、おり、 :活介護 (50事業) : ついてい 生護にす 所介合た 入活場満 期生るを 短所い準 定入て基 指期れの 短さ員 6行る 7定営人 指運すで

k務に従事 iがない場 i、施設等 職障所 の支業 そ上事 ら理の 専管他 にのる と所あ 汀業に 所事内 業護地 事介數 護活一 介生同 年活入所 入所 又は同 大型を選り、 期定事 短指従 指行の対象に対象に対象に対象に は、 ただ の職 、 (でない。) (実所の他の) (とする。 5期入所生活介記 置かなければなら 、所生活介護事業 : ができるものと 短置入と 定を期こ 指者短る 理定す 条管指律 者九の該従)条管指す 理十勤当に 、落 第四 學 百るは職 第す合の

華 в 擓 設 浥 [1]

6 < 護老 介護 活養 生別 所特 人 る 財け 短受 定を 指用 ノ圏 7,9 と定 以上の規グ 人項 <u>+</u>11 1 | 継 冬条 活 十 用四 利百 の第 W \Box 入けは、は、 期設て 題をつ 定室あ **事等** : 指え : の居室 第事卡

百二員と 第と指摘 田 。重 刑 業くの + 事係の二 生じて用活。、定 、定 a定短期入所4 質において同1 5場合であって 5ず、その利用 ト型指述 にの頃に なれるも ツ下営か ニ以運に 。に定 \widehat{H} 複事業所 (ニ 終所をいう。 され一体的に 資本文の規算 介事設前選業を項 ト護事業所な、 とする。ただし 限りでない。 E短期入所生活 期入所生活が養事業所とがも 場合にあっては 所る、は定活る生もご 指短介場 又指生あ 合型所で 業ュ席十で シ獢ゆ る七三のす 百条ら二

指運利 、にるき か体定がつ的すで 規と せに第み 併所がど を業及の 定事項も 者同条で 業が二し 事どナた **撇業**川瓶 介事百を 活の第準 近後を 発列 選例 選 入活等す 期生ス定 短所ビ規 防入一に 海銀佐二年期十月 介防予前 が指定が横子間にかります。 者定指も 業指 , 4H 事とはと 生護に満 所介合を 入活場準 期生る基 短所いの 定入て等 指期れ員 短さ定 3定営用る

な舗 及 捱

を火てす 物耐建定 る階規 41 E 属定す三 附規たの いに循号 なこを九 用号要条しの件第 E活のために使用 等)第二条第九号 等のいずれかの関 計水建築物(同条 常生活の 一号) 3各号の 準耐り 目面の て、汝のなれ、 11% **老** 法だあき たにで 卅 い。 建物(33 建と 5百二十四条 指定短期入所生活介護事業所の さく。) は、耐火建築物(建築基準法(昭和二 2、「なければならない。) でなければならない。 は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の は確耐火建築物をいう。以下同じ。) とするこ 第除建又る

- 6 び地階の 皮 些 11 枌 55 رلـ 撒 M) 辿 $\overline{\mathfrak{A}}$ 刑 驱 10 2 ٢ 一居室その他の利用者の日常生活に充ずれたも設けていないこと。 لك.
- 년 [1] を満たすこと。 と設置しない市町村に さいて準用する第百三 を定めること。 全的的各 。要件の全てを (消防本部を (対防本部を (対別の一条には (必要な事項を) て、次に掲げる要 育轄する消防長 :相談の上、第目 怪保するために必 て智ど確 、(であっ) 行在地を (付署長、 (近難を) ・ 居室等を二階又は地階に設けている場合★ 当該指定短期入所生活介護事業所の所 あっては、市町村長。以下同じ。)又は消 に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な
 - に従い、 阃 \mathcal{M} 報 朱 10 ź ころいて 10 p 期 用する第百 こと。 第百四十条において準 間及び夜間において行う □፴
 - 緻 の連携体制を 4) 糠 巡 地域住 2 4 10 40 r Ž, 4) IJ 10 ৽ 等の協力を 消火 避難、 10 火災時におけ IJ N

f

靊

- 1核市の市)各号のい :係る利用 ac都市又は中核市で聴いて、次の各場で聴いて、次の各場らって、火災に係ることとを要しない。 指をある 、見です は意物と っ者の築での建物 ある所建 にす業 X 市有事 寉 核を護準 公田活躍作品 及的生物 市門所築 都専入建 定し期火 指國短点 に定 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事長。以下同じ。)が、火災予防、消水活動等にずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指、者の安全性が確保されていると認めたときは、
- 生あるする 発で が造 災構 火だ 学し 寧 型配 調に はの材料1人及及び 難財 6 检 等り 装材にアー 置等 の対)設置、天井等0)防火区画の設置 √クラー設備の計 (箇所におけるIV スプリン/ おそれがある値

MI

- 火活動が 滑な消 田 9 K 4 なれ、 靊 の体制が整 報 び通 皮 民 涨 よる火災の早 ■ 非常警報設備の設置等に可能なものであること。
 - な離べ、大災 , 滑り 田よ N 素り 42 ńη 学る 保す 確員 の増 路を 難員 選人 る置 記す 乍, W W **皿()** 】 な配づる 分插 黑 だだ お機の一般をある。 ■ 避難口の増設、搬送を容易に行う可能な構造であり、かつ、避難訓練を 際の円滑な避難が可能なものであるこ

雑が災の

介設営支設 活施運にを 生祉的週情 らた、指定短期入所生とだし、他の社会福祉を介護事業所の効率的解業所の利用者の処理等所の利用者の処理を除き、これらの設備を除き、これらの設備 もた活事を けら期生護 をば定人び設み短所を 揭備及該護 にを等当介 3 指定短期入所生活介護事業所には、次の各号を提供するために必要なその他の設備及び備品等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設可能であり、当該社会福祉施設がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、ないことができる。 号等設び

訓練 用 食 強 道 記 記

浴室 便所

靊

一二三四五六七八九十

介護職員

洗濯室又は洗濯 删 M) 、護職員室 看護職員3 汚物処理 調理室 二三四五五 $+++\bar{+}$

併あとに設 き供 をでい Щ 所能なの 業で障事 をび当該併設事の対率的運営が率的運営が率の処遇に支障の処遇に支障所生活が譲る ý併設事業所及C という。) の教 f又は入院患者の f指定短期入所出 いなが、高速をは、 燚 者を 当設所) 存をある人 ら本設除 かかから 「弁設ス 大本格調」 田室を履 併設事業所の場合にあっては、前項の規定-24特別養護老人ホーム等(以下この章におい、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備-2ことができるものとする。 介護材料室 4 すりはす

. 百一. . のいず 1火建築 Æ 極 世 二中原 属策各準 が決が、金金の 、一次のは、 な年 いた使用し、 3和二十五4、 でただし、 は物にあって 物(利用者の日常生活のために使耐水建築物(建築基準法(昭和二司じ。)でなければならない。た起期入所生活介護事業所の建物に到じ。)とすることができる。 物质同短同) は、 以下 り お か お 世 $\overrightarrow{\sim}$ 条 指定短期入所生活介護この項及び次項において同ての項及び次項において同第九号の二の耐火建築物をを満たす二階建て又は平家を満たす三階離大選権をある三の準耐火建築物をれるの三の準耐火建築物を **条**こ第を九の九満号 下条件第 #**西五十** 孫へ。以下 中)第二第 れかの関作 物 (同条等

び苦 皮 些 11 杨 γC Δ 卡 洲 ш $\overline{\mathfrak{A}}$ 驷 10 2 7 笳 \mathbb{H} 驰 Ш 0 Δ 0 の 街 (<u>電その</u>も も設け 居に居 | ## | ## | |

0

쌜

圏 イいない、一路又はま

汽戸 村第 てを満たすこと。 Rを設置しない市町本 Rにおいて準用する第 資を定めること。 要件の全てを (消防本部を 百六十八条に 必要な事項を 汩汐 でいる場合であって、次に掲げる引車業所の所在地を管轄する消防長。) 又は消防署長と相談の上、第1かつ迅速な避難を確保するために (は地階に設けて明人所生活介護事業)(は上げた)<li 二階又 3定短期 市町村 計画に利 | 室等を | 当該指別 | ては、「 | 一項の計 つ第 **→** 南 桑

靊 緻 W 手 \forall の連携体 $\Delta \cup$ 糠 出 域住 型 \sqrt{C} 4 \mathcal{N} HU P Ž, Δ IJ 10 命 *1*H 等の協力 消火 第百六十八条において準用[・] び夜間において行うこと。 人災時 及 □噩

Ü

阃

11111111

6

严

紙

朱

10

こついては、

촱

の訓

三項(

無

*

+

Ш

無 10 to

 Δ IJ < 100

贈っ知 をあ所 見で入 意物期 の建短 者の定 る所指 す業該 有事当 を護 |お職が |活分遣 |お行。 的生と 専人が形が 1月期記録を 関短とし に定る要 活動等につからのである。これである。 火建もる fが、火災引 ffたす木造な Eが確保され t準耐火建等 知を全又事満性は 、年安物 前項の規定にかかわらず、 次の各号のいずれかの要件 火災時における利用者の安 尊事業所の建物は耐火建築物 るてて介

to 10 宝老 発で K K 大災に は、意 軍軍 理配 贈に 4の使用、 E焼の抑制/ 注 は は は な 及 び 延 り **黎**海 への難 、初期 等り 材よ 装に 内等 の置 井等(の設計 天画 置火 設防 60 設舗おけ 1 2 ラ所 ケ箇 710 - スプリンスれがおい 12 V

W1)

变

田

田等

6 20

巡り 淡かって 2 なだてお 火員 一型 5 W に人 への通報の体制が整備 等る 保す 海暫 の配 難路と 選り 10 NO 噩 to to び消防機 有插 頃にとを実。 に雑型 分をあた類る 皮 民 めた十分難調練があった。 郑 雇 1の増設、排 3可能な構設 <災の際のF (備の) (部な) 設可 報が 鬱動 上 非常な な消火活動■ 避難ロ 滑な避難な により、√

供籠でいい 護等が障け 介設営支設 生祉的遺情活施運にを 所福率処 もた活事を るととない。 けいで 八万所任 活介護 職員室 場げる設備を設ける 開えなければなられ 及び当該指定短期入 核指定短期入所生記 養職員室及び看護職 にを等当介掲備及該護 備の設置等による火災の早期 能なものであること。 設、搬送を容易に行うために な構造であり、かつ、避難訓 祭の円滑な避難が可能なもの 生活介護事業所には、次に掲 その他の設備及び備品等を備 より、当該社会福祉施設等及 正施設等の入所者等及び当該 正施設等の入所者等及び当該 護等が障け

居食機浴便洗医静

軍軍 護職員 看護職員 調理室 洗濯室 汚物をみ 国 | 二三四五大七八九十十十十十十

M)

又は洗 \mathbb{H}

圞

き供 併あとに そび当該併設事業 5効率的運営が可 5の処遇に支障か 6年活介護の事業 当該併設事 という。 6世 という。 7者又は入M を指定短 、前項の規定にかかわらず、当該この章において「併設本体施設」 者及び当該併設本体施設の入所者 る掲げる設備(居室を除く。)を 5つては、 育 (以下にの 所の利用者が 可項各号に持 一る。 ・シール 年 小護材料 ・事業所の場合 を ・事業所の場合 ・ ・当該併設事業 ・対談存施設の ・できるものと・ **三三四五**年特か当と 設別へ該と , , NO 10 りはす

七届でする び第を有が 及備 三項 策れ ,40 ばと て要 ング あて 77 **⟨**□ *→*∪ ら場し 4 K 人護水光 老養 護別 養特 別る 椞 の規定の適用を受けず、老人福祉法に規 第百二十一条第二項の3 一号の規定にかかわらず とで足りるものとする。 ら策とる

10 fo 4 2 茶のと 三項各号に掲げる設備の基準は、

رَب $\mathcal{N} \mathcal{M}$ 114 る慮 中参 と気 4 しいた十 \vec{Z} __ 1 1 に五平方メー こ、防災等に

7)

11 面積(した $\sqrt{\Box}$ Ò W ک \rightarrow

空同 tu, 質がない広さ あっては、 摩に ₩</ に影 供る の糖の湯が そ保 は確 にを な広さを有するものと さすること。 は、食事の提供の際に 並に支障がない広さを イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 □ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方>
 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等
 二 食堂及び機能訓練室
 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さるメートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること かっ、機能訓練を行う際にはその実施に支障場所とすることができる。

保の

海「

Ħ 票 革 6 うこと。 ぼ業所の構造設備∂ ものとすること。 ものとすること。 したものとするこ 八所生活介護事業 ■ 浴室 要介護者が入浴するのに適した。■ 便所 要介護者が使用するのに適した。五 洗面設備 要介護者が使用するのに適前各項に規定するもののほか、指定短期 三四五

رلـ トル以上] X . £ 11 下の幅は 遥 $\overline{\mathbb{H}}$ کہ W. Ł ئد IJ ートル以上とする $\nwarrow \swarrow \cdot \vdash$ 廊下の幅は、 IJ

7) IJ 10 設け

を設け、 以上の傾斜路 1 合は、 鄵 \mathcal{N}_{0} からがある。 C必要な設備を設けること ご静養室が二階以上の階に ときは、この限りでない。

ほ定営る 、に足が指運すで 事業者の指定を併せて受け、かつ、とが同一の事業所において一体的に十二条第一項から第七項までに規定を満たしているものとみなすことがを満たしているものとみなすことが 予防短期入所生活介護事業 朝入所生活介護の事業とが サービス等基準第百三十二 前各項に規定する基準を満 ほ定官を意る

運営に関する。 第四節

か従交じ業付 等し、あられ f生活介護() た大書をタ たらない。 指定短期入所生活介護の提供の開始に際了条に規定する運営規程の概要、短期入所生状に資すると認められる重要事項を記しげついて利用申込者の同意を得なければない 七選に (内容及び手続の説明及び同意) 「百二十五条 指定短期入所生活介護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、第百三十)勤務の体制その他の利用申込者のサービスの前の前の存及び利用期間等部別を行い、サービスの内容及び利用期間等 第めのて

10 用すり 類 といっ 文書の交付に 3 4 بِي 項の規定 温 第八条第二項から第六項までの規定は、

Ø

・の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、 体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一 対象に、指定短期入所生活介護を提供するものと 利 用 構 の 身 る 者 な な 者 な な 、家あ (指定短期入所生活介護の開始及び終了) 5百二十六条 指定短期入所生活介護事業者は 5個葬祭、出張等の理由により、又は利用者の 5的に居宅において日常生活を営むのに支障が 5つ。 第冠時す

アルダー 第の N N N 変る 三項であり、 策で はこ てる しや あ有 バを 台篇 - ムの場合される影響 HU 人要でたる 老が 達で 養し ريـ 沼 特ム 100 受人けた 多数 用護 l定の適 特別養調 の規 頃のよう (外部に) 四規 百の 無中 る策る

 \mathcal{N} p رک 2 K $\Delta \cup$ **然の** 基準は、 6 . る設備(号に掲げ 谷 室 室 间曲 紙

一の居室の定員 利用者一人当れ **←**□ <

رده $\mathcal{N} \mathcal{M}$ 116 る慮 : 一トル以上とする 詫こついて十分考慮 一の居室の定員は、四人以 利用者一人当たりの床面積 日照、探光、換気等利用者

懂 闸 K) その合語 کہ ものと 10 食堂及び機能訓総 【 食堂及び機能訓 メートルに利用定員 **人** × ()

111

 \rightarrow

迷 確る W HU かん ない広に がる な 阜南 支保 年にかる権利 戦にはその提 登がない広さ (乗り) 3.ル、シャンの 後能訓練室 ア機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有っって 利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 かわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に でき、かっしの場所とすることができること。 イにかかわらず、食堂 Fることができ、かつ、機 さにあっては、同一の場所 日す合るに

ととる话 ここすが生 者の入浴に適したものとするこ者の使用に適したものとするこか護者の使用に適したものとするするです。 お護者のは別に適したものとするもののほか、指定短期入所生 (分議者(公養者() 人議者() 関本(要要 浴室 便所 所面調 前各項(

三四五

と難 こか 介る

 Δ

2

£

 Δ

次の

7) 茶の の基準(所の構造設備 事業) :面設備 ・項に規グ **~** %

p رک 以上 7] 九人 11 下の幅は 中三三 _ W. 4 4 J 10 fo رکُ 以上。 7 7

百介る 第活す 基出にいて、 型サービス基 3定短期入別 8下の幅以上 : (指定地域密着型+。) に併設する指点 :) に併設する指点 :老人福祉施設の廊1 き人福祉施設(オタ。以下同じ。) & 以下同じ。) &密着型介護老/ U介護老人社会をいう。 どをいう。 B定地域密え 型設指 指定地域密着型 /護老人福祉施計 当該併設する打 ■ 廊下の幅は、一・八メートル こと。
 二 前号の規定にかかわらず、指 事業所の廊下の幅については、当 とで足りること。
 国 扇下、便所その他必要な場所
 国 階段の傾斜を緩やかにするこ 消火設備その他の非常災害に
 大 居室、機能訓練室、食堂、浴 12と。ただし、エレベーターを設 15と。 ただし、エレベーターを設 15と。 25 に

7)) J 10 設け、 *1*6 所その他必要な場所に常夜灯: 斜を緩やかにすること。 その他の非常災害に際して必! 下、便所その他必要な場所 段の傾斜を緩やかにするこ

 \mathcal{N}_{0}

*1*H 紹 一以上の傾斜

 $\stackrel{\sim}{\sim}$

指運す 定定る か体につめ、的などの対象を でが て例は、おいて一切上頃まで、すべいかいからいかい。 と備えの他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の にし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。 引入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せ、 話介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所に、 は合については、指定介護予防サービス等条例第百三十三条第一項から第一を結合については、指定介護予防サービス等条例第百三十三条第一項から第一を合いては、指定介護予防サービス等条例第三十三条第一項から第一種を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみない。 ただし、エレベーターを設定短期入所生活介護事業者が 定短期入所生活介護の事業と指定介 入所生活介護の事業と指定介 ている場合については、指定 の基準を満たすことをもって

e 阿里 日部

のをい (内容及び手続の説明及び同意) 第百五十二条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百六十四条の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務。 体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明。 行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。 ずし

M 文書の交付について準用す 78 IJ の規定 定は、 での規 六項ま 紙 二項から 第九条第

その家族の疾病、 P図るために、一 P提供するものと 利用者の心身の状況により、若しくはそ 族の身体的及び精神的な負担の軽減等を| る者を対象に、指定短期入所生活介護を1 (指定短期入所生活介護の開始及び終了) 写五十三条 指定短期入所生活介護事業者は、 音葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家 的に居宅において日常生活を営むのに支障があ

をが スを 三 三 三 <u>*</u> サでな 祉まら 福るな は至ば アメメガーが後に当れることをいせば 終め 操かに がら 努 医前助 (名権) 開始 は なり は 後 毎回 翢 の供ぶ 者のよう。 業護る 事介き 接活で 支生用 居宅介護 短期入所・ビスを利 倒」 護事業記により、 以より、 又は福祉 - 生活介記ない はなり はなり はなり はない はままい しょく アンスプ 所接寸 2 指定短期入月 供する者との密抱 続的に保健医療が

壶 サア 活護し 生介除 严密控 入居を 期る額 短係の 定に費 指護ス る介ビ ず活一 当生 に入介談所強 ス期宅 ど短用 一定る 伊指れ 領該わ 受当故 応代 しん、≧ 者に支払 法と業 、語事 所生活介護事業者は、 引者から利用料の一音 E短期入所生活介護事 (利用料等の受領) 第百二十七条 指定短期入所生を提供した際には、その利用者ビス費用基準額から当該指定短た額の支払を受けるものとする 10 第をビた

し基 供用 提實 をス 作一議ど 活中 生護 大子子 開單 短る 定除 指記 ないす 介護(し活 当生 該所 メガバガル ーに 定額 ただが 領サなけなけれ 英とし 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理(にその利用者から支払を受ける利用料の額[との間に、不合理な差額が生じないように 際額 2た準

大拉 |の額の Щ 曹 \mathcal{M} \mathcal{Z} 超 Ŋ 中 夲 ¥0 4 \mathcal{H} 6 10 区 $^{\cancel{1}}$ 二頃の 温 指定短期入所生活介護事業者は、 利用者から受けることができる。 ω %

用談同 が利り当には、 費よ合 スに影 ど定た はより、この地グラングがあった。 作 四 太 選 項 払 を第に 所条者 (三) 特額護 り用介 よ費活 に準生 の費期す 項食短と る定度 第す指限 三定該を の規当、 用者から受けることができる。 食事の提供に要する費用(法第五十一条に支給された場合は、同条第二項第一号に に入所者介護サービス費が利用者に代わり 第二項第一号に規定する食費の負担限度額

支定第 に幹条 者該同 用当 が対していませ 費に場 ス定た 一のわらればれていません。 サ項払 護四支 介第に 所同業 1 定額護 特用 り費活 よ準 命に、日本で、一人主が、一人主が、よる。 規費期と の住短度 項居定限 一る指を 三定当第方談 二 滞在に要する費用(法第五十一条の) 給された場合は、同条第二項第二号に規入所者介護サービス費が利用者に代わり三項第二号に規定する居住費の負担限度

圉 Ž 싢 Δ 1.1 \mathcal{C} を行 供 の提 例 別な居 华 刑 が選 种 に基づき利用 基準(厚生労働大臣の定める。 る費用 三な四な五大七

翢 Ž (世) N Δ IJ った を行 事の提 |な食 別 华 10 闿 が選 艸 に基づき利用 (生労働大臣の定める基準) |用 り動画

坐 B $\sqrt{\Box}$ 鄵 10 S 生労働大臣が別 恒 Щ る費 に要する 送迎(

<u>ij</u> #0 活る 宝れ 常る $\square \otimes$ 、腦 15 J う当 の適 宜が 関と るこ れる させ 出も 提担 おいて著に負 に用 達利 40 生を生る 所で 定短期入用であり |容代 |-号に掲げるもののほか、指5 |常必要となるものに係る費| 美各通

0 **₩** 10 4 N 3 IJ Δ 10 B が定 田 $_{\mathsf{K}}$ 郑 \mathbb{H} 世 Ŋ 哥 Ħ Ž M Щ る貴 に掲げる E 导来, 第四-346 中 前項第-, W

らなだい、利用い、利用 あ行に 、多意 は明同 て説る って除 たしに に交費当付用 供をる 提書げ の文掲 スたに ゴンや 」記ま サを号 る用四 廃費箫 200 Ù 額及か の容号 用内一 費の第 第三項の 数サービス ごし、同項 数イン 指定短期入所生活介護事業者は、、、利用者又はその家族に対し、当該の同意を得なければならない。ただ、、文書によるものとする。 与め者は、の、

けるよ ければ 近に浴-行わなり 防心 € 型 上滷 惠当 は妥 X W 減助 軽影 6 45 態要 茶点 護に 介压 要生 の常 を日 利用 ·W (指定短期入所生活介護の取扱方針) |百二十八条 指定短期入所生活介護事業者/ |、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏っない。 紙 2 一頃にけれれ 第な | ダ条にひた ばで N-7 △ 彎 つ配 いる 利用者(ないよ $\omega \omega$ すな 所と X 6 P 20 しな 統的 回る かた いない 相当期間以上に町に基づき、漫然 指定短期入所生活介護は、 定する短期入所生活介護計画 らない。 2規な

艸 生型 利用でなり、 6 は他の一 Zz しば X G 当になった。 岩 岩 **里里** |丁寧を |-| 行わな[当該利, の他利, 即登 は東 懇明 たった。存む有望 、點 はに 12 N に当たったやすいよ 角票 IJ iの提作 を祭き うない。 供き 八海 の提進権 漢合な | | 住活介 | ない場合 | っては7 灩 生活介護しいて、 所得行 入をを 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ する行為(以下「身体的拘束等」という。) は、指定短期入所 スの提供方法等に え 楽 业 介護従うし、サー ک 短期入所生活/ tその家族に対し せ $\omega \bowtie$ 4用限

の際の N 噩 |公時| 皮 練 心 6 N には、そらない。 合な ら場がに を介なけれ 等し 束錄 16相 生生 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身 用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 る性

提継な をがら ス者な が活用に 祉まな 宿るめ は至歿 文にに ス後助 一終な すら要 療か必 医前ろ 健始よ 保開る 他のき の供で 者のとそ提が 事介る業譲こ 接活す 支生用 護所利 介入を 宅期ス 居風ど 、侧丁 業りに 事よは 護に又 介携ス 活運ビ 生な一 所接步 入密療 期の医 短と関 定者保 指るに す的 2供続 提縫

ψ 介サて 活護し 生介 入居を 期る額 短係の 定に費 指護ス る作ど ず活一 当生 該所護 に入介 ス期宅 ど短居 一定る 領サ、該指がおわれ 受当払 代てに理べ去 定し着 法と業 は一種 者の介 業科活 事用生 護利所 活や関がの対 生者短る 2期入所での利用を の利用を 1該指定を 1のとする 短そ当も **8** 番指はない。 うなかし。 等条際準をの観察 料四た基払 **三田田** | 日本 | 10 日本 | 10 日本 | 10 日本 **百**提ス額 第をビた

し基 供用 提實 をス 護ビ < 1 活中 生護 大学所介 開單 短る 定係 ない指 か護に に該当人所任のない : 領サービス(: 、指定短期) なければな(英とし t、法定代理
5.利用料の額
3.ないように
1.ないように
1. はなり、単分になって、 業受が、まけば、生け、生 事を額 護払差 介支な 活ら理 か合 所者不 人用 Ń 短期 の利 間に 定その 指にと 際額 るた準

平 16 支払 の額の 田 曹 κ 1 (こ掲) 阦 ほか 6 10 $\stackrel{\sim}{\sim}$ 区 16 4 支 0 宮 11 温 神 貅 関る 指で γ る神

用所實 対定の対人変 實特号 ス談同 黑点 一りは、手に サよ合 作定た難に影に 入所者の損気はおわれば 定四支 特策に り条を は同事 定額護 規用介 の實活 軍業生 一基所 第の入 三實期 の食短 条の定 十一隊 田熊当 策項り | (法) (| 条第二: | (で代わり) (こんか) (こんか 費同者す 演るすば利度の方は、用度、用度、力は、用点、 短け事給サ限 定受 食支護担 に介負 一者者の

支介の ご者費 者所住 用入居 利定の が特号 費該同 ス当 どりは 」 よる サに場 護定た 番分割の規定の対対が対け 所項払 人四支 定第に 特条者 よの軍業 # に額護 定用介 規實活 の準生 一の一を選挙が 6 K 策費期 三生短 の居定 条の指 亭談 十二川川 五第り 第にす 用条者と 費同用度 すけがをなれ、利服 10 要合實 額) に場て 在たど废 滞れ一限 さサ担 二給護負

函 こえ IJ Δ IJ * 5 を行 世 室の提 辿 72 特別 \mathcal{N}_0 が選定す 衶 田 至 基づき N 基準(10 S 定 6 囲 K

ىل 离 こ 込 N Δ J * 5 を行 洪 事の提 |な食 园 李 继 10 1X 定 が選 艸 田 至 410 \mathcal{T} 強 Ŋ 無 基 10 S 定 0 田 $\overline{\mathsf{K}}$ (生労働) 用 (生労働) 用 厚實厚實 三な四な五大七い

ďП

鄵 10 B に発 が別 大田田 靊 生労(恒 Щ 曹 10 瞅 Ŋ

£ 6

ri p 活る 常ら \square U- 24 ら当 の適 宜が 便と Mれる させ 供も 提担 おいて | に用 :活介護! その利! $\overline{\mathbb{H}}$ がでった。 5 期あ 題で 定用 指實 M. のほか、 のに係る 0 **₩** \$ KO るな 7 褐要 比に必 容号部 迎美各通 治を

6 Ð 10 4 M 3 IJ Δ \mathcal{N} S が定 田 $_{\mathsf{K}}$ 靊 汨 \mathbb{H} 删 Ŋ 別 ź 1021 Щ 曹 10 (乙掲) E #6 写 凹 紙 2 Z> 中 無 严 温 , W **4** ϕ

らかに当代が、からかん 行に Ð 室管 は明同 て説る って除 たしに に交費当付用 供をる 提書げ の文掲 スたに ガンや 」記ま サを号 る用四 廃費箫 33 Ù 額及か の容号 用内一 費の第 のス項 ※ 終だ手 し は当た 狆 5分護事業者 2族に対し、 ?ならない。 :する。 کہ 年のおりが、 人子がなながれた。 短者をに期又得よ 定用意書 指利同文 ,6 らめ者は

の段 ₩

4 2 するけれた に浴がってかれ 山作 € ₩ 台画 影判 は妥 N N 減助 の軽減な援助 態要 状分 達に 介活 要生 の常 者 日 Щ 利で · 1K # # H **老**超 業を 事况 **収扱方針)** 芸活介護事 り身の状況 生心 護八者の所の 定等 **短期入所4** -**五条** 指2 1症の状況⁴ 阳十年 指 活 活 記 田 第うら

Zz 2 条紙はななな 次れ はな ったた。 だて 者し 用慮 生居 10 V ス所するないよ 40 しな 続と 継の S 2 わた 的な IJ 山画 期間以、然かつ 当漫 型 , はざ 護基 作以 笳画 生計 所護 出海 題生 指 [| | | | | 羅 2短

艸 用な 判ら Zz しば とれ 旨け 「丁働を 行むな! 切参 黎明 监. はだ Y5 V 4 に当たるかい。 供し の提達理解 f生活介護 こついて、E ス所等に 期法 短方 定供 指提 ,6 はス に 単 | | | | | 従す 灩 失 生だ対対 の解 短そ # $\omega \bowtie$

生型 0 16 又はの行動 神神 田田 坐坐 該他 当の Y. は ま え え たった 体的地 倉票 Ĭ, **奪**の提供 を発は、 ない。 所得行 等し 皆は、指定短期入月 5ため緊急やむを得 等」という。)を行 皆は、身体的拘束等 胃ない理由を記録し 者る等 業す束 活体身 生身 所は下 以以以(以) 期命 短生為 定の 介 指等る 者や 4用限

₩

N

神 \blacksquare の際の利 び時間 皮 態様/ 0 ψ には、そらない。 合な を得 業を 卌 達や 介急 年に素 刑 音定短期入E rの状況並で 2. **™** €

4 Ŋ 骓 を行い、 の評価が 供する指定短期入所生活介護の質 4 Ω Щ 6 指定短期入所生活介護事業者は、 の改善を図らなければならない。

いて 指 に が し イ バ ー ド が管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所する、 状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、するまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮 でスの目標、当該目標を達成するための具体的なサー 成しなければならない (短期入所生活介護計画の作成) 第百二十九条 指定短期入所生活介護事業所の管理 予定される利用者については、利用者の心身の状況 期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至る。 他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービ の内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成 当該計画の内容に沿っ 計画が作成されている場合は、 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サー 作成しなければならない。

その内容につ ムはて \mathcal{C} 短期入所生活介護計画の作成に当た 者の同意を得なければならない。 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、いて利用者又はその家族に対して説明し、利用

当該短期入所生 短期入所生活介護計画を作成した際には、 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、 活介護計画を利用者に交付しなければならない

(小護)

년 ~~ 10 生活の充実に資す 垩 Ш 立の支援と 利用者の自 <u>ن</u> 第遍

利用者を入浴させ、 適切な方法により、 回以上、 三河三 指定短期入所生活介護事業者は、 きしなければならない。 \sim

なけ るを得ない利用者のおむつを適切に取り替え 用中水 使 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用いて必要な援助を行わなければならない。

排せつの自立につ

適切な方法により

心身の状況に応じ、

利用者の

4 指定短期/ ればならない。 景色

Ш 整容その他 着替之、 離床、 利用者に対し、 定めるほか、 指定短期入所生活介護事業者は、前各項| 生活上の世話を適切に行わなければならな

以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活 させてはならない。 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人指定短期入所生活介護事業者は、その利用事業所の従業者以外の者による介護を受け 指定短期入所 護事業所の従業 9

靊 好を考例 2 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜 **(食事) 5三十一条** 指定短期入所生活介護事業者は、ジ き事を、適切な時間に提供しなければならない。 百食

 \angle を支援 [Δ IJ 10 撰 で食事を 食 ŕ 2 能な限 宣 利用者对 2 指定短期入所生活介護事業者は、 ればならない。

常生活 Ш れ応じて 必要(の心身の状況等を踏まえ、v 訓練を行わなければならなv t、利用者c :めの機能計 (機能訓練) 第百三十二条 指定短期入所生活介護事業者は を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のた

10 に利用者の健康の状況に注意す 验 i 護職員は、 らない。 医師及び看記なければなり 事業所の 置をとら (健康管理) 5三十三条 指定短期入所生活介護ともに、健康保持のための適切な措 第 了 百 グ

第確助 の置かれている環境等の的 に、必要な助言その他の援 その置もに、 常に利用者の心身の状況、 の相談に適切に応じるとと (相談及び援助) |百三十四条 指定短期入所生活介護事業者は |な把握に努め、利用者又はその家族に対し、 |を行わなければならない。 第確助

に かの投 垩 る指定短期入所生活介護の質の評価を行い の提供す V :業者は、 指定短期入所生活介護事 図らなければならない。 ₩ 毎

10 とができ N 利用者が成年後見制度を活用する 必要に応じ、 指定短期入所生活介護事業者は、 になければならない。

る指に、対策でした。 (**短期入所生活介護計画の作成**) 第**百五十六条** 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所する、 予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、才 期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮! 他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサーの内容等を記載した短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサー 当該計画の内容に沿 ビス計画が作成されている場合は、 既に居宅サー 短期入所生活介護計画は、 しなければならない。 O W

その内容にし っては、 に当た 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当 利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ო

当該短期入所生 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、 介護計画を利用者に交付しなければならない。 4 活

(夕護)

日常生活の充実 ريـ 利用者の自立の支援 第百五十七条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、う、適切な技術をもって行われなければならない。 紙

を入浴 利用者 Š 4 適切な方法に 一週間に二回以上、 指定短期入所生活介護事業者は、 しなければならない。 HU \sim

排せつの自立につ 適切な方法により、 利用者の心身の状況に応じ、 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用いて必要な援助を行わなければならない。

おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなけ 指定短期入所生活介護事業者は、 ればならない。 4

整容その他 着替之、 利用者に対し、離床、 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、 生活上の世話を適切に行わなければならない。 ほぎ

入所 常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を分指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用割護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 9 1

(食事)

(し)好を考慮 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜 第百五十八条 指定短期入所生活介護事業者は、 食事を、適切な時間に提供しなければならない。

行事等 季節、 された旬の食材を活用 2 指定短期入所生活介護事業者は、地域で生産 提供するよう努めなければならない。

大猴 W ال IJ 10 ريد で食事を 宝 食 Ý 利用者が可能な限り離床し 指定短期入所生活介護事業者は、 指定短期入ればならない。

なけ

生活 괲 ш じじ に下 必要(**(機能訓練)** :**百五十九条** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必 :送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない 第令

4) 3 に注意す 常に利用者の健康の状況 買け、 (健康管理) |**百六十条** 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員にもに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。 第七

(相談及び援助)

その置かれている環境等の的 もに、必要な助言その他の援 ب 常に利用者の心身の状況、 の相談に適切に応じるとと 指定短期入所生活介護事業者は、 、利用者又はその家族に対し、そ 利用者又は、ならない。 **育百六十一条** 指定短期 催な把握に努め、利用者 かを行わなければならな

適宜利用者のための るほか、 を備え 教養娯楽設備等 **(その他のサービスの提供) 5三十五条** 指定短期入所生活介護事業者 エーション行事を行わなければならない。 ШH

よう努めなければならない 10 × の家族との連携を 常に利用 指定短期入所生活介護事業者は、 S

:きに利用者||入所生活介 に指定短期入所生活介護の提供を行っていると、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期、等の必要な措置を講じなければならない。 、 解 の (緊急時等の対応) 第百三十六条 短期入所生活介護従業者は、現 に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、 護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う[§]

る規程 に関す、 要事項 次に掲げる事業の運営についての重 定めておかなければならない。 · 49 (**運営規程)** 第**百三十七条** 指定短期入所生活介護事業者に (以下この章において「運営規程」という。)

- 合を深 ムである場
- 特別養護老人ホー の費用の額 :受ける特別計 |その他の費| ・事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・利用定員(第百二十一条第二項の適用を受 ・指定短期入所生活介護の内容及び利用料そ ・通常の送迎の実施地域
- 一ビス利用に当たっての留意事項
- 緊急時等における対応方法 非常災害対策 | 二三四五六七八九
- その他運営に関する重要事項

次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この · 災 (**定員の遵守)** 第百三十八条 指定短期入所生活介護事業者は 期入所生活介護を行ってはならない。ただし、 限りでない。

- にも 一ムである指定短期入所生活介護事業所/ 員を超えることとなる利用者数 っては、利用定員及び居室の定員を超え、 き護老人ホー ド居室の定員 撇 3 ★ 第百二十一条第二項の適用を受ける特別では、当該特別養護老人ホームの入所定員及工具的時に該当しない指定短期入所生活介護となる利用者数
 - IJ **1** にも, 業所(

ريد

 $\overset{\sim}{\circ}$ 地域住民又はその自発的な活動等 運営に当たっては、 ければならない。 (地域等との連携) 5三十九条 指定短期入所生活介護の事業の 隽及び協力を行う等の地域との交流に努めな **第**百 連携

備品及び会計に関する諸記録を整備 設備、 従業者、 者は、 指定短期入所生活介護事業 **(記録の整備)** 第**百三十九条の二** 指定短 しておかなければならない。

に勘 中 対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各子をしなければならない。

- 者の心身の状況並びに スの内容等の記 その際の利用 لدٌ 定する提供した具体的なサー 等の態様及び時間、その際の 期 100 次条において準用する第十九条第二項に 第百二十八条第五項に規定する身体的拘 急やむを得ない理由の記録 - 二三繁 四五大/ 急 徳 次第や次次次記期条百む条条条線

 - する市町村への通知に係る記録 に規定する苦情の内容等の記録 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置| 第二十六条に規定 第三十六条第二項(第三十七条第二項(次条において準用する第二 次条において準用する第三 次条において準用する第三

(無用)

 \angle

iえるほか、利用者からの要望を考慮 を提供しなければならない。 (その他のサービスの提供) 第百六十二条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備し、利用者の櫓(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会

う努めなければならない 4 10 常に利用者の家族との連携を図 指定短期入所生活介護事業者は、

Ø

を介 (緊急時等の対応) 第百六十三条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用 に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活? 護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

紙

阻 強 10 に関す 重要事項 に係る真 次に掲げる事業の運営に6 ておかなければならない。 寶事業者は、 。) を定め⁻ (**運営規程) 百六十四条** 指定短期入所生活介護事 この章において「運営規程」という。

 \exists

- である場合を除 4 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 利用定員(第百四十八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホー、 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 通常の送迎の実施地域
- | 二三四五六七八九
- 幯 ての留調 ービス利用に当たっ
- 急時等における対応方法 海海
 - 非常災害対
- に関する重要事項 その他運営

に指定短は、このは、この 、て同時に割らる場合は、 事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対しただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情があ、 (定員の遵守) 第百六十五条 指定短期入所生活介護³ 期入所生活介護を行ってはならない。 プ

- 第百四十八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所っては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えること
 - 前号に該当しなる利用者数 にあり、1年かれ、日本のおり、1年かられる。

の連携 ريد イア等。 ンデ ボラ 地域住民、 ムは、 $\hat{\gamma}$ (地域等との連携) |**百六十六条** 指定短期入所生活介護の事業の運営に当た |協力を行う等地域との交流に努めなければならない。 災害

(記録の整備)

7 整備 る諸記録を 備品及び会計に関す 設備 従業者、 指定短期入所生活介護事業者は、 おかなければならない。 百六十七条 紙

- 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる警盤備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 短期入所生活介護計画 164 2録
- 次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 第百五十五条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び 緊急やむを得ない理由の記録 一二三に四五大で
- - 処置! った الم 7 次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録 次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録 次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際 の記録

Щ 惯

につい

第 進 活 替 条活所読 大宝人と 条定の護 指る介 二はと生十、あ活 、四等人 第条」所 条百員期 ナび介護護 条、第 川条及(「訪問) ろのは 六百中あ 十第条と 無 条十海 《 一川 ※ 田石第 :条まで、第十五 5五十二条、第日 3合において、第 1中「通所介護の **国四十条** 第九条から第二条から第二条から第三十八条まて業について準用する。 に業者 1 と、第百一条第ものとする。 百二業徒も 第十事護る

基 16 ゃ 三路に 鮰 及び運 に設備] の事業の基本方針並び ト型指定短期入所生 3 П Н 五節

の節の趣旨及び基本方針 ١J — 標 紙

こかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護 3において少数の居室及び当該居室に近接して設い 5日常生活を営むための場所をいう。以下この章1、の章において「ユニット」という。) ごとに利 のをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備 3による。 が記しるのない。 定全同下るこ ●二 第一節、第三節及び前節の規定 入所生活介護の事業であって、その全 室(当該居室の利用者が交流し、共同 により一体的に構成される場所(以下 営まれ、これに対する支援が行われる 基準については、この節に定めるとこ JШ (この時の機能 西四十条の二 指定短期入所仕 共同生活室(当 可じ。)により に関する基準に に関する基準に 第(るて日宮百指共同常に

が において での心身の 利用者一人一人の意思及び人格をいるよう配慮しながら、各ユニット(とを支援することにより、利用者のを図るものでなければならない。 指定短期入所生活介護の事業は、利用用中の生活が連続したものとなる額等、自律的な日常生活を営むこと族の身体的及び精神的負担の軽減を (基本方針) **西四十条の三** ユニット型指定 用前の居宅における生活と利用 用者が相互に社会的関係を築き 能の維持並びに利用者の家族の 百用用能 第利利機

る基準 ゃ 三翼 設備 二颗

涨

ット型指定短期入所生活 所生活介護事業所」とい 耐火建築物でなければな ニット型指定短期入所生 こ人、ゴッ所は、一人が、一人が、一人が、一人が、一人が、一人が、一人に、 、「ユニ (無類人) (は、「) は、「 下货。建 対が対が、 者下をはる 5介護の事 き所 (以下 ない附属たずに したと (設備及び備品等) 第百四十条の四 ユニット型指定短期入所生活/ 介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 う。) の建物 (利用者の日常生活のために使用) らない。ただし、次の各号のいずれかの要件を済 活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物 2 第介らら活

- と長る うとます 満たす、は消防調は消防調に規定する
- 談に 国型 と計 を又条 。要件の全てを 割する消防長2 1する第百三9 と。 る韓用こ ナていないこと。 合であって、次に掲げる 獲事業所の所在地を管輯 第百四十条において準用 こ必要な事項を定めるこ ・居室等を二階及び地階のいずれにも設け ・居室等を二階又は地階に設けている場合 ・ 当該ユニット型指定短期入所生活介護 上、第百四十条の十三において準用する第 者の円滑かつ迅速な避難を確保するために
 - 訓練(10 に規定す 朱 11 Ш 紙 Aにおいて準用する第 こおいて行うこと。 こができるよう、地類 野田十条に ででを聞いま で得ることだ |百四十条の十三において準用する第 |同条に規定する計画に従い、昼間及 紙 ロ イは、
- 16 の連携体制 $\Delta \cup$ 民等, 地域住 消火等の協力 る避難、 ハ 火災時における ること。

fo

無

- 意事点 者今は る活又 す生物 り知識を有 三短期入所 耐火建築特 的定 門指は 専型き 関ッた にこめ 動のと 5、火災予防、消火活動 たす木造かつ平屋建て*0* 全性が確保されていると がた全 前項の規定にかかわらず、都道府」を聴いて、次の各号のいずれかの要(所の建物であって、火災に係る利用?建築物とすることを要しない。 20 見業火
 - 生あるする 大災が発生た構造であ 等し 寧 型配 贈に 、重 への難燃性の材料の使用 、初期消火及び延焼の抑 等り 数材にいい 天井等の内(面の設置等) 一設備の設置 における防] シア ク箇 710 スプリンおそれがあると。上。非常警律可能なものコー語なものコー

M 1)

動が 人活 滑な消 \mathbb{H} 9 K 4 なれ、 靊 報の体制が整 び通 皮 民 る火災の早期 4 N 置等 非常警報設備の設 能なものであること。

第介生み 活所謊 条生人と 期「業 第短は従 定の護 条指る介 第二十二 -- 条は、計 (等) とある 3入所生活力 - 眞賴 と 百条と 条十中あ 条まで、第十六条、第十七 丘十六条、第百八条、第百 場合において、第三十四条 頁中「通所介護従業者」と 発用の記念を記述し、 策で、条十、ご第 。朱 らまる八 か条す百 米一年 用箫 - **八条**第一 たから第四十 終たついて 終末も」と、 のとする。 **第四六十** 三十四条 護の事業が 活か護従 替えるもの 三の介え

基 6 及 の事業の基本方針並びに設備 介護 丱 所生 定短期入 袻 駙 _ П Ц 絙 田

び基本方 皮 JШ の節の趣 ١J 鬏 紙

短生 常の 定同 具質 指 指 に の 運 期入所生活介護の事業(指室に近接して設けられるすう。以下この章において同というというという。)ごとに利用者の基本方針並びに設備及び通 (この節の趣旨) 第百六十九条 第一節及び前二節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期/ 期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に 活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。 じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」とい 生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基2 基準については、この節に定めるところによる。

用用能 : 尊重し、利 : において利 : 1の心身の機能 を卜者 なび人格ない人がある。、利用者、利用者、のない。 H者一人一人の意思及ひよう配慮しながら、各コを支援することにより、 図るものでなければなら 用よを図 所生活介護の事業は、利用 舌が連続したものとなるよ りな日常生活を営むことを 及び精神的負担の軽減を図 、型指定短期入所生 5と利用中の生活が 6を築き、自律的な 0家族の身体的及び ッ生関者
「活係の (基本方針) 第**百七十条** ユニッ 前の居宅における生者が相互に社会的関

基 6 響 設 梊

び備品 備及7

型指定短期入所生活介 舌介護事業所」とい 貧及び次項において同 満たす二階建て又は平 はすることができる。 以下「ユニット型指 旨定短期入所生活介 余く。以下この項及 ずれかの要件を満た 準耐火建築物とす ニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以てニット型指定の事業を行う事業所(以下「ユニット型指2]用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く登物でなければならない。ただし、次の各号のいず3、型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、資型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、資

- 田田
- の者 相利 عَلَيْ لِكُ tの全てを満たす う消防長又は消防 育百十条第一項の 件る第 要する ・室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ・室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる ・当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄・ 第百八十一条において準用する第百六十八条において準用すい 第百八十一条において準用する第百六十八条において準用すいかつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 山田 7

の利

- こりいて 藻 严 紙 十 Ė 紙 10 百六十八条において準用すび夜間において行うこと。 力を得ることができるよう、 をにおいて準用する第E O計画に従い、昼間及び する避難、消火等の協力 条の ·百八十一€ 条第一項(無同
- W 体制 の連携 Δ 民等 域住 型 火災時におけ ロはいる IJ
- い建ら 隙の を所二 見業 意事該 者介、御護当 る活は 等に関し専門的知識を有す、ユニット型指定短期入所生! るものであると認めたとき! かであることを要しない。 す生き 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消水活動等1次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建てのユニカって、火災時における利用者の安全性が確保されている「定短期入所生活介護事業所は耐水建築物又は準耐水建築物 、で指 るて物型
- M I する 宝宝 発で Ŕ 大災災が 様し 軍害 型 温 調に への難燃性の材料の使用、 、初期消火及び延焼の抑制。 い内装材等 と置等により、 天井等(画の設計 /置火 -設備の設置 :おける防ッ ラ所 ケ箇 710 - スプリンスをおがあり
 - 槧 \mathbb{H} 2 7 なれ、 への通報の体制が整備 黑 び消防機 皮 民 彩 至 파 大統の1 た。 MI よる にあ 挙で |設置 |もの、 G 24 編結 設可 報が 非常 おと 二な

- な避難が、火災の , 田より、 N 寒り 42 신시 等る 保す 難路の確り 員を増員す 型 る置 を有すると、配置 **皿**() J -分な幅 :施する、 だだ ■ 避難口の増設、搬送を容易に行うためし可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁の四滑な避難が可能なものであること。
 - には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入 2備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会 2社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護 3社施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活 資がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けない 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、 所生活介護を提供するために必要なその他の設備、 福祉施設等の設備を利用することにより、当該社: 事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉 介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障が7ことができる。 3所福事介こ
- 一二三四五六七

- ムニット 裕室 医務室 調理室 洗濯室又は洗濯場 汚物処理室 介護材料室
- ト型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護 (以下「併設ユニット型事業所」という。)にあっては、前 ?業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老 !事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であ .及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院 は、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げ 短、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げ 4 特別養護老人ホーム等に併設されるコニッ老人ホーム等に併設されるコニッ老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(足項の規定にかかわらず、当該併設コニット型事業人ホーム等(以下この節において「ユニット型事り、かつ、当該併設コニット型事業所の利用者及患者に対するサービスの提供上支障がないときにる設備(ユニットを除く。)をユニット型指定角する。 事型者き定
- の難に職を記述を表して ,ユニット型特別養護老人ホーム (特別養護老人ホーム) ・第四十六号) 第三十二条に規定するユニット型特別養 7は、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユ・ げ備を有することで足りるものとする。 5 第百二十一条第二項の規定の適用を受ける 備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令 人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあって ト型特別養護老人ホームとして必要とされる設
 - 10 p \$ 2 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のと 9
 - ムニット 居室 7
- への指定短期入所生活介護の提供. 利用者, と。ただし、ビができる。 (1) 一の居室の定員は、一人とすること要と認められる場合は、二人とすること
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業がにおいて同時にユニット型指定短期入所生活介護するコニット型指定が関入所生活介護事業者(指定介護・2以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とコニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とコニット型指定短期入所生活介護の事業の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護の利用者。第百四十条の十二において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね十人以下としなければならない。
- 属咨 トに雇用を開 コニジ <u>ئ</u>ا 4 また _ ·同士の視線の遮断の確保を前提に 生じても差し支えない。 رلہ IJ とする トル以上] X 六五平方〉 利用者同士 隙間が生じ 利隊 (3) 利用者一人当たりの床面積は、十さない居室を改修したものについては、隔てる壁について、天井との間に一定
 - IJ 慮する、 防災等について十分考 日照、探光、換気等利用者の保健
 - 共同生活室 П
- 者が交流 当該ユニットの利用 ريد さわしい形状を有する ものとし、 属する、 7
- トの利用定 > カメートルに当該共同生活室が属するユニ (1) 共同生活室は、いずれかのユニット同で日常生活を営むための場所としてふ(2) 一の共同生活室の床面積は、二平才を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - 必要な設備及び備品を備えるこ

- 电等 火災の際のP 負すること≜ 一型 5 % により、国人 (() から (難路の確得 と、配置す 選え すする 宣や有いに来描いる。 うために十分な幅員 避難訓練を頻繁に 皆なものであること 難口の増設、搬送を容易に行うた。 難が可能な構造であり、かつ、避 、火災の際の円滑な避難が可能な、 , 2 ■ 離り滑な離りにより、
- 活施所事が 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事員の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護業所の利率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないこできる。
- 一二三四五六七
- ムニット 浴室 医務室 調理室 洗濯室又は終 汚物処理室 介護材料室
- 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する今にの前において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備(ユニットを除く。)をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- のででいる。 著人が、シト型 |養護老人ホー | |整別養護老/ | ず、ユニッ| 5 第百四十八条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム(特別養養及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第三十二条のユニット型特をいう。以下同じ。)の場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 10 to \$ 2 ىل る設備の基準は、 第三項各号に掲げ

ဖ

- ムニット 居室
- (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護事業者のにおいて同時にユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定介護事業を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防知用入所生活介護事業者(指定介護予防分・こまるのカーシーを指定の事業をカニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定金期入所生活介護の事業をカニット型指定分談予防免期入所生活介護の事業をカニット型指定分談子の知用、ままかにおいて一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護の利用者。第百八十条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね十人以下としなければならない。
 - 属 居室 IJ __ レニジ 12 F 4 N # 前提(رلـ (3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を 隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。
 - Ŋ 慮する 防災等について十分考) 換気等利用者の保健衛生、 日照、採光、 **₹**
 - 共同生活室
- 者が交流 トの利用 当該ユニッ عن ک IJ 同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、
- 定 トの利用 > 1] Ц 10 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属す ريد (2) 一の共同生活室の床面積は、こを乗じて得た面積以上を標準とする
 - える 品を備さ 必要な設備

洗面設備

- رلـ 10 $\stackrel{\star}{\sim}$ 数設 汌 嬹 IJ IJ NW to ĵJ \mathbb{H} \rightarrow 0 Щ 居室ごとに設けるか、又は共同生 要介護者が使用するのに適したも
- 4 \mathcal{N} 1 数設! 黑 澚 IJ
- IJ かいかん]生活室、 :ものと-居室ごとに設けるか、又は共同 要介護者が使用するのに適した £8
- ※ 例 事業所の構造設備の基準は、 :すること。 E短期入所生活介護事 のとする 型指定短期 二 浴室 要介護者が入浴するのに適したもの7 前各項に規定するもののほか、ユニット型おりとする。
 - すなし、文い文 とじ差 以が、日本でして、 ト支)ル障と 1 23日 ・七メーな合作を合うなのである。トングル・トングエ 質は、 こ に の 日 る ア メ ト ノ ト **電動** の 神 1 下業 中、て原従は、 。り原 NN : ートル以上とするこ)幅を拡張することに ・・エメートル以上 一 廊下の幅は、一・人メートこと。なお、廊下の一部の幅をと認められる場合には、一・五えない。
- 4 IJ 3 所に常夜灯を設け
- *W*
- Z 4 ئد J 10 設け \mathcal{H} -ること。 (上の傾斜路 3 設ける一以一 な設備を 場合は、
- 定介基定を護律す が護予防短期入所生活介護事業者。 ユニット型指定介護予防短期入所 については、指定介護予防サービ 戦を満たすことをもって、前各項(定と合基 ト型指数の事業はいる場合関するままする こ介れ舗が関う。 ■ 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に下路段の傾斜を緩やかにすること。
 ■ 消火設備その他の非常災害に際して必要な着ユニット又は浴室が二階以上の階にある場が中を設けるときは、この限りでない。
 ■ ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニ併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニ第とが同一の事業とが同一の事業所において一体的に運営され第百五十三条第一項から第七項までに規定する設付る基準を満たしているものとみなすことができる。 ユ活さ設

(準用)

Щ 票 について 期入所生活介護事業所(短 型指定 Ц 百二十三条の規定は、 紙 第百四十条の五

に関する基準 阿剛 三零

(利用料等の受領)

- 海海でかった。 定に護 る介護を ごスに該当する 夏期入所生活了 ご払われる居宅 ど短支 定に 法定代理受領サー Nとして、当該指定 F生活介護事業者に 活介護事業者は、治 から利用料の一部と ト型指定短期入所生 ものとする。 第百四十条の六 ユニット型指定短期入所生活、入所生活介護を提供した際には、その利用者から居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型ビス費の額を控除して得た額の支払を受けるもの
 - ,所生活; :介護サ 人宝 阻解 短る 定係 /ない指) 5介護に1 里受領サービスに該当しな 員と、指定短期入所生活介 こしなければならない。 t、法定代理受 5利用料の額と ごないようにし ュニット型指定短期入所生活介護事業者 を提供した際にその利用者から支払を受け、 ス費用基準額との間に、不合理な差額が生 2護ビ
- 用の額の る費 次に掲げ 支払を受ける額のほか、 6 温 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は 支払を受けることができる。
- -ビス費が利用 1定により当該 行に支払われた f者介護サーF :第四項の規 :介護事業者に 真の規定により特定入所考 き費の基準費用額(同条第ット型指定短期入所生活介 買)を限度とする。))三第一項の 記定する食費 f該ユニット (担限度額) の規当負 - 食事の提供に要する費用(法第五十一条者に支給された場合は、同条第二項第一号に特定入所者介護サービス費が利用者に代わり場合は、同条第二項第一号に規定する食費の
 - に幹場 :費が利用者(ごにより当該件 :支払われた対 音介護サービス書 S第四項の規定は 5介護事業者に対 見定により特定入所者介費の基準費用額(同条第~型指定短期入所生活介質)を限度とする。) :一項の規 る居住費 ユニット型 国限度額) 10 H 二 滞在に要する費用(法第五十一条の三第給された場合は、同条第二項第二号に規定す入所者介護サービス費が利用者に代わり当該は、同条第二項第二号に規定する居住費の負

支定合

翢 に年い必 ىل IJ った 室の提供を行 別な居舗 卍 が選 李 に基づき利用 生労働大臣の定める基準(用 る厚恵

面殼(

- 4) IJ 10 汌 嬹 ij رلـ 112 宝さ 年るか 同年次のよう は米回むの 又た か適 るに 1 に設い の使 Δ |室に 居要
 - Щ 种

- ريـ IJ \mathcal{N} 数設け 汌 嬹 رک 112 宝さ は共同生活:ものとする、 又た が、過じ 居室ごとに設ける、 要介護者の使用に、
 - \angle
 - 短期 ° 2J 定 Ŋ ものとする、ニット型指数 の入谷に適したものもののほか、ユニッ 要介護者(こ規定する) に規定す、 删 涣
- すなしるい支 茶の どじ差 以がし上生で 入所生活介護事業所の構造設備の基準は、 ト支)と障と 1 汽刊 ・七メーな合金を発送されている。 南雪 の者 下業 :だし、中廊T 利用者、従業 :にあっては、 K , F 。り原 ₩ ₩ ₩ NU ると上 すこ以 上すて 以張一 ル拡メ 下苍玉 ・・人メーリー部の幅を 廊下の幅は、一・ になれ、廊下の一 8かられる場合には 前各項に とする。 おい。なれた。 次 つ ことどえ

•

to

- 生と 所上 定短期入戸下の幅以 型が高が 小談 、コニッ、福祉施 併設する、 小護老人 心型 5人福祉施設以 1定地域密着型 音型介護老/ f設する指気 品定地域密 は、当該 らず、描述について ■ 前号の規定にかかわら 至介護事業所の廊下の幅に することで足りること。
- 二活寸 三四五六夕
 - 4 IJ 100 製け
- W. N $\Delta \cup$ IJ \mathcal{N}_{0} $\stackrel{\sim}{\sim}$ \mathcal{H} 路 て必要な設備を設けること。 にある場合は、一以上の傾斜

H

を護例準 の生スす指活等る 者所ど定 、護事業3 5短期入月 50万サー 1 5項7十一 1 全介護予防短期入所生活介護 とユニット型指定介護予防短 合については、指定介護予防 満たすことをもって、前各項 ■ 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設け ■ 階段の傾斜を緩やかにすること。 ★ 消水設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるこ ★ ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の ターを設けるときは、この限りでない。 を ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介 様 付せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユ 準 の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に す 第百五十四条第一項から第七項までに規定する設備の基準を満た を満たしているものとみなすことができる。 定と合満

E 無

紙

W

fo

10 田 票 にしいて 事業所(定短期入所生活介護 ト型指) $\stackrel{>}{>}$ 1] Ц 定 五十条の規 Ш 紙 巛 П 百七十二

の基

闸

뻿

川製

- 入害ど 5指定短期/ *護に係る店 :介護サー 1 る介定 す活居 当宝る - - ビスに該当 3定短期入所 6に支払われる 5億十、 1該指 7業者(法定代理受命 3として、当記 7生活介護事業 (利用料等の受領) 「百七十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 「住活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部 ・介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所、 ・費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 第所宅ス
 - 活す 1入所生》 完介護· 出解 短る 定係 (当しない指) f生活介護にも .指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しにその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生沿との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 - ット型打に にた際 |基準額。 ムニン 提供1 費用基 MK 2護ビ
 - 用の額の 實 次に掲げる る額のほか、 二項の支払を受け 温 $\not \bowtie$ **თ** ‡⋉
- が利用に大所で入所 サービス費エリ当該特払われた場 介定に譲に大 f定入所者分 g四項の規(護事業者)。 記定により特別額(同条第D 引入所生活介計)三第一項の規分 と費の基準費用額 ,ト型指定短期プ ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前三 払を受けることができる。 - 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三 者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費。 者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット 同号の食費の負担限度額)を限度とする。)
- 支介号 に
 を
 同 者所 用人 定により特定入所者介護サービス費が利) 用額(同条第四項の規定により当該特定ブ 期入所生活介護事業者に支払われた場合! 第一項の規2 費の基準費月 、型指定短算 用(法第五十一条の三第一 条第二項第二号の居住費の 替に代わり当該ユニット型 頃)を限度とする。) 用条者額の第に、 滞在に要する費用 とれた場合は、同多 ナービス費が利用者 B任費の負担限度額 させ居代し任 | 者者同 || 給護の
 - 翢 に年い必 رک IJ った を介 室の提 Щ 別な 李 *K*0 が選定す 异 田 $\overline{\mathbb{R}}$ 基づき Ŋ 基準(10 6 Ш 便 汨 生用 軍曹 3 III 🎋

 Δ

翢 に伴い必 ريـ IJ った 事の提供を行 特別な食 3 が選定す 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用る費用 四於五六七

を深 ďП 鄵 10 (厚生労働大臣が別に に要する費用 送迎(

になる 常生活() られる、 $\square \, \mathcal{L}$ わら認 ら当 の適 宜が 便と Mれる 村中 抵抗 提担 5介護においてま 5の利用者に負担 年光、 所て オ 理美容代七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入いても通常必要となるものに係る費用であっ

0 **₩** \mathcal{N} 4 Ŋ 3 IJ Δ 100 が定め 別に厚生労働大臣 ついては、 でに掲げる費用に 一号から第四号ま 前項第-, Vo

は、たる間に行いた。 の問の同の たて係 当しび に付用 の提供(:書を交付)げる費月 ス文掲 一つで るを号け記ま 條用回 |の額に(|及び費| |から第| 5三項の費用の -ビスの内容】 同項第一号が 紙亅 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サい、利用者の同意を得なければならない。ただしついては、文書によるものとする。

び生って りに応じて、自らの生活様式及 利用者の日常生活上の活動に、 て行われなければならない。 ゴする能力! -るため、 キ ごものとしる その有 うにする 接する 、よ支 がるを 者き活 用で生 (指定短期入所生活介護の取扱方針) |百四十条の七 指定短期入所生活介護は、利)| |習慣に沿って自律的な日常生活を営むことが、 |必要な援助を行うことにより、利用者の日常生 第活て

r Ž, رک Ŋ て生活を営む |か拵し, 者がそれぞれの役割

(して行われなければならない。 とを基本として、利用者の要介護状態 ・把握しながら、適切に行われなければ にする 保援等 イバシーの確停 ノた生活を支払 D心身の状況等 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用きるよう配慮して行われなければならない。3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活をうの軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状れならない。

介護の提供に当たって、利用 に説明を行わなければならな **E短期入所生活**が なかいように 指定9理解 業者は、 従に ユニット型指定短期入所生活介護事業所の 又はその家族に対し、サービスの提供方法等 る

該利用者行っては 多黑 は、単様、 たった 体的相関 倉宗 IJ 供き るなる際 護合 :生活介 :ない場 所得 入参 短期、やむ、 定急 耀跳 , D :指定短期入所生活介護事業者は 等の生命又は身体を保護するた ムニット型指 又は他の利用者等 ならない。

の態様及び時 を行う場合には、その態様及びになければならない。 になければならない。 だ短期入所生活介護の質の評価 前項の身体的拘束等を ごを得ない理由を記録し 自らその提供する指点

r ≡ œ ≤

ュニット型指定短期入所生活介護事業者は、「その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ。コニット型指定短期入所生活介護事業者は、常にその改善を図らなければならない。

赋 ₩ ない。 引送 |関係を築き、自律的な日 もって行われなければな 者が相互に社会的 じ、適切な技術を Щ $\overline{*}$ 介護は、各ユニットにおいて よう、利用者の心身の状況等

に、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身 らうよう適切に支援しなければならない。 は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営 引者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむ 7入浴の機会の提供に代えることができる。 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者はの状況等に応じて、それぞれの役割を持って行3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者はむことができるよう、適切な方法により、利用を得ない場合には、清しきを行うことをもって

排世 \sim については、 適切な方法によ 种 を得ない利用 ŕ 2 利用者の心身の状況に応 10 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状治 つの自立について必要な支援を行わなければならない。 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざる の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか 等の日常生活上の行為を適切に支援しなければたらない。

纱 蓉 粣 離床、 者が行う 利用 に定めるほか、

Ç 事の提供を行 特別な食 10 利用者が選定す 基づき Ŋ 基準(生労働大臣の定める。 用 軍曹 四な玉大七い

4

翢

に伴い必

 Δ

IJ

N

继 合 (厚生労働大臣が別に定める場 Щ 實 \mathcal{N}_{0} に要す 送迎(

活る 常る $\square \mathcal{L}$ J- 24 う当 ,便宜の, とが適き るこ れる 年なれば 生活介護において提 、その利用者に負担 もののほか、指定短期入所 るものに係る費用であって るな 2 世美容代 1各号に掲い 3通常必要 3 7 温

0 **₩** 10 4 IJ 3 IJ Δ \mathcal{N} が定め 別に厚生労働大臣 については、 でに掲げる費用 争 Ė 紙 一号から 前項第ю° **4** ∱

行に はを意 て明同 つ話る 当しにたるで に付用 供交費 -ビスの提 / た文書を3 ?に掲げる<u>』</u> 175 サ記ま るを号 孫用四 の額に 及び費 から第I 用容号 写三項の費月 - ビスの内容 同項第一号 楽し、 は数が、大気が、 者当た 豆期入所生活介護事業者 Zはその家族に対し、当 身なければならない。な Sものとする。 事業 コニット型指定短期 あらかじめ、利用者又は い、利用者の同意を得な ついては、文書によるも

砸

及び生活について)生活様式/ 5上の活動に ばならない。 が、その有する能力に応じて、自らのるようにするため、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければ、 利用者ができる。対できる。 指定短期入所生活介護の取扱方針) 七十四条 指定短期入所生活介護は、 に沿って自律的な日常生活を営むことが な援助を行うことにより、利用者の日の 百慣要 第習心

4) Ŋ 感む て生活を 5 トにおいて利用者がそれぞれの役割を持

イバシーの確保に配慮して行われなければならない。した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状りの心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなけれる。 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおい、よう配慮して行われなければならない。指定短期入所生活介護は、利用者のプライバ指定短期入所生活介護は、利用者の自立した指定短期入所生活介護は、利用者の自立したごはひ は悪化の防止に資するよう、その者の心 2 指定短期入所生活介きるよう配慮して行われる3 指定短期入所生活介本4 指定短期入所生活介の軽減又は悪化の防止にならない。

利ら 介護の提供に当たっては、う うに説明を行わなければな 期入所生活がしやすいよ き者は、指定短其 :ついて、理解 [業に 従等 生活介護事業所の 一ビスの提供方法: 入売が、 羅 角部に対対 コニット型指点3者又はその家族に ない。 ம

者は 用て 当該利 iたっては、 体的拘束等が 倉票 IJ 供き 護の提(合を除き ・生活介記 ない場合 所得 短期入門やむを行 定急 海紫 な、ため、 者る 業す 事護 難保 |入所生活介| |又は身体を(期命 定権の仕て 特部 ムニット型状 又は他の利用者等 ならない。

の態様及び時間 N には、そいない。

N

生活介護の質の評価を行い、 者は、身体的拘束等を行う場合に、 得ない理由を記録しなければなら、 者は、その提供する指定短期入所 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業 常にその改善を図らなければならない。 を行

رک N 10 見制度を活用す 利用者が成年後 必要に応じ、 定短期入所生活介護事業者は、 なければならない。 ト型指列配慮し7 シに 11 12 4 4 2 ∞ \oplus \odot \oplus

(小護)

呼 K) 生活; ぎる Ŭ ₩ ·築き、自律的な 行われなければ、 をて が相互に社会的関係、適切な技術をもつ、 権が、 は、各ユニットにおいて利用 、利用者の心身の状況等に応 介護(よう)、 3 ₩+ **5百七十五9** ・とを支援 第こ

その心身

営む 40 P 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、そのの状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、する得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

2 N 適切な方法 ŕ 2 に示 利用者の心身の状況 6 4 排世

排化, については 神 を得ない利用 100 ュニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状が自立について必要な支援を行わなければならない。 コニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざる 立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 Щ **₽**

袎 鞍 羅 γC 者が行 利用 に定めるほか、 治ら 、護事業者は、 きしなければなり 子活 か いこ 支援 所切 期を 型指定短 上の行為 ツ生 二常 Y III 0 は登 幺 νĶ

- / に従事させなければなら 人以上の介護職員を介護(常時一、 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、
- 11 当該工 9 <u>に</u> 元 、利用者の負担に。 させてはならない。 てけ の利用者に対しによる介護を受 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は 型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外 ∞

(食事)

- 養並びに利用者の心身の状況及び嗜 米 せ 神 継 # ない。 介護-ト型指定短期入所生活 を提供しなければなら、 **第百四十条の九** ユニッ(し)好を考慮した食事。 觗
- 2 4 切な方法に 澚 7 1 利用者の心身の状況に応 **2** カ り 自立(
- な時 事を提っる必要 食よ 万る 類な時間が とができる 圏リ だる 画で、海海海海 車車 を食 慣て 八歳 上 日 古 片 65 利用者のきるので コニット型指定短期入所生活介護事業者は、うり立について必要な支援を行わなければならない。コニット型指定短期入所生活介護事業者は、うとともに、利用者がその心身の状況に応じてでする確保しなければならない。 3る間
 - ψ 77 4 100 HU とができ に な な い。 V 10 に社会的関係を築支援しなければな 互参 が描いた ぎる 屏模 利を ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、: :思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事 **4** り り

- い応じた趣味、教養又 を支援しなければなら 音の嗜(し)好い これらの活動を 業者は、利用者 が自律的に行う。 事者 5介護 利用 **(その他のサービスの提供)** [**百四十条の十** ユニット型指定短期入所生活 :娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、 ない。 紙
- 努めなければな rΩ 4 10 *答* 図 との連携 者の家族 に利用さ 骓 ユニット型指定短期入所生活介護事業者

- 次に掲げる事業の運営についての重要事 活介護事業者は、 第百四十条の十一 ユニット型指定短期入所生項に関する規程を定めておかなければならない。
- ĮΠ る場 である 4 火北]養護老 **ト型特別** $\stackrel{>}{>}$ 1] Ц 3 $\stackrel{\text{t}}{\sim}$ 钗 B Щ 澚
- り型 > 1] Ц \mathcal{N}_0 用を受け 二項の規定の適 紙 ₩ | | (第百 ■ 事業の目的及び運営の方針
 ■ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 ■ 利用定員(第百二十一条第二項の規定の適)
 № ユニットの数及びユニットごとの利用定員特別養護老人ホームである場合を除く。)
 財 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その大通常の送迎の実施地域
 中 サービス利用に当たっての留意事項人サービス利用に当たっての留意事項人
 大 緊急時等における対応方法
 大 緊急時等における対応方法
 大 非常災害対策
 十 その他運営に関する重要事項
 - 用の額 その他の費

- 型指定 務の体制 __ .所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニッ型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤系 (勤務体制の確保等) 第**百四十条の十一のニ** ユニット型指定短期入 短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット を定めておかなければならない。
- を行わなければならな 次の各号に定める職員配置 ては、 $\langle \cdot \rangle$ 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当た Ø
- び深夜の勤 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 とに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及 昼間については、ユニットごとに常時 夜間及び深夜については、ニュニット に従事する職員として配置すること。
- 「一を配置すること。 、、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユ によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなけれ きを及ぼさない業務については、この限りでない。 ■ ユニットごとに、常勤のユニットリーダ・3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者にならない。ただし、利用者の処遇に直接影響

- 人以上の介護職員を介護に従事させなければな 常野-ト型指定短期入所生活介護事業者は、 > 11 Ц
 - 1] Ц 当数 2 7 J用者の負担によ Fてはならない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせ ∞ -⁄-

(食事)

- 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜(し)好 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 を提供しなければならない。 **第四七十六条** : 考慮した食事を
- 行事等に応 **外** 地域で生産された旬の食材を活用し、 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 食事を提供するよう努めなければならない。 第を2じ
 - 食 2 適切な方法によ ŕ 2 利用者の心身の状況に応 た食事を提供するよう努めなければならない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用 自立について必要な支援を行わなければならない。 食
- ψ 提要 77 4 ぞが に食事がるよう N HU がん **負切な時間** とができる に な い。 に社会的関係を築く 支援しなければなら が適り رک کی 重を |習慣を尊| |こて食事を - が相互(ことを) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活: とともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立を確保しなければならない。 利用者が 者は、別で食事が ット型指定短期入所生活介護事業: 尊重しつつ、利用者が共同生活室: 11 49 ユ思 で じ 続 4 る間

の他のサービスの提供) $\widehat{\psi}$

- 第百七十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならな Ц
- S 努めなければな rυ 4 10 X W との連携 に利用者の家族。 驴 ト型指定短期入所生活介護事業者は、 レニジ **26**

 \mathcal{Q}

要事項 H 次に掲げる事業の運営に係る (運営規程) |**百七十八条** ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 規程を定めておかなければならない。 第る

친

W

- ďП 邺 10 48 4 ¥ ₹ ト型特別養護老 > 1] Ц 受ける、 1 ■ 事業の目的及び運営の方針
 ■ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 ■ 利用定員(第百四十八条第二項の規定の適用を除く。)
 ■ ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第年別養護老人ホームである場合を除く。)
 由 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その作力・サービス利用に当たっての留意事項
 人 財会時等における対応方法
 力 非常災害対策
 十 その他運営に関する重要事項 Щ
 - ___ > 1] Ц 10 受けけ 二項の規定の適用を (第百四十八条第
- 用料その他の費用の額

- (勤務体制の確保等) 第百七十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所 生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体 制を定めておかなければならない。
 - らない。 次に定める職員の配置を行わなければな ては、 \mathcal{C} 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当た Ø
- び深夜の勤
- 当数 なけれ がけれ ・昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ・夜間及び深夜については、ニュニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び終に従事する職員として配置すること。 ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ・ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、ト型指定短期入所生活介護事業所にといる。 ・ト型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供してない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 **め** ユニット型 ニット型指定 ばならない。

の研 N W 上のため 質の向 短期入所生活介護従業者の資 ト型指定短期入所生活介護事業者は、 確保しなければならない。 **4** エニッ 修の機会を配

. に対し 情がも 利用者数以上の利用者 の他のやむを得ない事 がか。 過過 神 業だ 事た 活介護 全ら 型指定短期入所分 を行ってはなら (**定員の遵守)** 第**百四十条の十二** ユニット型指 て同時に指定短期入所生活介護を る場合は、この限りでない。 策てる

- 定及 型指河间 一世 \nearrow 1197 えばり ₩~ やか 411 1 4 人子がいる。 柳门 養護人 , 卜型特別 |別養護老/ ツ特 イが対対 NO > 页工 -条第二項の規定の適用を受 獲事業所にあっては、当該コ 習えることとなる利用者数 護超 第百二十一期入所生活介護 関本の定員を 日室の定員を 二前号に該当 び居室の定員を
- |用定員] の利 IJ ĵJ __ > 1] Ц んぱし \mathcal{C} 事業所にあ 所生活介護 ないユニット型指定短期、 えることとなる利用者数 し超 全宗

「四十条の十三 第百二十五条、第百二十九条、第百二十九条、第百三十二条から第百三十四条まで、「三十六条及び第百三十九条から第百四十条(第百一条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユニ十九条及び第百三十五条第一項中「第三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第百四十条の十一に規定する重要事項に関する規程」と、「三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」に三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」に同項第三号中「第百二十八条第五項」とあるのは「第百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六にの規定中「次条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」とあるのは「第百四十条の十三において準用する第百四十条」と読み替えるもの・2。 **百**百ツ三百、ます 第第二百第と号と

〇六号 ⟨F 氷 世 町 三年八 1 1 [平成 到逐 第六節

-0六 **⟨**||-汨 世 町 [11] 11 [平成 四十条の十四から第百四十条の二十五 田

10 に関す よ ス I 基準該当居宅サ 第七節

ら短期入所生活介護又はこれに相当するサービスを行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業3当短期入所生活介護事業3当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定5所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所 該当する 0 の事業を 「基準談」 介護事業所 をいう。) (指定通所小護事業所等との併設) 第百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該 (以下「基準該当短期入所生活介護」という。)(者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「 通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介 項に規定する指定認知症対応型通所介 等」という。)に併設しなければならない。 ₹

fが基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべ:者」という。)の員数は、次のとおりとする。たにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養土を 業徒と利利を表えて、 職争の対象を対しています。 (従業者の員数) 第百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護 き従業者(以下この節において「短期入所生活介 だし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図 果的な運営を期待することができる場合であって 置かないことができる。 第きだ果置

利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該1短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準第百七活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所におおす。以下同じ。)の事業がにおける基準該当短期入所生活介護又は基準該の条及び第百四十条の二十九において同じ。)の数が三 ■ 生活相談員 一人以上
 ■ 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防 十九条に規定する基準該当介護予防短期入所生いて一体的に運営している場合にあっては、当当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下こ又はその端数を増すごとに一人以上 、防生当こ

栄養士 一人以上 機能訓練指導員

人以上 三三四

- N 質の向上のために .の資 短期入所生活介護従業者 事業者は、 ット型指定短期入所生活介護 を確保しなければならない。 11に一番の第分
 - とがで N 茶るない。 25 及びその家族が共に健やかな生活・ 事項をその内容に含めなければな 者る 用す 、公開、関 前項の研修には、利用者の尊厳を守り う、利用者の人権の擁護及び虐待の防止 மு 4

9 Щ 阅

÷ 4€

時合 回啷 YNO 7 18 対が に胄 :の利用者(:得ない事情 5利用者数以上の一の他のやむを得 ばる。 に掲げ、 恢害 者に、し、 業だ 事た 灩 :生活介護 らない。 期入所てはなってはない 記定組 ・行っ、 指が **邦百八十条** ユニット型指 こ指定短期入所生活介護を は、この限りでない。 **第**には **百**指、

定及 指具 型定 小声 エニッとの入り しょり ₩~ ドシ 411 14 マンギャ のい 柳」 型特別養護⁷ 5護老人ホー ト型(別養記 ゴニッ ト型権 めシ 受ユ 第百四十八条第二項の規定の適用を 期入所生活介護事業所にあっては、当該 居室の定員を超えることとなる利用者数前号に該当しないユニット型指定短び居室の定員を超えることとなる利用者数 を該数 一類目二が

の利用定 Δ ĵJ __ $\dot{>}$ 1] Ц ばて \mathcal{C} にも 生活介護事業所 入所 |指定短期| |利用者数

策策十る (準用) 第百八十一条 第百五十二条、第百五十三条、第百五十六条、第百五十九条から第百六十一条まで、第 六十三条及び第百六十六条から第百六十八条(第百八条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユ ニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百五十二条第一項中「9 百六十四条の運営規程」とあるのは「第百七十八条の重要事項に関する規程」と、第百六十七条第二項9 二号中「次条」とあるのは「第百七十八条の重要事項に関する規程」と、第百六十七条第二項9 二号中「次条」とあるのは「第百八十一条において準用する第百六十八条」と、同項第三号中「第百五-五条第五項」とあるのは「第百七十四条第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあいて

ビスの基準 4 胁 匨 汌 摋 基準

下」所のと介指 | 一次 | 株型 | 小の | できる | (指定通所介護事業所等との併設) 第百八十二条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス 「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業 いう。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指 護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条第一 定認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」とい

従し的か業、ななな きだ果置 ·業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべら、従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。たれことにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効別利者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養土を配 治護事業活の選別を図り、その図り、その図り、そののの、またののの、またののの、またのので、といいまた。 活生携あ 1短期入所生活 | 「短期入所4 | で知りの連携 | きる場合でま (従業者の員数) 第百八十三条 基準該当短者(以下この節において) 他の社会福祉施設等の栄養 軍営を期待することができ 第者他運い

該七体予を 準百一護数 、護事業者が基 -ビス等基準第 3業所において では基準該当介 ご又はその端 生活相談員 一人以上
 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介責 |短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サー) |九条の基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事計 |1に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又 |1に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又 |1を調入所生活介護の利用者。以下この条及び第百八十五条において同じ。)の数が計すごとに一人以上 | 二当十的防增

養能

5士 一人」 3訓練指導」 三四四

- 介護 生活 た適当数知期入所 じ当 に応 実情に表述 き事業所の3 ごし、新規() <u></u>介護 ただ 生活 10 入所 fo رکہ 羅 画
- 障も 訓る ための 100止るすこ 防す 事家 が減退 に従¹ の落 **岩**囊 、要な機能 ・の他のA 分形 に業 (さの)(護事) 河介 を活 五 調理員その他の従業者 当該基準該当短期。2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値、業を開始する場合は、推定数による。3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活をう能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生符をする。 活生 2業3うす
 - 芍
 - 者石筆 業策基 き事業所等としてあるのとする ころものとする ことが、同一の ごサービス等 14を頃に規定する 指定通所介護事 者を確保する 行う護の事業と 院介護予防サ Fに規定する指定 F生活介護従業者 5短期入所生活介 でついては、指定 ご満たすことをも 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に れる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防 り同一の事業所において一体的に運営されている場合に 条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を 請たしているものとみなすことができる。 4 40 10 4 十 框

ごとに専ら Fの管理上 Iにある他 活生又 塩準該当短期入所生活 基準該当短期入所生 立の職務に従事し、又 革 fは、基 だし、 所の他の する。 者だ業ど r 護事業: ない。 7 : 介護事 ろもの 3 Y短期入所生活分野なければなら といなければなら は当短期入所生活 ですることができ (管理者) 第百四十条の二十八 基準該当短その職務に従事する管理者を置か支険がない場合は、当該基準該当 の事業所、施設等の職務に従事す 第そ支の

- 法準該当短期入所生活介利用者の数の上限をいいの事業の専用の居室を設 (当該をできる) 日外難の その利用定員 (き をけることができ 1短期入所生活 、を該き受害 は供筆 隻事業所 護の提供 し、基準 護介心 当短期入所生活介護 変当短期入所生活介) を二十人未満と (利用定員等) 第百四十条の二十九 基準該当短護事業所において同時に基準該当う。以下この節において同じ。)けるものもする。
- よれていてい 者百し 業第た 一の事う 等基準 準を満力 とが同一 一ビスへ する基準 の事業 予防サー (ご規定) 活介護(定介護-) **ト防短期入所生活/ こいては、指定/ トことをもって、 i** 子にす 護合た 美るを 隻の事業と基準該当 りに運営されている 負等に関する基準を 基準該当短期入所生活介護の 司一の事業所において一体的に 条第一項に規定する利用定員等 ものとみなすことができる。 01 DIN

f業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基 その他の設備及び備品等を備えなければならない。ただ により、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短 、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該 、対ない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないこ (設備及び備品等) 第百四十条の三十 基準該当短期入所生活介護事業別 準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその し、指定通所介護事業所等の設備を利用することによ 期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当 当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がな

訓練

居食機浴便洗静面室堂能室所面養接調 所室室

一二三四五六七八九

げる設備の基準は、 , 介護職員 前項各号以

p

ک

 \sim

次のとお 居室

20 11 **←** □ <

 Δ

NA

M N

to 10

かか

山长 以考

__

少人

ij]

。 平方メー 防災等(

[1] 面積 計した <u>(</u>) ψ ک رلـ £0 有する。と。 WI NW 44 **~** ×

- 生活介 じ当 こで下準数 :の実情! :規に基注 |事業所 | し、新 護だ * 入所生活介 10 4 短期、 均值 該当組まの平均(1該基準該当前年度の¹ 前年度の² こる。 こる。 算員は、日達 山の従業者 当1 1月者の数は、前 、推定数による。 後能訓練ザ |員その他の分 |二号の利用者 |-る場合は、計 |第四号の機能 |始す 無 严 **温**麗 *1*H る業
- 49 C 練も 訓る めでのき たが 100止るする を防事事する 減渉に従 の落 縁の職の 要な の他(夕阳 に業 め事 さた。 判证 を生 生活 人所 新型 訓練指導員 、当該基³ کہ 第一項 能力を4 - る。 る行とうか
- 数の従業者

爻

(こ加)

によた **岩** 百 插 業策を 事例準 | 一等 る 同スす は、指定通所介護事業所等として必要とされる数の行うででででできる確保するものとする。こと基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、「営されている場合については、指定介護予防サービる人員の基準を満たすことをもって、前各項に規定 基準該当短期入所生活介護事業者は、 第一項各号に掲げる短期入所生活介育 基準該当短期入所生活介護の事業と り同一の事業所において一体的に運営 七条第一項から第四項までに規定する、 ているものとみなすことができる。 と行り 4 Y ら 4 + 7 シ ナ イ に人を

の障事 「車のみ(| 増上支|| | ら他の■ 「ごとに 野の管理 は内にあい [事業所] |護事業[|一數地] | 大器|| 大児 | 大児 | 大児 | 100円 | 、所生活/ 1入所生活 :し、又(|短期入月 |当短期プロ代集| 舌介護事業者は、基準該当短ならない。ただし、基準該当 は活介護事業所の他の職務に できるものとする。 活な生で な当短期入所生紀 :置かなければな は該当短期入所生 :事することがて (**管理者)** 第**百八十四条** 基準 務に従事する管理者 ない場合は、当該基 所、施設等の職務に

職が業

足 田 图

業下の 灩 ° W · 生活 か た を を 数 け る を 数 け る |定員(当該基準該当短期入所 |とができる利用者の数の上限: |生活介護の事業の専用の居室: その利用な で受けること 毎期入所生 、多当 は供該 業所の提供基準に 短期入所生活介護事業 当短期入所生活介護の を二十人未満とし、基 短当を :準該当 基準該 じ。) る **第百八十五条** ま 所において同時に この節において同 とする。

に大も -の事業者(条例第百プ - しているも 挙た。 活介護(定介護) 隻予防短期入所生活 さについては、指 はをもって、前項に 作場と 雑数当2人である。 満たすい する準準がなが 業営基 の事には、 護的員 介体定 な当短期入所生活分 罫業所において一体 貧に規定する利用症 ことができる。 回 | の | の | 条 | 条 | みなす、 るりれと

期通活所 (設備及び備品等) 第百八十六条 基準該当短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当 入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指 所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所 介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入 生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

居食機浴便洗静面室堂能室所面養接訓 声医声音疾 一二三四五六七八九

設備の基準は、 10 1 回答に 上 介護職員 前項各号一 居室

 \mathcal{N}_0

かか

2

7) 15

次の

1人以下とすること2面積は、七・四三 の居室の定員は、四人U 用者一人当たりの床面移 既、探光、換気等利用者 一の居室の定

NA MI to 10 かか 山长 ートル以 に十分考し 大拳 平方、牙牙、牙须、牙须、 2) 11 :健衛生、 の保 積者 日照、 **←** □ <

 Δ

室練を 淵 及 食堂/

平方 111 面積(4 _ その合計 ک ىل £0 Ń 有と。 冬こ MN 44 26 20 要上 출각 おぞれずれて ぞ得 は、いい 室乗 副員 能定 び機利用 食量/ブランプ \nearrow

確保一の 锤 空同 HU tに支障がない広さ 5場合にあっては、 ・の提供にいまる場 にはそのを確保を fの提供の際! fがない広さる 事豐 食支 ij そび機能訓練室/ う際にはその実力 及う 堂行 oず、食量 門舗練を行 ごできる。 イにかかもらず、 かつ、 機能訓練 とするにとができ 単 身体の不自由 所 身体の不自由

がいる。)のとすること)のとすること こものとする! 1者が車椅子 に適したものと に適したものと りに適したもの 話は、利用者が

に人準 者百基 事準する業策の サラ 発展 湖岸 同スピーの発覚 ↑護の事業とが、同 E介護予防サービン どもって、前三項は 介定を 活指と が短期入所生活がたのいては、批整を満たすこと 予合基 護場る 治と関うなる。

괲 ک 基準該当短期入所生活介護の提供に際 なければならない。 义 は整 者を 、護事業3 の体制 3 、所生活介記 は及び支援の (**指定通所介護事業所等との連携) 5四十条の三十一** 基準該当短期入 旨定通所介護事業所等との間の連携] **半**に 四 逆 逆

条まで、第十六条、第二十一条、第二十六条、第三十八条、第三十八条は 第五項及び第六項を除く。)、第三十六条の二から第三十八条は 第百四条、第百二十条並びに第四節(第百二十七条第一項及び第 50以で送第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を 50以で送第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を 50以「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当し 当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とある 50、第三十二条中「訪問介護員等」とある 50、第三十二条中「訪問介護」とある 50、第三十二条中「訪問介護」とある 60、第三十二条中「訪問介護」とある 60、第三十二条中「前間介護」とある 60、第三十二条中「前面介護」とある 60、第三十二条十二条十二条十二条 60条第三項中「前二項」とあるのは「領期入所生活介 60条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十三条 60条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十三条 60条第三百年「前二項」とあるのは「前項」と、第百三十三条 (準用) 第国四十条の三十二 第九条から第十三条まで、 三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及で、第五十二条、第百一条、第百三条、第百四条、 百四十条を除く。)の規定は、基準該当短期入所 第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法 受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内 ない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所 のは「短期入所生活介護従業者」と、第百一条第三 護従業者」と、第百二十七条第三項中「法定代理 るのは「基準該当短期入所生活介護」と、第百一条第三 をのは「基準該当短期入所生活介護」と、第百一条第二

密

く後

確る 金色 せん にはその提供に支障がない広 がない広さを確保することが、 oず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供のかつ、機能訓練を行う際にはその実施に支]―の場所とすることができること。 イにかかわらず にとができ、か :あっては、回-日す合

かかい 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。身体の不自由な者の使用に適したものとすること。 身体の不自由な者の使用に適したものとするこの期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車 浴室便所 三四五

と。 椅子で円滑に移動す 3 基準該当短期入所 なければならない。 洗面所

₩

とが可能な

IJ **1**

移動する

Ŋ

とが可能な

IJ 10

だせし 者百た 業策満 多条後の発送を 一等基 当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同いる場合については、指定介護予防サービス、準を満たすことをもって、前三項に規定する 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該り同一の事業所において一体的に運営されて 条第一項から第三項までに規定する設備の基づいるものとみなすことができる。 4よ十つり条い

(指定通所介護事業所等との連携) 第百八十七条 基準該当短期入所生活介護事業 通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制

に指述

垩

ک

燚

短期入所生活介護の提供に ならない。

基準該当後 なければな

, 1K は整 者を

か十十二払当あ活と条 第百八十八条 第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十二条、第二十七条、第三十四条7 ら第三十七条まで、第三十七条、第五十七条、第三十七条、第五十十条、第三十九条がら第四十一条、第五十六条、第五十二条、第百十一条、第百四十七条並びに第四節(第百五十四条第一項及び第百六十六条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支持を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当ない指定訪問介護(業者」と、第百八条第三項中「通所介護(業者」となるのは「短期入所生活介護」とあるのは「短期入所生活介護」とあるのは「短期入所生活介護」とあるのは「極期入所生活介護」とあるのは「極期入所生活分議」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準(抜粋) 「平成十八年三月十四日号外厚生労働省令第三十五号〕	〇介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(抜粋) ス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(抜粋) [平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十五号]
目次	目次
第一章 総則(第一条—第三条) 第二章 介護予防訪問介護	第一章 総則 (第一条—第四条) 第二章 介護予防訪問介護
<中略> 第四節 運営に関する基準(第八条―第三十七条)	<中略> 第四節 運営の基準 (第九条—第三十九条)
《中略》 第三章 介護予防訪問入浴介護	《中略》 第三章 介護予防訪問入浴介護
く中略く 第四節 運営に関する基準(第五十条一第五十五条)	く中略〉第四節 運営の基準(第五十二条一第五十七条)
く中略と第七章の発表の通所介護を持ついた。	く中略く第七章の発表の通所介護を持ついます。
く中略く 第四節 運営に関する基準(第百条―第百七条)	く中略> 第四節 運営の基準(第百一条一第百八条)
章 介護予防短期入所生	章 介護予防短期入所生
節節	第一節 基本方針(第百二十九条) 第二節 人員の某進(第百三十条・第百三十一条)
ガーボ・ベス・スプラン・カー・アンボー・アンドル・アード・アン・第二節・設備に関する基準(第四三十一条・第四三十二条)等には、選挙に関する主義(第四三十一条)を開発しては、第四三十二条を対しました。	光一郎 て気び型十、光ゴー・ボーガバー ボル第三節 設備の基準(第百三十二条・第百三十三条) 戦団衛 歯骨の甘油 (第五三十二条・第五三十三条)
第四郎 建邑に関する牽牛(第日二十二米──第日四十二米/ 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第百四十三条──第百五十条) 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予	新日期 年日の毎年(毎日二1日米――毎日日1二米/ 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準(第百四十四条──第百五十一条) 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予
	第百五十三条)
っrきずいのための次果的な支援のソ 判除 基準該当介護予防サービスに関するも	男凶款 が護す的のための効果的な支援の方法の基準(乳目ハエー条一乳目ハエユ系) 第七節 基準該当介護予防サービスの基準(第百六十六条―第百七十二条)
<翌日>	<2000年)
第一章 総則	第一章総則
(趣旨) 第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」と は一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る法第百十 いう。)第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十 五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	(趣旨) 第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第一項第二号並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準を定めるとともに、法第百十五条の二第二項第一号の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。
〈翌日〉	<毀中>
(定義) 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ((定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。	
■ 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。	

る対価 に条 Щ 實 t2 5 ريہ 榝 の支給の対 曹 K لدٌ 一項に規定す 条第 法第五十三

大を圧超 働額 厚實 !定する/ :要した? に規ジスに いろ || | | | | | M ア \mathcal{H} 5一号又は第二 2介護予防サー 〔2する。) 3 5二項第-1該指定/ 月の額。 第当實 条にた 三里 子防サービス費用基準額 法第五十により算定した費用の額 (その額が当該現に指定介護予防サービスに要

に代わり子防サー 者護 用介 費が利りる指定り ス係 ĭı ÿ 一貫 こり介護予防サー 資予防サービス に作り 定該 第四項の規 場合の当 サービス 法第五十三条第 一ビス事業者に支払われる

三、三、

₩ K ند] 介護予防サ 準該当 基 10 ぼず に規 导 11 紙 河 紙 朱 法第五十四 ゴバメ 基準該当介護予防步

、勤務す、 法をい が方 業者である。 ,勤の従う :に換算・ 常数 おいて、 核事業所に対 は勤の従業者 該常 多黑 を数 数員 間の 務従 当該事業所の従業者の勤 とにより、当該事業所の IJ 指動換算方法 引数で除するご 時間時間

に対 :の立場(に利用者 驰 _ 疅 雪 4 び人格が 及 畈 の意,

の結逐極 :は、地域と(:の他の保健 てそ つを た業 丰丰 にス るど to 1 ゲービスの事業を運営す)、他の介護予防サー Sめなければならない。 成が、一般に対象に、 (指定介護予防サービスの事業の一般原則) 第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者 サービスの提供に努めなければならない。 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予 び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同 サービス及び福祉サービスを提供する者との連携 子同携

介護予防訪問介護

一下

運営に関する基準 第四節

対別を関しると めのて、勤能 祭し、あらかじ[®]訪問介護員等^の文書を交付しる 燚 に要し 站概記 予防訪問介護の提供の開始 重要事項に関する規程の梱 と認められる重要事項を記 导なければならない。 予重と得 護るるを (内容及び手続の説明及び同意) 第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介 申込者又はその家族に対し、第二十六条に規定す 体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す 行い、当該提供の開始について利用申込者の同意

規で方ろ。注、法。 の得るき があった場合には、前項の替又はその家族の承諾を得青報通信の技術を利用するこより提供することができしたものとみなす。 者又はその家族からの申出があころにより、当該利用申込者又であたより、当該利用申込者又職を使用する方法その他の情報「電磁的方法」という。)によ事業者は、当該文書を交付した事業者は、当該文書を交付した 2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者による文書の交付に代えて、第五項で定めるとこ当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織であって次に掲げるもの(以下この条において「1この場合において、当該指定介護予防訪問介護事

用之 の信仰に 族機 溪潭 の計 そ子 は電 XB **岩**條 事込に もの :利用! :の使) tロに掲げるも 3子計算機とチ 言し、受信者6 又る送に 準信 イ係で 電子情報処理組織を使用する方法のうちお指定介護予防訪問介護事業者の使用に子計算機とを接続する電気通信回線を通じファイルに記録する方法

が価 10 に条 Щ 曹 *1*0 X X ريـ 榝 費の支給の対 K ندٌ の介護予防サ 河 紙 * 111 紙 汧 利用

速は Noth \mathcal{L} 定る がえ 大を 働額 光の 生用 . 号の厚(1 | 瞅 第に - お又は第7一にスにかいっ。 (第二項第一号)(五) 5五十三条第二当該指定/ 1当該指定/ 1費用の額と 用基準額 法第王 (その額が現に当 ービスに要した費 \blacksquare] ス 一 一 の 独 り り の が り が り が 万用 、護予防サー! 算定した費月 31に指定介護予 一 介護予防力により算定した当該現に指定が置いまた■ 法定代理受験指定介護予防力をいう。

三、三、 に代わり子防・ 五 者 一 瀬 が利力指定が指定が 費る どに、次条 一一 により介護予防サ 介護予防サービス 五十三条第四項の規定/ 支払われる場合の当該/ 従者部に 業 どスまれ لدٌ إ 受領步, 防サー

が勤務す、 方法をい 者る 業を 従算 戦の大人 常数 は事業所において 動の従業者の員 当談で発達している。 を数 数員 |延時間数 |業者の き者の勤務を は業所の従う 業事 f業所の従う 、り、当該事 事上 談に 当ら IJ は算方法 で除するご 換で 勤数 四きら

一般原

*

に大 0 艸 Щ (1) 验 7 _ 疅 を尊 び人格が 及 町 襫 6 利用者((指定介護予防サービスの事業の一般原 三条 指定介護予防サービス事業者は、 -ビスの提供に努めなければならない。 紙

結提 6 4 NG ば凝 た及 当ス 万万 100 すか 運 所 療 -ビスの事業を追 fその他の保健B ≦介護予防サートーン・ログス事業者がある。 指定介護予防サービス事業者は、指定/ ・きを重視し、市町村、他の介護予防サー・る者との連携に努めなければならない。 気存が S

療項項行は \sim 中請者は、法人でなければならない。ただし、病 第一項の病院をいう。以下同じ。)、診療所(同) 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条 護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所 リテーション、介護予防通所リハビリテーション にあっては、この限りでない。 ビス事業者の指定の要件) サービス事業者の指定の申請 第二百五号)第一条の五第一 司じ。)若しくは薬局(薬事 じ。)により行われる介護予 護、介護予防訪問リハビリテ 介護に係る指定の申請者にあ (指定小護予防サービス事 第四条 指定介護予防サービ 法(昭和二十三年法律第二百 の診療所をいう。以下同じ。 の薬局をいう。以下同じ。) われる介護予防訪問看護、介

問介 历部 介護予| Ϊİ

#

の基準 風運

用の当る あらかじめ、利用 等の勤務の体制その て説明を行い、 当該同意は、できる

規て方る 得るき があった場合には、前項の 皆又はその家族の承諾を得 青報通信の技術を利用する こより提供することができ たものとみなす。 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出が、よる文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者了該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情があって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)に、の場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付しての場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付して 2と当でこ

鰮

森る。おおった

じる

るた 係れ にる 用え の後に舗 族機 溪算 はその記載を記述される。電子計算 又る **岩** 係 过忆 **# #** きる 利用 9年 9年 /又はロに掲げるも 系る電子計算機と利 で送信し、受信者の イ係で ら月週にいい 方法の、 者の使用 回線を近 没使用する力間介護事業者1個介護事業者1の電気通信回り方法 L理組織を値 優予防訪問/ 接続する賃 1録する方? 報を予めるである。 神神 神神 神楽 一瀬 瀬 大 一瀬 巻 イン・ファイン 11111111 1 **イ** 子 レ

- 頃者的价に又方護 前込磁問 た申電訪 なおれば利用 法予 録該方護 記当る介 アにをは方イ供記、法 詳ず オントアンス スタイン 大人 アントン アントシング アントシン 子込フ申 \checkmark 条の間で おおおい いれんけい いれんけい いれんけい いっぱん アンドイン・アンイン いた 用じ備けにてえな いれ 明介護事業者の使用 扈気通信回線を通じ 系る電子計算機に備 5旨の承諾又は受け 電子計算機に備えら □ 指定介護予防訪問介規定する重要事項を電気はその家族の使用に係る法による提供を受ける旨業者の使用に係る事業者の使用に係る電子事業者の使用に係る電子
- ~ √ ~ ど交 実を 確の \$ 事項した 0 り項 に要 法重 方る 10 for ず定 準規 ら項 にが消 他イ そとのイ 1 V ロる 、イー・一調製すど デア • 0 ~ y 49 、核 1 NO 又去 級気ディーファック || お法
- B 大書 10 4 싢 رلہ Ŋ 3 力中 \exists W 記錄 è $\stackrel{\cancel{\ }}{\cancel{\ }}$ \nearrow 1 族がフ ** 10
- 機を 弹镞 丰油 **小** 型 電型 る報 庥情 だ子 用電 使た e^{-} **を続** 業接 事で 難線 仁回 三二三 ·防訪! [気通/ 予單 達を ⟨ 定幾 指陣 / IIII げる方法は、利用申込者又はそのきるものでなければならない。 一号の「電子情報処理組織」とは者又はその家族の使用に係る電子 前項に掲げる ことができる 第二項第一号 利用申込者〉 **4** かん
- ず及 と類 う種 40 し法 提供的方法 を破る 項電 事る 要げ 重揭 るに すw .規定-1いる) に用 ない 項の 記定により第一項 2族に対し、そ*0* 程なければならな 規家得 第二頃の記入はそのにの承諾を f業者は、第二項の 川用申込者又はその り方法による承諾を 5方法のうち指定が 指定介護予防訪問介護事業者! は、あらかじめ、当該利用申〕 ?を示し、文書又は電磁的方法! き容 \mathbf{r} 0 au7 au
 - 0 P) 10 が使 种 业 # 噩
- 書そ利 文は該 ら叉当 か者 族込し、地域、 家申だ の用た そ利 大はか当世数利がない。 一串込者又きない、当なならない。 用とてり 談っての別たし限 は、出記があるになった。これにいる。これにいる。これにいる。これにいる。これにいる。これにいる。これにいる。これにいる。これには、これにいる。これには、これにいる。これには、これには、これには、これには、 業の方場を申法合 事旨的た 介な電を強い磁し 問けを諾 訪受供承 子供のよ防を提る 毎二項各号に規定する方法のうち指定ファイルへの記録の方式 前項の規定による承諾を得た指定介護予 は電磁的方法により電磁的方法による提供 家族に対し、第一項に規定する重要事項の 申込者又はその家族が再び前項の規定による 申込者又はその家族が再び前項の規定による は家申 $\mathbf{o} \bowtie \mathbf{o} \bowtie \mathbf{m}$

2 ではな 供を拒/ の提 介護 噩 予防訪 定介護-犻 田な 予防訪問介護事業者は、 (提供拒否の禁止) 1条 指定介護予B 第九条

当自獲か 地に係を域対る速 施者に置 乗の申込ながれる。 業用申要 事利用必 常し該他の対象の 通案当の 同動 所をは、砂脚、ケインを 業等合紹 の絶り # 灩 。た等 介じめ者 問同認業 訪下と事 防以る護 。 あ 作 護うで問 住ると関係が、一般では、一般である。 (サービス提供困難時の対応) 第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指 該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域 ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが 予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予 に講じなければならない。 指域が予 第該ら予に

- 6 2 者る そのかめ なが、 ҈≣ 解解 た効 れ有 200 め定 朱紹 を援 供式 提要 63 護及 全無 問有 訪の 防定 予認 護援 介支 定要 、格 は資 /護事業者/ 被保險者<u>》</u> **認)** (子) (子) (ア) (ア) \leftarrow (受給資格等の確認 第十一条 指定介護予 是示する被保険者証に りとする。 第提の
 - 定る の認 よ提 にを 定護 規介 ○ 問 項訪 第予 条金の介 旧結 百て 第し 法慮 、居 17 [1 証見 岩 등 険会 の被 は、前項の4 、当該認定4 者はな、 事を表える。 指定介護予防訪問介護事 会意見が記載されていると に努めなければならない。 会に 2変う

- 定ながなかれたなったわれたなった。 認請助 技、な、発申後、 要し要 、悶心 し確う 際をよ にかる 開格に対しておかれ 供るがいない。 二體 $\mathcal{V} =$ 訪問に行うかに 防既や 予が速 護請で 介申え 定のま | | 事業者は、| | 、 要支援認え | 者の意思を配 (要支援認定の申請に係る援助) 第十二条 指定介護予防訪問介護事業 けていない利用申込者については、要 れていない場合は、当該利用申込者の なければならない。
- 3者に対し 3当該利用 3なければ 用もわ 利と行 がくを)遅助 む。 なが、 被断 含請要 を申込 κe 戸新ら 更上 サのる る定れ す認さ 当援な 相支は に要に 海) # H 机十 接と三 支るる 予認了防めず 指定介護予防訪問介護事業者は、介護 行われていない等の場合であって必要と が受けている要支援認定の有効期間が終⁻ であない。 2て者な

(心身の状況等の把握)

- の家るの 前そに業項のよ者 たは法事 又方護 さ者的 録込磁 記申電 に用 イ該方護 ル利法 三子 終に備えられ、 (の閲覧に供 (要事項を記 (あっては、) (録する方法、) 機族重に記 業者の使用に係る電子計算機にて利用申込者又はその家族はて利用申込者又はその家族備えられたファイルに当該重けない旨の申出をする場合にられたファイルにその旨を討られたファイルにその旨を討 業じ備けら 1分議事 |線を通1 | 算機に0 |対域で2 |に備え1 防通電の計 予気る旨子 護電係る電 介をにける 指事使をに定項用受係 要の供用 □重族提使
- 4 ど方 実る 確す 多付 事をを 対 0 6 定も N りし よ録 に記 方法を通る る事 予要 準重 にの ら頭 れ前 NN のイ色がル WY VV スる デ製 光調 50 K & G4 7 デを 気る 磁き r 11%

て方

K 卌 X 3 4 N رک IJ \mathcal{N} 田 B 灓 띪 6 $\vec{7}$ \nearrow 1 族がフ の ※ N 者又はそらない。 t、利用申込書 がなければない 3子情報処理% 3家族の使用(2) 法でので、できる。 法の 方も るる号叉 かき 掲で第込 にが頭申 頃と二用 温り 10 **⇔** 作成

作成

- 機を 弹镞 丰組 **小** 型 電処 る報 庥情 以子 用電 の使った。 **~** 続 業接 事で 難線 个回 三三三 ·防訪! |気通 予電 護を 4 定機 指陣 だ子 と電 $-\kappa$ 組織して係る のは 1 神 解性 **4** かん
- はを きる るびと内で ず及 と類 う種 と法の 提供的方法 多塚 事項、 る電 要げ 重揭 6 N 項次 り第一 月いる 第二項の規定により第 O家族に対し、その用い を得なければならない。 6 # v はそ誰 業又る者は承 事者よる 作事様に決しています。 就 利 利 的 方 的 成 数 数 数 数 数 数 多当電 作めて、は、は、は、 定じ書第 指か文 Š **™**₩~~ るが
 - 0 ¥ 10 Щ が使 衶 业 # 灩 \leftarrow 噩 介護-定 ち遊 方法の
 - の方式 7
- 家がな の田の なのは申なけ 文旨て 込な供い。 申け提な 用受りで -後に、当該利月 5による提供を受 3磁的方法により 7は、この限り た法電合 承電要を はに、 護軍族が事要に再 (予防訪問介記) (1) 第一項の国 (2) 文はその家庭 (はその家族がはその家族が 流分職とおいて、大学の大学に対して、大学の大学の大学が対して、大学といいません。 「号に規定する レへの記録の才 若を得た指定/ は電磁的方法! 、当該利用申 当該利用申込 項文とだ 胎 らたた かつ β族あ

業護 6 ← 否定 章 西 遊 兜

Z

2 扟 1 供 の提 介護 噩 防訪 * 介護 定 猫 \checkmark 田な 団 Zs 汌 띰 Ħ 妕 獙 ሑ 介護-丽 **上)** 予防訪 巛 紙

対る速 域に係を 地者に置 施込者措 実申込な の用申要 業利用必 だし、 | ||数型 ||街の # 6 常案当の のをは介通勘、そ 業)場の 所等合紹 ሑ た等 護じめ者事。た等 个同認業 間下と事 訪以る護 。 あ 介 指文が護子 は域をいう。 が困難で 資子的計問/ 諸名 に 地 と 連 と き fは、当 :提供する :提供する :はする、 :1の指定/ 者を提他 業スをな ービス提供困難時の対応) 条 指定介護予防訪問介護事業 事業所が通常時に当該サービス 適切な指定介護予防訪問介護を 防支援事業者への連絡、適当な 講じなければならない。 ŧ! ヘフぐや 紙

в

ぎる かかのめか 綑 はを 合問 解解 た効 れず めらいのかの 朱紹 を援 供支 提要 63 護及 仁斯 問有 訪の 防定 予認 護援 介支 定要 蒞 行、資格を 岩 岩 業医 事实 達被 \leftarrow 訪問、 防よ 認予に 確變证 介布 等 定険 布指所 (**母路)** 第十二条 井 提示する被(のとする。

6 3

汌 Ħ HU Δ 55. 12 2 れな 載などがった。 記け がな 見め 讏怒 会に 査う 番よ 定る に影響を 証提 者を 険護 保介 筱問 前項のA き子防訪目 攤 は介 客定 業指 達て 介し 胆慮 恝配 防に 予見 護意 个会 定查 結棒 定 2認

審よ

- 受わわ 定がを行う 認請助 支、な援申援 函 し要 認必 し確う 際をよ にかる 開格にだった。 年のなががかが 提い請 $\mathcal{V} \equiv$ 1分職(まなが) 間行に 予が速 護請で 介申え 定のま 指定路 は援思、諸別 . 認を 者支意 業要の 青に係る援助) P防訪問介護事 針については、 1該利用申込者の **窓定の申請** 旨定介護予例 川用申込者(3 場合は、当請 (**母女振認)** 第十三条 指指 けていない利用 れていない場合 なければならな
 - し用ば |者に対| |当該利| |なけれい 用もな がくを利と行)遅助 むがなな、なな、数 含請要 スの、各甲必 戸뺡ら 一更よ サのる る定れ す認さ 当援な 相支は に要に (バガボンが、)が、は、だが、 は、だい、 は、だい、 は、 がい、 に 単正・ 和十 接と三 予防支援器をある。「アナカニ 介要が護と終 分詞 はで類 者の効 業あ有 引介護事 り場合で 認定の4 間の接 至介護予防訪問 いていない等の けている要支担 指記 行われ 必様け らない。 2て者な

6 郴 の状況 欰 È

「十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介養予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をい。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は行社サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 第護介十ら福

マー

(小護予防サービス費の支給を受けるための援助) 第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護中五条 指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

スの提供)

デーラハ及 予防訪問 (施行規則第八十三条の九第 当該計画に沿った指定介護 デス計画 り場合は、 ↑護予防サービン ∋成されている場 (介護予防サービス計画に沿ったサービスの には大条 指定介護予防訪問介護事業者は、介 にに規定する計画を含む。以下同じ。)が作 護を提供しなければならない。 第び介

<中配

(小護子防) り利用者 ス計画を (サービスの提供の記録) 第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定、 訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定によ に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービン 記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

供した具体的なサーその他適切な方法に、 供した際には、提 には、文書の交付 雙子防訪問介護を提供 の申出があった場合に ばならない。 護予防訪問介護事業者は、指定介護 を記録するとともに、利用者からの 報を利用者に対して提供しなければ 行 歩 歩 の 注 準 事 の 指内で **0** K 2

Ţŋ ᠘

<中配

注代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護 定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認め 者に対して交付しなければならない。 法指用 (保険給付の請求のための証明書の交付) 二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、 係る利用料の支払を受けた場合は、提供した れる事項を記載したサービス提供証明書を利 第にら

<中路

- 指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいてその旨を市町村に通知しなければならない。 の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の
- の利用に関する指示に従わないこ 護状態になったと認められるとき (利用者に関する市町村への通知) 第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、 ずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護 程度を増進させたと認められるとき又は要介
 - 2) YΩ 16 って保険給付 偽りその他不正な行為に、

罂

(超小)

个宝三下 1 第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る 護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第1 十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号のサービス担当者会議をいう。以 同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

图

が号一け事な介の号出業け (介護予防サービス費の支給を受けるための援助) 第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が、 護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号に いずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(同条第一3 へ及びニの計画を含む。以下同じ。)の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届けた ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事当 者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わないればならない。

当該計 今は、 ス計画が作成されている場。 لدٌ] (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供) 第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サードのを指定介護予防計のでを指定介護予防計開介護を提供しなければならない。

N

一ビスの提供の記録)

ŧ

防者を 第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予目訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用さて代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画、記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

٦٦ ٦٠ は、提供した具体的なサーの交付その他適切な方法 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際にの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 OK \subseteq

中器

(保険給付の請求のための証明書の交付) ;二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介言 :係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認いれる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 第にら

密

- 卓 **(利用者に関する市町村への通知) |二十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各 れかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 紙
 - 要支援状 2 <u>に</u> 元 Δ 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないこ度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき、 型 1
 - 4) 규 ~ 受け X C て保険給付を受け、 その他不正な行為によっ 2

盌

(超小)

十六条スの職 1 | 1 紙一 が、 所者 やすい場]和用申込 見の ば は 1 そ 0 他 0 護事 体制 \leftarrow è 問務 ·防訪問 :の勤乳 ない。 予等ら 護員な 介護ば 諸は、指 腰、訪問 ほ子しなけ、 、護事業1 程の概 項を掲え 介規事 雙予防訪問ン 質に関する対 **二十条** 指定介護子 記定する重要事項に ですると認められ 三規に

艸 ₩ 4 牵 5 上知 赘 獙 6 P がな # 汌 H 艸 獙 業所の従

な難にない。 **無** 账 正多 ,鮰 者が、な措置な措置 た要 ング ₩, 3 者よ :の従業1 がない。 所と 継り 事中 達ら 个漏 問を 子防訪! の秘密? 護族 会 ※ 定の i 該指 は た く

はて 合律 影り マンジ スペ 用書 を文 報め 入情かい 個ら C +8 押 用を 利意 10 :おいて、 :家族のF に該 宗载 議は 会合 ~ 那 学る 型 どを 事業者は、サー1 き族の個人情報を お 指定介護予防訪問介護事 利用者の同意を、利用者の家 おかなければならない。

だがお <Π 邺 3 p *W* \mathbb{H} 14 ういく IJ 業所(# 介護 等予防訪問か ない。 護ら 介な 定は 指て はあ 引介護事業者1 3大なもので3 が訪問()又は誇(予為 指定介護∃の内容が虚((広告) 第三十二条 いては、その 紙

禁止)

対で にに 有录 用供 利を 、润 し剤 対対しの対 **岩** 産 従業の財産の対対 みのある はそ 区品 者金 事と 援し TX J 防償 予款 金銭の ははる。 **トる利益供与(** 引介護事業者に な利用させる (介護予防支援事業者に対する 第三十三条 指定介護予防訪問介 て特定の事業者によるサービスを ならない。 第てな

溪戸 びその数要な措施 及必 者の 用等 利る Noto に条設置 護を $\leftarrow \Box$ 問窓 訪の 子防かる 介護-ける7 定付 指沙 た受 $\neg \%$ 提供出 業者は、ために、 第三十四条 指定介護予防訪問介護事業からの苦情に迅速かつ適切に対応するた講じなければならない。 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前ればならない。 (**苦情処理) 5三十四条** 指定介護予防訪問介護事うらの苦情に迅速かつ適切に対応する7 でなければならない。

族を

なけ 記錄 14 ψ の内容 批 崧 汌 Ħ N ďП 鄵 けた 区 ₩ 删 前項の苦

り会言 よ照助 とはは 定く又 の若指悪し掌 拓茄 ※個間がある。 在第二十 戦員からの 市町村か、 ならない。 改新 獲予防訪問介護に関し、法第二 求め又は当該市町村の職員から 調査に協力するとともに、市町 必要な改善を行わなければなら 自定介護 提示のプ tが行う に従って 護求調必 3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村 を受けた場合においては、当該指導又は助言に

1 出馬 B 湬 善の内容 前項 には、 ÍΠ 业 W. \mathcal{C} ₩ \mathcal{E} の来 2 市町村力 指定介護予防訪問介護事業者は、 しなければならない。 $\exists \!\!\! \! \, \square$

し定る言てすとに 関想す助 にに力は 苦五に導情項協又 の第渣指 一番なら 一十五条 一十五条 一十二条 一十二条 一十二条 一十二条 用四三は (表の利) (中) (中) (海) (おいて) ジニ 無に | 団分|| (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) 訪第七け 防律百受 予法第を 護年法言 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した 健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。) に、国民健康保険団体連合会から同号の指導 さって必要な改善を行わなければならない。 **4報 5**民国も従

改 6 前項(ť Ŋ ďП 鄵 Ł \mathcal{C} Ð, の求めが Ω 金が <□ 連な 体ら 団な 険ば 保礼 民健康になけ 国生 は、は、など、一番に 業合 1介護事刻 四体連行 定介護予防訪問 を国民健康保険 架 徐 の内 0

子防1の市 介護-の他の 定を た事 \neg $\dot{\sim}$ 供行 提を 出 ては、び援助 つ及 た談 に当に 河布 の運ぐする fo 業擅 - O 事 : 対派: ない。 そ等ら itt、 7 i町村賃 uばなし (地域との連携) |三十四条の二 指定介護予防訪問介護事業者| |間介護に関する利用者からの苦情に関して市時が実施する事業に協力するよう努めなけれ 第訪时

がと 故と 事う り行 4 % 供に連絡さ の提等に) 〜 養 発者≦ 門事 ₹予防訪問 防支援 流介護⁻ 介護予⅓ 指る る孫 ゃら 対を に用 者利 用該 利当 (事故発生時の対応) |三十五条 指定介護予防訪問介護事業者に |生した場合は、市町村、当該利用者の家防に、必要な措置を講じなければならない。 第発も

なけ 記錄 について 賉 区 * 5 な数と _ 燚 M び事故(皮 の状況 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事ればならない。

力資 1一式 策選 にス 所ど 湯」 やすい。者のサン 見込 0 # 事業所 の利用 分離しの他 間を 防討 体制· ₩ Ġ 護務 指等ら 、貝な 業間け 事
訪
な 灩 介要示護、し 問概揭 | 好計 | 程の相関の相関を対しませる 予期事 護る要 介す重 定関る 指にれ **条**車 多 ら ど | | | | | | | | | **十**画シ III 6 1/0 第条寸

艸 田 $\overline{\mathbb{R}}$ 命 2 上知 嵡 6 ψ 田 汌 띰 Ħ 神 獙 従 所の 渊 事な 全様ならど 問せ 24 第ほ

な理じな **無** 票 ,쁴 者が、な描れ た要 ン対 Ð 10 m 者よ ※ 5 fの従 がない 形のだと 継り # 10 達ら 个漏 問を 訪密 防秘 ₩6 護族 介家 定の 指そ 該は い当文 ,神 は用 **参**型 業だ 成りたり 介知 介を訪務護に出 (秘密保持等) 第三十二条 指定介護 はその家族の秘密を漏 1年の家族の秘密を漏 2 指定介護予防訪問 1日がなく、その業務上 ければならない。 2申け

はて 台傳 場り るよ Ŋ 用書 を艾 報め 情じ 火や 個ら G +8 押 用を 利意 一回 育において、 1該家族のF 宗裁 議は 会合 拖那 日といる。 ス用 河 答 一器 は個 者の 業族 事 ※ 後を そ妨訪問 利用。 、ない。 小護子 同意を、 ればない 3 指定/ 利用者の同 おかなけれ

ďΠ 鄵 10 f *W* #14 しいろ Ĺ 業所 # 灩 \leftarrow 噩 防制 字なる 分類なり、 定は 指て はあって 者で 事業を 強 た 問約 防制 又は調 予為 護虚 介が 定容 指内 6 条令 告三 **1** # # # $\Pi \mathcal{V}$ 紙~

ᆌ の禁 **→** 着 → # 業も 推∰⊞ 刺達利 **6**€% **になず** ・ 防訪問 イビスを **援事業者**| | |記介護予|| |によるサー 内 支 着 着 乞

+

しは

対で だし 有字 用供 刺答 、相 し利 対で 者 産 業財 従 の でその。 はそ 区品 者金 兼し 大を滅って 子历一对首 護の 介と , , ,) ばる 淀の事 ない。 三棒ら 第てな

しょ

継

家を の置 びた指指 及要 者が 用等 利る 10 for ぎん条設置、 達を $\leftarrow \Box$ 問窓 防制をある 子た 達る 介け 指形でする た受 $\neg \%$ 提供甘情 はに 者め 業だ 事る 護す 个心 防訪問が切に対応 介護予 指定に迅速な 25 2 (**苦情処理**) 第三十五条 指 からの苦情に迅 じなければなら

記録 *1*H 卡 燊 の大 批評 崧 汌 ť Ŋ <Π 受け付けた場 14 の苦情が 前項(ť 种 洲 + 介護⋾ 噩 介護予防訪 ない。 定ら るれ

り会言 よ照助 にはは 定く又 規し導 条間らの若指 は第二1 員からの 市町村か ならない、 11] [[[]] が問介護に関し、法第二 は当該市町村の職員から 為力するとともに、市町 欠善を行わなければなら 介のうて護水調必 は、提供した指定分 是出若しくは提示の 関して市町村が行う 算又は助言に従って 指定介護予防訪問介護事業者は、村が行う文書その他の物件の提出じ、及び利用者からの苦情に関しけた場合においては、当該指導又 指な指対じけ 即応受 る市にを

Į 十二月 B (D) (D) 淵 前項の改 だけ、 <Π 那 Ü \mathcal{C} ₩ Se Se の状め、 村から 十月 者は、 継 # 介護₹ が開か護 ない。 a定介護予防訪問 なければなられ $\exists \Box$

国康国要 て健 し民 関国もつ にのと従 情頃とに 苦玉る言 の第す助 ら条力は (条の利) (中) (中) (中) (出) (出) (計) 心口川は 作三七け 選年十七 定十百受 指三第多 た和法言 無 (昭⁵ 丁つ谷 まり高 (できる) とり (の) はい (の) にい (の) には 集業者は、国民健康保修以下同じ。)同号の指導ない。 第子防訪問介記 1体連合会 (国 1会をいう。以 1体連合会から 2なければなり 護団合団や子体会体な 介険連険行 定保体保を 指し指東団康善 健険健改 4報 5 民保民 国ると

前項 ť N ďП 鄵 * 5 £ Ž \mathscr{L} の米の Ω ζQ, 41 ÍΠ 連合ない 体ら 団な 険ば 保礼 康け 健な 出い 国告 となる。 まない 一般 に 業合 事画 **養休** 个回 間険 防訪康保 護民 介国 定を 岩谷 **©** ∈

в 号

問村 訪町 今護-の他(定を 指業 た事 2is 供行 提を 、由 ては、び援り つ及 た談 に当が相談が相談 河布 とをおおはがはがはががが 業でけ 事しな 介に努護関め 三介護予防訪問分 3者からの苦情に 1協力するよう る事 と条する 地十に施域へ関す 三護実 第介が

 $\frac{1}{2}$ 抜と 事ら り行 4 % に落 供運 の提 等(こ) 搬 護者 个業 門 事 討援 防支 予防]定介護-介護予⅓ 指る る孫 や万 対を に用 者利 用該 利当 i業者は、 の家族、 ない。 事をら **発生時の対応)** 条 指定介護予防訪問介護事 場合は、市町村、当該利用者 要な措置を講じなければなら 三生に十つ、 第発も

なけ 記錄 について 鮰 汽 った 4) 7 _ \mathbb{Z} び事故(皮 の状況 故 # 前項(者は、 継 # 介護臺 介護予防訪問 定ら 指がばなり るれ

事故 賠償すべき 定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により」 した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 **め** が発生[

₩) ريـ ريم 指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分する 他の事業の会計を区分しなければならない。 (会計の区分) 第三十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、 に、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその 紙

<中配

介護予防訪問入浴介護 雪里

紙

<中閣

運営に関する基準 第四節

〈中隔、

(管理者の責務) 第五十二条 指定介護予防訪問入裕介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入裕介護事業所の従業者の 管理及び指定介護予防訪問入裕介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一 元的に行うものとする。

5 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者に を行うものとする。 100 **⟨**|| 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、 及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令 2節

<中配

介護予防通所介護 七幅

<中略>

に関する基準 運風(

第四節

HU |用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供での勤務の体制を定めておかなければならない。 (勤務体制の確保等) 5百二条 指定介護予防通所介護事業者は、利 、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者 第百

<中閣

- 当該指定介護予防通所介護事 だし、利用者の処遇に直接影 ・予防通所介護事業所ごとに、 提供しなければならない。た 2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護 業所の従業者によって指定介護予防通所介護を 響を及ぼさない業務については、この限りでな
 - その研修の機会を 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、 保しなければならない。

く中認

は次害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その (非常災害対策) 第百四条 指定介護予防通所介護事業者は、非 への通報及び連携体制を整備し、それらを定期 他必要な訓練を行わなければならない。

り賠償すべき事故 4 3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に、 が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

J) ريـ رلہ (会計の区分) |三十八条 | 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分する、 | 指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 紙

へ中配、

介護予防訪問入浴介護

雪里

紙

中器

運営の基準 第四節

<中配、

指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の 整、業務の実施状況の把握その他の管理を一 第五十四条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、 管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調 元的に行うものとする。 (管理者の責務)

5 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者に を行うものとする。 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、 及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令。 る節

<中閣:

介護予防通所介護 第七章

<中配

'の基準 阿剛 第四節

10

へ中隔、

Ž, ريـ 利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供することとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 指定介護予防通所介護事業者は、 、指定介護予防通所介護事業所ご (勤務体制の確保等) 70 実る条 日き 第で

- 窜窜 当該指定介護予防通所介護⁻ だし、利用者の処遇に直接! 2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。た言響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- その研修の機会を 介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、 指定介護予防通所介護事業者は、 3 指定介護予防通所介 確保しなければならない。
 - とができ 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送るこう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。 72 4 4

く中配

(非常災害対策) 第百五条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。

避難又は救出に係る 2 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、過 練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

じス 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらか 市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービ、 、福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。)、 市町村、 (は福祉サー $\omega \lesssim \widecheck{\bowtie}$

翢 に配慮を 乳幼児等特(障害者、 高齢者、 非常災害時において、 者は、 f介護事業を ひまする。 指定介護予防通所 の支援に努めるもの

(衛生管理等

指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供す、、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又は いように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 **第百六条** 指 米についた、

指定介護予防通所介護事業者は、 こないように必要な措置を講ずる 识 0 2

中器

介護予防短期入所生活介

基本方針 絙 紙

入むよれ 第百二十九条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下「指定介護予防短期」所生活介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことに。り、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなけ計ばならない。

Ĝ 皿 二郎

の言

業と て第さ護第社運 該と

常勤換算方 一人以上 という。 Ü **→** □ 汀藤 利用者の数が百又はその端数を増す 活護師 (以下この章において「看護 この章において 三一人以上 下寫 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以で、利用者の数が三又はその端数を増すごと 常勤換算方法で 生活相談員 一二三法 四五大

一人以上 栄養士 機能訓練

算力

当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適 人以上 員その他の従業者 訓練指導員 型

(衛生管理:

用する施設、食器その他の設備又は飲用に供す 置を講じなければならない。 |者の使| |要な措 用必 「百五条 指定介護予防通所介護事業者は、うについて、衛生的な管理に努め、又は衛生指定小護予防通所介護事業者は、当該指が延しないように必要な措置を講ずるよう努

ス に に に に ک :介護予防通所介護事業所において感染症が発生 なければならない。 第水る心

<中配

介護予防短期入所生活介護

基本方針 絙 紙

下「指定介護予防短期入 自立した日常生活を営む 機能訓練を行うことによ ヒを目指すものでなけれ -る介護予防短期入所生活介護(以下・が可能な限りその居宅において、自立護その他の日常生活上の支援及び機能で利用者の生活機能の維持又は向上を 第百二十八条 指定介護予防サービスに該当予所生活介護」という。)の事業は、その利用にとができるよう、入浴、排せつ、食事等のり、利用者の心身機能の維持回復を図り、もてばならない。

基 人員に関する 二秤

生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事 等所(以下」指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。) ご 者 至介護の提供に当たる従業者(以下この節から第五節までにおいて という。) の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該 こおいて同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けること 別入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅 別入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護事業者(指定居宅 がのという。以下同じ。) の指定 別入所生活介護をいう。以下同じ。) の指定 別入所生活介護をいう。以下同じ。) の指定 が及び次節並びに第百三十九条において同じ。) の数の上限をい では、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護 では、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護 が及び次節並びに第百三十九条において同じ。) の数の上限をい の が及び次節並びに第百三十九条において同じ。) の数の上限をい の が及び次節並びに第百三十九条において同じ。) の数の上限をい の が表しての連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介 会 会 会 (依集者の員数) 第四二十九条 指定介護予防短期 業者」という。) が当該事業を行 とに置くべき指定介護予防短期入所 指定介護予防短期入所生活介護(ができる利用者(当該指定介護事) ができる利用者(当該指定介護事) ができる利用者(当該指定介護事) ができる利用者(当該指定介護事) ができる利用者(当該指定介護事) ができる利用者(当該指定介護事) ができる利用者(当該指定介護事) ができる利用者(当該指定介護事) ができる利用者(当該指定介護事) ができる利用者(当該指定介護事) ができる利用者(当該指定介護事) ができる利用者(当該指定分 等基準第百二十条に規定する指定分 の場入所生活介護の利用者。以下、 う。以下この節から第四節までに、 所にあっては、他の社会福祉施設。 護事業所の効果的な運営を期待す、 号の栄養土を置かないことができ、

勤換 驰 **一**人以入一 5 2) 数が百又はその端数を増すごとに、 以下この章において「看護職員」 、とに一人以上 者師す 医師 一人以上 生活相談員 常勤換算方法で、利用 介護職員又は看護師若しくは准看護 で、利用者の数が三又はその端数を増 一二三法 四五六

一人以上 栄養士 機能訓練 調理員や

訓練指導員 一人員その他の従業者

教 川 嬹 防短期入所生活介護事業所の実情に応じた 一人以上 :業者 当該指定介護予

(設備及び備品

- 養用活」れ 別利生かる る室人老確特を所人保 のれ介当と五て護談さ 条さるを要 十用げを必 第にに利して利用を持て 者号でと 上が前人であって、 三部き者人 百一べ業老 第はく従護 律又置の養 法部にら別 () なってる。 年全の礼券 十から、 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三老人ホームをいう。以下同じ。)であって、て指定介護予防短期入所生活介護の事業を行護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、の入所者とみなした場合における同法に規定ために必要な数以上とする。 老て護のた 2強し介ムる
- NJ 推 4 邺 16 1 钗 *1*H 定 IJ 型 犛 $\overset{\circ}{\sim}$ 一項の利用者の数は、前年度の平均 紙 $\omega \kappa$
- いたと等和える居等と二て、着」一十、 を設して明れて、 ム施ホー 人型護老医従 老着養護 護密別養法数 規介、、要す定護以当老とる。 に活設ては必と 条店とでった。四年をあるいとる。 二設け業)ム保ナスで所に等す (4 楽 第施受事 。」舞 法定を護うホを 祉特定介い人者 、指活と老業 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人、以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のという。)に併設される指定介護予防短期入所生、体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」三年法律第二百五号)又は法に規定する特別養護第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従 人設の生 」護従 4以街と桜三第
- 常で , 5 は限 40 1 1 24 うは さたら れた。 そ合 の場 $\square \subset$ 職所 護業 审事 び設 及併 員る 職あ 達で **仁** 頫 の 来 旦 無11 頃が に同国国 の生活相談員並び い。ただし、利用3 号の生ない。 112 第一項第二なければなり n 🏷
- なる行も 陳き 劃で 8 8 8 8 8 8 たこ N N to to 4 防従 をに 退務 減職 66 **ෞ** 包 な機. 要業 必事 に譲 さりに活分割 声宝 を所 活入 常色 、 田、 子 防线 |導員は、 |定介護-訓練指述当該指別 -の機能! 亭神 玉る -頂第-_力を有す^ とする。 *** 能心 **∞** √2 €
 - 第か十営員 、三運人る 無 基け百にるき | 事業者 | (下同じ。) | (指応居3 | (指応居3 | (10一の事業 | (10一の事業) 活り活業一流 生い生事十名 大者大)百基の方の一、 短事短じ準寸期業期。第る 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定 二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護 つ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定 に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同 れている場合については、指定居宅サービス等基 関する基準を満たすことをもって、前各項に規定 定護定同基定 **ト**二つにれ関

条さに

Ш

ら業 中事同 に難は と介又 ご活 業所、所生が、手が、手が、手が、手が、手が、 事人従 護期に 介風務 活防職 生子の 近今に 他の 他の 他の でっこう できます しゅうしょう 期定所す 短指業と 防、事の 予し護も 護だ介る fは、指定介語 いらない。 たれ 5期入所生活分 にとができる 者な短る 1入所生が 1者を置え 当該指 1等の職者 (管理者) 第百三十条 指定介護予防短期入その職務に従事する常勤の管理者所の管理上支障がない場合は、当教地内に当りの事業所、施設等数地内にある他の事業所、施設等 第そ所敷

基 10 p い 汇 設 第三節

|用定員 买

- 本なけるな 護受 介含 定用 指過 211 上熊 十人以十九条 1111 多百 員策 定 田ぼり、 刺だ 6 H N 野は、 とする。 ない。 f生活介護 を設けるも で、この限り 雙予防短期入所生乳 等の専用の居室を記 場合にあっては、こ |**百三十一条** 指定介護予防短期入| |期入所生活介護の事業の専用の居| |別養護老人ホームの場合にあって| 第短特
- 日入所任党 以下に リー体的に マケの規算 羅 。北本 防御にいる。 定事所っ 型介事に指護業あ 卜活護合 ッ生介場 ニ所活る は氏生る 所属人工を形式で 単を選出を選出を表して、 護護防士で 介介予二が 業ので 生指介数こ所とな 活定護がと 事もり 所型定総る __ E介護予防短期7 記定するユニット型 とユニット型排 いらの利用定員の 2 併設事業所の場合又は指定介介護事業所 (第百五十三条に規定項において同じ。)を除く。)と 運営される場合であって、それらにかかわらず、その利用定員を二 る介項運に
- 指運定 が近用 なり、 本的で きる。 すで - イ例け、おいん- 1852 ん- 172 規定・172 地位・172 地位・172 が・175 が・1 併所二なせに項す を業策み 定事びと 指の及の 6 1 項も を 回一 る 業が第い 事と条で _ 作事 十七 活の二流 生護百を 所介第準 入活準基 期生基る 短所等す 定入ス定 が指海知 1 2 事業者にお指定を指定を指定を指定を指定を対しております。 5期入所生活介護事 行生活介護の事業と こついては、指定居 ことをもって、前 |定介護子|| |子防短期フ |でいる場合 介さ等指護れの 3定営員

- 指従入上 人て護の以 老し介ム数 護用活」な 養利生本要 別を所人必 特室人老び 居期護め 第二十条の五の 目されていない居 げる介護予防短期 音を当該特別養調 は第百三十三 Nが入所者に が対入所者に が前頃各号に いて不 が関いった不 年はく従うます。 八又置のと 十部にひく (昭者三十つもの)ず、ためのにず、ためのにず、たんののにが、たからしば、たれたが、たかした。 法てをら護し、行が考え、 - A (老人福祉活到じ。) であって 目じ。) であって E活介護の事業を D規定にかかわら こおける特別養調 同生のに 人以入同場

 大丁所項合 響がいる。一般など、一般など、一般など、一般など、一般など、一般など、「してない」、 い防数な 神とを関わる。るするのの。 2ホ定業所と
- N 数 76 $\langle \Box$ 鄵 10 7 实 *1*H 定 に指述 Z 47 16 p 画 校 の平 座 # 温 Ħ 羧 0 舯 Щ <u>*</u> 0 严 紙 $\omega \omega$
- 的と 同活い体要す 下生と一分と 以者 1476 146 。用等等しも う入ムムとる い設 一一一十十一 ム定人人一確なた人人一確決ホストー保 ホ型護護人者 一特を老ホを なみ 人着養養老業 。護 祉設け事 福施受護う介。 と 特定活とげ 施護入業号 **小健介期事各** 所施指の加 護護老人ホー 調院、診療所 優予防特定 に受される が表れるも が表れるもの が業者にが $\ddot{\bowtie}$ 。運机 4じ護うにさる
- 勤な 常で . 5 人はの限 11 24 うは れる がれずめある。 そ合 の場 職回所の 護業 审事 び設 及併 員る 職あ 護で **仁** 揠 6 || 导义 111 + 紙11 頃が 匝皿 に定 が用 油利 談 相だ 活た \mathbb{H} 0 号な 112 第な 第一項はけれれば io 🏷 勤な
- そる 練き 温で かるがい たこ るる 中中中 防従 多別 退務 減職 66 縁の合 な所 要業 必事 に護 め介 た活 む宝 河河 %程型 生短 常防 田子 は、後 貝定 非常 指談 練当 遣し、 蘦 機と の者 号る 五ず 第有 頃をる領する。 力す 12 B **७** ∰ എ
- 指運人 万る か体定るつ的す。 規き 受いでがけてにで ておまと 1. か年中 1. 業所に 2. 第六項。 2. なずい |番の指定な |同一の事学 |一項から第 |ものとみれ 業が第る 小護事ぎ 事業とな 十八条 している 活の四た <u> 所介第を</u> 生護 百満 期生条基人活例準 短所等る 定入スす 指期ど定 が短一規 者定サに 業指定項 事と居各 護業定前 予防短期入所生活介護 別入所生活介護の事業 場合については、指定 さすことをもって、前 予期場だ 一番でいる場合がある。 定子て準 第能と指護れ基 生さの 7 定営員

車事回 に達は と介又 ご活 所生 業所事 事人従 護期に 介短落 生活 予防 の職者 **八**介のる 所護他。 期定所す 隻予防短期 ごし、指症 ・護事業別 ものとす 護だ介る 介た活き fは、指定/ いらない。 対別人所生活 にとがで言 者な短る 業ば防す 三活介護事訓 置かなければ 音定介護予防 X務に従事で **社圖指職** 所を該の **人**者当等 鱼犀 短管は施 護予防衛 常勤の信息 はい場合に 業所、1 定すがの介るな事 指事障他 従封る **春一** 務理に **条**に上め 理十職管内 管三のの地 百そ所敷 第ら業

擮 в 靊 訟 絙 [1]

田

- 防受 JH 48 護用 定の 指定 、期 78 当に 以第 十十 1 111 多百 員策 用に、、、 の利 fは、その ける。た げない。 介事 定の 指護人法のホ 介老 員条活護 定二生養 **十**所別 百期る 第短け
- 活いれか 生おさか 所に営か |防短期入|| |下この項|| |体的に運撑 |の規定に対 予以一文 ン設制 定 理所がは指を併べ、 上業とて 二護業あッ事所の J 介事に 意業あ 業に生るあった。 護るこ 大介子 | が事もの 所護的 | 大浄 | 期のに 介ニト定満 介事指、入居あ 護ッ型員と 護業定前 事所)あの 。やや 設業 利三八特併事じ合、 護同場ず 2介てるら 活のに定
- 指運員 、に定 つ的用 か体利る 1 10 HU 受い定がけてすで てお親と 世ににこ を業二な併所項す 定事第み おの人及の指のびと 業が一る者同項も 事と第い 護業条で **台事**十 \rightarrow 活の五た 生 作 第 を 第 日 満 日 清 記 声 書 日 満 日 満 日 満 日 満 入活例準 期生条基 短所等る 定入スす が短一規指期ビビ 者定サに 業指定項 事とほこ 介事指 活の 所介ても 入活 S 46 期生っと 防入合する所にこ 予期場た 強短いを 強気の 満 定予て準 指護れ基 介さの き 宝 営 筆

な舗

及

捱

|者の日常生活のために使用した 第二百一号)第二条第九号の二 、次の各号のいずれかの要件を 物にあっては、準耐火建築物(ができる。)建物 (利用者の :十五年法律第二 :1、: ただし、り :1、: ただし、り :真業所の建物に とすることがて がない。 (護事業) () とすべ # 業所 (昭和 ばなら、 性活介 (回じ。) #百三十二条 指定介護予防短期入所生活介護の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければに降建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所土品の三に規定する準耐火建築物をいう。以下「

- び地階の 皮 ₩ Ŋ ₩ M) 辿 刑 鄵 10
- ない計画するによっている。 IJ る要件の全てを満たすこと。 する消防長 (消防本部を設置しな り上、第百四十二条において準用 するために必要な事項を定めるこ 画 10 - 掲げる要件の - 管轄する消暦 - 相談の上、 - 確保するたき いであって、次に指 事業所の所在地を僧 又は消防署長と相 い迅速な避難を確
 - 定 に規 * 10 ついては、 M 篠 諞 10 莊 朱 百四 第百四十二条において準用する第1 昼間及び夜間において行うこと。 火災時における避難、消火等の協。 **¤** ≤
- 靊 罊 *1*H の連携体制 Δ 民等 \boxplus 耸 型 2 4 **1** HU r Ž, 4) IJ \mathcal{N}_{0} ৽ ₩

p

- のの災し、主いになった。 核各、を市号火要 にあっては、指定都市又は中核する者の意見を聴いて、次の各子が護事業所の建物であって、 なけ準耐米建築物とすることをないで 核市になる有力がある。所任活力を有力が、所任活力を終めるといる。 対対対対対策人権が 及的短耐 市門防 都専予は、 定し護き 指関介と ★ 火災時における避難、消水等の協力をすること。
 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(‡長。以下同じ。)が、火災予防、消水活動等に引すれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定が係る利用者の安全性が確保されていると認めたとい。
- 等火災が発生す した構造である 調理室4 ||こ配慮 ~垂 への難燃性の材料の使用 、初期消火及び延焼の抑 1装材等~ により、 天井等の内法 (画の設置等) 圖《区区区 クラー設備の設 箇所における防 - スプリン/ 3それがある[1 # ~ °
 - 人活 円滑な消 9 K 4 なれ、 報の体制が整備 び通 皮 民 郑 よる火災の早期 二 非常警報設備の設置等に可能なものであること。

動が

羅

るこ

- な強人 槧 円の , 46 511 幸 الله كما 歩り 保る 確す \mathcal{C} 路型 難が 選員 るく す置 乍配 W $\square \!\!\! \square$ めに十分な幅 に実施すること S た繁 s易に行う き訓練を頻り きあること。 避難口の増設、搬送を容能な構造であり、かつ避難 円滑な避難が可能なもので
- さともに、指定分 ばならない。たた で介護予防短期フ 音定介護予防短期 音定介護予防短期 音定介護予防短期 備を設けるとと 構えなければな 及び当該指定分 等及び当該指定 等及び当該指定 備備及等設 けた掲げる設備 たび備品等を保 た福祉施設等を は等の入所者等 便所、洗面部 号及会設 3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、、 短期入所生活介護を提供するために必要なその他 の社会福祉施設等の設備を利用することにより、 介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会 活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、 職員室を除き、これらの設備を設けないことがで である。 小仙

訓練 居食機室堂龍

浴室

便所

靊

介護職員

洗濯室又は洗濯 調理室

介護材料室

删 、護職員室 看護職員室 汚物処理 二二三四五五 | 二三四五六七八九十

ない (年法律) (女の各) (アめる) 第一十五人 、教 5.7.使用 1.格二十 ただし、 で所の で所の でである。 第百三十三条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のため)の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。)は、耐水建築物(建築基準法(昭利二百一号)第二条第九号の二の耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。プのいずれかの要件を満たす二階建て又は平家建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所は、準耐火建築物(同条第九号の三の準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることが、は、準耐火建築物(同条第九号の三の準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることが、 附規た条属定す第

属策号と

- 皮 1] *1*6 75 4) 卡 1 严 1 $\overline{\mathcal{A}}$ 場所 10 2 7 充 N 汩
- こすこと。 s部を設置した sにおいて準見 fを定めること ている場合であって、次に掲げる要件の全てを満た、生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本1、下同じ。)又は消防署長と相談の上、第百四十三条1の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 居室その他の利用者の日常生活れたも設けていないこと。 居室等を二階又は地階に設けて ★ 当該指定介護予防短期入所生町村にあっては、市町村長。以下 争Ⅱ
- ない市 開する と。 に従い、 の計画 鬥一 紙 回 については 촱 二項の訓練 紙 * H Ш 無 10 四十三条において準用する 引において行うこと。 寺における避難、消火等の 第百四-び夜間(火災時(皮 ▶
 □
 □

闽

- 靊 W 体制 の連携 Δ ψ 住民 絟 型
- い物子 腌建 をの介 見所定 膏業指 の事該 者護当 る介 有生きない、いい。 を所とし 知期めを識入た要 的短認と 専予るる門防と ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、ること。 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し 飲の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建ての指定介護 つて、火災時における利用者の安全性が確保されているものであ、 調入所生活介護事業所の建物は耐火建築物又は準耐火建築物である。 、あ風 るてで防
- MI 槧 田 する 宝杏 発で 2 Ŕ 県 大災と 等し 軍軍 調理に同じ への難燃性の材料の使用、 、初期消火及び延焼の抑制 の内装材等~ :置等により、 天井等()画の設計 \sim iの設置、 - る防火[設備おけ 1 1 ラ所 ケ箇 710 ・スプリン
 - なれてお への通報の体制が整備 噩 び消防機 皮 民 彩 羅 編結 s報設()が可能 警擊
- 金等 際と 災るのこと 火す , III(神ら 4 2 に貝 学人 保る :の確(|置す) 難 路 門 遊と MI する 有す を施 ために十分な幅員を 雑訓練を頻繁に実施 らのであること。 備の設置等による火災の早期 能なものであること。 設、搬送を容易に行うために な構造であり、かつ避難訓練 な用滑な避難が可能なもので 難がの際
- 社護介員 短期 6 介活職 (4) 護子防海 | だし、他の | だし、他の | 1人所生活介 | 関入所生活介 | 関入所生活の 定た期短室 設備を設けるとともに、指定を備えなければならない。 たいかななければならない。 た等及び当該指定介護予防短期者等及び当該指定介護予防短間等等及び当該指定介護予防短面設備、静養室、介護職員室 設を等者面 に掲げる記 で備品等 さ福祉施設等 等の入所者 ■ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分有滑な避難が可能な構造であり、かつ避難訓練を頻算より、火災の際の円滑な避難が可能なものであるこ

 まり、火災の際の円滑な避難が可能なものであるこれを活力護予防短期入所生活介護事業所には、次が所生活介護を提供するために必要なその他の設備及価和施設等の設備を利用することにより、当該社会精維を利用することにより、当該社会業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等等の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、食除き、これらの設備を設けないことができる。

 次及会設 3所福業事を

入会事護室

田に

滐 居食機浴便洗医静面介室堂能室所面務養談護看調洗實前面務養談護看調洗調宜室室職護理濯稿 一二三四五六七八九十十十十十十

删 室員 員職室室処

颶 又は洗 型 光 条 攤 一二三四五五

材料室

#設事業所を併設 種営が可能であ て支障がないとき 所生活介護の事業 併運に所 F及び当該作の効率的近の効率の返者の処遇に Pが短期入戸のの対象を対策を対象を対象を対象を対 △ ● 予 币 り入今。別別。 事業 いは、江川 供記されている。 ·ず、当該句 :体施設」 との入所者3 ドの入所者3 ら本設除 設施を - かかた こ 「併設 没本体が (居室: 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規(する特別養護老人ホーム等(以下この章におり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該(は、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設(の用に供することができるものとする。

七山る で発 及備 項設 11 10 第れ ,40 ばと て要 υ対 #8 P 77 7 <□ ~∪ り場し 4 4 **水** 卷 人達 老養 護別 養特 別る 李 10 受け、 第百二十九条第二項の規定の適用を3 一号の規定にかかわらず、老人福祉法1 とで足りるものとする。 ら策とる

10 fo 4 9 茶のと 三項各号に掲げる設備の基準は、 居室 紙

4) رړی NW りか る慮 ず参 少分 4 + ト大以っついた] N 平方メー防災等に

面積 * \angle <u>(</u>) \$ کہ Δ 0 **₩** 有する。た。 44

海一 多同 tu, <u>質がない広さあっては、</u> 摩に 支合 に認 供る めできまき そ保 は確 ごを 墜せ :の提供の| :がない広 をこ事障 さる食支 1 = 4 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 ■ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平力
 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防ジニ 食堂及び機能訓練室
 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広ぎメートルに利用定員を乗じて得た面積以上とするフトルのかわらず、食堂及び機能訓練室は、賃でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に対場所とすることができる。 12

保の

6 6

三四五

ىل **次**の 無 革 0 靊 则 棒 :業所の # : と。 : と。 - る に と。 : 任 活 介護! **とこれが** るると入 でする場合を対している。 た防 浴室 要支援者が入浴するのに適した。 便所 要支援者が使用するのに適した 洗面設備 要支援者が使用するのに適 活面設備 要支援者が使用するのに適 1各項に規定するもののほか、指定介護

رک 4 $\vec{2}$ 7] 7 11 下の幅 遥 1 کہ W. N 4 IJ かか ートル以上 \prec \prec \cdot -廊下の幅は、 7 前各項に規2)とする。 一 廊下の幅1 こと。

p

10 設け 常夜灯

7)

IJ

とけ ニ説 るを 設 (新路 ξな設備を≣ −以上の傾

Н W. 4 ريـ IJ $^{\circ}$ $^{\circ}$

指運設が 、行ると 本的になった。 た受け、たれないた一位はまでに規模できたに対象のとみない。 年記されて国内の を業策い 定事らて 業が第を 事と条準 護業四基 介事十る **入店準に** 期生基項 倒匠等各 定入ス前 (重業者が指)(注)< 開下、便所その他必要な場所に常夜灯を 階段の傾斜を緩やかにすること。 消火設備その他の非常災害に際して必要 居室等が二階以上の階にある場合は、一 ときは、この限りでない。 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指護予防短期入所生活介護の事業と指定短期 流ている場合については、指定居宅サービ関する基準を満たしていることをもって、 二三四五名 介さにきと指護礼関る 8定営備で

る基準 運営に関す 第四節

tの開始に は程の概 - ると認め IJ用申込者 坊短期入所生活介護の提供の開 規定する重要事項に関する規程 皆のサービスの選択に資すると 及び利用期間等について利用申 方に込存(的)を及る。 治療・海流・海流・大学の大学の対象を対している方法を対している方法を対している方法を対している方法を対していません。 指三のビボナ利が 旧名门 者、そ、は第のサ (内容及び手続の説明及び同意) 第百三十三条 指定介護予防短期入所生活介護事 際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対1要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制られる重要事項を記した文書を交付して説明を行いの同意を得なければならない。 第際要らの

10 Щ 無 Ī :0交(舢 X 10 4 Ŋ 定 の規グ 严 温 第八条第二項から第六項までの規定は、 Ø

然 (指定介護予防短期入所生活介護の開始及ひ

き業 等素所を併記 対可能であ 置がないと 音介護の事業 事が障活 設営支生 運に所 当率处期的遗化 び効の短 ダ併設事業月 という。) 5又は入院局 7指定介護∃ 、前項の規定にかかわらず、当該併この章において「併設本体施設」と考及び当該併設本体施設の入所者又に掲げる設備(居室を除く。)を指する。 併設事業所の場合にあっては、 る特別養護老人ホーム等(以下こ、かつ、当該併設事業所の利用者、当該併設事業所の利用者、当該併設本体施設の同項各号に、当該併設本体施設の同項各号に用に供することができるものとす 、こ者にす 4 すりはのる、、用

かがずる 第の 30 及る 頃り 三三足 策で ばり YN (to あ有 にを 合備 、 り 場 、 る 設 ムれ 1 +0 人子が、 を必 繊しい。 別と 椞 4 10 けホ 英人 多数 用護 適養 6 三 定特 期 6 頃ら かかかわ 紙 +終い 三定 百期 第の **1** Ŋ

 \mathcal{N} p ريـ 2 K رير **次**の Ħ 票 基 6 る設備の 1 号に掲げ 谷 田海 無

鲥

アスプ 一の居 利用者-**≻**□ <

رده $\mathcal{N} \mathcal{M}$ 116 る慮 中考 11分子 ートア以上について 泰义 以下とすること。 貴は、十・六五平方メ 皆の保健衛生、防災等

食

111

_ その合語 ک Δ 0 **₩** *M* 神らず NW 44 主員は、四人以下、当たりの床面積は 6、換気等利用者の能訓練室 が機能訓練室は、そが機能訓練室は、そが機能訓練室は、そが機能訓練室は、そり間に員を乗じて作りを対して び機利用用 及び機能量及び物でにおいて 田 () () () () () `]

確る W HU かん ない広にとが、 がる 阜崎 支保 に確 供を 乳にはその提供 動がない広され 年のに大 :の提(実施) なて事のとずるの実。 、はる食そこ それぞれ必要な及 て得た面積以上とす 及び機能訓練率は、 能訓練を行う際には とすることができる 歯したものとするに 歯したものとするに 歯したものとするに 間に適したものとするに 海にて行るを受けている。一般では、一般では、一般を受ける。一般を受ける。一般を受ける。一般を受ける。一般を受ける。一般を受ける。一般を使用している。一般に使用している。一般に使用している。一般に使用している。 かつ、 1一の場所 こかかわらず、 こができ、かつ っては、同一0 にから イこあ るに \checkmark \Box \checkmark \Diamond

迷逃

[11]

懂

国

*

 Δ

(N) 岩 岩 支支援援要

三四五

介護事 生活 と所 ハイ ととる関 ここす風 >使用に適し※者の使用にらののほか、 の被後をある。 支る ^

21

次の

農

革

備の

造設

業所の構

4 \supseteq 7.7] 九メ 11 76 の幅 14 中哥 W. * 4 J 10 かか 4 \vec{Z} \vec{z} __] \sim

p <u>ا</u>

三所上 百入以 **熊期**福 転進 (方短) 基防 ス 謙の 一个設 型指位于河麓 着る福 被殺を表する (指定地域)) に併請 者型介護3 粣 5人福祉施設 。以下同じ。 お定地域密^達 音型介護老人権 試設をいう。以 で併設する指別 着施該 5ず、指定地域密着 いでである。 いては、当割 1 前各項に規定するもののほりとする。
 一 廊下の幅は、一・八メーンと。
 こと。
 一 前号の規定にかかわらず十条第一項の指定地域密着型任活介護事業所の廊下の幅にとすることで足りること。
 四 階段の傾斜を緩やかにするにより。
 対大設備その他の事常、
 対大設備その他の非常、
 対大設備との他の非常、
 対大民籍が二階以上の階にるときは、この限りでない。

7)) J 10 設け *1*H 芦 夜 괲 にっ。際場 所こにる

とけ ニ説 るを け路 設斜 ξな設備を≣ -以上の傾∮ 圉 苅 して必合な、

W. Ł Δ IJ $^{\circ}$ $^{\circ}$

榖

B

X

B

X

Н

指運設 、万る か体定るつ的す。 、一規き 併所七寸せに頂に を業策な は者の指定 が同一の事 第一項から 第一項から かものとみれ E活介護事業者 護の事業とが同 ゴエ十一条第一 晴たしているも 生 今 第 を 選 日 満 日 満 日 満 日 満 入活例準 期生条基 事業者が日指定を開発する場合を通びます。 護業定前 下、便所その他必要な場所 没の傾斜を緩やかにするこ た設備その他の非常災害に 室等が二階以上の階にある は、この限りでない。 が護予防短期入所生活介護 方を短期入所生活介護 がる場合については、指定 を満たすことをもって、前 五大る 介さの消害を足権を定する 指護れ基 ❷定営備

6 洄 뻿

に護軍を (内容及び手続の説明及び同意) 「百三十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十九条の重要事項に関する規程の概要、介護 ・防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重 ・事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を はなければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。 第際子要得

*1*0 用す 票 しいて ij ダイ 量(の) X 10 4 N 定 の規 前項 16 定 斑 6 # 六頃 紙 2 ζŲ 严 紙 九条 無 S

及び終 忠 護の開 活介 ₩ 朌 防短期入 護予 定介置 把

家る介族た護 の図活 そを生 は挙所 く減入 単類り 若の短 、担防 り負予 **Yの状況によい精神的な** で精神的な :、指定介護⁻ 身及に の存対の名字の 客骨条 利族る用の者の は、なるが、なるなどのなが、 **老** 者 障 業用支 利に 三活介護、 又は、 とばたので 7年活介記 り、又に 5を営むの 以に 上子 子子 出来 第百三十四条 指定介護予防短期 の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由! めに、一時的に居宅において日常生を提供するものとする。

循了な は終め スかに又ら努 ど前助 サー開格な接続 療の要 医供心 |保健| |の提 |エジ の介き他譲る そ活で 者生用 業所利 事人を 援期ス 支短ど 防防一 攤攤油 業の辺 ₩~ J 2 指定介護予防短期入所生活介ビスを提供する者との密接な連携 るまで利用者が継続的に保健医療ならない。 るどるな

予所る 分議を超入別されています。 定短払 る指行子防御に大大 す護者 当介業 該定事 スを続き、 ビ当活 けて所 領し入 受と期 大権といる。 針は、法定化 8利用料の一 9定介護予防 1名ものとす 者ら指け 業か該受 事者当を (利用料等の受領) |百三十五条 指定介護予防短期入所生活介護| |期入所生活介護を提供した際には、その利用| |介護に係る介護予防サービス費用基準額から| |予防サービス費の額を控除して得た額の支払 第短活護

短期,介護(予防作活 ダ当しない指定介護予F E介護予防短期入所生タ こしなければならない。 スポージ でで、 でい、 買サービス/ 中の額と、非 Eじないよう 受用が、資料が、 定代理がける利用できます。 法受理 ŲΠ 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 活介護を提供した際にその利用者から支払、 介護予防サービス費用基準額との間に、不 る生る

Щ 曹 3 (こ掲) 导 谷 Ö 次 4 10 1 区 1H 通の通 温

がり払 費よ支 スだだ ど定者 中の事 子防4回項(**企条生** 羅第活 とり特定入所者分 と準費用額(同分 養予防短期入所生 で限度とする。) にの介しよ選護を 定費定額 一部の軍事が計算が出 定り負 明代代書 の号に食 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前額の支払を利用者から受けることができる。 - 食事の提供に要する費用(法第六十一条の利用者に支給された場合は、同条第二項第一号当該特定入所者介護予防サービス費が利用者にかわれた場合は、同条第二項第一号がおた場合は、同条第二項第一号に規定する食業

用当わ者談れ がよ女利の払 唐にご ス定者 ビ規業 16# 大四 中 順 瀬 予策活 | 番介護 | (回条 | 1人所生 | する。) ス 田 御 題 め ア と と と り と り と り り り り り り り り り り り 定費防限 特準子を - より * り基 * 小女 に費定度 定在指限 規滯該担 のる当負 ほにに発規化 一 滞在に要する費用(法第六十一条のに支給された場合は、同条第二項第二号 特定入所者介護予防サービス費が利用者 た場合は、同条第二項第二号に規定する。

À IJ Δ J \mathcal{C} 介 B の提 倒 な居 呂 华 が選 に基づき 厚生労働大臣の定める基準(る費用 三な四な五大

翢 Ž N Δ IJ った を行 # 事の提 別な食 卖 10 定 が選 艸 に基づき利用 厚生労働大臣の定める基準(る費用

坐 *1*H <Π 邺 10 S 生労働大臣が別に 恒 田 に要する費 送迎(

 \square , 艦 V- 24 う当 宜の必必 便と 10 N れる 七世 供も 提担 おいて に用 介護の利 生が、 下で 期あ 題で 防用 もののほか、指定介護 必要となるものに係る! エッの費)理美容代 前各号に掲げるも 舌においても通常必 うもの **十**生れ。 活る。

0 Ð 3 4 N 3 IJ رک \mathcal{N} B が定 一侧大臣 郑 \mathbb{H} 世 IJ 哥 ついては、 M Щ る費 でに掲げ 号から第四号ま 前項第ν_ο

はを同、行意回 て明る つ點係 たてに 当し用 に付費 供交る 提をげ の書掲 ス文に どたで 1 ~ # サ記号 るを四 條用第 に費ら 額びか の及号 田谷山 (の費) 国海(利用) 三ビダ河 紙亅 坊短期入所生活介護事業者は、第 者又はその家族に対し、当該サー 意を得なければならない。 ただし こよるものとする。 5 指定介護予防係 らかじめ、利用者又 い、利用者の同意を ついては、文書によ

i か 6 か 5 首員 Ŋ る提供にな祭ぎ、 在活介護 ない場合 ってはない 所得行 火をを が短身. すやむ?) ナ 防急う 腦坐 豫めど 介た 指す東流の等 は、 保護 (的指) 者を体 業体身 事事一 (身体的拘束等の禁止) 国三十六条 指定介護予防短期入所生活介護、 は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は 束その他利用者の行動を制限する行為(以下 百は東 第て拘

び時間 皮 態様] 0 ψ はなったが 万の 合な 影ば 介がけれた をな 幸し 束錄 体的物理 中を記録 |項の身| |ない理| 指律 業者は、一つのようにある。 溢事 金襴 指定介護予防短期入所生活の際の利用者の心身の状況並 01 N

(緊急時等の対

族た護 家る介 の図活 そを生 は拳所 く減入 者 りを と と と 、担防 り負予 ずの状況により なが精神的な負 で、指定介護さ 身及に の存むのの名が 利用者の様の多名を はが、後が、 **岩岩**障 業用支 が護事 又は利用 でのに 生りを高減、 以 に 所 に 活 活 期由常 短理日 、生を 指祭居と -**H%** 河婚葬 時的に - るもの。 **第四三十** の疾病、 めた、 やに、 一 を提供する

医翼 社後助けにに は終な福丁援 又ら要 ドスンに 一始よ 凝のきる関う 医供で 金額でなる。 の介る他譲こ そ活す 者生用 業所利 事人を 英観に対策が 防防一 ₩ ₩ \$ 護護祉 は指又 者、ス 業りど # 4] 護にす 介携療 生活なな連接(無限) 入密に所接保 防者継 M 10 護す者な 指定介書を提供される利用をおります。 スまな るどるめ

防生介 予所る 後期が対け 定短払 る字に す護者 当个業 該定事 に指護 ス該介 ば誤る ,₩ 領してアンド 受と期 皆は、法定代理stall お別用料の一部と はかではまりの一部と またか護予防短集 けるものとする。 者ら指け 業か該受 事者当を F生活介護 その利用者 は準額から当 で額の支払を 、基だ 上 期に費て、法用を 短際スし **値**) 次子護⁻ を提供 U 予防サー の額を担 對大生係一 (**利用)** (**利用)** (**加二十)** (類入所) (分離に) 第短活護

期護 短介 防活 分護予ⅠⅠ入所生がらない。 な当しない指定分 至介護予防短期フ こしなければなり に指える。 質サービス/ Hの額と、 Eじないよ は理受領する 利用料の 経額が生 1 定代理がける利力で発掘される利力に対象を対して対象を対して対象を対して対象を対して対象を対して対象を対して対象を対して対象を対して対象を対して対象を対して対象を対して対象を対して対象を対して対象を対し 法受理 は払不 者支 業らに者支、 事か問 護者の 介用と 活利額 生の準 大に用るまま 観れて、一様を 防しど 予供一 一番 小名 おおん 定護予 指介護 活介 る生る 严係

(額の) 0 Щ 曹 10 Ħ 狄 か、 額の 10 区 16 頃の支払 温 神 业 # 定用 指型 ₩ დ ₹

が定場 - ビス費/ 当該特別 154 防ににする大 予定者 護規業 介の事 者項護 所四个 入策活 定条生 を同所と よ額期 に用題 定費防 規準予 一項の身費の基準の基準で で 単の選手 費定 第の該 条一りする。 5/ 六十一 二 垣第一 に代 お で (で (で (で (で)) (で) 第第者を 作き。同利護る法条用 、 同 が利 度額) 明入所生活分 いたができ でする費用 - 場合は、同 - ビス費が和 - ビス費が和 護かの支護号子ら提給予の 支護号 介者事に介同 食者者 一利入合 二に者は 三な 四な 五大七生れ用所は 支介、 る る 活る食者者、 滞給護同 厚費 厚費 送理前にも

用八合者所 対称が発売が影響を ス当わば数れ ブり払 1 4 1 防定者サにに 予規業 護の事 介項護 ****** 四个 所第活 入条生 まり に 所 に 所 华 り額期 よ用短 定準子に敷防 第一項の規2 3在費の基2 8指定介護-- る。) 第海談す 5六十一条の三 二項第二号の 1者に代わり当 (額)を限度と 第第用度 が高が高が出て、関係を対し、 ~ 曹負 Щ 費はスの る合うど 在に要する された場合 子防サート 1号の滞在費 支介、滞給護同

IJ IJ * 5 行 16 例 田 72 园 华 10 が選 神 田 $\overline{*}$ HU 7 基 舞 基 10 の定 Ш K (生労働) 門 厚胄

N Δ IJ * 5 を行 事の提 |な食 別 李 10 が選定す भ 田 至 HU 7 強 Ŋ 基準(3 S 定 0 田 $\overline{\mathsf{K}}$ 労働. 生用 厚胄

继

16

ďП

鄵

10

B

に紀 大臣が別 靊 生労 <u>首</u>) Щ 實 10 に要す 过

常ら

常る \square 脳 U- 24 ら当 図面 宜が 関と MI れる 机却 出も 提担 おいて著 に用 分職の対対 1入所生活がって、その 期あ 短で 防用 予實 護る 仁庥 定に 指の のほか、 になるも の要 も対 る常 が連 掲も 美容代1名号に対おいて、 前にも 活る

4 6 Ð 10 4 IJ 2 IJ 4 100 が定め 田 +靊 生労(删 Ŋ 別 については、 田 曹 3 に掲げ、 E #6 写 凹 紙 34 中 前項第-Ň 4

N ₩ 行意 はを同く作遣 て明る つ點係 たてに 当し用 に付費 供交る 提をげ の書掲 ス文に どたで 1 ~ # 节 記 号 るを四 孫用第 鑑りがある。 の及号 用容 [の費] (の予2) (回第-項ス同 لدٌ [1] 第一し は該た、サだ 卡半 业 事しない いい I入所生活介護事たろの家族に対しまなりませれればならならものとする。 短又をよ期は得る 防者意に 後、一番子子の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一個である。 め用は はない。当時に、い、一番について、これについている。 #8 N

展

有黑 供きい。 のをら提除なり 護合な - 生活介言 ない場合 つてはた 仄をを所律行 海 る で (。) - 瀬 - 本 - か - 1 ろ 「 定る等 き者は、指2、 でを保護する 体的拘束等 業体身 薄は下下 | 生活介|| | 生命ス|| | 渉 (以 -所の行 入等る 賃予防短期プ 1の利用者等 1を制限する **(等の禁止)** 指定介護予 引者又は他の 日者の行動を 田田 (身体的拘束 国二十七条 は、当該利用 束その他利用 百は東 第て拘

經 4 び時間 及 態様 0 4 はな にら 含な 影ば 介づけれた をな 等し 束錄 体的物理 中を記録 単 なが、 神亭 業を 事む 達や 介急 海黑 入別がまない。 が短期の状況 護予防約の場合の 6 压者 指用 ₩. 0

の無 盐 쏀 巡

|に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行って | な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指 |関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければ 現要機 他 兩 城 神 6 別入所生活介護従業 乳変が生じた場合そ 護事業者が定めた関 第百三十七条 介護予防短期入いるときに利用者に病状の急変に介護予防短期入所生活介護事 ならない。

の重要事項 にしいて 事業の運営 10 に掲げる 次 者は、 (**運営規程) 写三十八条** 指定介護予防短期入所生活介護: る規程を定めておかなければならない。 **Ⅲ** 1€0

- 巡 令多 邺 10 ₩ r 4 人法、 受ける特別養護老人 び利用料その他の費 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 利用定員(第百二十九条第二項の適用を 指定介護予防短期入所生活介護の内容及 通常の送迎の実施地域 冽
 - 田
- ての留意事項 ービス利用に当たっての 急時等における対応方法
- 潜车 | 二三四五六七八九
 - 非常災害対策 その他運営に関
- る重要事項 に関す

利用者数以上の利用者に対して同時、 と信待その他のやむを得ない事情が に掲げる。し、災害、 次 者は、 事業 2 (定員の遵守) |百三十九条 指定介護予防短期入所生活介護 |指定介護予防短期入所生活介護を行ってはなる場合は、この限りでない。 第にあ

- 介護事 :老人ホームである指定介護予防短期入所生活介言 員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定J |養護| |所定|
- を階 活介護

第等

発的な活 =地域住民又はその 指っては、 いらない。 事業の運営に当7 5めなければなり 事努 **との連携)** : 指定介護予防短期入所生活介護 及び協力を行う等の地域との交流 **(地域等と)** 西**四十条** ドの連携及 **II** 40

(記録の整備)

諸記録を \mathcal{N}_{0} 関手 備品及び会計に 設備、 業者、 徙 事業者は、 **四十一条** 指定介護予防短期入所生活介護 しておかなければならない。 **第百** 整備

- 用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に| 日から二年間保存しなければならない。 0 平 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 る次の各号に掲げる記録を整備し、その完結
- x的なサービスの内容等の記録 その際の利用者の心身の状況並びに 規定する提供した具体的なサー 束等の態様及び時間、その際の3
- 介護予防短期入所生活介護計画 次条において準用する第十九条第二項に 第百三十六条第二項に規定する身体的拘 急やむを得ない理由の記録 一二三緊 四五大で
 - 次条[
- った処置 婇 7 に霧 ・る市町村への通知に係る記録 規定する苦情の内容等の記録 規定する事故の状況及び事故 第二十三条に規定 第三十四条第二項 第三十五条第二項 そにおいて準用する第三 そにおいて準用する第三 そにおいて準用する第三

-条、第二十三条、第 は、指定介護予防短期 を」とあるのは「第百 と、第百二条第三項及 は業者」と読み替える :十五条、第十六条、第十九条、第二十一条 百二条、第百四条及び第百五条の規定は、 場合において、第三十条中「第二十六条」 「介護予防短期入所生活介護従業者」と、 あるのは「介護予防短期入所短期入所生活介護従業者 第百四十二条 第九条から第十三条まで、第十三十条から第三十六条まで、第五十二条、第百入所生活介護の事業について準用する。この場三十八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「び第百四条中「介護予防通所介護従業者」とあるのとする。

100 介護予防のための効果的な支援の方法に関す 五節

て指な 業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っての他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめに協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければ、 介護予防短期入所生活介護従う者に病状の急変が生じた場合・ |入所生活介護事業者が定めた|

N

10 に関す 要事項 圕 10 庥 Ü 河 業の運 に掲げる事 次 ť 神 生活介護事業 **九条** 指定介護予防短期入所 めておかなければならない。 (**運営規程) 写三十九条** 聖を定めて来 百程 第規

- を除く **⟨**□ 鄵 10 ある 4 水火 二項の規定の適用を受ける特別養護老 活介護の内容及び利用料その他の費用 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 利用定員(第百三十条第二項の規定の適 指定介護予防短期入所生活介護の内容及 通常の送迎の実施地域 | 二三四五六七八九
 - の額
- 幯 ての留が ービス利用に当たっ 遊谷
 - 急時等における対応方法
 - 非常災害対策
- 要事項 る軍 に関す の他運営 4

万 48 に掲げる利用者数以上の利用者に対して同し、災害、虐待その他のやむを得ない事情 次だ 2 ť (定員の遵守) 第百四十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。る場合は、この限りでない。

- 隻予防短期入所生活分 5こととなる利用者数 2員及び居室の定員を)指定介護-|を超える、 第百三十条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである: 業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員 #
 - 利用定 イは、 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっ こととなる利用者数 10 1 W

W

の運

種

4) 卡 K \checkmark アデ 11 \mathcal{H} 地域住民、 ては、 当たっ、 生活介護の事業の運営にき に努めなければならない。 介護予防短期入所 う等地域との交流 指定がかか 第の

諸記録 3 関や IJ 及び会計 표 靊 設備、 押 継 紙 ť 神 指定介護予防短期入所生活介護事業 (記録の整備) 第百四十二条 指定介護予防短其整備しておかなければならない。

- 、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関から五年間保存しなければならない。 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 る次に掲げる記録を整備し、その完結の目か 0 to
 - 介護予防短期入所生活介護計画
 - 二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並

 - $\mathcal{A}\mathcal{J}$ 4 _ . | | | | | | 規定による市町村への通知に係る記録 二項の規定による苦情の内容等の記録 二項の規定による事故の状況及び事故に 第二十四条の規点 第三十五条第二項 第三十七条第二項

た処置

 \mathcal{C}

につい

(<u>H</u> 機

第短 第と 第百四十三条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第三十一条から第三十八条まで、第五十四条、第百三条、第百五条及び第百六条の規定は、指定介護予防外期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第百三十九条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三条第三項中「介護予防通所介護従業者」と、第百三条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と説み替えるもの。する。

介護予防のための効果的な支援の方法の基 五節

扱方針)

定 標を設け Ш 0 \$ 'nΩ 4 の介護予防に資する 艸 利用 ź (指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱 |**|百四十三条** 指定介護予防短期入所生活介護| |画的に行われなければならない。

6 入所生活介護の質 図らなければなら ≦介護予防短期∑ ?にその改善を№ 定常 年から指,つりつ, の幕図図図 そ携 ら運 中国 指定介護予防短期入所生活介護事業者は を行うとともに、主治の医師又は歯科医師 2亩

がる 田舎175 型的 , = S # たと て宗 子防短期入所生活介護の提供に 営むことができるよう支援する なければならない。 1定介護-1年活をは 1当たら7 指常に 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 きる限り要介護状態とならないで自立した日 のであることを常に意識してサービスの提供 n rp ₽

*1*0 HU がが Δ IJ 用する 利用者がその有する能力を最大限活 ならない。

77 14 利用者は加する。 りに、参 .所生活介護の提供に当た 、利用者が主体的に事業は 指定介護予防短期入所 の様々な方法により、 ・指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 な方法によるサービスの提供に努めなければ、 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 コミュニケーションを十分に図ることその他 適切な働きかけに努めなければならない。 4 10 B

に規 る基本方針及び前条 :、第百二十八条に規定す ものとする。 **第**記 回か

だ、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達や利用者の心身の状況、その置かれている環境等利

-ることが.て、指定-ビスの提 が管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、冷達成するための具体的なサービスの内容、サービ任介護計画を作成するものとする。 (指定小護予防短期入所生活小護の具体的取扱方針) 第百四十四条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第 定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるもの2 一 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、三 サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者 用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。 二 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当 予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常 介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するため 介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するため

当該計 されている場合は、 ス計画が作成 لدٌ 予防步

介護計画の作成に当た 得なければならない。 類入所生活/1者の同意を は、介護予防短で説明し、利用で 者し 型衣 管に ■ 介護予防短期入所生活介護計画は、既にの内容に沿って作成しなければならない。■ 指定介護予防短期入所生活介護事業所のては、その内容について利用者又はその家族

した |者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成 |に交付しなければならない。)衛理? |用者(

ながん 5介護計画が作成さ すうものとする。 ど旨とし、利用者x うものとする。 お 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管は、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用大 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当いる場合には、当該計画に基づき、利用者が目いる場合には、当該計画に基づき、利用者が目む七 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当の家族に対し、サービスの提供方法等について、

又はそ

3 に資 の充実 生活 괲 Ш 立の支援 者の自 利用 「百四十五条 介護は、利用者の心身の状況に、適切な技術をもって行わなければならない。 利用者の心身

40 入浴 W 利用者 \sim <u>に</u> 元 適切な方法 र्भ 回汉一 週間(

90 排化 適切な方法により、 í 利用者の心身の状況に応

取 N を得ない利用者のおむつを適切 10 HU おむつを使用せ 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、一 せ、又は清しきしなければならない。
 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利 自立について必要な支援を行わなければならない。
 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、お 替えなければならない。
 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前 その他日常生活上の支援を適切に行わなければな。

翹 νĶ 着替 離床、 ک 利用者 各項に定めるほか、 らない。 温

ဖ させなければならな に従事。 一人以上の介護職員を介護 定介護予防短期入所生活介護事業者は 笳

(の基本取扱方針) ·**防短期入所生活介護の** 指定介護予防短期入所 鈀

目標を設定 0 \$ 7 4 3 用者の介護予防に資す $\overline{\mathbb{R}}$ 生活介護は、 こ行われなければならない 四十四条 **加**恒 **四**返 紙

)質の評価をいない。 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その提供する指定介護予防短期入所生活介護の とともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければな 7 2行

がる 全条 用と 判的 ,皿 りを たと ミス にる 5介護の提供いまう うよう支援する 予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活分が養状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよとを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 指定介護う できる限り要介 いのであること **m** 1/2 40

4 12

4

3

HU

がな

ريـ

214 者る 利用が加ず の、どのであり 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用するこ。 な方法によるサービスの提供に努めなければならない。 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当た コミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業 適切な働きかけに努めなければならない。 \mathbf{r} \mathbf{o} \mathbf{o} \mathbf{v}

に規定する基本方針及び前条 .十九条((指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針) 写四十五条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第百二十¹ rる基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 **₩** 第定

定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、 ス担当者会議を通じる等適切な方法により、利用者 常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

7 万字が 2 万字 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達・サービス担当者会議を通じる等適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等す者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所するこ。予定される利用者については、前号の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護・原期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を有期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成すること。

当該計画 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、 1なに沿って作成しなければならないこと。 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成 1、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなら

生活介護計画の作成に当た 意を得なければならないこ **三の四**でなり なり なな。 なな、 なった。 なれ、 なった。

なな した が作成 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならないこと。指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作場場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。 **エは大い** 指当 指別の 多端に

× 艸 Щ $\overline{\mathbb{K}}$ 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 **右** 指定介記 の家族に対し

3 الد IJ 見制度を活用する 利用者が成年後 必要に応じ、 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 うに配慮しなければならない。

乞

1 常生活の充実に資す ш ریہ 立の支援 利用者の自 ئ の状況に応 田 紙

ψ) 利用者 Š 適切な方法によ 二回以上、 Ŋ 噩 慁 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 又は清しきしなければならない。 n ⊅í

HU

排せつの に取 包 るを得ない利用者のおむつを適 2 適切な方法によ ೭ 利用者の心身の状況に応 40 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せ 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用 について必要な支援を行わなければならない。 $\widetilde{\exists}$ ო 🗇

なければならない。 W 4 🎋 \subseteq

罊 νÝ 着替, 離床、 対に 利用者(指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、 他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。 の衙 \mathbf{v}

させなければなら に従事ぎ 介護(員 一人以上の介護職 业 垩 事業者は、 生活介護 予防短期 指定介護

当該指定介護 2 4 利用者の負担に てはならない。 , \$ YHU に対し、多例は、 者護 用介 の利による。 そに 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者 **~**

 $\widehat{\mathbb{D}}$ 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜 者は、 事業になって (**食事) 5四十六条** 指定介護予防短期入所生活介護⁻ ぎ慮した食事を、適切な時間に提供しなけれり 声参 第冬

14 Δ IJ **1** を凝 # で気 烹 食 ŕ _ 離床 2 者が可能な限 픥 至 せ 指定介護予防短期入所生活介護事業者 しなければならない。 2接

1 要に応 事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必引継持のための機能訓練を行わなければならない。 指定介護予防短期入所生活介護 上で必要な生活機能の改善又は 10 (機能訓練) **ゴロ十七条** 常生活を送る **四** 钟 黑皿

に利用者の健康の状況に 驰 事業所の医師及び看護職員は、 置をとらなければならない。 指定介護予防短期入所生活介護 に、健康保持のための適切な措 **₩** (健康管理) 百四十八条 菅するととも 百章 第注

環そ その置かれている もに、必要な助言 Yの状況、、 バブるととも での心事で対していません。 常に利用者の相談に適力 *達*者は、 n. その 業を対対 (相談及び援助) 第百四十九条 指定介護予防短期入所生活介護³ 境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族| の他の支援を行わなければならない。

S 適宜利用者のた ほか、 10 νK 靊 49 糠 靊 娯楽設 教養 ť 事業者((その他のサービスの提供) 5五十条 指定介護予防短期入所生活介護事 /クリエーション行事を行わなければならな 四 7 第の

らな 努めなければな rυ \mathcal{H} 3 \times の連携を ريـ 챛 常に利用者の家 指定介護予防短期入所生活介護事業者は **n** 5°

設備及び運営並びに介 活介護の事業の基本方針、 基準 生る 所す 第六節 ユニット型指定介護予防短期入 護予防のための効果的な支援の方法に関

この節の趣旨及び基本方針 第一款

)規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活 事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室 利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をい Jに構成される場所(以下この章において「ユニット」とい に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本 J供的な支援の方法に関する基準については、この節に定め (この節の趣旨) 第百五十一条 第一節、第三節から前節までの規グ介護の事業 (指定介護予防短期入所生活介護の事うに近接して設けられる共同生活室 (当該居室の利)う。以下この章において同じ。)により一体的にすう。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果信るところによる。

、所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットに的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 ニット型指定介護予防短期入月 ごにおける生活と利用中の生紀 五に社会的関係を築き、自律的 复を図り、もって利用者の生活 (基本方針) 第百五十二条 ユニッ 重し、利用前の居宅に おいて利用者が相互に 心身機能の維持回復を

に関する基準 設備 二颗 洲

当該指定介護 \sim 4 担に 利用者の負担に けてはならない。 でも l し け たを対対受 - の利用者(- よる介護を そに 入所生活介護事業者は、 事業所の従業者以外の者 指定介護予防短期. 防短期入所生活介護. **~**

栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜(し)好を 行事等[指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 、適切な時間に提供しなければならない。 (食事) 第**百四十七条** 指 考慮した食事を、近 靴粉 好

季酹、

支 4 ريـ IJ 10 ريـ で食事を 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、食事を提供するよう努めなければならない。 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂できなければならない。 ල 凝 るた

7

支

必要に応 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必引上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。 3 (機能訓練) 第**四中八条** 1常生活を送る 第日

に利用者の健康の状況に 涎 員は、 事業所の医師及び看護職員い置をとらなければならない。 予防短期入所生活介護 保持のための適切な措 指定介護-いて、健康(J) (健康管理) 第**百四十九条** 注意するととも

景を $\mathbb{M}_{\mathbb{M}}$ さの置かれている いて、必要な助言 そも の状況、 fの心事(j型に応) 者は、常に利用者 し、その相談に適生 業を対対 (相談及び援助) 第百五十条 指定定介護予防短期入所生活介護³ 境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族/ の他の支援を行わなければならない。

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、利用者からの要利用者の嗜(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供しなければならな (その他のサービスの提供) 5五十一条 指定介護予防約 **ゴエナー条** 関を考慮し、 語畫

う努めなければなら、 4 10 との連携を図 に利用者の家族 垩 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 ด 🕹

生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所 護予防のための効果的な支援の方法の基準

この節の趣旨及び基本方針 | |製

紙

業てのに及 (この節の趣旨) 第百五十二条 第一節及び前三節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事実 (指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して 設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針、設備了び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準については、この節に定めるところによる。

尊にの ット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格?における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニッに社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用すを図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない (基本方針) 第**百五十三条** ユニッ 重し、利用前の居宅に おいて利用者が相互に 心身機能の維持回復を

設備の基準 二颗

い。捜き 定防 指予く屋で ト 介 を は 型 護 除 平 が ツ定物又こ ト型指法 | ト型指数 | 内型 | 内型 | 内型 | 内型 | 内型 | 内型 | フェース 者 (以下 「ユニッ] |しない研算 |満たず二層 う下用を耐 を以使性準 生業日号建 (設備及び備品等) 第百五十三条 ユニット型指定介護予防短期入所 防短期入所生活介護事業者」という。) が当該事 所生活介護事業所」という。) の建物 (利用者の 耐火建築物でなければならない。ただし、次の各 ニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の3 所事の各の 第防所耐二

- 聯症 消防する は定 と又規 ずる形成を表れて た消団 満る百 をす第 て韓る 全管すど四 けていないこと。 合であって、次に掲げる要件の全 所者生活介護事業所の所在地を管 する第百四十二条において準用す るために必要な事項を定めること 四十二条において準用する第百四 び夜間において行うこと。 を得ることができるよう、地域任 ・居室等を二階及び地階のいずれにも設けて ・居室等を二階又は地階に設けている場合で イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所者 と相談の上、第百五十九条において準用する に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するた ▶から
- について 訓練 \mathcal{N} ぼず 斑 IJ ** ||百四|||及び 策問 第百五十九条において準用する 同条に規定する計画に従い、昼
 - 靊 *1*H 携体制 の連 4) 民等 \boxplus 枌 消火等の協力 る離 火災時におけ
- 意生物 の正谿 る期火者人建 す短耐 有防 を予は、は、 識護き 知介と 的定た 門指め 草型器 2 4 2 にこい関ッる 等ユア 動のれ 活てさ 火建保 子なり、女性、仕様な 、大災ニット活がある方面をある方式を ること。 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、 見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満た-活介護事業所の建物であって、火災に係る利用³ 又は準耐火建築物とすることを要しない。 20 見活灭
- 生るかる 【等火災が発生 【した構造であ 寧 調理に 、重 への難燃性の材料の使用 、初期消火及び延焼の抑 学り 天井等の内 【画の設置等(置火区区 ·一設備の設置 における防シ · クラ・ 箇所(710 ■ スプリンおそれがあると。
- 動が 火活 滑な消 \mathbb{H} 9 K 7 7 ti 靊 体制が整 報の び通 皮 民 よる火災の早期
- 難がの際 な強人

 大統 . $\mathbb{E}_{\mathcal{S}}$,46 S 17 まず رکہ لیا 鎌月 保る 確す 路型 難を 選員 る人 事事 有配 · 15th $\square \!\!\! \square$ -分な幅」 めた十分に乗るに乗る。 た繁 s易に行う き訓練を頻 きあること。 上 非常警報設備の設置等によ可能なものであること。■ 避難口の増設、搬送を容易可能な構造であり、かつ避難訓の円滑な避難が可能なものであ
- もらしが、 精を設けるととも 精えなければなら なび当該ユニット 等の入所者等及て 資がない場合は、 設を等設支債機関外等限 る等設施に なの各号に掲げる り設備及び備品等 当該社会福祉施設 当該社会福祉施設 当該社会福祉が **養事業所には、次の** に必要なその他の部 ることにより、当該 当が可能であり、当 所の利用者へのサー きる。 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事定介護予防短期入所生活介護を提供するために必ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するこ介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営がニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のうちの設備を設けないことができる。
- $\stackrel{>}{>}$
- 口 浴 医 浴 系
- 医務室 調理室 洗濯室又は洗濯場 一二三四五六七
 - M) 汚物処理
- ット型指定介護予防短期入 いるもの (以下「併設ユニニット型事業所及び当該併 エニット型事業所保設本体 ロニット型事業所併設本体 所の利用者及び当該ユニッ がないときは、当該ユニッ 4 特別養護老人ホーム等に併設されるコニット型特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるでは、前項の規定にかかわらず、当該併設コニッ別養護老人ホーム等(以下この節において「コニョー・一部であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利又は入院患者に対するサービスの提供上支障がない号に掲げる設備(ユニットを除く。)をコニット型とができるものとする。 介護材料室

介事ッと業業介

設をツ の護ニ ム養ユ 別 木棒ず F別養護老人ス ロニット型作 にかかわらっ (体)を記る。 ム定のとりが表す。 護十七足を三項の 養三第で 別第びと 単号項る及こ及こ 一大川卡 こ四、をツ十第有 ユ第は備 九条第二項の規定の適用を受けるユ関する基準(平成十一年厚生省令第う。以下同じ。)の場合にあっては老人ホームとして必要とされる設備 第百二十九多 とび運営に関う トームをいう。 2件別養護老/ 及ホ型 与傭人ト

予入こ件準 ニット型指定介護子 自定介護予防短期入 豊物を除く。以下に 号のいずれかの要件 5者(以下「ユニット型指定 ド「ユニット型指定 用しない附属の建物 ただし、次の各号の 舌が護事業所の建物 所生活介護の事業 等業を行う事業別 0日常生活のため でなければならね ぎ介護予防短期プ - 防短期入所で) が当該事業) (利用者の E 対次建築物でないト型指定が 严() 整道() (設備及び備品等) 第**百五十四条** ユニット型指定介護予 防短期入所生活介護事業者」という。 所生活介護事業所」という。)の建物 の項及び次項において同じ。)は、耐 を満たす二階建て又は平家建てのユニ 耐火建築物とすることができる。 \prec

- 田田
- 脚に 消防計画 とばの ご以項 17年 (17年) (満消条 をる玉 全韓第てす百 の管る 要地用とはなる。 (に掲げる母 (所の所在) において準月 (定めるに) (準用する) けていないこと。 かであって、次に が生活か護事業別 第百四十三条に才 に必要な事項を ト三条において でないて行うこと を得ることができ 居室等を二階及び地階のいずれにも設けている場合で記 居室等を二階又は地階に設けている場合で 当該ユニット型指定介護予防短期入所生対 談の上、第百六十条において準用する第百[の円滑かつ迅速な避難を確保するために必} 第百六十条において準用する第百四十三/ 第百六十条において準用する第百四十三/ 条第一項の計画に従い、昼間及び夜間におけ 火災時における避難、消火等の協力を得。 談の **イ**相を

と用

長利

- ころいて 藻 二項の訓 紙 巛
- 靊 W 垂 ¥ 難 の連 Δ 令 此 $\overline{\mathbb{H}}$
- い事該し 贖護当要 見活はとる介、を 意生きこ る者の記述人所である。このなった。 有防と築す短認物 知識を引かり、一分職子である。これをある。 ■ 第百六十条において準用する第百四十三条において準用する第百五9 同条第一項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域化ること。
 ること。
 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的9で、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建てのユニット型指定3に所の建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものユニット型指定が発地であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものユニット型指定が発売の建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものユニット型指定が発売の建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものユニット型指定が強悪をあって、火災時における利用者の安全性が確保されているものユニット型指定が護予防短期入所生活介護事業所の建物は耐火建築物又は準 るて業ユな、所ニい。
- NI する 宝客 発で Z. 迴 大災に 字章 運 型配 贈に 燃性の材料の使用、 消火及び延焼の抑制 への難が 、初期が の内装材等~ :置等により、 天井等(画の設情 \mathbb{Z} 置火 設防 60 備け 設お 1 2 ラ所 ケ箇 76 ・スプリン
- への通報の体制が整備 噩 び消防機 皮 民 涨 稱 ,大災の早, .と。 Mよる にあ 等で 備 の 語 な 記 s報設(jが可能

槧

 \mathbb{H}

4

なれ、

- 円に 家の 際と 災るのこと , IIII(り増 上 卷 に貝 拳人 保る 確す 0 置 怒匠 攤 避と MI する 有す を施 員実 幅にど な繁こ 分類る を容易に行うために十分 りり、かつ避難訓練を頻 整難が可能なものである 送でなるかの選 iの設置 なもの は 、 搬送を ・ 構造であ 日滑な避 ^{睳難口}の増設、撤 ^{睳難が}可能な構ぶ 火災の際の円衿
- 護ッを 介だ介ニト 定た定ユッ もに、指ない。なない。ない、なない。ない、ないと単指はなび出ばになる。まない、は、エー・は、エー・は、エー・は、エー・ となこ等合 指を設けると 割えなければな はなび当該ユニ は等の入所者等 に障がない場合 備備等設支 る雑雑社供る設定を設定を設定を設定しませ 次に掲げる 関及び備品等 変社会福祉財 が対会福祉財 が対会福祉 が対の福祉 、龐潔៕」 | | 接所には、 | の他の設備 | より、当記 | になり、当記であり、当 介護予防短期入所生活介護事業 護を提供するために必要なその 設等の設備を利用することによ 護事業所の効率的運営が可能で 期入所生活介護事業所の利用者 を設けないことができる。 、型指定介護 所住所介護 会福祉施設等 所住所介護 要予防短期 のの設備を記
- 二室落理

医軍

- 又は 処理 THH) 口浴 医 開 洗 用 網 物 脚 物 一二三四五六七

业

颶 洗

- 該つ特が者各こ 当ある営所項る れるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当ばが行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)に言該併設ユニット型事業所を併設すいおいて「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的運入型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入意供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同りをユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供すが か護材料室 特別養護老人ホーム等に併設され 養護老人ホーム等と一体的に運営 、前項の規定にかかわらず、当該 護老人ホーム等(以下この節にお であり、かつ、当該併設ユニット 入院患者に対するサービスの提供 掲げる設備(ユニットを除く。) 4 特て別可又よと別は後能はどれ 特養、護で入場で 別は書きなる。 該つ特が者各こ **介護事業所であって、当該事業所」という。)にあっット型事業所を併設する特という。)の効率的運営が終所併設本体施設の入所者業所併設本体施設の入所者業所併設本体施設の利項名業所併設本体施設の前項各外護の事業の用に供するこ**
- 備を養 設ム別 の一体 - 人トウボ型 ホ老ツ 人護二 老養二 難別 養特ず バーム (特別者) ロニット型件 にかかわら 海川らか 護士号の **憲三一** - ット型特別 3十六号)第三 (び第七項第-とで足りる) 三四及こ る令三寸二第項る 受生、をけ省第有 を厚は備 真の規定の適用な 重 (平成十一年層) 3場合にあってに 3要とされる設備 項準の必 二基)て 刊記下了 百営以ホ 策運。人 びら考 る及い護

- fo 2 茶のと 三項各号に掲げる設備の基準は、 無 ဖ
 - イッコイ 居室 7
- への指定介護予防短期入所生活介護の 艸 田 ただし、利用 ことができい とする、 一の居室の定員は、一人とする 上必要と認められる場合は、二 (1) 一の居 提供上必要と
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定の護事業者がユニット型指定の調入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護といては、ユニット型指定分に対して、)の数の上限をいう。以下この節及び第百五十八条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね十人以下としなければならない。 シー・ うものとし、当家、 「七号(当該に
- 世 __ ŕ > 1] 1 Ц * 427 #6 と。 注 注 計 提 ・六五平方メートル以上とすること 利用者同士の視線の遮断の確保を)隙間が生じても差し支えない。 (3) 利用者一人当たりの床面積は、十らない居室を改修したものについては、隔てる壁について、天井との間に一定の
 - Δ Ŋ 慮する、 について十分考。 防災等 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、 €
 - 共同生活室 П
- トの利用者が交流 > 1] 当該工 (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する
- 二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定 (2) 一の共同生活室の床面積は、二平力を乗じて得た面積以上を標準とすること
 - 必要な設備及び備品を備えること ල
- ハ 洗面設備
- 4 10 1 数設は に適当 NW 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ご。 要支援者が使用するのに適したものとする
 - Δ IJ
 - 便所
- ريـ 10 数設け
- 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当 要支援者が使用するのに適したものとすること。 £8
 - 浴室
- 要支援者が入浴するのに適したものとすること。 規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準 7 前各項に規定するもののほか、ユニット型は、次のとおりとする。
- ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とする利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないいたあっては、一・八メートル以上)として差し支 , ř た 。り原 7,4 ∰ こと 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とする。こと。なお、廊下の一部の幅を拡張することにと認められる場合には、一・五メートル以上えない。
- Δ IJ 10 所に常夜灯を設け 廊下、共同生活室、便所その他必要な場 階段の傾斜を緩やかにすること。
- 消火設備その他の非常災害に際して必要
- ばな設備を設けること。 場合は、一以上の傾斜路 二三四四五次
- 五コニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
 コニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準第百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準第百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十条の四第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

ريـ **次**の る設備の基準は、 各号に掲げ レニット 河河 紙 7

ဖ

10 fo

ريد

\$ 2

- 者への指定介護予防短期入所生活介護 5こと。ただし、利用 人とすることができ 4 11 X 合は、 一の居室の定員は、-L必要と認められる場
- 7元配置 $\stackrel{>}{>}$ 1] Ц 4 がたって Ŋ #6 デッ 計稿(7) (3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすることさない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を隔にる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。
 - Δ Ŋ 慮する、 について十分考 防災等。 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、
 - 共同生活室 П
- トの利用者が交流 当該ユニ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当に常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する
- 定 トの利用 二平方メートルに当該共同生活室が属するユニッ ند とする 一の共同生活室の床面積は、 (2) 一の共同生活室の床面稿 を乗じて得た面積以上を標準
 - 必要な設備及び備品を備えるこ ල
- 4) IJ 10 数設け 汌 に適 ريـ لد لا 宝宝 居室ごとに設けるか、又は共同生活 要支援者の使用に適したものとする
- 便所
- IJ 10 数設け 汌 運に رک لَد لِلاَ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室、 要支援者の使用に適したものとするこ

4

- 3
- こと。 定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準 の入浴に適したものとするもののほか、ユニット型指 ・浴室 要支援者の入浴に適したものと 前各項に規定するもののほか、ユニット 次のとおりとする。
- すない文 ぎに予 ・トル以上と |支障が生し | として諸 こと。ただし、中廊下の幅は、二・七メートにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支(中廊下にあっては、一・八メートル以上) ー・ハメートル以上とする、 の一部の幅を拡張することいては、一・五メートル以上 。 のとお、 廊下の幅は、-なお、廊下の一部。 [×]場合には、 一 廊下の幅は、 こと。なお、廊下 と認められる場合 えない。
 - ト型指定介護予防短 人福祉施設の廊下の □ 前号の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設するユニッ期入所生活介護事業所の廊下の幅については、当該併設する指定地域密着型介護者、幅以上とすることで足りること。
 ■ 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 ■ 階段の傾斜を緩やかにすること。
 ■ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 ★ ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。
 ターを設けるときは、この限りでない。
- ただし
- を護百満 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指 併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例、七十一条第一項から第七項までに規定する設備の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準たしているものとみなすことができる。

無 といっ ij 業所(予防短期入所生活介護事 介護 定 型描述 1] Ц 一条の規定は 111 第百 百五十四条

る基準 p 三翼に 胍 鲗 川製

用料等の受領) 民

る予介指防護 当今生産を選出 該定所 に指入 ス該期 ど当題る サて子と一、防す 受と介も領し護の 法定代理 割料の一部 いト型指定 いを受けるも 等業者は、沿行から利用* 行から利用* 1該ユニット 1額の支払る 事者当た 後用がいます。 占 ₩ 第百五十五条 ユニット型指定介護予防短期 定介護予防短期入所生活介護を提供した際に 短期入所生活介護に係る介護予防サービス費) 事業者に支払われる介護予防サービス費の額

字生 介入ら 護所な 定期な ない指別子防短数けれた し護な 当介し 該定に に指う K 'A 適に、物質で、ない。 サのじ 領料生 受用が ・ と利 を利 着 定けな 法受理 、多合 は払不 者支 業らに か間 雙予防短期入所生活介護事 是供した際にその利用者法 ナービス費用基準額とのII 海を提りため、大力は、大力は、大力が、 指定 介護 職子 本生る。 こ人に、所と、所と、 五 (短期) (介護) 20 防活

 \mathcal{N} 阦 のほか、 額 10 t 臤 W 支 6 河河 温 せ 衶 业 $\mathfrak{m} \boxplus$

黄よ護 ど定法スピー 一期生 f介護予防サー]条第四項の対 b防短期入所 !度とする。) 海(三) 繼行 定用定額() を準型限権権関係 よ基ト担 のる該食 一定りず頃す当る 定りす に発 法 法 が が が が 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事用の額の支払を受けることができる。
- 食事の提供に要する費用(法第六十一条の利用者に支給された場合は、同条第二項第一号当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に対策を表すが表別をは、同条第二項第一号に業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に の号にに

(費が利) (でより) (分護事) 養予防サービス費 ミ第四項の規定に 5短期入所生活分 3度とする。) :入所者介護-門額(同条第 記介護予防約 (度額)を限別 定費指限 - より特分を基準を - 100を基準 - 100を単位 - 100を - 100 に費」費のツの 實 定在二 規滯該滯 のる当る 画一 するす 定わ定 三ににに第期代規 二 滞在に要する費用(法第六十一条のこに支給された場合は、同条第二項第二号/特定入所者介護予防サービス費が利用者/に支払われた場合は、同条第二項第二号/

N Δ IJ 5 介 W の提 W) 別な居 が選 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用る費用

に伴い必 ىل IJ った を行 事の提供 別な食 华 10 ぼず が選 艸 に基づき利用 厚生労働大臣の定める基準| る費用

坐 W ĮΠ 邺 3 B 生労働大臣が別に 恒 Щ

 $\square \, \mathcal{L}$ わり認 う当 の適 宜が 便と M N れる 和如 世も 提担 おいて | に用 介護の利 生が、 アデップ 期あ 短で 防用 もののほか、指定介護予 必要となるものに係る費 □ 厚生労働大臣の定なる費用 厚 厚生労働大臣の定なる費用 なる費用 おる費用 送迎に要する費用 送迎に要する費用 対心・ 理美容代 古 前谷号に掲げるも せんにおいても通常込む ちもり

0 J. **1** 4 N \mathcal{N} IJ Δ \mathcal{N}_0 \mathcal{E} が定 田 $_{\mathsf{K}}$ 靊 汨 \mathbb{H} 世 IJ 別 ついては、 M Щ る費 でに掲げ 一号から第四号ま 前項第-*1*0°

当付用 に交費 供をる ゴンや 一點法 サを号 る用四 係費策 じから 額及か 0 徐亭 用内一 費の第 のス項 寅ど同 îl], 第サし 、該だ は当た 卅 业 事対が 介族な難にら ュニット型指定介護予防短期入所生活介書・っては、あらかじめ、利用者又はその家族! 説明を行い、利用者の同意を得なければな! る同意については、文書によるものとする。 与たて係

疅 0 いついん 尶 の運 事業 \mathcal{M} に掲げ 狄 ť 神 獙 攤 活介 所仕ない、 2 (運営規程) |**百五十六条** ユニット型指定介護予防短期 |事項に関する規程を定めておかなければな

ÍП 遲 3 Ð P 4 松 攤 撇 特別 型 1] Ц 3 钗 ₩ \blacksquare 團 ぼの

1] Ц 3 気け、 1 田 の適 定 の規 河 紙 ** Ш 無 事業の目的及び運営の方針
 従業者の職種、員数及び職務の内容
 利用定員(第百二十九条第二項の規定の通際く。)
 ロュニットの数及びユニットごとの利用定員特別養護老人ホームである場合を除く。)
 お指定介護予防短期入所生活介護の内容及で、通常の送迎の実施地域
 サービス利用に当たっての留意事項

6 曹 挙 その 他 の 田 予防短期入所生活介護の内容及

町

田 無 といっ Ĺ 業所(介護事 予防短期入所生活 定介護-型描述 __ $\dot{>}$ 1] Ц 定は 条の規算 1] 111 Ш 紙 巛 田 + 用 田 第る 用ず

の基 洄 뻿 川製

(頭 Щ

指防護 る予介 す護活 当介生 該定所 に指入 ス該期 ど当題る 、防す サて予と 三代理受領 ラー部として 2指定介護 でけるもの と 法定代数学の一部の単独を受ける 事者当た F生活介護事 その利用者 は準額から当 B除して得力 币 、基控 は用を 期に費額 短際スの 防付ビ費 予しこス 、型指定介護 芸介護を提供 「 の介護予防サービン ト活る護 ッ生係介 十予所に 利压護人指 百介期業 第定短事

3 Ħ \mathbb{X} ほか、 額 10 区 ₩ $^{\cancel{1}}$ 支 6 河河 温 ť 艸 业 介護 洪 \mathbb{H} 2 ユ: 防短期ご 活介護(ო ⊞

字生

介入ら護所なら

ない指定で予防短期でければない

し護な

該定に当介し

に指う

K ,4

كَ لَدُ لَدُّ

一額な

御神子の子で

祖別を開発を表れている。

代る影

定けな

法受理

は払不

護者の

介用と

年の新の新の動物を

所を基

入に用

観れて、一様を

防しど

予 供 一

護提寸

介を防

指介護人

ト生る理话介

ッ形係

ニスだ

者支

、₩

がり事

用当業

翢

Ž

瞅

が定支 費特に ス談者 業宗只 おいた。 予定活 護規生 者頃人の所 所四期 入第短 定条防 !により特ス !用額 (同彡 !定介護予₪ 定費指 規準型 第一項の規 で費の基準 に ニット型 に こって 型 第食ご腹 条一つの 第六十一条 5二項第一寸 行に代わり 1限度額)。 がを動している。 対対対域を対け、 3 ユニット型指定介護 用の額の支払を受けるこ 一 食事の提供に要す 利用者に支給された場 入所者介護予防サービ 払われた場合は、同号

用入払者所われ 利定支 が特に 費該者 ス当業 戸り事 」よ護 |介護予防サー |項の規定に。 |入所生活介 ****** 四期 大条的 所第的 : り特定/ |額 (同) |介護予|| よ用定 定準型でで書作べる。 第一項の規2 群在費の基³ ダユニット型 で限度とする 第六十一条の三第一 第二項第二号の滞存 引者に代わり当該コ り負担限度額)を即 | 開 (法第7 | 大、同条第二 | 費が利用者 | 3 講在費の手 費はスの る合ど号 自一番子 在に要ったない。 はおれた はみなたが は子防サー 支介た 滞給護場 二に者れ

4) IJ N 5 介 16 供 酬 Щ $\frac{7}{2}$ 別 李 3 が選定す 神 田 $\overline{*}$ HU 7 基 N 基準(8 0 田 $\overline{\mathsf{K}}$ 働 生用 光 光 厚實厚實 10

圉 年い必 Ù رک IJ った を行 **世** 事の提 |な食 特別 3 が選定す 艸 Щ 平 基づき N 無 基 10 B の定 Ш $\overline{\mathsf{K}}$ 労働 10

继 16 $\triangleleft \square$ 业 3 B 定 N 大臣が別 靊 在光 恒 田 曹 \mathcal{M} p

常る

常る $\square \, \mathcal{L}$ 、脳 40 21 ら当 の適 宜が 便と MI なななるが 供も 提担 おいて持者に負担 に用 介護の利 1入所生活/ いって、そ⁶ Š 期あ 短で 防用 予實 達る 定を記る 指の ほか、 なるもの 6 20 の要 も対 る常 が連 掲も 前にも 活る 三な四な五大七生れ

4 0 **₩** 10 4 IJ 3 IJ Δ **1** が定め、 囲 +衝 生光 世 Ŋ 沼 については、 Щ 實 **1** 1 (7掲) p #6 阜 曰 紙 2 号办 紙 前項 ю° 4 ل)ـ

しに 当付用 に交費 供をる 提書げ スたにの文掲 ゴンで 1 記ま サを号 る用四 係費第 びから 額及か 用内一の容号 費の第 通りに対し 111 , 第サし 、該だ は当た 神 海 | 本 | な | ない。 ک 難にら 別入所生活介護 7はその家族に 得なければなら 5ものとする。 期又得る 短者をよ ット型指定介護予防係 あらかじめ、利用者 テレン、利用者の同意を こついては、文書によ ₹ 4 $\stackrel{>}{>}$ 1] はを意 ユて明同 つ點る 与たて係 しに

图 刪 10 庥 NJ 呼 の運 事業 **1** \mathcal{Z} に掲 次 ť 种 貅 冊 介護 筑 入所 基入ない 防組ならど 予世 ニット型指定介護子 定めておかなければ 及び運営の方針 電、員数及び職務の 第百三十条第二項の 三の記念 H 49 和 十 ₺ 運用照 第項

9万 的職

ÍΠ 业 3 3 4 ナイ 栁 麓 撇 特別 型 > 1] Ц 10 受けけ ₩ \blacksquare 團 6 容定 の規 5及(養) 事従利 **届に | I | II | /**

型 __ > 1] Ц **1** 1 区 *1*H Щ の適 定 の規 所 11 無 二十条 Ш (新 定 Щ の利 J) 🗸 汀盤 $\leftarrow \cancel{\%}$ $> \sqrt{\Box}$ 川脈 びあるるる 及で 数ム 7] ッ人 ήΨ 1] 讃 Ц 撇 四別五大七

ト歴

>

の他の び利用料を 皮 綊 の 万 攤 \leftarrow 坦 [期入所] [施地域 入所 田 予防 0 定常 指通

田

幯 の留 \mathcal{C} $\overline{\mathbb{R}}$ لدُّ

緊急時等における対応方法 非常災害対策 その他運営に関する重要事: **ルカナ**

- る重要事項

(勤務体制の確保

型指定とに徐 <u>~</u> 1 ツ所 川洲 ユ事 切な分職 適活 _ に対が、一方形人 者期 用照 利防 は、護 者介 業定 事造 護型 活ッ 1] 所ユ |**百五十七条** ユニット型指定介護予防短期入 |護予防短期入所生活介護を提供できるよう、 |者の勤務の体制を定めておかなければならな

- 2 ばな を行わなけれ ാ 員配 驖 10 S に配 中 の各-狄 ばと \mathcal{C} 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当た
- と及 リ謡 る夜 安全 置貝 配職 を護 員看 護職区人は **审員** は職 X 上の介護職員 一人以上のシ 人以_-

び深れ

介護

- f生活介護事学、型指定介護。 ない業務に 氏とぼよさま 海 ル ル ル ル ル ス フ ス フ 予の影響を 護よ接 会を で が ば が - と。 - ット型指 8所の従業者 1者の処遇。 るユ事利に、 攤 置は介 配者活だ を業生た ■ 昼間については、ユニットごとに常時一人」
 ■ 夜間及び深夜については、ニュニットごとは務に従事する職員として配置すること。
 ■ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーをある。
 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事所だとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事がだるが、当該ユニット型指定介護予防短期入所がでは、この限りでない。 る所的:
- 質の向 従業者の資 攤 予防短期入所生活介 小攤-者は、 業者に ない。 事ら 月入所生活介護 こなければな 貴子防短期7 8会を確保1 ・ト型指定介護∃ その研修の機≤ いに、ジグ 4 8 4 **4** e^{-}

者数以上の利用者(待その他のやむを(利用、 に掲げるだし、災害、 次だ * ť 事業者にない。 事心 灩 介は 活で \mathbb{H} 5 刑 三介護予防短期入] 引入所生活介護を1 りでない。 (定員の連守) 第百五十八条 ユニット型指定介 対して同時に指定介護予防短期入 ない事情がある場合は、この限り

- 定人 対が、 ~ j $\nearrow \neg$ 11 > 411 44 41 人 お 人 子 人 子 子 老護 護養 養別 別幹 特型 型上 ~ > >11 11 4 二該数 る当者 第百二十九条第二項の規定の適用を受け 予防短期入所生活介護事業所にあっては、 員及び居室の定員を超えることとなる利用 護定
- の利 ريـ ĵJ __ > 1] Ц ť 4 \mathcal{C} Ð N 币 継 ·介護事 入所生活 期数 倒者 防用 しないユニット型指定介護予 の定員を超えることとなる利 寒景 に蒙り、いま 导政 定事 11 =

|四十二 | 護の事 |1日日十 |1日日十 百介第第 1十条から第5 2期入所生活/ 3あるのは「第 3あるのは「第 四類とと (公養、第百) (公養子防後) (十八条) (一次条) 第百三十七 ト型指定分 「第百三十 の規定中 三定三らる十に多す。 百期 +24 第の三号と (準用) 第百五十九条 第百三十三条、第百三十四条、第条 (第百二条の準用に係る部分は除く。)までの業について準用する。この場合において、第百三六条」と、第百四十一条第二項第二号及び第四号九条において準用する次条」と読み替えるものと

基 16 黑 IJ の方法 大援(介護予防のための効果的な 第四款

IJ

こ当たっての留意事項)が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及るようにするため、利用者の日常生活上の活動に を支援するものとして行われなければならない。 者き活 用で生 利が常 , ~ i = (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 第百六十条 指定介護予防短期入所生活介護は、 び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むこ。 ついて必要な援助を行うことにより、利用者の1

- W て生活を Š がそれぞれの役割を持 において利用者 __ 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニとができるよう配慮して行われなければなら指定が譲予防短期入所生活介護は、利用者 N
- て行われなければならな ر 一の確保に配慮 97 က

対応方法 10 おけ 卡 **心** 策 ハ九十

- 衣 常災害さらの他運動
- 座 Ш 3 to 黑 \lesssim 呼 N

硃

指軸 ___ 11 # 適切知知 対下 者 作 用定 生指 は、型は、 者ツ 業二 介護事勢 Ц ト型指定介護予防短期入所生活介護事 介護を提供することができるよう、コ の体制を定めておかなければならない コニッ |入所生活*が* |者の勤務の **が務体制の確停** 5十**八条** ユニ 7的短期入所生 2に従業者の第 動圧率と 百悪ご 第介所

- を行わなければな 鮰 (の配) 職 10 B に発 X Ħ P ζ 2 汌 10 B 定 *1*6 務の体制 者の勤 S
- る夜 安全 置員 屈職 を護 員看 職は 護 又 **审員** (員又は) (分護職) 職 ついては、
- と及 6 上の介護車 一人以上(人以入り ر رُ にという事子によっている。これで、これで、これで、これになっている。 マトバーは、日本のに関する。 B間について 関及び深を き事する職員 昼夜従
- 業子の 事護に 護介務 「生活介置、 型指定/ ない業別 所 / とぼ 海 に が に 及 り 予の別の影響を 定者に 指業遇 と。 ・シト型打 5所の従 1者の私 - を配置すること 事業者は、ユニッ f生活介護事業別 ただし、利用者 - ダー 治護事 調入所 ない。7 背勤のユニットリー P防短期入所生活介 型指定介護予防短期 共しなければならね レーット ニット型 に、 に、 当入所 生部 い、 に、 の限り
 - (の向) 魟 の資 が護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者(ばならない。 、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送る、に関する事項をその内容に含めなければならない。 、所生活介護するなければなり 介護予防短期入所生活介 の機会を確保しなければ 、利用者の尊厳を守り、 の擁護及び虐待の防止に 、型指定介護⁻ この研修の機⁵ $\stackrel{>}{>}$ リコルシンドル 4 0 4
- P F 2% IJ 前項の研修には 、利用者の人権 3 ₩.

に得

介邑

に得 |教以上の利| |その街のやね 者待 利用、 に掲げる。し、災害、 次だ けば、たけた 事業者に ない。 事る - 介護なけれない 1入所生活/1を行ってい 養予防短期プ f生活介護を ざない。 済入り護氏で ハ型指定/ 養予防短期/ は、この限り イットを建る。 (**応員の遵守)** 第**百五十九条** ユニ 対して同時に指定介 ない事情がある場合

- 定入 指の 写る ~ J $\nearrow \neg$ 11 > 411 M H である 4] 人子一、一条人子、一条人子、 老護 護養 **憲別** 型軟 基本學 ~ > > 11 11 4 二該数 る当者 け、用 夏の規定の適用を受い 襲事業所にあっては、 習えることとなる利用 一通 小 で と を 超 第活員 三十条 入所生 室の定 第百 海期 び居 発して対グ
 - の利 ريـ ĴJ __ > 1] Ц ばり \mathcal{C} 48 業所(介護事訓 入所生活 期数 倒布 予防利利利 '定介護-となる1 指と 型と $\neg \mathcal{N}$ ッえ 二超 江谷 $\leq \blacksquare$ な定 $\neg e$ 寒黑 該居 じざ 导及 治具 定

111 # + + 十四年六 四護百百 百介策策 - 条から | 入所生が | かのは | かのは |- 類とと| | 期ああ 四防 (大) 第百四 (大) (基) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) 第百三十八条、 :ット型指定介 資中「第百三十 :での規定中「 第二項ま 第百三十七条、第 にでの規定は、ユニ 第百三十四条第一項 第四号から第六号 10とする。 第百三十五条、第 部分を除く。) まて 場合において、第百 工項第二号及び第四 と読み替えるものと 条るの第一、部場によって、 (準用) 第**百六十条** 第百三十四条条 (第百三条の準用に係る 案について準用する。この 七条」と、第百四十二条第 条において準用するが条) 第条業七条

の方法の基 大援 的なご 畎 ための数 6 臣 쒸 灩 午 鬏 囙

留意事項) Ġ ι h 4 Ш <u>၂</u>

-) 生活様式 に り 活 た り だ な ら な り な 自らの 第生活 ければれ カに応じて、目 利用者の日常 して行われない その有する能力に こうにするため、利 で援するものとして がるを、よ支 生活介護の提供に当た 生活介護は、利用者が 舌を営むことができる 利用者の日常生活を **養予防短期入所生活** 雙予防短期入所生活 1律的な日常生活を Fうことにより、利 ・型指定小護・ におって自復 はなどって自復 はな援助を行う **|西大十** | び生活| | しいん。 第及に
- 16 生活 \mathcal{C} ぞれの役割を持 トにおいて利用者がそれ 入所生活介護は、各ユニット して行われなければならない 指定介護予防短期入 とができるよう配慮し 指定介護予防短期入 21 NJ 気む

気む

て行われなければならな ک 靊 記記 一の確保 N. \checkmark ・のプラ 괚 利用 ť 介護 定介護予防短期入所生活 က S

(少灘)

を営む J用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活 応じ、適切な技術をもって行わなければならない。 **百六十一条** 介護は、各ユニットにおいて、 とを支援するよう、利用者の心身の状況等

事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が持つて行うよう適切に支援しなければならない。

事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適なり、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護生活を営むことができるよう、適切な方法によし、やむを得ない場合には、清しきを行うこと

適切な方法に 利用者の心身の状況に応じて、 事業者は、利用者ければならない。 定介護予防短期入所生活介護 について必要な支援を行わな 指付 ユニット型排せつの自2 **4** $^{\sim}$

ュニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者について 排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着 整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 5は o z ィ

常時一人以上の介護職員を介護に従事させなけ - ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 ればならない。

汌 て、利用者の負担により、 介護を受けさせてはならな その利用者に対し者以外の者による ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事 1 or ﷺ

栄養並びに利用者の心身の状況及び .所生活介護事業者は、 らない。 ニット型指定介護予防短期入 した食事を提供しなければな **第百六十二条** ユン 警(し)好を考慮し 無譽

N 適切な方法は 利用者の心身の状況に応じ ればならない。 業者は、 ュニット型指定介護予防短期入所生活介護事、 食事の自立について必要な支援を行わなけれ **2り 3**を必

事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう ュニット型指定介護予防短期入所生活介護 提供するとともに、利用者がその心身の状況 要な時間を確保しなければならない。

10 会的関係を築くことができ しなければならない。 大技様 |者が相互に |おことをま 利用がある 者は、公職をは、公職を持て、 業室 事活 定介護予防短期入所生活介護 尊重しつつ、利用者が共同生 ムニット型指え その意思を ц. **4** 4

しなけれ た趣味、 .所生活介護事業者は、利用者の嗜(し)好に応じ もに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援 (その他のサービスの提供) 第百六十三条 ユニット型指定介護予防短期] 教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると。 ばならない。

常に利用者の家族との連携を図るよう努めなけ 業者は、 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 ればならない。

(無用)

第百四十七条から第百四十九条までの規定はユニット型指用する。この場合において、第百四十四条中「第百二十八とあるのは「第百六十四条において準用する前条」と読み 第百六十四条 第百四十三条、第百四十四条、定介護予防短期入所生活介護の事業について準条」とあるのは「第百五十二条」と、「前条」替えるものとする。

(〇六号) 三年八月厚労 [平成 到逐 第七節

一〇六号] 厚労令 二三年八月 松 削除 p 百六十五条から第百七十八条主

関する基準 基準該当介護予防サービスに 第八節

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

律的な日常生活を営む **百六十二条** 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生? とを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。 第こ

なだ に決適ない。たれ 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。たけし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

適切な方法に 利用者の心身の状況に応じて、 ット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者 つの自立について必要な支援を行わなければならない。 11に 排仕・ **4** $\stackrel{\sim}{\sim}$

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者について 排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 ഥ പ്ല്

利用者が行う離床、 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、 整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 **o** k

鞍

艸

人以上の介護職員を介護に従事させなけ 2 に対して、利用者の負担によ による介護を受けさせてはない コニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者 コニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者 常時一 œ ﷺ

(食事)

栄養並びに利用者の心身の状況及び 第百六十三条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 嗜(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。 季節、

適切な方法に 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用り事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適り、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

に食べる 切な時間にとができる 澚り 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重したうを提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとる必要な時間を確保しなければならない。

1 とができ 五に社会的関係を築くことが を支援しなければならない。 |者が相| ることが 用と 利答 者は、利で食事 業 ៕ ·ット型指定介護予防短期入所生活介護事: の意思を尊重しつつ、利用者が共同生活: νζ . Ц ന പ്

(その他のサービスの提供) 第**百六十四条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

よう努めなけ 常に利用者の家族との連携を図る 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、 ればならない。

(準用)

架 石 ユニット型 デー項中「第E 開する前条」 第百六十五条 第百四十四条、第百四十五条、第百四十八条から第百五十条までの規定は、ユニ定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百四十五条第一項二十九条」とあるのは「第百五十三条」と、「前条」とあるのは「第百六十五条において準用すると読み替えるものとする。

の基準 基準該当介護予防サ

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

護生所ス「介け予活)に指護れ防介指係定事ば す介所業ビ下所なる護生所スパケリ 当当入事一以通し 漢)当は着合方に又以介応型第認う。 、当対着令防い が短期入所生活介護の事業を行う者(の事業を行う者)(以下「基準該当官介護予防認知症対ででに指定がに指定地域密着下八年厚生労働省会官する指定介護予算等」という議事業所等」という事業を受ける指定の 並十定介 する今職子別でいる。)という事業に行う事業所は、事業所の運営が指数を受ける事業の事業のでは、事業のでは、一一条に対しませる。 」を事備基十護 当護業護設る第介 「西七十九条 基準該当介護予防サービスに該当 ガス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介 対入所生活介護事業者」という。)が当該事 事業所」という。)は、指定介護予防通所介 は地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 介護予防のための効果的な支援の方法に関す。 「城密着型介護予防サービス基準」という。) 関をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定 にない。 **百**ス期事地介域所ら 第ビ短護定る地業な

野業所ごと (は、次の ・護予防短 (障がない) 事数介支 護員当に 必難。 アデーでいる。田本の 期心り利 護従こあ 当介図合介護るで 該活を場 準生携る が表して一般である。 者期とが 業短士と 事防養こ 護予栄るる。 (従業者の員数) 第百八十条 基準該当介護予防短期入所生活介記に置くべき従業者(以下この節において「介護とおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の対別入所生活介護事業所の効果的な運営を期待するときは、第三号の栄養土を置かないことができる 第にと期と

- 業準所介又者第に護は 事基業活三 :活介護 - ビス等]一の事業 1人所生活 の数が三 至一同期(財害事子同 子 ((((() (活分離しています。単独に対象の対象に、一条では、 利用者(当該基準該当 と基準該当短期入所生活 所生活介護をいう。以下 当該事業所における基 ■ 生活相談員 一人以上
 ■ 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基づ百四十条の二十六に規定する基準該当短期入所生がおいて一体的に運営している場合にあっては、当以は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下こその端数を増すごとに一人以上
- 人以上 1 栄養士 機能訓約
- 三四五
- 当人 適期 た短 じ防 心予 に護 青介 実当 所がの数 業基 事に **躨規** 介幣 生活 入所たれた 羅 予防短げとする。 護 値 5基準該当介計 1年度の平均 2数による。 1は、日常生? 3当介護予防条
- をで 練が 訓と 8 % 6 11 たす 止するプ に従事・ 防務 を職 の減退の他の単 指 形 な機両事業 要護 が介 に活 : むの | | 所生 営入 を期 活倒 四 機能訓練指導員 一人以上 五 調理員その他の従業者 当該基 2 前項第二号の利用者の数は、前年 介護の事業を開始する場合は、推定数 3 第一項第四号の機能訓練指導員は う能力を有する者とし、当該基準該当 るものとする。
 - 事を 介 業 著 者 所徙 予活 小護 所生) 定人 海型 る短 定する 規護 に介 律る 法げ の複 の高い そ各 法項 業と 事え |生活介護| |業者に加え |期入所数の従う数の従う 予防短数される数 辛春
- 準業四を 基事百定 等の策規 ス一準に ど同基項 、举令 がス前 ディ子 子 居業一と 指の名が、近事から、 居を 後に、近に、 浜同 生下はた 4 短期入所4 さいう。以7 さについては 5 基準を満れ 当を合る 準介る関談護場す 基活いに と生て員 基準該当介護予防短期入所 十条の二十六に規定する基 り同一の事業所において一 二十七第一項から第四項ま を満たしているものとみな 基準該当介護子 等として必要とさら するものとする。 基準該当介護子 国十条の二十六に にり同一の事業所 で二十七第一項か 四よの準 2介3うる 4所保 5百に条基

所活事 業生徒 職事 入所 多別 多に 多に かんしん 介期職 均短期入所生活分 な当介護予防短期 養事業所の他の職 かのとする。 初かに対して、一般である。 後、生活を 沠 し所が # | 本 | 大 | ス | ス | ス | ス hは、基 ない。 けか短 けみ は 手 が 手 者ら護従 業な介に 護士がばれる。一般をはいる。一般をはいる。 子子 で 数 で 数 数 等 の 当介護予防短期入所4 比事する管理者を置か 章がない場合は、当該 ちる他の事業所、施認 当従障あ (管理者) 第百八十一条 基準該当ごとに専らその職務に従う護事業所の管理上支障して返してので理したに 第ご介し

期用介 対して利用が出 予を応 (当介護-とができ (短期入) 権数の分別を対象 基け護 該受介 まるまる。 供該 || 定員|| 日本 || 日本 :の利用(2) 活介護(3) にとし、基 は、その人が所有が大力を対け、大手をは、大米舗と 所數十 準的を 楽倒し 介護 生当同 (利用定員等) 「百八十二条 基準該当介護予防短期入所、所生活介護事業所において同時に基準該等の数の上限をいう。以下この節において「60年において「60分の上間をいう。以下この節において「60事業の専用の居室を設けるものとする。 第入者護

に準短介防号介け相談期護サ。護れ れ基防所予六所な 活う準知域側知介者該症密省症が消費を)所定並十定所 ・十六条 基準該当介護予防サービスに該当す、以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」。 所生活介護事業者」という。)が当該事業を行所」という。)は、指定介護予防通所介護事等密着型介護予防サービスの事業の人員、設備予防のための効果的な支援の方法に関する基準予防のための効果的な支援の方法に関する基準登別のための効果的な支援の方法に関する基準型介護予防サービス基準」という。)第十三又は社会福祉施設(以下「指定介護予防通所、 第四六十六5 (以下 (以下 (以下 (資事業所) と (会事業所) と (会事業の (分職等の (分) と (の) に (о) に (o) 第ビ短護定る地ういまさますが

ご炊防な 事数介支 護員当に の難の 下い 当用 下 多 落 者 海湖 「トトリント」 「大り」、利 被接続によって、 護従ごあ 準生携る :者が基 :類入所 :との連抄 ができる 準該当介護予防短期入所生活介護事業者(以下この節において「介護予防短ただし、他の社会福祉施設等の栄養士事業所の効果的な運営を期待することの栄養土を置かないことができる。 業短士と 雑者た事の 談しだ業栄 **は者の国際** -**1.2を展り** - 1.2を発酵 - 1.2を発酵 - 1.2を引きませる - 1.2を引きませる - 1.2を引きませる - 1.2を引きませる - 2.2を引きませる - 2.2を引きまます。 - 3.2を引きませる - 3.2を引きませる - 3.2を引きませる - 4.2を引きます。 - 4.2を引きまする - 5.2を引きまする - 5.2 を引きまする - 5.2 を引きする - 5.2 を -**郷国大十** とでお聞く、 のとおり。 のと数り、 ととなり、

- 者第一準数 「生活介護事業者 トービス等基準第 事業所において-ご活介護又は基準 ご三又はその端巻 所サ事生が 財居一人の下数 、利用者(当該基準該当介護予防短期 と基準該当短期入所生活介護(指定居 護をいう。以下同じ。)の事業を同一 業所における基準該当介護予防短期入 及び第百六十九条において同じ。)の 算力法で、利 種の事業と基 行生活介護な 当該事業別 操作人は以 弾態所、下以 相談員 一人以上職員 常勤換職員 常勤換当介護予防短期入所生活介の二十六の基準該当短期入の二十六の基準該当短期入が上ている場合にあっては対している場合にあっては入所生活介護の利用者。以とに一人以上 基四的当增 | | が百体該を
- 米藜
- 数所 汌 じ防 忘予 に譲 情介 実当 所の 業基 事に 躨 規 - 生活介調で、新り、一、新り 所だ 入た 军 予防短 核基準該当介護子 前年度の平均値と 三数による。 員は、日常生活者 種該当介護予防約 電通過の手の手が 攤 三四五 a ←
- をで 練が 計と 6 M 80 たす る事 防務 を職 、機能の減退 ・業所の他のI な事 少个풿 . | め | | | | | | さた。一人所 羅黑 を短 養士 一人~ 後能訓練指導員 一人以工 周理員その他の従業者 当該基達 項第二号の利用者の数は、前年 可第二号の利用者の数は、前年 の事業を開始する場合は、推定数 で、四号の機能訓練指導員と 四する 第有す 軍力のがなった。 **F**6 第能も 10 Kg 3行き 行き
 - 10 40 NB 要す がと 40 **→** NB 用等保み 業海 事多 所徙 予防通 活介護(小護 所生) 指型 、風 は防 老字 業護 事介 金が、 在活に 所号 入各 短期、一項、 防第 * 介之 当加 該に 準者 基業 従 **4** \mathcal{C}

業確

数

にミア 業人た者十つ 事石瓶 の第を 网弹 同条基 学る がスす とどぼ定 業一規 争りの出事がに 護居各 活指、介绍。 な当短期入所生活/ さについては、指5 -ことをもって、言 雑婦となった であれてあるが、一般を表しています。 業で準 (の事) 作運人 選討員(活にる 所を記るできる。 入一規き 4介護予防短期A 事業所において— 5第四項までに 4なすことができ 該のかと当事らみ 英国一番一旦を通り り第る ちよ条い 策を十る

所活事 事所に 達へ務 介期職 、 所生活 子 所 版 で で の 他 の 1.20 - .20 - .20 - .20 後予防短期入所 会建該当介護 会が護事業所の 会をのとする 介、生で護基活き ン形が、 入所生活介護事業者は、基準該当 を置かなければならない。ただし、 、当該基準該当介護予防短期入所 、施設等の職務に従事することが[・] 4介護予防短期入 手する管理者を 5がない場合は、 5ろ他の事業所、は 基準該当分 職務に従事 理上支障が で地内にある (**衛理者)** 「**六十八条**」 「六十八条」 「い専らその順 長事業所の管理 又は同一敷地 百と護 第三年

Щ 图

短利活 防る生 議が続きるまた。 介が期 選び票 権を対して 基け護 該受介 まる。まる。 供該 -の利用定員 :活介護の提供 :とし、基準記 介護事業所は、その 雙予防短期入所生紀)を二十人未満と 介護 活介じ。 国票事 子弦 同事(の第) 治・公職においてになっている。大学というになっている。 **日定員等) ト九条** 基準該当介 至介護事業所におい り上限をいう。以下 終の専用の居室を討 **一面大十九** (所在 (の数の) (の事業の 第八者護

4+2 おりの) 事業者(] | | | | | | | | | 一の事気は日日の十分によっている。 が弾艦があれ と基を 業等業 事ス基 のどる 活介護() 完サー 規定する 月入所生? 指定居? 前項に表 短期 ぜん 基準該当後 についてに とをもって と合こ f生活介護の事為 りに運営される場 きの基準を満たっ 期入所 一体的 定員等0 4介護予防短貨 終所において 記定する利用な えできる。 当業規が 基準談 |一の事 |一頃に |ナーゴに 同策な るりれみ

活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるととも 供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければ 業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所 入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に 備を設けないことができる。 (設備及び備品等) 第百八十三条 基準該当介護予防短期入所生活分 に、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供す ならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所 介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所 護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基2

居 強 強 強 記 記

訓練

浴室

| 二三四五六七八九

 \sim 次のとま 設備の基準は、 J. 2 宣覧に

居室

トア以上十分表記] 平方メー防災等に

 $\Delta \cup$

لک

4 靊

NA

, fo

ا ا

面積(\rightarrow ÍΠ Ò \$ ک Δ 40 有する。と。 W1)

広す、にさる食支

確保一の 冬同 tu, - 支障がない広ざ合にあっては、 に影 供る の撮合になる はその確保、 にか iの提供の際に fがない広さを 事豐

ご適したものとすること こ適したものとすること のに適したものとするこ がの廊下幅は、利用者が 所の廊下幅は、利用者が

□ Ž Ŋ IJ 3 に移動す か田郷 თ 🎋

| | 事業者 | | 十条の | | 基準を演 の四る 同第三一回ぎ |とが、|| | 等基準 | 項に規(2) 業 八三 事ど指 活介護の事経子サートでもって、前 生定を 5準該当短期入所合 さいては、指対 5準を満たすことを 基合基 と場る の事業におれる場合に関する 、所生活介護。 -体的に運営されまする - 体的に運営されまする。 - ができる。 八一規と 手が短期プロにおいて一つではまでに対するではまでに対けるできます。できます。できませるできませるできませるできませるできませるできまするできままするできまするできまするできまするできまするできまするできまするできまするできまするできままするできまする 基準該当介護子 でから事業所は で第一項から第三項 こしているものとみ **4** よ ナ た

の提供 ない。 病期入所生活介護なければならない。 防え 予整 小護─ 制を動 : 建該当 :接の体制 r、 基 び 支 は、攻 者携 事業の連 護問 介の (指定介護予防通所介護事業所等との連携) :**百八十四条** 基準該当介護予防短期入所生活 際し、常に指定介護予防通所介護事業所等と 第に

(準用)

416 に第な 者条み 業玉と 百八十三つるもの。 ・回次 ・回第 ・図第1 業等たる条と のごを事べ満 護一準 活宅る介サ基 :基準該当短期入別 さについては、指定 っって、前項に規定 と合も 業場を 事ると のれこ 介営た護さす ダ当介護予防短期入所生活介 事業所において一体的に運営 する利用定員等の基準を満た きる。 基準該当 同一の事業 (に規定する) とができる こが向け

(設備及び備品等) 第百七十条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の対率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

居食機浴便洗静面室堂能室所面養接訓 声声面矮矮

| 二三四五六七八九

設備の基準は、 10 , F **し** 介護職員室 前項各号に掲り 居室

3

2

77 24 34

₩

 Δ

NA

: 一トル以上とする 詳に十分考慮するこ

三平方

骨 闽 2 _ (C) \$ ک ريـ 60 10 作らずら イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 □ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メーハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等1
 二 食堂及び機能訓練室
 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さをプタートルに利用定員を乗じて得た面積以上とするこ。

[11]

海る W HU WE fがない広。 -ることが-卓庫 支保 - の提供にうなるを確信 ,ず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその; かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広]一の場所とすることができること。 1 イにかかわらず、 -ることができ、かつ がにあっては、同一の イメロす合しているに

高 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。関 便所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。五 洗面所 身体の不自由な者の使用に適したものとすること基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利能なものでなければならない。

到一の事業者(等百八十六条) き満たしている 同策谷 ※ 後後 海海 と幸る 準該当短期入所生活介護の事業 については、指定居宅サービス会ことをもって、前三項に規定すす 基合す と場た 業る満 はいい。 海 単の 、所生活プ - 体的に - る設備の (音子)(音子)(音)</l 基準該当介護子 |同一の事業所に 気から第三項まて)とみなすことが り項の 4 4 1 に川海

に策る

 Δ

IJ

10 動す

₩

ij

か田瀬

が車椅子

: と。 利用者/

725 :生活介言 :ならない 防短期入所会なければない 上翻 達を fは、基準該当介書 まなび支援の体制を 者携 (**指定介護予防通所介護事業所等との連携) 5七十一条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業 祭し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連打 層際 第に

≘ 無

七十二条 第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第三十五条(第五項及び第六項を除く。)、第三十四条、第百六条、第百二十九条並びに第四節余く。)及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活おいて、第二十条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護さいて、第二十条第一項中「内容、当該指定介護予防短期入所生活の調」とあるのと、第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第百七十二条に対しない指定介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第百七十二条に該当しない指定介護予防短期入所生活介護従業者」と、「同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百四十での規定中「次条」とあるのは「第百七十二条」と、第百四十に第百七十二条において準用する第百二十九条」と、第百四十二条において準用する第百二十九条」と、第百四十九条中「既百七十二条」と、第百四十九条中「既百七十二条」と、第百四十二条において準用する第百二十九条」と、第百四十二条において準用する第百二十九条」とあるのは「第百七十二条」と、第百四十九条中「医師及び看護職員」とあるのは **百**第条をにり代」訪護一」まはす 七三、除お利理と問従ビとで「る十十第くい用受、介業ス、の第前 第ら四条合よ定護「介サ護号の用る 十で第7年 本で語る記し活したす。 条、百。に法介訪議一とで百条 か第四こよ定議問従ビ、の人人 ら五十のり代「介業ス同現十一 第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条、第三十三条、第三十条、第三十二条、第三十六条まで、、条並びに第四節(第百三十五条第一項及び第目的短期入所生活介護の事業について準用する。 「100年四条の二から第三十六条まで、100年間が 100年間が護について法第五十三条第四項の規定は 100年間が護について法第五十三条第四項の規定は 100年間が護について法第五十三条第四項の規定は 100年間が護について法第五十三条第四項の規定は 100年間が護について法第五十二条第二十一条第三項中「分第三項中「分第百三十八条」と、「 100年間条一、第百二条第三項中「分護予防通所介 100年に、第百二十五条第三項中「分離子的通所介 100年に、第百二十五条第三項中「分離子の第六号まれ 100年四条中「第百二十八条」とあるのは「第1 100年の条件「第百二十八条」とあるのは「第1 100年の条件「第100年」と、「第100年」をあるのは「第100年」をあるのは「第100年」を可以表別を引入ます。1 5百八十五条 第九条から第十三条まで、第十六5三十三条まで、第三十四条(第五項及び第六項2二二条、第百二条、第百四条、第百五条、第百二二条を除く。)及び第五節の規定は、基準該当介3台において、第十九条中「内容、当該指定介護予12、第三十条中「第二十六条」とあるのは「介護予防短期入所生活介護(22)とあるのは「介護予防短期入所生活介護(22)とあるのは「介護予防短期入所生活介護(22)とあるのは「介護予防短期入所生活介護(22)となりは「前三項」とあるのは「第百人十五条」と、第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第三項中「が条」とあるのは、「第三人十五条」と、「前条」、第三四十八条中「医師及び看護職員」とあるの。 百三二条合用受、員」該第中条、 第第十二場利理と護者に条定玉と

十三場に法介

六る準

占領

〈 物 配 〉

へ級略

指定介護老人福祉施設開設者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長 (公 印 省 略)

介護保険法に基づき条例で規定された指定介護老人福祉施設の 人員、設備及び運営の基準等について

介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十八条第一項及び第二項並びに法第八十六条第一項の規定による「介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(以下「指定介護老人福祉施設条例」という。)については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十三号をもって公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定介護老人福祉施設条例」の運用に当たっては、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十九号)の運用のために発出された「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成十二年三月十七日付け老企第四十三号。以下「基準省令解釈通知」という。)において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定介護老人福祉施設は、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

「指定介護老人福祉施設条例」において本県独自に盛り込まれた基準については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定介護老人福祉施設は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

1 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護老人福祉施設条例第五条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、入所者及び指定介護老人福祉施設双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

2 取扱方針に規定する質の評価

(指定介護老人福祉施設条例第十四条第六項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや入所者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

3 食事に規定する地産地消

(指定介護老人福祉施設条例第十七条第二項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

4 社会生活上の便宜の提供等に規定するレクリエーション

(指定介護老人福祉施設条例第十九条第一項)

充実した日常生活につながるよう、入所者からの要望を考慮して、個々の 嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮する ことを求めるものである。

5 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用

(指定介護老人福祉施設条例第十九条第三項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方 を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

指定介護老人福祉施設は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(入所者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、入所者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を入所者に紹介する等関係機関と連携し、入所者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

6 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護老人福祉施設条例第二十八条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、

高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

指定介護老人福祉施設は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)」の趣旨及び内容を十 分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

7 非常災害対策

(指定介護老人福祉施設条例第三十条)

指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、指定介護老人福祉施設として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 指定介護老人福祉施設は、入所者の状態や当該施設が所在する地域の地理的実情(津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏まえ、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等)ごとに、その規模(当該施設の所在市町村全体・所在地域・当該施設・当該施設の一部分か等)及び被害の程度(ライフラインが1週間程度で復旧される場合、施設内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第八条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

- イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。
- ウ 指定介護老人福祉施設は、非常災害時にその入所者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。
- エ 非常災害時には、当該施設の入所者に限らず、地域の高齢者、障害者、 乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすること を求めるものである。

8 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護老人福祉施設条例第四十一条第二項)

各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないと したものである。

完結の日とは、入所者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、 その書類を使わなくなった日とする。入所者との契約が継続している間において、当該入所者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。 指定介護老人福祉施設においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、

それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、 その期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の6、9(2)、10(8)及び29(2)の「二年間」は、指定介護老人福祉施設条例の規定に従い、「五年間」とする。

9 ユニット型指定介護老人福祉施設

- (1) 取扱方針に規定する質の評価 (指定介護老人福祉施設条例第四十六条第八項) 基本的に同趣旨であるため、2を参照すること。
- (2) 食事に規定する地産地消 (指定介護老人福祉施設条例第四十八条第二項) 基本的に同趣旨であるため、3を参照すること。
- (3) 社会生活上の便宜の提供等に規定する成年後見制度の活用 (指定介護老人福祉施設条例第四十九条第三項) 基本的に同趣旨であるため、5を参照すること。
- (4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修 (指定介護老人福祉施設条例第五十一条第五項) 基本的に同趣旨であるため、6を参照すること。
- (5) 準用

(指定介護老人福祉施設条例第五十三条) 準用の規定により、1、7及び8を参照すること。 各介護保険事業者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長 (公 印 省 略)

介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び 指定介護予防サービス等の基準等について(抜粋)

介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十条第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(以下「指定居宅サービス等条例」という。)及び法第五十四条第一項第二号、第百十五条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の二第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」(以下「指定介護予防サービス等条例」という。)については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十二号及び第六十五号をもって公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十七号)及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成十一年九月十七日付け老企第二十五号。以下「基準省令解釈通知」という。)において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」において本県独自に盛り込まれた基準等については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

第一 指定の要件

(指定居宅サービス等条例第四条、指定介護予防サービス等条例第四条) 指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次のア及びイは除く。 ア 病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項の病院 をいう。以下同じ。)、診療所(同条第二項の診療所をいう。以下同じ。) 又は薬局(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十一項の薬 局をいう。以下同じ。)が行う場合の次のサービス

- 居宅療養管理指導
- ·介護予防居宅療養管理指導
- イ 病院又は診療所が行う場合の次のサービス
 - 訪問看護
 - 介護予防訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - ・介護予防訪問リハビリテーション
 - ・通所リハビリテーション
 - 介護予防通所リハビリテーション
 - 短期入所療養介護
 - ·介護予防短期入所療養介護

第二 介護サービス

1 訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第二十三条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二十四条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要

と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定居宅サービス等条例第三十二条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第四十二条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五 年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの 記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その 期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運 用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の3(9)②、(13) ④、(23) ②及び(25) の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(6) 基準該当訪問介護

(指定居宅サービス等条例第四十七号)

準用の規定により、(1)から(5)までを参照すること。

(省略)

6 通所介護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第百四条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

- (2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用 (指定居宅サービス等条例第百五条第二項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照する こと。
- (3) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修 (指定居宅サービス等条例第百八条第四項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照する こと。

(4) 非常災害対策

(指定居宅サービス等条例第百十条)

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情 (津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏ま え、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等) ごとに、その規模(当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事 業所・当該事業所の一部分か等)及び被害の程度(ライフラインが1 週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能 である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則 (昭和三十六年自治省令第六号)第三条に規定する消防計画(これに 準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画) を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

- イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に 行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に 対応できるような実効性の高いものとしなければならない。
- ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、 事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と 相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求める ものである。
- エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援

をすることを求めるものである。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第百十二条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の六の3 (3) ④の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(省略)

8 短期入所生活介護

(1) 設備及び備品等に規定する廊下の幅

(指定居宅サービス等条例第百五十一条第七項第二号)

併設型の短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める視点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとしたものである。

(2) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第百五十二条第一項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(1)を参照すること

(3) 取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用 (指定居宅サービス等条例第百五十五条第六項及び第七項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3) を参照すること。

(4)食事に規定する地産地消

(指定居宅サービス等条例第百五十八条第二項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(5) その他サービスの提供

(指定居宅サービス等条例第百六十二条第一項)

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(6) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第百六十七条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の八の3(4)③及び(5)③の「二年間」は、

指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(7) 準用

(指定居宅サービス等条例第百六十八条) 準用の規定により、6の(3)及び(4)を参照すること。

- (8) ユニット型指定短期入所生活介護
 - ア 設備及び備品等に規定する廊下の幅

(指定居宅サービス等条例第百七十一条第七項第二号)

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(1)を参照すること。

イ 取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用 (指定居宅サービス等条例第百七十四条八項及び第九項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3) を参照すること。

ウ 食事に規定する地産地消

(指定居宅サービス等条例第百七十六条第二項)

短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(4)を参照すること。

エ 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修 (指定居宅サービス等条例第百七十九条第五項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照す ること。

才 準用

(指定居宅サービス等条例第百八十一条) 準用の規定により、(2)、(6)及び(7)で準用する6の(4) を参照すること。

(9) 基準該当短期入所生活介護

(指定居宅サービス等条例第百八十八条)

準用の規定により、(2)から(6)まで並びに6の(3)及び(4) を参照すること。

(省略)

第三 介護予防サービス

1 介護予防訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修 (指定介護予防サービス等条例第二十九条第四項) 従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第三十九条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの 記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その 期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運 用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の三の1 (2) ③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第四十条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第四十一条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(6) 基準該当介護予防訪問介護

(指定介護予防サービス等条例第四十七号)

準用の規定により、(1)から(5)までを参照すること。

(省略)

6 介護予防通所介護

(1) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第百三条第四項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を 参照すること。

(2) 非常災害対策

(指定介護予防サービス等条例第百五条)

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情 (津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏ま え、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等) ごとに、その規模(当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事 業所・当該事業所の一部分か等)及び被害の程度(ライフラインが1 週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能 である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則 第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、 地震等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法 第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあっ てはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくても よいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を 定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるもの とする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

- イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に 行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に 対応できるような実効性の高いものとしなければならない。
- ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、 事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と 相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求める ものである。
- エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第百七条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を 参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の6(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第百九条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を 参照すること。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第百十条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を 参照すること。

(省略)

8 介護予防短期入所生活介護

(1) 設備及び備品等に規定する廊下の幅

(指定介護予防サービス等条例第百三十三条第七項第二号)

併設型の介護予防短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める視点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとしたものである。

(2) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第百三十四条第一項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(1)を 参照すること

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第百四十二条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を 参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の8(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第百四十四条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を 参照すること。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用 (指定介護予防サービス等条例第百四十五条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を 参照すること。

(6) 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等条例第百四十七条第二項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を 活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向 上を求めるものである。

(7) その他サービスの提供

(指定介護予防サービス等条例第百五十一条第一項)

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(8) 準用

(指定介護予防サービス等条例第百四十三条) 準用の規定により、6の(1)及び(2)を参照すること。

(9) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

ア 設備及び備品等に規定する廊下の幅

(指定介護予防サービス等条例第百五十四条第七項第二号)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、

(1)を参照すること。

イ 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第百五十八条第五項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2) を参照すること。

ウ 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等条例第百六十三条第二項)

介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、(6)を参照すること。

エ 準用

(指定介護予防サービス等条例第百六十条及び第百六十五条) 準用の規定により、(2)から(5)まで及び(8)で準用する6 の(2)を参照すること。

(10) 基準該当介護予防短期入所生活介護

(指定介護予防サービス等条例第百七十二条)

準用の規定により、(2) から (7) まで並びに6 の (1) 及び (2) を参照すること。

(省略)